

令和3年6月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	3
2、出席者 .....	3
3、審査事件 .....	4
4、付託事件 .....	4
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長報告議案説明 .....	5
報告議案に対する質疑 .....	6
報告議案に対する討論 .....	6
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明 .....	6
議案に対する質疑 .....	7
議案に対する討論 .....	10
陳情審査 .....	10
議案外所管事項に対する質問 .....	11
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者報告議案説明 .....	27
監査事務局長報告議案説明 .....	27
人事委員会事務局長報告議案説明 .....	27
労働委員会事務局長報告議案説明 .....	28
議会事務局長報告議案説明 .....	28
報告議案に対する質疑 .....	28
報告議案に対する討論 .....	28
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者所管事項説明 .....	29
監査事務局長所管事項説明 .....	29
人事委員会事務局長所管事項説明 .....	29
労働委員会事務局長所管事項説明 .....	30
議案外所管事項に対する質問 .....	30

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	35
2、出席者 .....	35
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案及び報告議案説明 .....	35

予算議案及び報告議案に対する質疑 .....	3 6
予算議案及び報告議案に対する討論 .....	3 6
委員会	
企画部長所管事項説明 .....	3 6
陳情審査 .....	3 8
I R 推進課長補足説明 .....	3 8
議案外所管事項に対する質問 .....	4 0

### (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	6 3
2、出席者 .....	6 3
3、経過	
分科会	
地域振興部長報告議案説明 .....	6 3
報告議案に対する質疑 .....	6 4
報告議案に対する討論 .....	6 7
委員会	
地域振興部長所管事項説明 .....	6 7
陳情審査 .....	7 1
地域づくり推進課企画監補足説明 .....	7 9
地域づくり推進課長補足説明 .....	8 1
地域振興部次長補足説明 .....	8 3
新幹線対策課長補足説明 .....	8 6
県庁舎跡地活用室長補足説明 .....	8 6
議案外所管事項に対する質問 .....	9 0

### (第4日目)

1、開催日時・場所 .....	1 2 5
2、出席者 .....	1 2 5
3、経過	
分科会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監報告議案説明 .....	1 2 6
総務部長予算議案及び報告議案説明 .....	1 2 6
予算議案及び報告議案に対する質疑 .....	1 2 7
予算議案及び報告議案に対する討論 .....	1 3 2
委員会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監所管事項説明 .....	1 3 2
総務部長総括説明 .....	1 3 3
債権管理室長補足説明 .....	1 3 5
議案に対する質疑 .....	1 3 5
議案に対する討論 .....	1 3 7
総務部長諮問説明 .....	1 3 7
人事課長補足説明 .....	1 3 8
諮問に対する質疑 .....	1 4 0
諮問に対する討論 .....	1 4 2
陳情審査 .....	1 4 2

議案外所管事項に対する質問 .....	146
委員間討議 .....	181
・ 審査結果報告書 .....	183

**(配付資料)**

- ・ 分科会関係議案説明資料
- ・ 委員会関係議案説明資料
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加1)

6月18日

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年6月18日

自 午前10時32分  
至 午前10時39分  
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長	大場 博文 君
副委員長	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
”	浅田ますみ 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君
”	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前10時32分 開会

【大場委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会になりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、先の臨時会におきまして委員長にご選任をいただきました大場博文でございます。

同じく今回選任されました宮本副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）  
【大場委員長】委員席でございますが、正副委員長の選任に伴い、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり変更したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、浅田委員、坂本委員の両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和3年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審

査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これを持ちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

-----  
午前10時39分 散会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年 7月 1日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時40分  
於 委員会室 1

厚生課長	小島 聡 君
留置管理課長	船津 博之 君
生活安全部長	井手 孝志 君
生活安全企画課長	宮下 直樹 君
人身安全対策課長	宮崎 秀樹 君
少年課長	竹田 英城 君
生活環境課長	中村 敏弘 君
サイバー犯罪対策課長	林田 克盛 君
地域部長	池園 直隆 君
地域課長	塩崎 裕三 君
刑事部長	山口 善之 君
刑事総務課長	横山 信也 君
捜査第一課長	宮崎 和久 君
捜査第二課長	尾塚 政一 君
組織犯罪対策課長	犬塚 尚男 君
交通部長	荒木 秀 君
交通企画課長	式場 龍明 君
交通指導課長	田川 佳幸 君
交通規制課長	澤村 彰 君
運転免許管理課長	松尾 邦仁 君
警備部長	杉町 孝 君
公安課長	川本 浩二 君
警備課長	遠藤 雅敏 君
外事課長	山下 勝宏 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
"	浅田ますみ 君
"	山本 啓介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	宮島 大典 君
"	石本 政弘 君
"	饗庭 敦子 君
"	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	菅谷 大岳 君
首席監察官	川口 利也 君
首席参事官兼警務課長	平戸 雄一 君
総務課長	車 康之 君
広報相談課長	松本 武敏 君
会計課長	沢田石 徹 君
装備施設課長	平田 義隆 君
監察課長	山崎 博之 君

会計管理者	吉野ゆき子 君
会計課長	岩村 政子 君
物品管理室長	高橋寿美子 君
監査事務局長	下田 芳之 君
監査課長	太田 勝也 君
人事委員会事務局長	大崎 義郎 君
職員課長	田中 京 君

-----  
労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君  
調整審査課長 山田 譲二 君  
-----

議会事務局長 松尾 誠司 君  
次長兼総務課長 藤田 昌三 君  
議事課長 川原 孝行 君  
政務調査課長 濱口 孝 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第97号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）  
（関係分）

報告第4号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）  
（関係分）

報告第12号

令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算  
（第2号）

報告第15号

令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算  
（第2号）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第99号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員  
のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正  
する条例（関係分）

第100号議案

長崎県職員定数条例の一部を改正する条例

第101号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第102号議案

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
促進に係る信号機等に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

第107号議案

権利の放棄について

報告第20号

長崎県税条例の一部を改正する条例

諮問第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に関  
する諮問について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・交通反則告知等に関する県議会での対処要望  
について
- ・要望書
- ・令和4年度 県の施策等に関する重点要望事  
項
- ・養生所 / (長崎) 医学校等遺跡の保存・保護・  
整備・公開に関する陳情書 X X 外
- ・辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖  
縄県外・国外移転について国民的議論を行  
い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決する  
べきとする意見書の採択を求める陳情
- ・令和4年度 国政・県政に対する要望書

8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員  
会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第

99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか6件であります。そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を、総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査をいたします案件は、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分ほか3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の取扱いにつきましては、事前通告に基づき質問を行うこととなっており、各委員の質問時間は答弁時間を含め20分以内とし、質問回数は1部局の審査につき1回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【菅谷警務部長】おはようございます。警察本部警務部長の菅谷でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和3年5月10日の総務委員会、政府施策要望の関係でございますが、この際に紹介して

おりませんでした幹部職員を、この際ご紹介させていただきたいと思っております。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

警務部長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【菅谷警務部長】それでは、警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号、知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただきました令和2年度予算の補正を、3月31日付で専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

補正予算額は、歳入予算3,336万4,000円の減、歳出予算5億5,518万円の減であります。

歳入予算の主な内容についてご説明申し上げます。

使用料及び手数料につきましては、自動車保管場所申請交付手数料等2,235万3,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

一般管理費につきましては、庁費その他一般経費8,686万6,000円の減であり、その他は記載

のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定をされました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明をお願いいたします。

【菅谷警務部長】警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案2件であります。

それでは、ご説明申し上げます。横長の総務委員会資料、警察本部の1ページ目をお開きください。

第99号議案は、「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、行政のデジタル化に向けて、押印等の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

同じく資料の2ページ目をお開きください。

第102号議案は、「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。

現行の条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、信号機等に関する基準を定めるものであり、主務省令である国家公安委員会規則が一部改正され、新たに視覚障害者が使用する通信端末機器に信号の情報を送信できる機能が基準に盛り込まれましたことから、本案は、これに合わせて改正をするものでございます。

なお、施行日につきましては公布日を予定しております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

横長の総務委員会資料、警察本部の3ページ目をお開きください。

まず、損害賠償事案6件についてでございますが、このうち1件は、用途を廃止している職員公舎の屋上防水シートが、台風の影響により破損のうえ飛散し、隣接する民家の窓ガラスなどを損壊させた事案でありまして、98万2,268円を支払うため、5月27日付で専決処分をさせていただいたものであります。

このほか5件は、職員公舎の外側に設置しているブレーカーの不具合によりまして、居住者宅に異常電圧が流れ、電化製品を損壊させた事

案でありまして、26万8,158円を支払うため、3月26日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

これらの賠償金は、全額県費から支払われることとなります。

職員公舎につきましては、点検や修繕を行っておりますが、事案の発生後に改めて、警察本部と各警察署が管理する全ての職員公舎について、電力引込開閉盤等機器類の再点検を実施するなど再発防止に取り組んでおります。

このほか、和解が成立いたしました公用車による交通事故が4件、合計60万4,077円を支払うため、5月27日付で専決処分をさせていただいたものであります。

公用車による交通事故につきましては、事故を抑止するため、異動後の対策として、各所属において、不慣れな車種の運転や地理不案内を踏まえた教養、各所属指定の安全運転指導員による若手職員に対する同乗指導を実施するとともに、警察無線を活用した「スポット一斉指令」により事故防止の注意喚起を行い、安全意識の向上を図るなど、事故防止対策に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりたいと考えております。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策について、につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載のとおりであります。

最後に、長崎県行財政改革推進プランに基づ

く取組について、ご説明申し上げます。

平成28年度から昨年度までの5年間、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる警察本部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告申し上げます。

運転免許証の更新などの申請に来られた方が、申請されたその日のうちに新しい運転免許証を受け取ることができる「運転免許証の即日交付事業」につきましては、運転免許試験場、西海警察署、南島原警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署及び対馬南警察署の8か所において運用していましたが、令和2年4月1日から、長崎警察署に長崎運転免許センターを併設し、全9か所で運用しているところであります。

これにより、令和2年度の即日交付率につきましては、平成28年度に比べて15.9ポイント増の71.2%となり、全国平均と同水準となったところでございますので、引き続き、運転免許行政に係る県民の利便性の向上に向け、継続的な検討を実施してまいりたいと考えております。

なお、本年3月には、「長崎県行財政運営プラン2025」を新たに作成し、今年度からその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】今、提案されました、条例改正の第102号議案について質問をさせていただきます。

これは、先ほど説明がありましたように、信号機の色を視覚障害者の皆さんにスマートフォンで音声で伝えて道路横断を支援する機器を、文言を追加をするということでありませう。

条例改正そのものは別に異があるわけではないんですが、今後の課題として、導入時期がいつぐらいを目指しているのか、条例は今年度改正するわけですから。

そして、導入に当たっての様々な課題があるかと思いますが、そこら辺をどう認識されているのか、教えてください。

【澤村交通規制課長】本件は、バリアフリー対応型の信号機の基準の改正ということでございます。現在までは「ピヨピヨ」「カッコー」の音声のみでしたが、これにスマートフォンを利用した情報を伝えるというものを追加するものでございます。

導入時期ということではございましたが、これは令和元年から全国で試験設置がされておりました。夜間の音響信号の運用を停止している時間をカバーする目的で、スマートフォンを利用した同システムを導入ということで、令和3年度から全国で整備していこうと警察庁の方から指示されたところでございます。

本県におきましては、視覚障害者団体等と協議いたしまして、スマートフォンの利用状況等を含めまして検討しましたところ、従来型の音響型を整備することがまず先であろうというところで、今年度までは、この高度化ピックスの設置の予定はありません。

しかし、このように令和3年度から全国的に整備するというところで指示されておりますので、来年度以降、どのような整備方法ができるかと

ということについて、試験設置も含めて協議して進めていきたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】導入時期は、おおよそわかりました。

2つ目の、導入に当たっての課題をどういうふうに認識しているか、いかがですか。

【澤村交通規制課長】課題ということではお尋ねでございますが、現在、長崎県内でスマートフォンを利用していらっしゃる視覚障害者の方は限られております。先ほど申し上げましたように、まずは音響式を整備していこうというところもでございますので、高度化ピックスというのは置いているところでございます。

なお、この高度化ピックスそのものにつきましては、アプリを利用するわけでございますが、音声は出ますけれども、渡る方向、方向性が示されないところでございますので、今後のシステム技術開発が望まれるところかなというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】今年度から警察庁が予算化をして、全国で約2,000基の信号機に設置する方針で、それに基づいたものだと思います。全国で約2,000基ですから、単純に人口比でいうと47都道府県で長崎県は100分の1ぐらいとなると、20基ぐらいになるかと思うんですが、スマートフォンの普及状況から、いわゆる「ピヨピヨ」「カッコー」の音響式のを先行すると、それはそれで理解をいたします。

それで、課題ですけれども、私も当事者の皆さんのお話を伺ったんですが、先ほど言われましたようにスマートフォンの普及率が低いわけですね。県内に視覚障害者が大体5,800人ぐらいいて、スマートフォンを持っているのが50人ぐらいと伺いました。非常に少ない中でこれを導入しても、効果という面で、先ほどあった音響式をまずはきちんと整備をしようということ

だろうと思います。

1つは、スマートフォンの普及をどうしていくかという課題もあろうかと思います。

それともう1つは、いわゆる白杖歩行をされている方は、白い杖、白杖について片手がふさがる。そしてもう一方の手でスマートフォンを持つと両手がふさがるといった身体的な、物理的な問題もあるんじゃないかということも指摘されておりましたので、ぜひそこら辺は当事者の皆さん方とも十分協議をしながら、そういった課題について解決をしていただきたいと思うんです。

それで、物理的な問題で言うと、まず体験会が何かをしなければいけないんじゃないかなと思います。今年度から全国で約2,000基という方針ですけれども、これはどういうふうな体験会をするかで、今後に関わってくるんじゃないかと思います。全国でもう既に設置をしている先行的な事例があろうかと思いますので、ぜひそういうものを参考にして、例えば県立盲学校の前でやるとかですね。あるいは長崎市の茂里町の交差点では、高度化までいっていないですけど、ピックスの多機能型の信号がありますね。そういうところですか、ぜひそこら辺は多面的に考えていただきたいと思っています。

それから、スマートフォンの普及についてはなかなか、当事者の皆さん方の財政的な面もあってですね。今、スマートフォンで視覚障害者とか聴覚障害者の皆さん方が活用できるアプリがたくさんできているんですよ。それを活用したいという思いはあるみたいなんですけれども、なかなか財政的に負担になるというふうに聞いております。

今、県では、例えば拡大読書機だとか、あるいは音声図書とか、視覚障害者のための機能を持つ様々な機器を貸与したり、あるいはそれを

購入する場合の助成とかがあるんですが、スマートフォンにそういった機能が入るアプリがあって、スマートフォンを1台持っている、いろんな多機能のことができるということです。

そこは、警察本部だけじゃなくて障害福祉課とも連携をとって、視覚障害者の協会の皆さん方もそういう要望をずっと出しているみたいですから、ぜひ、そういったことも含めてスマートフォンの普及につなげていただきたいと思います。

1つ目の体験会の全国的な先行している事例を把握されているのかどうか、それからスマートフォンの普及に当たって障害福祉課との連携かれこれ含めて考えられているのかどうか、そこら辺を再度お尋ねいたします。

【澤村交通規制課長】その使用の体験ということでございますが、九州でいいますと、現在は福岡県だけでございます。今年度の設置も福岡県だけで、ほかはございません。体験をやるようになりますと、例えば盲学校であるとか、設置されているところに試験的に設置して、それでやっていくことが考えられるかとは思いますが、これも各団体と話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、スマートフォンの普及ということでございますが、こちらはちょっと私たちの方では考えておりませんので、ご勘弁いただきたいと思います。

【坂本(浩)委員】私が言っているのは、警察で補助せよと言っているわけではなくて、その部分がネックになっていますから、今は50台ぐらいということ、普及しないとどうにもできないわけですよ、ハードができてソフトが普及しないとですね。ですから、障害福祉の部局とも十分連携をとって、障害者団体の皆さんとも十分に連携をとって、これはいいことだと思

いますので、ぜひよろしく願います。  
これは要望になりますけれども。

それと、さっき確認すればよかったんですが、音響式のものは全国に多分2万5,000基ぐらい整備されていると思うんですが、長崎県内にはどれぐらい整備されているんですか。それだけ最後に教えてください。

【澤村交通規制課長】 令和2年度末現在で、県下で合計383か所でございます。県内の信号機が、1灯点滅を除いて2,328ですので、普及率は16.4%というところでございます。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第99号議案のうち関係部分及び第102号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。審査対象は19番、30番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宮島委員】 1点だけ確認をさせてください。

陳情番号30番、佐世保市から出ております陳情書の中で、57ページと記されております佐世保警察署の早期建替えについての陳情についてお伺いをいたします。

この件につきましては、既に警察本部の方から、その方向性について示されているところですが、現状についての確認をさせていただきたいと思っております。

【平田装備施設課長】 佐世保署の建替えにつきましての現状でございますが、令和3年度にPFI導入可能性調査を行っており、今年度中に結果が出る予定になっております。その結果によりまして、今後の計画は具体的に定まっていくところでございます。

【宮島委員】 ただいま答弁のありましたとおり、今回の建替えにつきましてはPFI方式の導入を検討されていると聞き及んでおります。

しかしながら、現在の長引くコロナ禍の影響によって、この導入に影響がないものかと懸念をいたします。そういう意味では、今後の方針について先行きを少し心配する向きもあるわけですが、いずれにいたしましても、今年度中には結論が出るということでありませぬ。

一つ要望であります。陳情内容にもありますとおり老朽化が激しいということで、早期の建替えという要望が地元からあっておりますので、今後の検討いかにかわらず、この建替えが早期にできますことを、ぜひ要望をいたしたいと思っております。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田中委員】 今、宮島委員から話がありました佐世保署の建替えです。佐世保市からもこういう要望が出ているわけですから、土地問題についてはもう解決したと、解決できるというようなところまでいっているのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

【平田装備施設課長】土地問題につきましては、佐世保市から、購入に当たっては了承を得ております。今現在としましては、今後の購入に向けて財政当局と、いつ購入するのかというところを決めているところでございます。

【田中委員】正確な情報じゃないんですが、今ある佐世保署の敷地と市の持つ市民会館、この辺の關係に何かあるんですか。かわりに佐世保署の跡を佐世保市が利用させてくれとかなんとかという話等々はないんですか。

【平田装備施設課長】お尋ねの件につきましては、佐世保市として利用したいという話はあっておりますけれども、具体的な話は今のところはあっておりません。市民会館跡地と佐世保署の跡地の問題とは、今のところ別個に考えております。

【田中委員】そういうことならば、そう問題なく進展すると思います。先ほどもあったように、やっぱり早急に進展させていただきたい。これは老朽化の問題もあるし、相浦署との合併というか一緒になる方向も間違いはないんでしょうからね。佐世保署と相浦署が一緒になって新しくできるということになると、特に急ぐべしという話ですので。

財政の方との問題は、何かあるんですか。県の財政との合議の中で、何か問題点が出てきていますか。

【平田装備施設課長】財政当局とは、購入時期の問題だけでありまして、今のところは特に問題は生じておりません。

【田中委員】ちょっと聞いたところ、10年計画とかというような話も聞くのでね。10年計画なんていうと、それはもうとても先の話なので、その半分くらいでは解決できるように、できるだけ急いでほしいと要望しておきたいと思えます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。通告をさせていただいていたので、質問をさせていただきたいと思えます。

最初に公用車による交通事故について、先ほどご説明いただきまして、今後指導されるということでございますが、4件の事故は、緊急時に出動した時に起こったのか、普通のパトロールというか巡回時に起こったのか、教えていただければと思えます。

【山崎監察課長】4件の事故のうち、緊急走行で現場に向かっている時の事故が1件ございます。これは、火災現場に向かう途中で、第3車線から第2車線に移行する時に起こした事故でございます。

【饗庭委員】じゃあ、あとはパトロール時と理解したらよろしいですか。

【山崎監察課長】あと3件については、通常時の事案対応やパトロール中の事故ということでご理解をお願いいたします。

【饗庭委員】今後はこういう事故をなくすということで「スポット一斉指令」と書かれておりますけれども、具体的にどのようにされるのか。

事故を起こさないようにするためには、車両にいろんな便利な機能を付けていくことが事故防止にもつながろうかと思えますが、そのあたりをどうお考えか教えてください。

【山崎監察課長】公用車事故防止への取組につ

いては、いわゆる実践的な運転訓練と指導、教養、研修会の実施というようなところを柱に行っているところでございます。

各所属に安全運転指導員を指定しておりまして、これは交通機動隊出身者とか運転技能にたけている方を指定しております。この方たちの指導によって、若手職員及び過去に事故歴を有する職員に特化した指導、教養、警察施設や自動車学校の教習コース等を利用した実践的、効果的な運転訓練の推進、あるいはJAFの職員の方を部外講師として招いて安全講話の実施等の研修会等を開催しております。

また、ドライブレコーダーについては、今年度から4か年計画で全車両に搭載できるように予算措置をいただいているところでありますので、今後も装備資器材の充実を図ることで事故防止に努めていきたいと考えております。

なお、先ほど言われたスポット一斉指令は、異動期に非常に公用車の事故が多いということで、通信指令課をお願いをして、全県下一斉に無線で事故防止を呼び掛けることを行って、全警察官に周知徹底を図ったところでございます。

【饗庭委員】安全運転を指導する立場におおいかと思いますので、今後もぜひ事故のないようにお願いしたいと思います。

続きまして、児童虐待事案についてお尋ねします。児童虐待事案で児童相談所とずっと連携をとっておられると思うんですけれども、この中でも夜間に通報とかが増えているかと思うんですが、夜間対応がどのようになっているのか、お伺いします。

【宮崎人身安全対策課長】警察におきまして児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、全てにおきまして児童の外傷の有無や家庭環境の確認、保護者や関係者の事情聴取等を行っております。そのうえで児童虐待が認められれば、

児童の安全確保を図ったうえで児童相談所への通告、または事件化を図っております。

児童虐待で早急に児童の安全を確保する必要がある場合には、夜間・休日であっても、児童相談所に連絡したうえで、委託を受けて一時保護し、速やかに児童相談所へ身柄付きでの通告を行っております。

【饗庭委員】その中で、児童相談所じゃなくて直接県警へ、児童虐待があっているというような通報がどれくらいあるのか、わかっていたら教えてください。

【宮崎人身安全対策課長】本年4月末におきまして、110番通報で警察が認知した夜間・休日の児童虐待件数につきましては80件でございます。このうち、児童相談所へ身柄付き通告した人数は7人となっております。

【饗庭委員】このコロナ禍で、全国的には児童虐待件数が若干増えているのかなと思うんです。長崎県では今のところ減少していますということですが、夜間対応が多いかと思っております。その中で児童相談所に身柄通告した方は7人ということですがけれども、保護されて、またその後にならぬというような情報を県警で把握できている方がいらっしゃったら、何人くらいか教えてください。

【宮崎人身安全対策課長】身柄付き通告された7人につきましては、児童相談所でそれぞれ援助の方針を決められて、措置という形になっております。警察には、その措置が終わった段階で完了という連絡がっております。

【饗庭委員】今後もぜひ連携していただいて、児童虐待がゼロになるようにしていただきたいと思っております。

次に、薬物対策についてお伺いします。薬物対策で、文章の中にありますように若年層を中心に増加傾向にあると、なかなか再犯防止も難

しいのかなと、目に見えないところで広がっているのかなと懸念するところがございます。

どういう取締り方法で撲滅というか、減らしていこうと考えておられるのかお伺いします。

【犬塚組織犯罪対策課長】薬物事犯につきましては、確かに最近、覚せい剤よりも大麻の割合が多くなっている、そしてまた使用して検挙される年齢層が若年化していることについては、非常に懸念をしているところであります。特に本県におきましては、平成28年以降に高校生や大学生の乱用が問題化しているところをご承知のとおりかと思えます。

取締り方法に関しましては、捜査に支障がありますので詳細は差し控えますけれども、若年層が大麻に手を出しているのは、好奇心とか、その薬物の怖さをよく把握していないところがありますので、そういう怖さをよく啓発、教養していきたいと考えております。

特に乱用防止につきましては、県の福祉保健部薬務行政室が主体となりますので、ここが主管する薬物乱用防止指導員協議会の各地区協議会や総会に警察側からも参加し、情報共有や取組について協議を重ねて、これからも邁進していきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】未来ある若者ですから、薬物に取り込まれないようにしていただければと思います。

最後に、少年非行についてお伺いします。この中で、不良行為少年が前年同期比で158人増加しているということがございます。このコロナ禍で子どもさんの行き場もなくなり、夜に徘徊するような状況になっておられるのかと思えますが、このことも含めて、どういう指導を行っているのか、お伺いします。

【竹田少年課長】繰り返し補導される少年等についてお答えいたします。

令和2年中に検挙・補導された少年は141人、うち再非行少年は30人、率にして21.3%でございます。また、令和3年4月現在では、検挙・補導された少年は37人、再非行少年は14人、率にして37.8%ほどございます。これら再非行少年の割合は下げ止まりの状況にあるというふうに考えております。

そういう状況の少年を支援するために、具体的には少年サポートセンターがございますので、専門的知識、技能を有する少年補導職員を中心とした支援を行っております。その支援につきましては、問題を抱える少年に継続した面接、または立ち直り支援活動ということで就労支援、学習支援、農業体験活動等を行って、少年の居場所づくりを通じて立ち直りを支援しているところでございます。

また、非行少年の深化の度合いが強い場合におきましては、臨床心理士等によるカウンセリングにつないだり、少年鑑別所等の医学的・心理学的所見からも助言を仰ぐなど、関係機関と連携した対応をとっているところでございます。

【饗庭委員】関係機関といろいろ連携をとっておられるということですか。

先日、テレビで、大学生の方を任命して、今後、警察と一緒に活動するというような報道があっていたかと思うんです。大学生と連携、一緒に活動するというようなところまで報道されていたんですけど、具体的にどのような活動をされるのか、教えてください。

【竹田少年課長】学生サポーターの活動についてお答えいたします。

学生サポーターは、本年度第18期で、96人の大学生に委嘱をしております。

学生サポーターにつきましては、立ち直り支援活動と一緒に活動したり、または街頭補導、または非行防止の広報について一緒に活動をし

ております。

特に少年たちと年代が近いこともあって、一緒に活動して、お姉ちゃん、お兄ちゃんということで相談を受けられる活動をしております。特に、大学生が小学生や中学生に学習支援することは非常にありがたく思われているということで好評を得ております。

【饗庭委員】言われるように年が近いので、すごく信頼関係もできやすいかなと思うので、進めていただきたいと思います。

最後にもう1点だけ、ボランティアとも連携をとっているということですが、どのようなボランティア団体と連携をとって、どのように活動されているのか教えてください。

【竹田少年課長】ボランティアとの連携についてお尋ねですが、警察としましては、いろんなボランティアがございます。特に少年の場合には少年補導員、少年指導委員、また先ほど申し上げた学生ボランティア等がございます。

少年補導員につきましては、青パトの活動、防犯活動も含めまして、少年の非行防止について活動しております。夜間もしくは祭礼時に、非行少年がいないのかどうかも含めて見回り活動をしているところです。

少年指導委員につきましては県下に60人ほどございますが、風俗営業に特化した活動をして、少年が非行に手を染めていないかどうかの活動をしております。

学生サポーターにつきましては、先ほどご説明したとおりです。

【饗庭委員】いろいろ事件とかも増える中で、大変お忙しいと思いますが、ぜひ少年非行防止にも全力を尽くしていただければと思います。以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。通告されていますので。

【石本委員】ストーカー事案、それから一部、児童虐待事案に関することでございます。これまで県内で大きな人命に関わる事件が発生しております。全国的にも最近、死亡に直結するような事案が発生しています。

本県において、そういった事案が発生した場合、ストーカー事案などは当然その前に警察に相談していることがあるわけですがけれども、大きな事件につながっている結果を見ますと、相談はしたけど、それが対応に生かされていないとか、対応した方と署内でそれを対策する部署との情報の共有化がなっていないとか連携不足とか、そういった事件が見られるわけです。

本県内での警察での対応についてお伺いしたいと思います。

【宮崎人身安全対策課長】ストーカーや児童虐待事案等の人身安全関連事案につきましては、被害者の生命等に関わる重大な案件に発展する危険がありますので、警察といたしましては最重要、最優先すべき事案として組織的に対応しているところでございます。

その初動支援対応につきましては、警察本部の人身安全対策課に初動支援係を設置しており、県内で発生する人身安全事案については24時間態勢で把握をしております。

この初動支援活動につきましても、警察本部と警察署が緊密に連携したうえで、被害者、被害関係者の保護を最優先として、安全確保に万全を期している状況でございます。

【石本委員】今言われたような内容については、ぜひとも徹底していただきたいと思います。

全国的にそういった事件が発生した時によく耳にする言葉が、署内では適切な対応をしていたという弁明するようなことが多く聞かれます。そうではなくて、相談があった場合には本当に親身になって、それも初動、初期の対応を徹底

すると。相談があった方の実態を十分把握して、ストーカーであれば当然警察署内での情報共有、そしてまた隣接する管内、外もですね、1か所だけではなくて。そういった連携がなっていないという状況も聞かれますので、そこら辺の情報共有をしっかりとさせていただくことをお願いしたいと思います。

また関連して児童虐待についても、先ほど饗庭委員からお話があったけれども、児童相談所との連携、そして、本県においては児童相談所に警察OBの方がちゃんと対応するようになっているのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

【宮崎人身安全対策課長】委員ご指摘のとおり、児童相談所には県警から、児童虐待等の対処に経験豊富な警察官を派遣しております。現在も、個別の事案であったり、児童相談所との連携に関して情報共有、相互の理解の促進に関しまして緊密な連携を図っている状況でございます。

【石本委員】県下で、児童相談所の数と、それに対して今言われた県警、又はOBが在籍する数はわかりますか。

【宮崎人身安全対策課長】現在、長崎児童相談所に現職の警察官が1名と警察官のOBが1名、佐世保児童相談所に警察官のOBが1名おります。

【石本委員】児童相談所は、今、長崎と佐世保の2か所ということですね。

【宮崎人身安全対策課長】2か所でございます。

【石本委員】そうであれば、なおさらのこと、全県にまたがる案件になると思いますので、現場と児童相談所と警察署の連携をしっかりとって、悲惨な事件が、事案が発生しないように対応していただきたいと思います。以上でございます。

【大場委員長】石本委員、その他の項がありま

すけれども、なしですか。

【石本委員】その他はなしです。

【大場委員長】わかりました。ほかにありませんか。

【下条委員】サイバー空間の犯罪について、ご質問したいと思います。

2月定例会総務委員会で、NTTドコモ、ゆうちょ銀行の不正アクセスについて質問させていただきましたが、コロナ禍において、リモートワーク等インターネットの活用が進む中で、サイバー空間の犯罪の増加、悪質化など、非常に懸念しています。

長崎県警にもサイバー犯罪対策課が設立されて、こういった状況ですので、どう人材を確保していくのか、また機材等を整備していくのが、重要だと思います。

まず、現在のサイバー空間での長崎県での犯罪状況についてと、そういった犯罪に対してサイバー犯罪対策課の皆様がどのように体制を組まれて対応しているのか、お尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】長崎県の現在の被害状況と申しますか、犯罪発生、検挙状況ですが、本年5月末現在における長崎県のサイバー犯罪につきましては、検挙件数22件でありまして、昨年同期と比較しますと9件のプラスであります。

一方、相談件数につきましては5月末現在で1,254件と、これも昨年同期と比較しますとプラス356件ということで、相談、検挙ともに増加傾向にございます。

全国的にもサイバー空間を悪用した犯罪は増加傾向にございまして、特に電子マネーや電子決済サービスなど新たに展開される各種サービスを悪用した、あるいはその脆弱性を突いたサイバー犯罪が増加しておりまして、サイバー空間の脅威は年々深刻化していると認識しており

ます。サイバー空間には、世界とつながっておりまして地域性がありませんから、こうした脅威は長崎県も同様であると認識しております。

この対策についてであります。事件が発生した場合、捜査をいたしまして、そのシステムの脆弱性、なぜそういう犯罪に至ったのかという手口、この辺について捜査で判明した事項について、例えば金融機関であるとか、あるいはそのサービスを提供している企業とか、そういうところに情報を提供いたしまして、今後の対策、あるいは被害防止の強化を図っていただいております。

一方、そういうサービスを受ける側、我々です。それを利用する側のユーザーも自らのアカウント、情報を盗まれないようにガードする必要があります。

そこで本県では、アカウント情報を盗む目的で不特定多数のインターネット利用者にはばまかれるフィッシングメールに対する注意喚起をはじめといたしまして、サイバー犯罪の被害に遭わないための基本的なセキュリティ対策について、新聞、テレビなどのマスメディアやSNS等を通じて広く一般に広報、啓発を行っております。また、学生、中小企業、インフラ事業者等、それぞれに応じた講話やセミナー、そういう活動を行って広報、啓発、再発防止に努めております。

【下条委員】課長、サイバー犯罪対策課の人員の体制についてはいかがでしょうか。

【林田サイバー犯罪対策課長】現在のサイバー犯罪対策課の体制は、課長以下23名となっております。なお、事件の規模によっては県警内部の捜査部門との合同捜査も行いますし、他県と競合する事件につきましても共同・合同捜査を行っております。必要な場合には人間のシフトによる増員が可能という体制をとっております。

す。

【下条委員】当初予算でも、サイバー犯罪対策課の一定程度の予算を確認しておりますが、現時点で予算執行の状況と申しますか、取組について何か教えていただけるようなことがあればお尋ねしたいと思います。

【林田サイバー犯罪対策課長】予算につきましては一定程度いただいております。

その執行の内容でございますが、大きくは3つの用途がございます。1つは、やはりサイバー犯罪の捜査費用でございます。これは捜査員の旅費とか、あるいはパソコンをはじめとする装備資器材、例えばサイバーに関する高度な解析資器材のリース費用とか、あるいは通信、プロバイダ契約料とか、そういうものになります。

2つ目は人材育成でございます。人的基盤の強化を図るために、例えば企業に捜査員を長期派遣いたしまして、そこで学ぶということ、あるいはそういう企業や大学あたりから講師を招きまして、高度なサイバー事情についての講義を受けると、そういった人材育成のための費用であります。

3つ目は、社会全体のサイバー犯罪意識向上につきましても広報・啓発費用でございます。これにつきましては、パンフレットなどの印刷費用やサイバーセキュリティボランティアの経費、あるいはその他、広報用の通信費用、こういうものに使っております。

【下条委員】よくわかりました。サイバー犯罪対策課の皆さん23名プラス連携をしながらということ、予算の執行でも捜査機材の確保のほかに人材育成であったり啓蒙活動に取り組まれているということですね。

国の方でも、IT人材と申しますか、セキュリティ人材の議論も非常に進んでおります。た

だ、あまりいいお話がなくてですね。

自民党政調会のデジタル社会推進本部デジタル人材育成確保小委員会によると、デジタル競争力ランキングにおいて、日本は人材のデジタル技術スキルが低迷、参加をした63か国中62位ということで、IT人材は、サイバーセキュリティの人材も含めて2030年までには45万人が不足するのではないかという試算が発表されております。

皆さんはIT人材の不足に対していろんな取組をされていると思いますけれども、サイバー犯罪対策課として、ITセキュリティスキルを有した人材の確保について、何か取組をされているでしょうか、お尋ねをいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】委員のご指摘のとおり、これからますます深刻化するであろうサイバー空間の脅威に対処できる人材の育成は、警察にとって急務であると認識しております。

今現在、県警で行っております人材育成は、まず1つには、今やあらゆる犯罪にサイバー空間が利用されるようになっており、サイバー犯罪に関する知識や技術はサイバー課だけが持つていけばいいわけではないということで、全ての捜査部門の捜査員が身につけられるように、他部門で既に捜査経験がある優秀な人材を1年間、サイバー犯罪対策課で預かりまして、ここで実際にサイバー犯罪の捜査に従事させながら、その知識や技術を身につけさせて元の部門に還元するプログラムを実施しております。

また、民間の企業等でシステムエンジニアの業務に従事した者、かつ情報処理安全確保支援士、これはレベルの高い国家試験であります、これに合格した方を特別捜査官として中途採用して人材を確保しております。このような人材は、本県のサイバー犯罪捜査を牽引するスペシャリストとして今後も活動していく予定でござ

います。

もう一つは、昨年度からサイバー犯罪対策課の警部補を1名、県立大学の情報セキュリティコースの大学院生として派遣しております。研究のテーマはフィッシング対策であります。今後も、大学とか学術機関との共同研究、あるいはIT企業と産業界とが連携した専門性の高い研修など、産学官が緊密に連携した人材育成を継続していく予定でございます。

【下条委員】ぜひ、今ご報告いただいたような取組を進めていただきたいと思います。

おっしゃるように、インターネット上のウエイトが非常に大きくなっておりまして、そこにおける犯罪も深刻化というか増加傾向にありますので、ぜひ対処できる体制の整備をお願いしたいんですが、ここでリカレント教育についてお尋ねをしたいと思います。

株式会社NTTデータによると、DXを推進する人材ではポイントがありまして、技術、先ほど言われた高度なセキュリティスキルを有している人間も非常に重要です。必要なんですが、これはいわゆるビジネスですね。皆様におかれましては、警察の取り組む様々な内容。こういったものを2つ、同時に有する中間の人材というものが非常に重要と盛んに言っておられます。

ここでリカレント教育です。長崎県では、県立大学に情報セキュリティ専門の情報セキュリティ学科がありますし、長崎大学には情報データ科学部があります。情報データ科学部では、平成30年から令和2年まで社会人向けIT先端技術習得講座が行われて、3年間で延べ112名が受講、うち24名が履修証明を取得されている状況にあります。

このような様々なリカレント教育は、加速しているいろんな形で増えていくのかなと思っておりますが、県警の皆様に対してのリカレント教育

について、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】今、委員のお話にありましたリカレントでございますが、まだ具体的にはそういう話にはなっておりません。ただ、今ご指摘いただきましたので、今後はその辺を検討のうえで、いろいろな対策をとっていきたいと考えております。

【下条委員】ぜひ検討いただきたいと思います。セキュリティとなりますと、プログラムでも非常に高度な学問になります。ハードルも高いと思いますが、例えばインターネットの世界を、プログラムやHTMLとか、そういったプログラムの初歩がわかるだけでも、アプリの構造であったり、詐欺や不正アクセスの状況や、また即座の対応などもできるのではないかなと思っておりますので、ぜひ幅広くこのような取組を進めていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】通告しておりました信号機の設置について、改めてちょっとお聞きをしておきたいと思うんです。

私も、地元の町内会長等々から、3~4か所の信号機の設置要望を受けているんですが、改めて正式に受けた事例が一つありますので、お聞きしておきたいと思うんです。

早岐署管轄の国道202号、針尾地区の西海橋からちょっと早岐寄りのところですが、もう15年来要望をしていると認識をしています。

というのは、農道を新設しまして、新設した時に信号機の設置をお願いすればよかったんでしょうけれども、その時は様子を見たいというような話だったと思うんです。信号機がない。地元の話はいろいろあっていたんです。私も

話題は話題なりに聞いて、そこまでは関与していなかったんですが、今回改めて、信号機を設置してくれというような話がありましたので、お聞きしたいんです。

一度、現地で、まだ無理よというような話があったとすれば、その後、改めて話があった時にも、何というんですかね、正式な訴状にならないようなところがあるんじゃないかなと思ってお聞きしているんですけども、いかがでしょうか。

【澤村交通規制課長】信号機の設置要望の件についてお尋ねでございます。

設置の要望があって、道路調査をして、設置の必要性が低いということで見送ったところにつきまして、その後、交通量の変化とか要望があった場合には、再度現場調査をするなどにより設置の可否を判断しているところでございます。

【田中委員】一般論として地元で言われているのは、金がないもんね、予算がないもんね、というような話とか、順番待ちだからしばらく待ってくれというような話等々が出てきたりするわけですが、一般論としてですね。そういうことは、あってはならないという認識を私はしておりますね。予算は、いつでもつければあるわけですからね。それから、地元からの要望も、町内会長が代わるとまた改めて出てくるケースもあったりしてですね。

今回私が認識しているのは、佐世保市で針尾無線塔というのがあるんです。3本の無線塔、あそこに入る、進入する道路なんです。観光バスが出入りするのに危険だから、信号がなければ誘致もできないというような話もあったりしましてね。

私も改めて早岐署には行きたいと思っているんですけども、現地を見て見直しができない

かと考えているんです。改めて相談には行きませうけれども、見解だけちょっと聞いておきたいと思ひます。

【澤村交通規制課長】 信号機の設置について、予算がないからとか順番待ちとかという話がございましたが、ちょっと認識が違ひうのかなというふうに思ひております。

信号機の予算につきましては、設置の前年度に、その必要性を判断して要求するという形になっておりまして、今年度につきましては6基分の新設の予算がついております。これは6基分要求しまして6基分ついたところでございまして、新設の分についてはしっかりつけていただひているという認識でございませう。

信号機そのものにつきましては、信号機の設置の見直しで総数を抑えうというところがございませうので、以前のようにどんどんつけていくというわけにはいかないという状況でございませう。

信号の総数につきましては、先ほど申し上げましたが、県下約2,400基あるところだす。更新年が19年、信号機の制御機、コンピュータのところを19年で更新しなければならぬ。一方、更新はどうかといひますと、年で100から120だすので、総数でいひますと2,000ちょっとぐらひが適正な数というところだす。現在、更新できていないのが約6%ございませうので、その辺の適正な数を管理していかないといひけないとやっているところだす。

お話にございませう針尾送信所へ入る道の信号機の設置については、具体的には個々にお話しすることとしますが、お話いただひて現地調査等をしております。現況におきまして、交通量的には市道から出てくる車はあまり多くないような状況。それと、自治体による具体的な観光誘致とか道路整備の計画はございませうので、

現時点では信号機の整備の必要性は低いというふうに判断しております。

なお、同所につきましては、道路構造、道路環境の観点から、歩行者が信号待ちする場所がないんじゃないかというところもございませうし、信号機そのものの設置箇所等についても検討を要するところだす。

今後、針尾送信所への観光客が増加するなどにより、交通環境や交通の実態が変化した際は、改めて道路構造などの改良を含めて信号機設置について検討していくというふうに思ひております。

【浅田委員】 幾つか質問させていただきます。

長崎は治安が非常にいい地域として全国でも名をはせているのは、日頃から皆様のご努力だなどというふうに思ひております。だからこそ、警察の方々に対しての県民の信頼なども厚いかと思ひうんですが、そんな中で、ここ数年、警察内での不適切な問題等々が起こっております。

今日も、条例なので、今までだすと、上級の公務員の先輩とか上の方の前で、これからの職員さんが宣誓をしたりといったこともございませうが、それすら今後なくなっていく流れで、緊張感というようなものも薄れていくのではないかという心配もございませう。

これまでいろんな事件があつた時にどのように、ほかの方々への指導を徹底、そして今後をお考えなのかというのをお聞かせいただひければと思ひます。

【山崎監察課長】 本県のいわゆる不適切事案は、懲戒処分、監督上の措置というような処分になると思ひうんですが、過去3年間で55人を処分しているところだす。

再発防止対策としては、身上把握、指導監督の徹底、それと業務管理、職務倫理教養の3つを柱として、各種対策を徹底し、再発防止と県

民信頼回復に努めているところです。

具体的な取組としては、各所属長が危機意識をもってリーダーシップを発揮して実効性のある施策に取り組むように、各種会議や本部長通達等による指示を徹底しております。

そのほか具体的には、発生した事案について職員による検討会の開催、あるいは年1回各所属で実施される総合監察時に職員への聞き取り、それと本部幹部による警察署長等への直接指導、本部長あるいは各部長等と各警察署員との座談会、これらを実施して再発防止に努めているところでございます。

【浅田委員】いろんなご努力をなさりながらも55件、その55件という数字自体はどのように捉えていますか。

【山崎監察課長】治安維持を図る警察官の不祥事ということで、非常に申し訳なく思っております。今後、再発防止を含めて対策を強化していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【浅田委員】理解はするところではありますが、今までも「再発防止に努めます」というようなご答弁を再三、何かがあった時には部長をはじめ、なさっているかと思うんです。より徹底をしていただく、模範として規律を守っていただけるようお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続いて、少年非行の薬物について、先ほどからいろいろご説明などがございましたので、これは要望にかえさせていただきますが。

先ほども、学校等々いろんなところで指導をしているというお話がありました。薬剤師をはじめ、民間のライオンズさん、いろんなところで、各学校を回って、薬物の怖さというのは、ここ数年、DVDなどを見せて教室を開いてやっております。

それでもやはりというところがありますので、学校などを回っているからとか啓発活動に努めているからではなくて、より深い部分で、どのような分析をなさり、対策をしているのかというようなことを次回聞かせていただければと思います。これは要望にとどめます。

続いて、まちづくりに伴う交通政策についてですが、ここ最近、窓から見ておわかりのとおり、駅周辺にさまざまな建物がどんどん、どんどんできております。そんな中で、県庁に來る道路は浦上線沿いの1本で、皆さん、ここの交通渋滞を非常に危惧している状況であります。また事故も含めてであります。

そんな中で、例えば都市計画の方に聞くと、警察と相談をしながら大丈夫ですというお答えをもらうのですが、県民に対する心配材料をどのように捉えて、今後、改善していこうとなさっているのかというのをまずお聞かせください。

【澤村交通規制課長】長崎駅前地区の交通渋滞対策について、どのように考えているかというふうなご質問でございます。

JR長崎駅は、国際観光都市長崎の玄関口に当たり、内外の観光客を受け入れる要所である一方、同駅前の国道206、202号は、1日の交通量が約5万台を超え、県下最大の交通量があり、交通渋滞が長年の課題となっております。

これらを踏まえて、長崎県交通渋滞対策協議会において、長崎駅前及び宝町、宝町から稲佐橋に至る間は、主要渋滞箇所として対策を講じているところでございます。

具体的には、主要道路での踏切をなくすJRの連続立体が令和2年に完成したところでございますし、ただいま計画中であります長崎南北幹線道路計画も渋滞対策というところで考えられていまして、交通管理者の立場から、信号機の運用とかについて意見を述べてきたところで

ございます。

現在、長崎駅周辺土地地区画整理事業の中で、MICEや新しい道路の建設、さらには稲佐橋近くで長崎スタジアムシティの建設が進んでいるところであり、周辺道路における渋滞悪化が懸念されるところでありますが、警察では、よりよい交通環境の整備のため、これまでこれらの交通処理対策について積極的に協議に対応して、事業者や道路管理者等に対して意見の申し入れ等を行ってきたところであります。

今後も適切に対応していきたいというふうに考えております。

【浅田委員】適切に対応をということで、協議会でも対策を考えているということですが、南北幹線もまだこれから先のことでありますし、立体交差事業も進めていますけれども、ここにMICEができて、ジャパネットタウンができると、イベントが重なった時、駅周辺でも何かがあった時、かなり心配の声があるんです。県庁にすら、ちゃんと来られるかしらという声も聞くぐらいなわけです。

もちろん対応はしていただいていると思うんですけれども、この1本しかない状況の中で、果たして信号機、立体交差だけで、重なった時の状況をどこまでというのがなかなか見えないものですから心配の声が上がっていると思うんです。そのあたりは、もっと深いところでいかがですか。

【澤村交通規制課長】具体的に、渋滞しないかというご心配でございます。そもそも論ではございますが、この狭い空間で、代替迂回路がないところにそういう施設を持ってくることで、そういう懸念が生じるところではございますが、できる限りの今考え得るところでどのような対策をとっていくかということを進めていき、状況に応じて対策を打っていくというふうに考え

ております。

なお、それぞれ事業者が違うところですが、特に交通、車両の出入りについては渋滞しないようにということと、歩行者の動線、安全性の確保というところに力点を置いて協議を進めているところでございます。

【浅田委員】なかなか難しいところですので、これ以上はお伺いしませんが、この一本道のところに建ててしまっただけと言われてしまうと全てが終わってしまうような状況でありますので、様々なところの方と、目に見えるような形の安心を発信するようなこともお考えいただければと思います。この件については、また今後お伺いをさせていただきたいと思います。

通告しておりますDV状況につきまして、また児童虐待とかぶるのかもしれませんが、昨年からの状況等々を見て、このコロナ禍のステイホームの中で目に見えない形で進んでいるのではないかという声が上がっています。通報を受理されていることだけではないところを、どうやって皆様方の方で。

これまでそういう被害に遭った方たちと、現状であったりとか防止策だったり、再発だったり、いろいろなさっていると思うんですが、そういったところを若干、DVに関してお聞かせいただければと思います。

【宮崎人身安全対策課長】児童虐待についての再発防止対策といたしましては、市町及び児童相談所との要対協であったり実務者会議において、児童相談所等が保有する児童虐待事案の全件情報の共有を...

【大場委員長】課長、児童虐待ではなくてDVです。

【井手生活安全部長】冒頭に申し上げましたように、人身安全関連事案につきましては、県民の命に関わる案件ということで最優先、最重要

課題と考えております。

4月末現在の数字的な分析、それと1件1件の内容について、私も含めて県警本部幹部において内容を確認いたしております。ここで分析結果をご説明はできないんですが、コロナ禍において自殺に関するご相談が増えているというのも新聞報道で承知しておりますので、家庭内でステイホームの影響がどういうふうに及んでいくのかという点については、今後注視をして分析してまいりたいと考えております。

とにかく、犯罪抑止に資する情報発信に向けて、今現在の数字的な分析を怠らずに、発信に努めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】力強いお言葉をありがとうございます。

数字で見えているのはごくわずかなところで、本当に氷山の一角であると思います。ましてこうやってステイホームで、なかなか外の人たちとの連携がとれない、発信ができないような状況で苦しんでいる方々の声も聞いておりますので、また改めて、分析した状況等も今後ご指導いただければと思います。時間もないので、これで終わりたいと思います。

【大場委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は1時30分より再開いたします。

-----  
午前 11時30分 休憩

午後 1時30分 再開  
-----

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

【澤村交通規制課長】 午前中に音響式信号機の整備数について質問があり、去年の数字を申し上げておりましたので、訂正をお願いいたします。

令和2年度末の一灯点滅式を除く信号機の総

数は2,330基あり、うち音響式信号機は390基、整備率は16.7%となっております。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 それでは、質問をお願いいたします。

【宮本副委員長】 警察本部の皆様方におかれましては、連日の任務、大変にお疲れさまでございます。そしてありがとうございます。

委員長のお許しをいただきましたので、私の方から議案外の質問をさせていただきます。通告に従いまして、3件ありますので端的にさせていただきます。

まず1点目です。児童虐待事案についてということで質問させていただきます。児童虐待事案につきましては、午前中も様々質問がされておりましたけれども、私の方からも質問いたします。

説明資料の3ページに人身安全関連事案への取組状況についてとありまして、児童虐待事案の認知件数については前年同期と比較すると減っているとあります。しかしながら、139名の児童が児童相談所に通告されております。やっぱり収まりきれない状況はあるということでありまして、いまだ県としては大きな問題、大きな事件に結びついているものはありません。皆様方の日ごろの努力のたまものであると痛感しておりますが、その中において、連携のとり方について確認をさせていただきたいと思っております。

数年前だったかと思っております。長崎大学医学部法医学教室と県が連携協定を結んだということがあったかと思っております。県警と児童相談所と、先ほど言いました長大医学部の法医学教室、そして県の担当課はこども政策局になろうかと思っておりますが、ここの連携がしっかりとれているのかどうか。その後の状況も踏まえてですけれ

ども、とれているのかということです。

中でも私が考えるに、法医学教室との連携というのは非常に大事だと思うんです。恐らく今も継続されているかと考えるんですけども、法医学教室の先生が児童を診て、これは虐待の事案だと、この傷は明らかに虐待の傷だと早期発見することによって、それが児童相談所に移って、いち早く保護に結びつく、こういう取組によって長崎県は大きな事件がないと私は認識しているんですけども、警察本部と児童相談所と長大医学部の法医学教室とこども政策局、県の担当課との連携がきちんとしてとれているのか、まずこれについて確認をさせてください。

【宮崎人身安全対策課長】児童虐待に関する長崎大学医学部法医学教室との連携につきましては、児童相談所が主体として行っており、児童相談所からの依頼によりまして診察を実施しております。

県警に対しては児童相談所から通報がございまして、法医学教室において写真撮影による証拠保全や医師からの法医学的見知に基づく所見の聴取等を行っております。

【宮本副委員長】ありがとうございます。よかったです、きちんと連携がとれているということで。確認をさせていただきました。

いち早くそういった形で現場を確認していただいて、児童を守ると、虐待を防ぐと。早期発見が第一かと考えております。

それを踏まえて、法医学教室の先生のマンパワーが恐らくあるかと思うんです。なので巷の病院、診療所、主に小児科医になろうかと思いますが、そういったところで、この子どもさんはもしかしたら虐待のおそれがあるんじゃないか、そういった取組も巷で広げていくことが大事じゃないかと思うんです。要は、長大の法医学教室は法医学教室として、それをさらにバ

ックアップするためにも、地域の末端の病院、小児科の先生たちが早く察知をして、それを児童相談所、あるいは警察、もしくは県につなげるような仕組みづくりは今どうなっているのか、再度確認をさせてください。

【宮崎人身安全対策課長】地域の病院等におきまして児童虐待に関する認知をした場合につきましては、基本的には児童相談所に通報がなされると聞いております。地域の医療機関との連携につきましては、負傷の程度にもよりますが、早急な治療を必要とする場合などの個別ケースにつきましては、児童相談所と連携したうえで、医療機関による治療を最優先として行っております。

【宮本副委員長】地域の病院から児童相談所への連携はとれていると確認をさせていただきました。こういった重層なる仕組みづくりによって、重大な事件にはつながっていないということを再度確認させていただきました。

今後、コロナ禍において、これが限りなくゼロに近づくのが一番いいんでしょうけど、なかなかゼロというのは難しいかと思います。今の体制をさらに強化していただいて、長崎県から悲惨な事件、事故が起こらないよう、また日々連携を強化していただければと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は薬物対策について質問をさせていただきます。この問題につきましても、午前中に様々議論がなされておりましたけれども、私の方からもちょっと質問をさせていただきます。

説明資料の5ページに「薬物対策について」とありまして、これについてはちょっと増加傾向になっています。私も感じるころがあつて。

先週の地方紙に、佐世保で大麻所持による逮捕があつていたかと思えます。最近、若い方々

の逮捕事案、大麻所持というのが見受けられるんじゃないかと私自身は思っています。それがこの数字に表れていると考えるんです。

若年層における大麻、あるいは薬物事案の取締りというか、それをさせない取組についてですが、県警としての取組は、午前中に薬物乱用防止教室の話もありましたが、恐らくされています、承知しております。

教育委員会、県教育委員会でもされているんですけども、通り一遍の講義、この薬はこうですよ、服用すればこうなりますとかというのではなくて、新たな取組ができないかという提案なんです。

教育委員会においては、ロールプレイ式の薬物乱用防止教室もやっているんです。今、普及しつつあるんです。要は、生徒さんたちに実際に考えていただいて、これをしたらどうなるのか、ダメ、断る勇気はどうしたら培うことができるかというようなロールプレイ形式の薬乱防止教室をやっているんです。

県警としても、何か別の視点で薬乱防止教室ができないかなと。若者には、SNSを使った取組であったりとか、視覚にバンと訴えかけるようなもの。退屈にならない、申し訳ないんですけど講義とかではなくて、視覚から訴えるような薬乱防止教室ができないかなという提案をさせていただきたいんですけども、今の取組と今後の展開について確認させてください。

【竹田少年課長】薬物乱用防止教室の現状と新たな取組についてのご質問ですが、まず、全国的に若者への大麻の蔓延は非常に問題になっているところで、警察における少年の薬物乱用防止対策については、少年自身に、大麻をはじめとする薬物は悪いものである、将来にわたって使ってはいけないものであるという正しい認識を持たせる必要があるというふうに考えており

ます。

そこで、警察としましては、ご案内のとおり薬物乱用防止教室、あとは非行防止教室で規範意識を醸成することが重要であると考え、実施しております。

また、薬物乱用防止広報車、これは薬物標本とか大型モニターでDVDを投影する広報車でございますが、それを現場に派遣し、ロールプレイング方式も取り入れて教室を行っているところです。とにかく少年の心に響く活動、教室をとということで取り組んでいるところであります。

広報啓発の手法は、委員ご指摘のとおり、若者の心により響くように、SNSをはじめとするあらゆる媒体や手法を取り入れて、今後も展開していきたいと考えております。

【宮本副委員長】実は私、昨日、佐世保市のハウステンボス町にある長崎国際大学に行って、いろいろ講義をしたんですけども、その前段で、ちょうど薬物乱用防止教室が偶然にもあったんです。九州厚生局の麻薬取締官が、実際にオンラインでズームを使ってされていたんです。その中で、アヘンはこういうケシからできるだとか、ヘロインはこうこうというのがあって、DVDも流されたんですけども、なかなか、どうかなと思う面があってですね。これで果たして伝わるんだろうかという思いがちょっとあったものですから質問をさせていただいているんですけど。

先ほどおっしゃったとおり、SNSを活用したり、県警本部の中にはものすごく腕のいい、視覚に訴えるイラストを描かれる方もたくさんいらっしゃいますので、そういったものを県内の各大学に貼るとか、小・中学校で掲示するとか、そういうぱっと見てわかるような取組が大事ではなかるうかなと考えたところです。

そういったものも今後取り入れていただければ、若者に対して視覚に訴えて、ちょっと立ち止まって見て考えるような仕組みをつくっていただくことによって、少しずつ減ってくるんじゃないかなと考えます。そこに小さくQRコードをつけて問い合わせ先とかとやれば、さらに効果はアップするんじゃないかという一つの提案ですので、協議してご検討いただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後、その他の事項です。実は昨日、通学路総点検、緊急対策強化をというニュースがありました。要は千葉県の八街市で起きた事故です。児童5人が死傷したという事故がありましたね。非常に痛ましくて、たまらん事件ですよ。

こういったことを受けて政府は、30日の午前、首相官邸で、交通安全対策に関する閣僚会議を開いたという報道がありました。要は、必要な捜査と原因究明を直ちに行って、関係する事業者に安全管理を徹底していくと、これは事件に対するものですが、そのうえで通学路の総点検を行ってくれということ、緊急対策を拡充、強化して速やかに実行に移していくべきだという政府の方針が出ているんです。

これを受けて、昨日なのでどうなっているかわかりませんが、こういった千葉県の事故を受けて、警察本部としても直ちに動く必要があるんじゃないかと考えて、その他の事項で上げさせていただきました。

この事件を受けて、そしてまた政府の見解を受けて、何か警察本部として早急にやっていることがあれば、教えていただければと思います。

【式場交通企画課長】千葉県において、大変痛ましい事故が発生しております。

昨日、関係閣僚会議が行われまして、総理から、通学路の点検について指示がなされたこと

は承知しております。この具体的な指示がまだ警察庁から届いておりませんが、それまでの県警の取組ですが、既に過去から取り組んできた対策がありまして、1つが保護誘導活動、そして交通安全指導、3つ目が通学路の危険箇所の把握、4つ目が交通取締まり、交通安全施設の整備と最後に広報啓発活動を実施しておりますので、これらを強化して取り組むように各署に指示しております。

また、関係機関・団体との連携ですが、知事部局と連携いたしまして、子供の交通事故を防止するような取組を徹底するように指示をしております。

今後、警察庁から具体的な指示が出された場合には、その内容に基づきまして、子供の交通事故防止のための対策を推進してまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。早々にご対応いただいたということで感謝を申し上げます。

私、今日は佐世保から来たんですけども、いつになく通学路に立っていらっしゃる父兄の方々、今まで立っていなかったところに警察の方が立っていたのを見た時に、こういったことが原因で指示があったのかなとちょっと思った次第です。

私も育友会をやっているんで、地元の小学校でやっていますので、月に1回、2回は立つようにしているんですけども、やはり危険な時というのはあるんです。そういったところの点検は非常に大事だろうと考えております。

ちなみに、ここは担当課ではないのかもしれませんが、長崎県内で通学路の危険箇所がどれくらいあるかが把握できていれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【澤村交通規制課長】6月28日に千葉県八街市

で発生した事故につきまして、犠牲になられた方の冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされた方の早期回復を祈念するところでございます。

現在の長崎県内の通学路の危険箇所がどのくらいあるかということですが、まずもって、平成24年4月に京都府亀岡市で集団登校中の児童が死傷する事故がありまして、緊急点検をやりました。その際は1,043か所について実施し、警察ですところの横断歩道の移設であるとか、信号機の新設であるとかという対策は全て終了したところでございます。

またさらに、記憶が新しいところでございますが、令和元年度には滋賀県大津市で、これは未就学児童の移動経路に車両が突っ込んで死傷する事案が発生しております。この際も学童の安全確保ということで、県下、通学路ではないんですけど、園児が移動する経路も含めたところで1,190か所について点検を行い、警察の対応すべき373か所、先ほど申し上げました横断歩道の新設とかという部分でございますが、373か所を挙げて、これも全て終了しているところでございます。

それで、一昨日の事故に関しましては、昨日、総理から緊急通学路総点検の指示がなされたところと報道があったところでございますが、まだ具体的に警察庁から指示がございません。今後、通学路の安全確保については引き続き、学校、道路管理者、関係機関と連携して、最重要課題と認識して再発防止対策に全力で当たる所存でございます。

【宮本副委員長】最重要課題で取り組んでいただきたいと思います。こういう痛ましい事故が絶対に長崎県内から出さないように、もちろん地域の我々も注意するところではありますけれども、再度、様々な関係機関と連携をとって強

化していただければと思います。以上です。

【大場委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時50分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

再開は、午後2時10分よりといたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時10分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けすることにいたします。

【吉野会計管理者】会計管理者の吉野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、このたび4月1日付の人事異動に伴う出納局の新任幹部職員を紹介いたします。

（各新任幹部職員紹介）

どうぞよろしくお願いいたします。

【下田監査事務局長】監査事務局長の下田でございます。

新任の監査事務局の幹部職員をご紹介いたします。

（新任幹部職員紹介）

どうぞよろしくお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局長の大崎でございます。

4月1日付の人事異動で、新たに労働委員会事務局に着任いたしました幹部職員をご紹介します。

（新任幹部職員紹介）

よろしくお願いいたします。

【松尾議会事務局長】議会事務局長の松尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私より、4月1日付の人事異動に伴う議会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

（各新任幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

会計管理者より、予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【吉野会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局をお開きください。

1ページが出納局関係です。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただき、3月31日付で専決処分させていただきました。報告第4号、知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算で（目）証紙収入で、9,819万5,000円を減額いたしてお

りますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が見込みを下回ったことによるものであります。

また、（目）県預金利子で47万8,000円を増額いたしておりますが、これは歳計現金の預金利子収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算の（目）一般管理費で44万円を減額いたしておりますが、これは職員給与等の減によるものであります。

また、（目）会計管理費で844万2,000円を減額いたしておりますが、これは会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、監査事務局長より、予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号、知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は歳出予算の（目）事務局費で73万3,000円を減額しておりますが、これは職員給与等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、人事委員会事務局長より、予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の3ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号、知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容であります。歳入予算の（目）雑入で24万2,000円を減額いたしておりますが、これは公平委員会受託事務に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

歳出予算の（目）事務局費で173万5,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の4ページであります。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号、知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の（目）委員会費で153万1,000円を減額いたしておりますが、これは委員会運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、議会事務局長より、予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【松尾議会事務局長】同じ資料の5ページをご覧ください。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号、知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳出予算の（目）議会費で2,714万8,000円を減額いたしておりますが、これは議員費用弁償等の減によるものであります。

また、（目）事務局費で883万1,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分については、原案

のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

会計管理者より、所管事項の説明をお願いいたします。

【吉野会計管理者】 出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について。

平成28年度から昨年度までの5年間、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

出納局におきましては、「内部管理業務の見直し」について、職員からの財務会計システムに関する要望や提案をもとに改善に取組み、収納票に係る専用用紙を3種類から1種類に統一したほか、それまで出力された帳票でしか行えなかった過年度データの参照をシステム上で行えるようにするなど、会計事務に係る作業の省力化、効率化を図ることができました。

なお、本年3月には、「長崎県行財政運営プラン2025」を新たに策定し、今年度からその実現に向けた取組を開始したところであり、今後

も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【大場委員長】 次に、監査事務局長より所管事項の説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】 監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の2ページをお開きください。

監査計画の策定について。

今年度の監査の実施に当たりましては、昨年4月に施行された長崎県監査基準に基づき、効率的かつ効果的に行えるよう、年度初めの監査委員会議において、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定める「令和3年度監査計画」を策定しております。

今年度の監査につきましても、県の事務や事業について、合规性、正確性、経済性などの観点から検証に努め、監査の結果が実効あるものとして事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、昨年度から、知事部局において内部統制制度の本格運用が開始されており、今後、知事から内部統制評価報告書が提出されますので、評価内容の審査を適切に進めてまいります。

さらに、監査結果に対する是正、改善の取組状況を継続的にフォローアップすることにより、監査の実効性を担保するとともに、監査結果等については、監査事務局のホームページに掲載するなど、県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項の説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の3ページであります。

まず、令和3年度県職員採用試験についてありますが、今年度の大学卒業程度の試験につきましては、「行政B」の試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。

また、「行政B」を除く大学卒業程度試験については、「行政A」をはじめ14の試験職種の1次試験を6月20日に実施し、併せて「民間企業等職務経験者」及び「海外活動等経験者」の選考試験についても、1次試験を6月20日に実施いたしました。2次試験の実施予定及びその他の職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであります。

平成28年度から昨年度までの5年間、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。

人事委員会事務局におきましては、多様な人材の確保に向けて、「行政（特別枠）」などの一部の試験職種において、従来の教養試験を、主に理解力や思考力を測る能力試験に変更いたしますとともに、若者の利用が多いツイッターなどSNSを活用した採用情報の提供や、オンラインを活用した業務説明会を実施するなど、新たな取組を進めてまいりました。

なお、本年3月には、「長崎県行財政運営プラン2025」を新たに策定し、今年度からその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項の説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の5ページであります。

調整事件について。

これは労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件についてであります。今年度、現在までに取り扱いました調整事件はございません。

審査事件について。

これは不当労働行為に関する事件ですが、審査事件は1件で、現在審査中であります。

個別的労使紛争について。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた紛争に関する事件ですが、今年度、現在までに取り扱いましたあつせん事件はございません。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告を行われた委員の方で、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】通告に基づいて質問をさせていただきたいと思います。

今ご説明がありましたとおり、令和3年度の県職員採用試験におきましては、大きな効果が出ていると、SPI試験を導入したことにより優秀な人材が確保されたかと思えます。今後も、このSPI試験をほかの業種でも取り入れていく予定があるのか、お伺いしたい。

併せて、試験を前倒したことで大学生はすごく受験がしやすいかと思うんです。民間の就

職も始まります。6月1日が実際ではありますけれども、前倒しで始まるので、ほかの分も前倒しすると、より受けやすく、よりいい人材が確保できるのではないかと思います。その2点をお伺いします。

【田中職員課長】今回の行政BにおけるSPI試験の得点を分析したところ、約400名という多くの受験者数だったことに加え、非常に優秀な受験者が多かったという結果が出ております。

また、最終合格者の大学での学部、専攻などを見ると、薬学、工学、生命科学など、いわゆる理系の学部で学んだ方が半数近くを占めるなど、様々な分野で学んだ方が合格しております。このようなことから、今回の行政Bの試験では、優秀かつ多様な人材が確保できたものと考えております。

さらに、今後、この行政Bだけでなく他の職種においても実施を考えているかというご質問でございますが、行政職以外の技術系の職種については、比較的採用人数が多い土木職において、今年度新たに土木Bの枠を設け、SPI試験を実施いたしました。

一方、技術系の職種については、専門的な能力を評価するための専門試験を実施する必要があることや、各職種ごとの採用人数が少ないことなど、行政職の試験の場合とは異なる点もございます。

お尋ねの点につきましては、土木Bの結果なども踏まえ、任命権者とともに研究を深めていきたいと考えております。

【饗庭委員】今後、土木Bの結果をもってということですので、ぜひ取り入れていただいて。

試験を全体的に前倒ししてはどうかというところでは、いかがでしょうか。

【田中職員課長】先ほども申し上げましたとおり、技術系の職種については専門試験を実施す

ることが必要となっております。この専門試験の確保等につきまして、改めて準備等がございますので、その点も踏まえて今後検討を進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】その専門試験があるので、若干、前倒しは難しいと理解したらよろしいんですか。

【田中職員課長】専門試験につきましては、九州各県の統一試験日が設けられておりまして、統一の試験問題を利用しております。そういうところとの調整といたしますか、県独自での専門試験の調達などが必要になることも考えられますので、そのあたりの点を整理したうえで検討を進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】理解しました。

今後、検討していく中で、ぜひ大学生が受験しやすいようにしていただければと思います。以上で終わります。

【浅田委員】今の饗庭委員の質問とも重なる部分があるんですが、そもそも論として、今年は競争倍率が19.7倍ということでしたが、ここ数年来と比べてどのような状況でしょうか。

【田中職員課長】大学卒業程度の一般事務職である行政職につきましては、今年度、行政Bの枠を設けたところでございますが、昨年度までは行政特別枠として実施してきたところでございます。この行政特別枠につきましては、昨年度は5.9倍という応募倍率になっております。

【浅田委員】5.9倍、かなり倍率が伸びているのは、やっぱりコロナの影響も受けて、地元に残りたいという学生が多かったこととか、例えば先ほど来から質問が出ておりますSPI試験ができたことによって、これまでは、多くの学生に聞くと公務員専門の様々なゼミを受けたり、学校に行ったりというのがあって、なかなか民間との併用が難しかったように聞いております。そういう両方相まって、どのような感じで分析

なさっていますでしょうか。

【田中職員課長】行政特別枠の試験につきましては、法律や経済などの専門試験を課さない試験として、大学などで法律や経済などを学んでいない、専攻していない方にも受験しやすい試験とすることで、多様な人材を測ってきたところです。

しかしながら、応募者が伸び悩んでいたこともあり、試験内容をSPI試験に変更し、併せて試験の実施時期を2か月程度前倒しすることによって、民間企業志望者も、より一層受験しやすい試験内容とし、これまで以上に優秀かつ多様な人材の確保が図られたものと分析しております。

【浅田委員】これは人事委員会だけの分析とはならないのかもしれないんですけども、コロナ禍の昨年からの影響等々はいかがですか。

【田中職員課長】コロナ禍の影響ということでございますが、行政B以外の職種の試験につきましては、若干応募者数が減少している傾向にあります。コロナの影響で公務員の人気といえますか、応募者が増えるのではないかとということも期待しておりましたが、コロナの影響というのは極めて小さかったと分析をしているところです。

【浅田委員】コロナの影響は、実は意外と、皆様の期待よりも低かったということでした。

先ほどから何度も繰り返し言われている言葉の中に「多様性」という言葉が入っていると感じました。公務員の方々にもそういうものが求められると思います。

ここ近年では中途採用の枠も非常に増えているのかなと。中途でも、年齢とか前はもっと制限があったように思っているんですが、制限枠が、かなりここ最近で上がってきたというお話も聞いております。

これは人事課とか新行政とか、いろんな業種の方に交わるので、どこまで人事委員会に聞いていいのか、私もちょっとわかりづらいんですけども、人事委員会としてどのような人材を。多様性とは言いながらも、いろんな形の変遷というか、その時代に応じてとか、これからDXを進めていく中で人材のあり方をどうしていくとか、いろいろあるかと思うんです。そういったところをどういうふうにもっていこうと、どういう意図をもってやっているのか、今後の未来像としてもお答えいただけるものがあれば、教えていただければと思います。

【田中職員課長】県政を推進していくうえで、どのような人材が必要か、また、そのためにどのような採用試験を実施していくかということにつきましては、人事課をはじめ任命権者と協議をしながら検討し、決定をしているところです。

多様な人材ということに関しましては、本県の職員採用試験においては、大学卒業程度、短大卒業程度、高校卒業程度の事務職や技術職の試験に加え、様々な能力や経験、資質などを持った方を対象とした試験を実施しております。

具体的には、民間企業等での職務経験や資格などを持つ方を対象とした民間企業等職務経験者選考採用試験、それからグローバルな視点を持った国際経験豊富な人材を確保するための海外活動等経験者選考採用試験、さらに身体、精神、知的の障害を持った方の雇用促進を図るための障害者を対象とした選考採用試験、就職氷河期世代と言われる年齢の方の中途採用の促進を図るための就職氷河期世代を対象とした選考試験などを実施しているところでございます。

今後、各任命権者と協議を重ねながら、よりよい試験になるよう検討を進めていきたいと思っております。

【浅田委員】 人事委員会事務局長、申し訳ありません、もしよろしければ補足して。先ほど私が、これからの次世代に向けたDXとか、いろんなものも含めたうえでの人材の登用のあり方とか、そういったところもお伺いをさせていただきたいんですけども、補足があればお願いしたい。

例えば中途採用とか、海外の経験者とか、いろんな方を幅広く採られていると、ここ最近はそのようなことも考えていただいているかとは思いますが、採った方々は、もちろんほかの部署になってしまうのかもしれませんが、人事委員会としてある一定の意図があつての採用試験があつて、その後、ほかの人事課とかのやり方になるかと思うんですけども、そのあたりをどのようにとらまえ、今後進めていこうかというのが具体的にあれば、補足いただければと思います。

【大崎人事委員会事務局長】 社会が非常に多様化していく中で、県民の皆様においても非常に多様なニーズがあるかと思ひますし、ニーズが高度化していく現在にあるかというふうに思っております。そのようなニーズを的確に捉えることができる人材を長崎県としても採用していきたいという思いで、これまで様々な改革、改善を行ってまいりました。今委員がおっしゃいましたDXの人材も含めて、非常に重要な能力を持った人材の採用になってくるものというふうに思っています。

どのような人材が必要かということにつきましては、任命権者ともよく相談をしていきたいと思っておりますが、前段で申し上げましたように、これからの社会のニーズを的確に捉え、様々な能力、時代に合った能力を持つ職員を採用していきたいというふうに思っております。

また、中途採用のお話をいただいたところで

ありますが、これまでも民間の人材、もしくは海外で活動、活躍している人材を採用してきているところがございます、そのような採用を行った趣旨も踏まえて、任命権者といたしましても適切な部署にこれまでも配属してきたというふうに思っております。人事委員会といたしましても、高い能力を持った職員を採用してきていますので、活躍ができる部署で、能力を十分、いかんなく発揮をしていただきたいというふうに思っています。

いただきましたご意見につきましては、任命権者にも適時、適切にお伝えしていきたいと思っております。

【浅田委員】 時代も変わり、未来型思考にもなり、これからのような人材が出てきて、県民をしっかりとフォローし、支え、また導いていくのが県職員の方々の重責にもなっているのではないかと存じます。そういう中において、いろんな形での採用のあり方の変遷等々について、今後、私も注視しながら、またご指導いただきながら、いろいろ考えさせていただければと思います。

また、細かい部分に関しましては、各課において質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。以上です。

【大場委員長】 ほかにございませんか。

ほかに意見がないようですので、出納局・各種事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時38分 休憩

-----  
午後 2時39分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時40分 散会  
-----

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年 7月 2日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時28分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	田中 愛国 君
”	浅田ますみ 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君
”	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	浦 真樹 君
企 画 部 政 策 監 ( I R 推 進 担 当 )	吉田 慎一 君
企 画 部 政 策 監 ( 次 世 代 情 報 化 推 進 担 当 )	三上 建治 君
政 策 調 整 課 長	黒島 孝子 君
政 策 企 画 課 長	陣野 和弘 君
I R 推 進 課 長	小宮 健志 君
次 世 代 情 報 化 推 進 室 長	小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】おはようございます。委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で3,972万6,000円の増を計上いたしております。これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会に

において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和2年度予算の補正を、令和3年3月31日付で専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計で23億272万1,000円の減、歳出予算は、合計で2,296万3,000円の減であります。

歳入予算の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の21億8,661万5,000円の減、地方創生推進交付金の1億3,740万6,000円の減であります。

歳出予算の減額の主なものは、総務管理費では一般管理費の120万9,000円の減であります。

企画費では、政策調整事業費の1,000万円の減、特定複合観光施設導入推進事業費の321万2,000円の減であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

企画部長より、所管事項の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の方から先にお開きを願います。

県政150周年記念事業について。

今年は、1871年に長崎県が誕生して150周年の節目の年に当たることから、行政だけでなく、県民の皆様とともに、本県の誕生から現在までの歴史、そして今後大きな変化が生じる本県の未来について共有できるよう、様々な事業を計画しております。

現在、若い世代の方々に、本県の未来について考え、夢や希望を持っていただくきっかけとなるよう、県内の小・中・高校生を対象に、長崎県の未来をテーマとした絵画・作文の募集を行っております。

併せて、本県における今後の政策立案の参考とするため、本県の未来像を描き、それを実現

するための政策提言を、国内外に広く募集しているところであります。

さらに、長崎歴史文化博物館において開催予定であります、今日の長崎県に至る道のりを回顧する講演会や、県政発展に貢献された人物にスポットを当てた企画展、また、150年間の主な出来事や未来像をパネルにして県内5か所を巡回するパネル展についても、開催に向けた準備を進めているところであります。

今後、これらの事業を通じて、県民の皆様が、改めて本県の歴史の魅力を感じ、これから変わっていく「まち」の姿、そして明るい未来を共有できる契機となるよう努めてまいります。

「ながさき若者ミーティング（仮称）」の開催について。

去る6月15日、将来を担う若者の意見を聞き、また若者のつながりを創出することを目的として、第1回「ながさき若者ミーティング（仮称）」をオンラインで開催いたしました。

当日は、県内のまちづくりに関わる大学生や社会人、県庁の若手職員、公募によるメンバー20名が参加し、「今のながさきに感じていることや未来のながさきに期待すること」をテーマに、長崎に対するイメージや生活・雇用環境、地域とのつながり、情報発信などについて活発な意見交換が行われました。

今後、年度内に3回程度開催し、様々なテーマで若者同士の意見交換を行うことを予定しており、こうした取組を通じて若者が将来に夢や希望をもって活躍できる長崎県づくりを目指してまいります。

恐れ入ります。お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について。

去る4月12日、九州及び本県の経済団体や行政、議会から構成される「九州IR推進協議会」の発足式が、福岡市において開催されました。

発足式においては、本協議会の代表である九州経済連合会の会長から、IR推進に向けた共同宣言として、「アフターコロナを見据え、九州へのIR誘致を実現することで、我々自らの手で九州を元気にし、そして次世代につないでいく」との力強いご発言をいただいたところであります。

本協議会では、経済界の皆様方が、IRからもたらされる高い経済効果をしっかりと享受することができるよう、地元調達促進に向けたビジネスセミナーの開催や、IR事業者と地元企業との対話の実施等を通して、民間主導による具体的なビジネスマッチングにつなげることであり、去る6月4日、地元企業の皆様方を対象とした第1回目のビジネスセミナーがオンラインにより開催されました。

また、去る5月19日、九州・山口各県の知事並びに経済団体の代表者から構成される九州地域戦略会議において、本県から、IR事業者の公募・選定など九州・長崎IRの進捗状況について報告を行うとともに、IRを契機として、九州各県の福祉保健部局や医療機関、相談機関が連携し、依存症対策の強化を図るための「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」を設立することについても併せて報告し、賛同をいただいたところであります。

さらに、ギャンブル依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策などの分野で活動する官民の団体により構成される「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会」が主体となって、5月14日から20日までのギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせ、県民の皆様がギャ

ンブル等依存症対策への理解を深めていただくことを目的としたオンラインセミナーが開催されました。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

Society5.0の推進について。

Society5.0の実現に向け、本年3月、本県におけるICT利活用の方向性を示した「ながさきSociety5.0推進プラン」を策定したところであり、今年度から令和7年度までの5か年を推進期間として、人口減少・少子高齢化の進行や2040年問題、新型コロナウイルス感染拡大に伴うニューノーマル（新たな日常）に対応するため、幅広い分野における地域課題の解決や産業振興につながる取組を推進することとしております。

企画部におきましては、行政や民間が保有する多種多様なデータを集積・共有・活用し、防災をはじめとした地域課題の解決、新サービスの創出を図るためのデータ連携基盤を構築することとしております。

また、県内の様々な企業や県民が、県内企業や誘致企業等の有するサービス、ソリューションに直接触れ、体験できる「ながさきICTフェア」を12月に開催し、各産業分野におけるICT利活用の促進や県内企業等有する技術の横展開、県民のICT利活用に係る意識醸成を図るとともに、市町におけるデジタル改革の支援も行ってまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。審査対象の陳情番号は30番、36番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、IR推進課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【小宮IR推進課長】 総務委員会補足説明資料、「九州・長崎IR区域整備計画骨子（行政部分）」について説明をさせていただきます。少しボリュームがございますので、ポイントを絞って簡潔にご説明させていただきます。

まず、資料の4ページをご覧ください。

今回説明させていただきます区域整備計画骨子の位置付けでございます。平成30年4月に、九州・長崎IR基本構想有識者会議取りまとめといたしまして、「（1）交通アクセスの強化」から「（5）IR区域を含む周辺地域の開発促進」まで、IRの実現に向けて取り組むべき方向性を整理いたしております。

その後、この5項目に加えまして、区域認定獲得のために必要と考えられる項目として「（6）九州の合意形成」から「（10）ゲートウェイ機能の確立」を追加いたしまして、10の方策として課題等を整理してまいりました。

IR整備法や同法施行令、国の基本方針案に沿って基本構想有識者取りまとめを改定いたしまして、令和2年2月定例県議会総務委員会において九州・長崎IR基本構想を説明させていた

だき、4月に発表させていただいたところでございます。

今後、県とIR事業者とで共同作成いたします区域整備計画につきまして、先行して行政施策部分に関して整理をいたしております。

次に5ページをお願いいたします。

左側に表記いたしております区域整備計画に記載すべき事項といたしまして、「区域整備計画の意義及び目標に関する事項」から下段の「認定都道府県等納付金の使途に関する事項」、その下に記載しております公平・公正な選定・公募手続の確立、そして公聴会等の実施、県議会における議決、こうした区域整備計画に記載すべき事項と九州・長崎IR基本構想の各項目の関係性について整理をいたしております。

次に、6ページから9ページにつきましては、先ほどの基本構想の中で説明をいたしております内容と重複いたしますので、詳細の説明は割愛をさせていただきます。

次に、11ページから13ページにつきまして、それぞれの項目における取組の方向性と具体的な内容、県及び佐世保市の所管課、関係課を記載しております。

次に14ページをお願いいたします。

公平・公正な事業者の公募設計等につきまして、下段に方向性を示しております。

事業者の公募選定につきましては、現在、3グループから提案書の提出があったところであります。今後、適切な情報管理のもと、有識者による第2次審査を実施いたしまして、最終のIR事業者を決定後、2022年4月末までの区域整備計画申請受付期間にしっかりと間に合うように準備を進めてまいります。

次に、15ページ、地域理解の促進につきましては、県議会並びに佐世保市議会において、区

域整備計画の申請に係る議決がいただけるよう、今後、事業進捗等を踏まえ、9月定例会、11月定例会と、段階的に丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

16ページ、九州連携の促進につきましては、これまで九州地方知事会議、九州地域戦略会議及び九州各県議会議長会議において、本県のIRを九州の第一弾として区域認定するよう決議をいただくなど、民間、議会、行政が一体となったオール九州による推進体制が構築されたところであります。

次に17ページ、九州IR推進協議会につきましては、本年4月に発足いたしまして、ビジネスネットワーク、それから九州観光周遊の2つのワーキングを設置いたしまして、今後、IR事業者と対話を重ね、IRがもたらす高い経済効果を九州地域でしっかりと享受することができるよう準備を進めてまいります。

次に、18ページから21ページの交通アクセスの強化につきましては、陸海空それぞれの現状と課題に対して取り組むべき方向性を記載いたしております。詳細の説明につきましては割愛をさせていただきますけれども、IRの開業時期を想定しながら、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、22ページをご覧ください。

IR区域を含む周辺地域の開発促進でございます。IRの整備に伴い、佐世保市には他地域から多くの方が転入し、IRの周辺地域には、その従業員や家族が居住することが期待されております。こうした交通インフラや生活インフラをはじめ、国際観光拠点にふさわしいまちづくりについて、主に佐世保市が施策の中心となりますけれども、上下水道の整備や住宅環境整備など、それぞれの課題や検討すべき事項につ

いて整理をいたしております。詳細につきましては23ページに記載をしております。説明は割愛をさせていただきます。

次に、24ページの国際観光人材の育成から27ページの広域・周遊観光の推進につきましては、基本構想の記載と同様でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に28ページをお願いいたします。

懸念事項対策といたしまして、ギャンブル依存症対策、治安維持対策、組織犯罪対策、青少年の健全育成対策、この4つの分野における既存の取組に、I R事業者と周辺住民の代表の方など幅広い主体が連携した協働体制を新たに構築いたしまして、P D C Aサイクルによる継続的な対策の検証、改善を実施してまいります。昨年11月に準備会を起ち上げまして、今後具体的な取組の検討を進めてまいります。

次に、29ページから31ページ、それぞれの懸念事項対策に関する取組の方向性を記載いたしております。

次に、33ページ、34ページにつきましては、県と佐世保市の推進体制を整理いたしております。引き続き、県議会、市議会からのご意見を頂戴しながら、区域整備計画の作成を進めてまいります。

35ページ、36ページにつきましては、各検討項目のスケジュールを記載いたしております。各分野とも進捗に遅れが生じることがないように、関係機関とも連携を図りながら、全庁を挙げてしっかりと準備を進めてまいります。

最後に37ページをお願いいたします。

こちらは区域認定を獲得した後の取組になりますけれども、区域整備計画に記載をいたしました各種施策の実施状況につきまして、I R事業者の取組及び行政の取組に関して、国土交通

大臣へ実施状況報告を行い、評価を受ける必要がございます。I R事業者から事業計画実施状況報告やセルフモニタリング報告を県に提出していただくとともに、I R事業者や県が作成する実施状況報告書等について、I R事業評価委員会（仮称）においてモニタリングを実施する体制を構築してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】皆さん、おはようございます。通告をさせていただいていましたので、質問をさせていただきます。

Society5.0の推進についてお伺いします。Society5.0に関しましては、これまでもデジタル化を推進するためにいろいろ取り組んでこられたかと思えます。その中で、ここにも少しはご説明がございますけれども、どのようなものに取り組んでこられて、今後の5か年計画にどのように反映していくのか、内容をもう少し詳しく教えていただければと思います。

【小川次世代情報化推進室長】Society5.0の進め方についてのご質問でございます。

県におきましては、本県におけるSociety5.0実現に向けた取組の方向性をお示しします「ながさきSociety5.0推進プラン」を本年3月に策定したところでございます。当該プランに基づきまして、今年度から関係部局において様々な取組を推進しているところでございます。

以前からの取組で、この推進プランの前身としまして平成28年から令和2年度まで「ながさ

きICT戦略」というものを策定しておりまして、その基本方針としまして、利便性の高い電子行政の構築とか、安全・安心に暮らせる地域社会の実現等々の4本の基本方針を定めまして取組を進めてまいりました。

主な成果といたしましては、データ利活用の重要性に着目をいたしまして、県が保有しておりますデータのオープン化を推進するということで、平成30年4月に公益財団法人九州先端科学技術研究所、ISITが運営いたしますオープンデータカタログサイトへデータの公開をいたしたところでございます。また、県内各市町へもデータのオープン化について引き続き働きかけをしているところでございます。

また、ICTの利活用による産業の活性化につきましましては、創業支援とかインキュベーション施設の運営等によるITベンチャーを含む創業者の増加、育成に取り組むということで、平成31年3月、スタートアップ交流拠点Co-DEJIMAを開設しまして、各種セミナーとか交流イベントなどを開催しているところでございます。

さらに、人材育成につきましましては、情報セキュリティ人材を育成するとともに、サイバーセキュリティに関する研究の推進に取り組み、長崎県立大学シーボルト校において情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備に着手いたしまして、令和5年度の開設に向け事業を推進しているところでございます。

そういう取組の中で、現在社会におきましてもデジタル化とか様々な動きがございますので、そこに対応するために、今回策定いたしましたながさきSociety5.0推進プランで5つの基本方針、30の重点分野、そして61の推進項目をそれぞれの分野について策定いたしておりますので、

そこに基づいてしっかりと取組を進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】今お話があった中で、平成30年にデータのオープン化、公開をしているということですが、どのような内容が公開されているのか教えてください。

【小川次世代情報化推進室長】オープンデータカタログサイトでは、県の人口とか産業系の統計データを中心に公開しているところでございまして、今後さらに、オープン化できるものは順次オープン化していきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】今後またいろんなデータのオープン化を進めていかれるんでしょうけど、どのように活用できるのか教えていただければと思います。

【小川次世代情報化推進室長】データの利活用ということは、国全体としてもその重要性が国からも提示をされているところでございます。

行政データをオープン化することによりまして、まずは様々な民間の方々に、このデータを使いまして様々なサービスの創出につなげていただきたいと考えております。

あとは各市町を含めて行政の中でEBPMということで、データに基づいた政策決定ということが求められておりますので、これも全体的な施策を考える中での基礎的なデータとして使っていただきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、いろんなデータが使えるようになるといいかなと思います。以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】事前に質問通告をしておりました。「ながさき若者ミーティング」について、今後どういうふうな方向性になってくるのかと

思いまして、その点について質問をさせていただきます。

若者ミーティングは、追加資料でも説明がありました。それから実施結果が公表されていて、それも一通り読ませていただいたんです。本来なら対面で行って、私も興味があったものですから、どういう雰囲気で行き取りをされているのか、対面だったら参加したかったんですが、いわゆるオンラインということになりまして、今後は感染症次第でどういうふうになるかと思えますけれども。

この若者ミーティング、今回はまだ仮称ということで第1回目があって、あと3回ですから今年度に4回ぐらい開いてということですが、この目的に、将来を担う若者の意見を聞くことと、若者のつながりをつくっていくこととあります。

県が呼びかけて、こうした若者ミーティングを初めてされたんですかね。初めてかどうかということと、開催に至った経過をちょっと教えていただければと思います。

【陣野政策企画課長】まず、こういった若者の意見を聞くミーティングが初めてかというお尋ねでございますが、こうしたミーティングという形式は初めてでございますが、もともと私どもは、長崎県は今、まちが変わる、産業が変わるという大きな変革期を迎えている中で、将来の長崎県をつくっていく政策の過程の中でも、将来を担う若者の視点をしっかり反映していく、考えを把握したうえで施策に反映していくのが大事ではないかという観点から、こうした取組をしているところでございます。

なお、昨年度、総合計画を策定するに当たりましたが、そういった視点の中で、ミーティングという形ではございませんでしたが、高校生とか大学生に少し意見を聞き、そういった意見を

を反映する取組も始めたところでございます。そうした取組の先に、こうしたミーティングを今回設定したという形でございます。

今後につきましては、年間4回という形で、先日1回しましたので今後3回でございますが、こうしたミーティングの中で出てきた意見をさらに、2回目以降は少しテーマを設定しながら意見交換していきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】1回目のテーマが、「今のながさきに感じていることや未来のながさきに期待すること」で、いろんな意見が出されているようです。

参加者が20名ということで、どういった方々なのか。若いと一概に言っても、学生なのか、社会人でも年齢が30代までなのか、40代までなのか、そこら辺のイメージですね。

あとは、県内在住の方もいれば県外の方もいらっしゃると思いますし、県外だとすれば長崎県出身の方もいらっしゃるかなと思いますので、参加者の方の特徴というか、そこら辺はどんな感じになっているのでしょうか。

【陣野政策企画課長】第1回目は20名の方にご参加いただきました。10名程度を公募しまして、実際に当日参加した公募メンバーは9名でした。年間4回行いますので、毎回公募をかけようと思っておりますが、毎回公募メンバーだけだと議論がぶつ切りになる可能性もございますので、年間通じて参加するメンバーを6名ほど選んでいるところでございます。

第1回に参加していただいたメンバーにつきましては、社会人が7名、大学生が8名、そのほか県職員4名と、サポートメンバーという形でまちづくりに携わっている方にご参加いただきましてトータルで20名でございます。

例えば大学生につきましては、長崎出身で県外に出られている方を2名、関東方面の大学に進学している方と福岡の方に進学されている方。また、長崎の大学に学んでいる方も、長崎出身で長崎の大学に進学されている方のほかに、県外の出身で今は長崎の大学に入っている方という形でございます。

また、社会人につきましても、今回は長崎市以外で南島原市、五島市、佐世保市在住の方もいらっしゃいます。社会人の方も、県外から長崎に移住されてきた方、長崎にゆかりはなかったけれども就職で長崎におられる方、もともと長崎の出身でUターンで帰った方とか、様々な経歴を持っていらっしゃる方に今回はご参加いただいた状況でございます。そうした形で、いろんな出身地とか経歴の方を選んだ形でございます。

年齢につきましては、公募も含めてもともと35歳未満という形で考えておりましたが、今回参加していただいた方は概ね30歳未満の方が中心となっているところでございます。

【坂本(浩)委員】多岐にわたる若い方々がいろんな意見を出して、いい長崎の未来をつくる提言をまとめていただければと期待はしています。

長崎だけじゃないと、県外出身の方、県内出身で県外に進学とか働いている方々も入れたのはよかったんじゃないかと思います。

というのは、出された主な意見ということで公表されていますが、意外と県内の方は少しマイナスで、長崎の方は遠慮深いんでしょうかね、そんな感じで思っている方もかなり多くて、本来長崎が持つ魅力はたくさんあるんじゃないかと思うんですけど、なかなかそこまで気づいていない。気づいているけど、それが当たり前

なっている状況もあるでしょうし、それを外から県外の方が見た場合、長崎県内出身の人が県外に行って見た場合と、そういう角度も必要かなと思います。来てみたら意外と都会で、住める、交通の便もそんなに悪くないんじゃないですかという意見もあったようですから、ぜひ様々な角度で今後もミーティングを継続していただきたいと思います。

それで、あと3回ぐらいやるということですが、この目的にあるように、若者の意見をいろいろ聞いたうえで、県として政策企画課として政策をまとめていくところに重きを置くのか。あるいは、せっかくミーティングで集まった20人ぐらいの皆さんたちのネットワークを大事にする、若者のつながりを創出する、どちらに重きを置くのかですね。聞きっぱなしというものもどうかと、でも、それを継続していくのもなかなか。

つながりをつくるんだったら、あまり行政が関わらない方がむしろいいのかなという感じもしますし、そこら辺を県としてどういうふうに捉えているかというのはいかがですか。

【陣野政策企画課長】今、委員からお話がありましたように、私どもも両方ともまさに政策目的と思っております。

一つは、長崎県はこれまでも様々な人口減少対策の施策を展開しておりますが、そうした施策に若者の視点といいますか考えもしっかり反映させていく必要があると思っております。私どもは、県内の定着とかUターン対策もしっかりやっていきたいと思っております。そうした中では、今若者が感じていることとかをしっかりと反映していく。

特に、若者が今どう感じているかという中では、第1回のミーティングの中で、長崎は何も

ないよねといったマイナスイメージを持っていらっしゃる一方で、県外からいらっしゃる方は、いやそんなことはないよと、いろんな魅力があるよというご意見もいただいておりますので、そうした考えをもっとさらに深掘りしながら展開していくという形で、政策のいろんな構築、または事業の展開に少しヒントをいただければと思っております。

また一方で、今回、様々な地域にお住いの方が一堂にミーティングという形で参加されて、実際にミーティングの終わった後も少し、1時間延長して感想を伺ったところ、いろんな方と知り合えてよかったと、特に自分の地域だけじゃなくて様々な方。今回、オンライン形式で行ったことによって、県外にいらっしゃる方もいろんなつながりができたと、こうしたところは今後自分たちが活動する中でもつながりを持っていきたいと、自分たちもいろんな考えで議論していきたいというご意見もいただいておりますので、そうした若者同士でつながりが創出されて自分たちで活動していくという展開も、ぜひ私どもは進めていきたいと思っております。政策のアイデアとかに反映していきたいと思っておりますし、そうしたつながりの創出も、積極的に若者自身が自主的にそうしたつながりを持つきっかけづくりになればと思っておりますので、その両方を目的として今後は進めていきたいと思っております。

また、ミーティングにつきましては、今年度だけではなくて次年度以降も、今後の展開にもより思いますが、引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 総合計画をまとめて長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025、これでも若者の多様な意見というのも入っておりますし、

若い世代にとって魅力的なまちかと、これをつくるに当たってのアンケートを、たしか2年ぐらい前にしましたね。それでなかなか厳しい声が随分あったようですので、そういう声も真摯に受け止めていただきたいと思います。

このチェンジ&チャレンジ2025にも盛り込まれておりますけれども、去年ですか、ながさきレボリューション4.0というようなことで、若者ミーティングのチラシにもありますように、100年に一度の大きな変化ということで、その中で若い方々の意見を聞くことも重要だろうと思っております。

ただ、このながさきレボリューション4.0をざっと見せていただいたんですけれども、せっかくだったら地域の課題も、このチェンジ&チャレンジ2025に入ればよかったのにねと思ったんです。これは全部入っていなかったようなんですけれども。

この最後のページに未来予想図と、これから長崎に起こることと書いていまして、2020年から2024年以降とずらっとあるんですよ。これを見たら、ほぼハード面なんです。新幹線とか、あるいはIRだとか、出島メッセだとか、長崎スタジアムシティだとか、県庁舎の跡地だとか、ほぼハード面で未来が描かれているんです。

多分、これだけじゃなかなか、若い人って、一旦離れたら長崎に帰ってこないと思いますし、県外の方が長崎に移住しようかという気には、なかなかならないんじゃないかと思っております。

これは行政がつくった、県がつくったものですから、どうしてもそういう主要プロジェクトのハード面が中心になるのかなと思いますけれども、できれば若者ミーティングを通じて、これにソフトの部分をついよん、ついでん入れ込ん

で未来予想図をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

最後に、そこら辺の課長の認識を伺って終わりたいと思います。

【陣野政策企画課長】今、委員からお話がありましたように、総合計画にも盛り込んでおりますが、ながさきレポリューション4.0ということで、これまで様々なプロジェクトを推進することによって、まちづくりや県の施策、県以外の様々なプロジェクトの進展で、まちが大きく変わろうとしています。まさにこういうハードの面が整いつつありますので、それをいかに地域の活性化につなげるかというのは、何よりもソフトの施策をミックスしていくことが重要だと考えております。そうした展開につきましては、行政だけではなくて民間の皆様、様々な方々のご協力をいただきながら、そうしたソフト施策の展開を充実させていくことが重要だと思っておりますし、まさに若者の意見も、そうした中にしっかり反映しながら展開していくことが重要だと思っておりますので、私ども、そういった視点で今後、いろんな施策を構築してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】このミーティングはオンラインで開かれて、私も何とか雰囲気だけでも知りたいと考えているものですから、若い人たちが率直に意見を交わす、その阻害にならない程度に参加できるようだったら、ぜひ次回以降も案内をいただければと申し上げまして終わります。

【陣野政策企画課長】今はオンラインで開催しておりますが、こういった会議の様態等につきましては、今後、委員の皆様等にご案内しながら、ご覧いただくような工夫をしていきたいと考えております。2回目以降のご案内の時に再度お知らせしたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。（発言する者あり）I Rに関してはまとめた方がいいので、それ以外の方で。

【浅田委員】では、DX推進についてお尋ねをしたいと思います。

これまでも再三にわたり、もう2年以上前から、このDXという言葉が出てきた時から、議会等々でもお話をし、いろんな形で構築のあり方の提案をさせていただいておりました。

そんな中で次世代情報化推進室もでき、部署も変わり、大きく動く中で、今年度の予算に関しても長崎県の目玉というか、これをしっかり推進することによって県民生活をいかに守っていくのかというようなお話がこれまでも再三あったと思うんです。

実態として部署が新しく変わり、いろんな企業とかをフォローする中で、今の段階で目に見える変化とか、方向性でもっていきたいです、ではなくて、きちりとした目標設定が形としてあるのかというのを、ここで改めてお伺いできればと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今ご質問がございました体制の変化の効果といいますが、今後の方向性ということでございますが、本県はSociety5.0を推進していくというところで、令和2年4月に企画部に次世代情報化推進担当の政策監を、産業労働部の新産業振興担当と兼務で配置をしますとともに、次世代情報化推進室の新設をしたところでございます。

庁内におきましては、平田副知事をトップに關係部局長及び、新たに統轄監、各振興局長をメンバーに追加いたしまして「ながさきSociety5.0推進本部」を設置いたしました。本部会につきましては、各部局におけるSociety5.0関連施策の総括的な旗振り役という

ことで、さらに旗振り役となる職員としましてデジタル対策推進員という者も4月に各部局に配置をしたところでございます。併せまして、県の情報戦略アドバイザーとして民間人材を次世代情報化推進室の中に配置しているところでございます。

庁外におきましては、令和元年度まで情報関連企業とか県内大学、金融機関などをメンバーとして設置をしておりましてながさきICT戦略推進研究会というものがございましたが、こちらを発展的解散いたしまして、幅広い業界の皆様方に県内の21市町、誘致企業、弁護士などを新たにメンバーに加えて、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」ということで体制を整えてきたところでございます。

このような庁内外におけるICTの利活用とかDX推進に係る体制を強化することによりまして、急速に進む技術革新とか社会のデジタル化に対応していくための分野横断的かつ組織横断的な情報共有とか、ICTの利活用の検討、協議が可能になってきたと考えております。

また、Society5.0関連の取組を次世代情報化推進室が総括して進めていくことで、いろんなセミナーとか関係事業者の皆様方との意見交換も進めてきているところでございます。

実際、こういう形での取組をしていく中で、様々なソリューションを持っていらっしゃる民間企業の方々から、自分たちの会社ではこういうことができるんだという形での様々なご案内等々をいただく機会が増えてきたかなと考えておりますし、そのいただいたソリューションの部分、プラットフォームとか市町との連携の中で様々な形で共有し、最終的な地域課題の解決につなげていきたいと考えているところでございます。

最終的には県が目指しておりますSociety5.0の実現で、様々なICTを活用して県民の皆様とか県内の企業の皆様方が課題をしっかりと解決し、産業振興とか地域活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

【浅田委員】形としては、それぞれの庁内のトップの方たちでの議論という形かと思うんですけども、私たち議員もそうですけど、それが果たして何なのかという難しさがあったり、得意分野があったり、いろんなところがあると思うんです。そういう流れの中において民間登用とか、もっといろんな形があるんじゃないかということをもっと申し上げてきたんですけども。

そのあたりに関して、アドバイザーもいらっしゃるということですけど、市町それぞれのスタートラインの違いとか、いろんなところがある中で、まだまだ課題解決をしないと、今室長がおっしゃったSociety5.0の実現、ここ自体が何ぞやという話になるのではないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】今、委員からご指摘がございましたが、県全体としてレベル感を合わせてICTの利活用を進めていくことは非常に重要かと考えております。各市町の皆様方と意見交換をずっとさせていただきながら、各市町ごとに、それぞれお持ちの地域課題とか、進捗度合いといいますか認識度合いというところは温度差がございまして。

今年度の事業としまして、そういった各市町も含めたところでのICTの利活用の施策等々につきまして、県の情報戦略アドバイザーを派遣してのサポートとか、テーマによりましてはそれぞれの専門家の皆様方を各市町に派遣してサポートしていくことで、県全体としてのICT

Tの利活用に努めてまいりたいと考えております。

【三上企画部政策監】浅田委員からご指摘がございました推進体制についてでございますが、他の地域を見ますと、例えば東京都では数百人規模の、ほとんど局をつくって進める体制をしていると聞いております。他方、地域によってはまだ一つもつくっていないところがありますし、今は千差万別でございますが、願うところは皆ただ一つでございますが、いかに一気に通貫するかと、横通しにするかという体制を目指しているというふうに考えております。

長崎県庁では、次世代情報化推進室を中心に、今年の春から各部局に数名ずつ連絡員を置きまして、こういう形で横通しを強くしていこうとしております。

メリットとしましては、各企業からデジタルについての問い合わせが、基本、この次世代情報化推進室を中心に入るようになってきたと。これまでは、水産、農林、各部に閉じた案件は各部でよかったんですけども、今、様々な実証をする、あるいはいろんな分野をまたがる、あるセンサーを使って分野をまたがるような話が幾つか出てきております。例えばドローンとかですね。そういう話であれば、どこに相談すればいいかわからないといった事例が、今は着実に次世代情報化推進室に相談すれば適切に振ってくれるという信頼関係ができてきているというのは、ひとまず短期的なメリットではないかと思っております。

今後長期的には、県内の市町にいかに当事者意識を持っていかせるかということでございまして、これはなかなか数値目標的には難しいものではあるんですけども、どれだけマインドが変わったかということでございますが、例え

ば各市町でつくるデジタル推進計画の数であったり、あるいはコンサルティングをどれだけ受けたかという数であったり、あるいは実証件数が何件増えたかといった件数を、我々としても、そういった指標をもって、どれだけ活発化になっているかというのをこれから測定していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【浅田委員】政策監、詳しいご答弁をありがとうございます。やはり印象的には、県の目標であり、各市町の目標であり。

ICT利活用が目的ではなくて、その先の市民、県民の暮らしぶりに何をもたらし、そこでどういうことができ得るかということが目的であり、利活用することが決して目的ではないと私は思っているんです。

そういうことを含めてこれまでもお伺いをする中で、思いの共有であったりとか、どうしてもDX、Society5.0という言葉だけがものすごく先行してしまっていて、それに対して何かをとらまえ、例えばセミナーを受けたことで全て解決をする、そこが目標になってはいけないんじゃないかなということ、今日のご答弁を聞きながらも改めて感じたところであります。そこをまた私たちも、ともに共有し先に進ませていただければと思います。

まだ若干、その構築の仕方というところに関しては疑問があるので、これは改めてお話をさせていただき、議論させていただければと思います。時間がありませんので、次の質問に移ります。

これも同じくで、SDGsについて質問をし始めて、もう4年が経過をしています。

今は毎日、この言葉を聞かない日はないんじゃないかと。もうほとんどの方々は、言葉は知

っているよという状況になっている。

この4年間で県の中でもいろいろご努力、推進というところはやっていただき、総合計画の中にも明示されております。明示をされたこの4年間の中でどう変化があり、今後どう変化をもたらそうとしているのかというところをお伺いできますでしょうか。

【陣野政策企画課長】浅田委員からお話がありましたように、SDGsの視点をもって政策を進めなければいけないということで、総合計画をはじめとした県の様々な計画の中にも、SDGsの視点に立って政策を進める、計画に盛り込むという形で、そこは4年前からすると大分進んできたかなと思っています。

また、SDGsの普及という形で、私ども県としてSDGsの理念は、SDGsは全てのステークホルダーが取り組まなければいけないということで、行政に限らず様々な民間の皆様に取り組んでもらう形が必要だと思っております。

そうした中で、総合計画の中で私ども企画部の目標として認知度を設定しております。昨年、アンケート調査をした段階では34%、「聞いたことがある」とか「中身を知っている」も含めてでございますので、普及啓発はさらに取り組んでいかなければいけないかなと思っております。

SDGsという言葉自体は、メディアの露出も増えたことによって大分、県民の皆様も言葉は聞いたことがあるということですが、実際にどういった理念で進めるのか、どういった取組が求められているのかというところまで、まだまだ理解が深まっていないのではないかと考えております。

これまで私どもが関係金融機関とか経済団体の皆様ともお話をする中で、SDGsという言

葉は知っているけど、どんなことを取り組めばいいのかという企業も多いということでございますので、やはりいろんな団体の皆様、関係の皆様が、SDGsの理念を踏まえてしっかり取り組んでもらうという取組が必要かと思っておりますので、普及啓発の中でも少し深化した形で、具体的に取り組むような内容の施策を今後打っていかなければならないかなと考えているところでございます。

【浅田委員】私が言うまでもなく山本(啓)委員とかはすごく詳しくて、壱岐市がこれは最初からやられていて、環境ということも、しっかりとした理念をもって最初から打ち出されているところが本県の中にはありまして。

言葉がやっと4年間で30%浸透したという中で、これからはどういうふうな新たな展開をもって2030年の目標を長崎県は捉えているのでしょうか。

【陣野政策企画課長】SDGsの視点に立って政策を盛り込むという形でございますが、今は計画に色々盛り込んでいるところでございますが、事業の展開もそういった視点が必要かと思っておりますし、また、民間の皆様もしっかりとそれぞれの立場で取り組んでもらうことが重要かと考えております。

そうした中では、今年度の事業でカードゲームという形も設定しようと思っておりますし、登録制度につきましても少し検討している段階でございます。登録制度の中でも、しっかりSDGsの理念を踏まえて具体的に取り組めるような内容の登録制度をつくらうと思っております。

また、県の様々な施策についても、SDGsの理念をしっかり踏まえた施策の展開ということで、今まさにカーボンニュートラルという話もございますので、そういった流れもしっかり

踏まえて、総合計画の目標を掲げて事業を推進していこうと思っておりますけど、そういうSDGsの理念もしっかり踏まえた形での事業の展開ということ、企画部としても各部局に周知していきたいと考えております。

【浅田委員】もう時間がないので、一つ。カードゲームが進んでいるというお話でした。推進という理解を深める意味ではいいツールであり、私も何年か前に長崎版を制作してほしいとお願いしていたんですけど、かなり難しい部分はあるかという中で、どういう状況なのか、わかっているのであれば教えていただければと思います。

【陣野政策企画課長】先ほど答弁の中で申し上げたように、今年度、カードゲームを作成して、それをしっかり普及に使いたいということで、今現在、カードゲームの内容について、私ども県の方で検討している段階でございます。今後、カードゲームを具体的に展開される団体の意見も聞きながら、今年度内に作成していきたいと思っておりますが、より長崎らしさ、例えば方言を使うとか、長崎らしさというところも盛り込みながら構築していきたいと思っております。今まさに検討段階で、いろいろ課題もございますので、関係団体のご意見も聞きながら年度内の作成を目指しているところでございます。

【浅田委員】長崎らしさが方言を使うと。というよりも、長崎の施策にのっとって、長崎の未来像に応じた中身を求めていたわけで、言葉だけがそれができたとしてもあまり、違うんじゃないかなという思いもありますし、ここは本当に難しいと思うんです。私も幾つかのカードゲームを経験させていただいて、その中で理解をさせるというのはすごく難しいですし、ターゲット層、年代層によって、それもすごく難し

い部分であろうと思うので、ここはどのようなものを創り上げていただけるのか、楽しみにしながら待ちたいと思いますということで、私の質問は終わらせていただきます。

【陣野政策企画課長】先ほど長崎の方言という話をしましたが、委員からお話があったように、より長崎の課題とか特徴を捉えた内容にしたいと思っております。年齢層、ターゲットをどうするのかとか、どういった内容にするのかというのがまさに課題になっておりますので、そういったところも関係団体の皆様としっかり意見交換しながら、よりよいカードゲームにしていきたいと考えております。

【大場委員長】それでは、換気のため、しばらく休憩いたします。再開は11時15分といたします。

-----  
午前11時 0分 休憩

-----  
午前11時14分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【宮本副委員長】それでは、私の方から1項目だけ質問をさせていただきます。ながさきSociety5.0の推進におけるICT基盤整備の現状についてということでお聞きをさせていただきます。

先ほど、浅田委員の質問にもありまして、デジタル化、ICTの推進、オンラインということで話もあっておりました。DXの推進ということもあってありまして、これ実は私が直面している課題、そしてまたいろいろ県民の方からいただいたご意見を踏まえて質問をさせていただきます。

ICTの推進、そしてデジタル化を進めるに当たって、前の委員会でもちょっと確認をしたんですけど、基盤整備が最も根本にあってのデ

デジタル化の推進、もしくはながさきSociety5.0の推進じゃないかなと考えています。

その中において県有施設、例えば文化会館があるのかどうか不明ですが、県が有する施設であったり各市町が有する施設、例えばコミュニティセンターとか、長崎市の所有になるんですかね、長崎市民会館であったり、佐世保でいえばアルカスSASEBO、そういった施設にWi-Fiの環境が整備されているか、県内の状況はどうなっているのかとちょっと気になったところです。

例えば宿泊施設、ホテルとか世界遺産の施設などではWi-Fiの整備はしてあるんですけど、肝心かなめの県有施設、もしくは各市町が有する施設、地区の公民館とか、そういったところについてはまだまだ整備が不十分じゃないかなと思って。

まず、こういったところにおけるWi-Fi環境について、整備の状況について確認をさせていただきます。

【小川次世代情報化推進室長】今ご質問がございました県有施設とか市町が持っている施設についてのWi-Fiの整備状況ということですが、県有施設につきましては、主なものとしまして、県庁舎の行政棟は、1階から3階までの共同エリアとか8階の展望室につきましてはWi-Fiを整備しております。そのほか長崎美術館とか歴史文化博物館の文化施設とか、雲仙岳災害記念館、県民ボランティア活動支援センター、さらには長崎港のターミナルビルとか駅前の県営バスターミナル等々、県民の皆様方がよく利用される施設等につきましてはWi-Fi、公衆無線LANを整備しているところでございます。

また、市町の施設の主だったところ、原爆資料館とかアルカスSASEBO等々につきまし

てはWi-Fiは設置されておりますし、あとは地域の公民館とかふれあいセンター、さらにはコミュニティセンターなどにつきましてもWi-Fiが整備されている状況でございます。

ただ、それが全てということではなくて、やはり一部、市町によりまして少し差がございます。総務省が令和3年3月に、防災拠点とか被災場所として想定される公的拠点のWi-Fi整備の調査がありまして、長崎県におきましては県下全域の約340か所でWi-Fiが整備されているという調査結果が出ているところでございます。

【宮本副委員長】今、対面がなかなか厳しい現状があって、私もよくZoom会議をするんです。ちょっと小さい単位になるのかもしれませんが、具体的に申せば、例えば佐世保市にある中部地区公民館、中部地区コミュニティセンターなどではついていない。どうやってするかといたら、携帯電話のテザリングを使ってしなければならない。そうなると通信料もかかる、来ていらっしゃる皆様方も不便を伴うという現状があるものですから、この質問をさせていただきました。

防災拠点においてもしかりと思います。今、市町が設置する指定の防災拠点などには、県下で340か所にWi-Fiが整備されているということなので、ほぼ付いているのかもしれませんが、防災拠点というところでは、ちょっと小さいかもしれませんが、公民館がなっているところもあるかと思えます。私の地元でも付いていないんですね。だから、そういうところを整備していくのも大事じゃないかなと思います。

そうなれば、公民館にいながら市役所、あるいは公民館にいながら県庁と、集まらなくても

Z o o m会議とかができたりする環境が整うと、これはまさにデジタル化の推進の根本たるものかなと思います。

先ほど、浅田委員の質問で政策監がメリットについて語られていました。その中でいろんな信頼関係もできているんですよと、各企業から県にいろんな問い合わせもきているということ。

もう一つ、これはそうだなと思います。各市町にどういう当事者意識を持たせるか、マインドを持たせるかというところは、私も大事ななというふうに聞いておりました。

県有施設についてははかりですけれども、各市町においても、今後のために、いろんなところに無料のW i ・ F i は付けていかんばいかなと、それはぜひ県が主導して、各市町においてもこうやっていきましょうやと、音頭をもっと強力にとっていただきたいと思います。

ちなみに、これは各市町の取組になるのかもしれないけど、今後の整備のあり方について、前は、脆弱だったところ、例えば宇久地域とか柚木の方面とか、そういうところには光ファイバーが総務省の事業でつきますよというのがありました。

こういう小さい単位、市町が有する施設の整備のあり方について、何か県が把握されていることがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

【小川次世代情報化推進室長】委員からご指摘がございましたとおり、デジタル化とか、今回の新型コロナウイルス感染拡大によってのニューノーマル、新たな日常をしっかりと確立していくところに、基盤ということで光ファイバーはもとより5Gとか、今ご指摘にありましたW i ・ F i、非常に重要になってくるかと思います。ここは、先ほどのお話に出ていましたS D G s、

誰一人取り残さないという基本理念を総合計画にも定めておりますので、しっかりそこを21市町に。県のSociety5.0推進プラットフォームの中に各21市町にも参画いただいておりますので、その中でもしっかりと協議をしていきたいと思っているんですが、現時点では各市町の方角性といいますか計画については、まだしっかりと把握できていないところがございますので、その必要性について市町としっかりと協議をしながら進めていきたいと考えております。

【宮本副委員長】ここは、どうか強力にというか、ぜひとも推進していただきたい。民間の施設は付いているにもかかわらず、市町の施設に付いていないところがちょっと多くあるのかなと思ったものですから取り上げたところです。

例えば、学校は付いているけれども、学校の体育館が避難施設になっているところがありますでしょう。体育館にもやっぱり付けるべきじゃないかなとも考えるんです。教育委員会の分野になるので、そういったところを他部局と横断的に議論をしていただいて、ぜひとも推進を強力にしていきたいと思います。

最後に政策監、各市町の施設における基盤整備のあり方について、何かお考えがあればお聞かせください。

【三上企画部政策監】公的センター、公民館等を含めてのW i ・ F i 等の整備は非常に重要だと思っております。まさに防災であったり、様々な普段からの県政の寄合いの場所として、非常に重要な場所として考えております。

まさに次世代情報化推進室として庁内をまとめていくうえでは、防災を見ている危機管理監、あるいは各市町のインフラ等を見ている土木部等と、今まさにつながったわけでございますので、彼らとも連携して、この方面で各市町をプ

ツシュしていけるように頑張っていきたいと思  
います。

【宮本副委員長】ありがとうございました。各  
部局に推進員、旗振り役を設置したんですよと  
いうご答弁もありましたので、そういった方々  
と連携をとって強かに推進していただければと  
思います。以上です。

【大場委員長】それでは、午前中の審査はこれ  
にてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は1時30分より再開いたします。

-----  
午前 11時24分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたし  
ます。

引き続き、議案外所管事務一般についての質  
問を通告に従いまして行いたいと思います。

通告をされている方は、ご質問をお願いいた  
します。

【石本委員】 I R に関する質問です。午前中  
に概況については説明がございましたけど、内  
容について一部確認をしていきたいと思いま  
す。 I R の推進に当たっては、ハード面、ソフト面  
の双方から検討する必要があると考えておりま  
すけど、質問についてはハード面の方から。

これまでの説明によりますと、 I R 基本構想  
有識者会議等の取りまとめによりまして、課題  
なり今後の取り組むべき方策が出されています  
けれども、その中で、まず交通アクセスの強化  
という方向性が出ています。これについて、今  
度の区域整備計画でも要となる事項かというふ  
うに思っています。

そこで、現在までの具体的な調整会議等での  
意見を踏まえて、どのような方向性というか内  
容、説明できるものがあればお伺いしたいと思  
います。

【小宮 I R 推進課長】今、石本委員から、長崎  
 I R 交通連絡調整会議での議論の内容について  
のお尋ねがございました。

この連絡調整会議を構成します国の長崎河川  
国道事務所や空港事務所、それから港湾・空港  
整備事務所、こういった国の機関と私ども県の  
土木部、地域振興部の新幹線対策課、交通政策  
課ほか、地元佐世保市の土木部等とも、 I R 開  
業を見据えた交通アクセスの手法について、ま  
ず政府スケジュール、 I R スケジュールの情報  
共有を図りますとともに、今後、 I R 開業を見  
据えまして、どのくらいのお客様が長崎にお見  
えになるのか、そういった交通需要予測など情  
報共有しながら、空港の施設の規模や備えるべ  
き機能、または海外からのエアラインの誘致、  
それと長崎港の2バース化、クルーズ船との連  
携等も含めて、今後、行政サイドでこういった  
準備が必要なのかといった意見交換、 I R 開業  
時期を見据えて前倒しでできるものがどうい  
ったものがあるか、そういったところを情報共有、  
協議を進めているところでございます。

【石本委員】ハード面の整備についてはなかな  
か、どれから先にしていくかというようなこと  
も、金額面からも事業面からも、大変難しいと  
ころがあるなというふうに思うんですけども、  
いずれにしても、これらの課題については I R  
を誘致するには当然重要な事項であります。

I R と話してみても、このインフラ整備につ  
いては、本県の経済的な発展とか活性化とか雇  
用創出とか、そういった面から見ても欠くこと  
のできないものだと思っているんです。ですか  
ら、当然 I R を見据えたうえでの整備になると  
思うんですけども、県南、県北の均衡ある発  
展も含めて、やはりこういった整備は必要不可  
欠と考えていますので、しっかりやっていただ  
きたいと思っています。

それともう一つは、直近の情報で、横浜の市長選に絡んで、今回立候補者の1つがI Rは取りやめるといような考え方のようです。実際にそういうふうになった場合、どのように考えおられるか。

【小宮I R推進課長】横浜、大阪、和歌山、本県、今現在、正式にI R誘致に手を挙げておりますのはこの4地域でございます。制度的に上限を3か所として区域認定がなされることになっていますので、最終的には他地域との競争、しっかりと区域認定を勝ち取るという覚悟をもって取り組んでおります。

横浜市長選の状況等については、私どもも逐一、情報を入手しております。他地域のそういった状況を見ながら、まずは私どもがしっかりと事業者を選定し、国に認められる区域整備計画を期限内に仕上げていくことに注力したいと考えております。

【石本委員】他県の動向については、どうなるかわからないところもあります。本県は本県として、区域認定されるような体制をしっかりとつくって、そのために努力していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮島委員】通告に従いまして、I Rの事業者選定についてお伺いをしたいと思います。

事業者選定につきましては、既に第一次選考が終了いたしまして、大変お疲れさまでございました。

いよいよ第二次選考がこれから行われ、この夏にも最終的な事業者の決定が行われると聞き及んでおります。したがって、どの事業者が選ばれるのかということで、内外から注目を浴びていると思うわけではありますが、この事業者選定につきまして、県は、ことさらに公平性、透

明性の確保ということを挙げてられました。

そこで、まず、この公平性、透明性の確保というものを具体的にどのように取り組んできたのかについてお伺いをしたいと思います。

【小宮I R推進課長】政府が昨年12月に策定、公表いたしました基本方針は、I R事業者と私どもとの接触ルールを改めて追記されるなど、事業者の公募選定については公正性の確保、または透明性の確保が求められております。

この基本方針にどのような対応が示されているかということを一例申し上げますと、まずは事業者を選定する際に、あらかじめ選定基準を設けて、募集要項等で事業者にあらかじめ公表しなさいということ。

それから、評価をする際には客観的なものを用いて選定基準を設けるとのこと。数値化をして点数を決めるように、そういった基準を設けるということが1点ございます。

また、選定手続きに関しては収賄等の不正行為の防止、あるいは応募される事業者に準備の期間を十分とることも公平性の1点と挙げられています。

また、審査を行う際には専門の有識者、第三者で構成する審査委員会等を設けて、そういった選定の体制を十分確保する必要があるということが定められておりますので、私どもも、この国の基本方針にのっとって、これまで準備を進めてきたところでございます。

【宮島委員】ただいま課長からは数値化という言葉がございました。これまでの第一次選考、これからの第二次選考もそうなんでしょうけれども、各項目に応じて点数、配点が決まっています採点をしていく方式をとると言われてまいりました。

ここで改めて確認をさせていただきたいんですが、どういった項目において、どういう点を

つけていくのか、そしてトータルで採点をしていくのか、このような方法についてお聞かせをいただきたいと思います。

【小宮IR推進課長】審査の項目並びに配点についてのお尋ねでございます。

まず、第一次審査につきましては、合計300点満点で審査を行いまして、大きく3項目で評価をいたしております。まず1点目が事業コンセプト、こちらが60点の配点でございます。それから、過去の海外における運営実績が150点、財務の能力が90点の配点で、トータル300点で評価をいたしております。

第二次審査につきましては、5項目に区分をいたしております。1点目が事業コンセプトで150点、次にIR区域の整備の方針、MICE施設とかホテルといった魅力増進施設の整備の方針が200点、次に財務能力、運営実績、業務管理体制に配点を一番大きくしてございまして300点、次に依存症対策や青少年の健全育成等、懸念される事項への対応が200点、経済的・社会的効果、あるいは地方創生の実現が150点としてございまして、合計1,000点満点で評価をするということで設計いたしております。

【宮島委員】そうすれば、審査委員の皆さんがそれぞれの持ち点を、今、課長がご説明のあったとおり採点して合算して点数をつけるという形よろしいんですね。

公平性という観点から言えば、人が採点をする、スポーツ界ではフィギュアスケート、あるいは体操もそうでしょう。人が採点をする場合には、どうしても点数に偏りが出てくることもあって、例えば、最高点あるいは最低点を切り捨てて合計をとっていきやり方で公平性を担保していると思うわけでありませぬ。

こういった方式は、このIRの選考におきましても導入されているのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

【小宮IR推進課長】今回8名の審査委員に就任していただいておりますが、それぞれ専門の分野が異なりますので、点数の偏り、またはばらつき等は十分想定をしております。

こうした中で、いかに審査委員会としての採点を公平、公正に保つかという観点から、今ご指摘がありましたように、8人の点数の中で最高点、最低点を1名ずつ除外して6名の平均点を取る、オリンピック方式と言われますけれども、本県の第二次審査におきましても、8名の審査委員のそれぞれの採点について、最高点と最低点を外す仕組みを採用する制度設計となっております。

【宮島委員】わかりました。オリンピック方式の導入によって公平性を確保していると理解をいたしました。

それと、もう一つお伺いしたいんです。これは話が変わりますが、先日、国の方で2021年の通商白書が閣議に報告をなされたということでありました。中身の仔細は私も存じませぬけれども、報道によれば、経済安全保障を強化するという趣旨のことが強く盛り込まれたということでありました。

この件は物品についてが主だったと思うわけでありませぬ、これまでも言われてきたとおり、情報の分野等でも経済安全保障の問題というのは極めて大きな国際問題として今あるのではないかと理解をいたしております。そういう意味では、経済安保のみならず、新たなこうした要因というものが、しっかりとこの選考の中で盛り込まれていくのかどうか。

特に佐世保につきましては、ご案内のとおり米軍があり、陸海の自衛隊がありと、まさに文字どおりの安全保障上の重要拠点でございますので、そうした意味からも経済安保の問題は

なおさら重要性を帯びてくるというふうに私は考えます。

そうした意味で、今申し上げました新たな要因が、これは経済安保のみならず、いろいろな要因というものがこの採点の中に、しっかりと選考の中に盛り込まれていくのか、お伺いしたいと思います。

【吉田企画部政策監】ただいま宮島委員のご指摘にありましたような経済安全保障とか、先般の国会で成立しました重要土地等調査法など、私どもがIRの公募・選定を開始して以降の事象について、この評点に反映するのは非常に難しいと考えております。

ただ、もちろん国の方針でございますので、そこら辺につきましては国の方と協議をさせていただくとか、あるいは私どもとして最大限の注視をしながら情報収集に当たっていくというふうなことで取り組んでまいりたいと思っております。

【宮島委員】ぜひ、国と連携をとりながら進めていただきたいと思います。

ただいまのご説明で、これまで公平性、透明性の確保に取り組んでこられた中身について、理解をいたしました。

今後、スケジュールといたしまして、全てのことにつきましては二次審査の後に公表をするという方針を示されていますけれども、この中身につきましては、結果のみならず過程の部分についても公表をするのかどうかを確認させていただきたいと思います。

【小宮IR推進課長】審査の公表につきましては、一次審査の5グループそれぞれの点数、それから第二次審査における3グループのそれぞれの点数は公表してまいります。この審査の結果のみならず、審査の評価の過程も、県のホームページ等で公表するというところで作業を進め

てまいりたいと考えております。

【宮島委員】しっかりと、その公表に努めていただきたいと思います。

また、公表につきましては結果が発表された後でありますので、選考の前に公表ができる部分については、事業者のみならず県民の皆さん方、あるいは全国の皆さん方も含めて、しっかりと説明をする必要があるんじゃないかと。それがまさに最終的な公平性、透明性の担保につながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ事前に、ルールとしてこういった形で決めるんだということで、明らかにできる部分についてはやはりオープンにさせていただきたいと、このことを要望いたしまして質問を終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】IRについてお聞きしたいんですけども、あまりにも大き過ぎて、今日は地元として、地元対策というような観点から、ちょっと話を聞きたいと思います。

交通体系、交通の整備状況等々を聞くわけですが、その前に、想定できるIRの集客数です。年間でいうとどのくらいなのか、日で分けると1日最大どのくらいの集客を考えているのか、そこら辺の県の考え方を聞いて、あとはインフラの整備をちょっとお聞きしたいと思うので、まず集客についての県が想定している数字を教えてください。

【小宮IR推進課長】現在、県のIR基本構想で、年間690万人から930万人と想定をいたしております。先ほど田中委員から、1日最高どのくらいを見込むかというお尋ねがありましたが、3万人から4万人程度の来場があるものと想定をいたしております。

【田中委員】あとは、長崎IRがうまくいったものと考えなければ地元対策はできませんので、

うまくいったものということで質疑を続けたいと思います。

1日4万人のお客と考えれば、今のハウステンボスもずっと営業は続くわけですから、合わせると最大5万人ぐらいのお客さんの流れを考えなきゃいかんなど。

5万人ということになると、相当な混雑が出てくるわけで、地元が一番騒いでいるのは交通渋滞なんですよ。地元が、いろいろ反対の理由的なもので言っているのは交通渋滞。ハウステンボスも、最大の時には大変な交通渋滞でしたから。今は幸いというか不幸というか、ちょっとお客さんが少ないので問題になりませんが、でも。

交通渋滞対策として、具体的にお聞きしていきたいと思うんですが、これはIR業者がやるんじゃないで、やっぱり県にやってもらわないとうまくいかないと思うので。

車の流れから考えて、道路で県道ハウステンボス線、県道指方南風崎停車場線、国道202号とパールライン、それから国道205号と針尾バイパス、この4線ぐらいがIRの土地に直接関係するので、具体的にはどういう計画を県として持っておられるのか、ちょっとお聞かせください。

【小宮IR推進課長】今、田中委員から、ハウステンボス線とか国道202号、205号、針尾バイパスを含めたご指摘がございました。

これまで県で測量調査等を検討してまいりましたのが、ハウステンボスに隣接するIRの候補地。ハウステンボス線につきましては、拡幅とか線形の調整、見直しの測量調査等を取り組んできたところでございます。

また、国道202号、パールライン、国道205号、針尾バイパスについても、西九州自動車道、西彼杵半島からのお客様の流れを考えますと、

やはり交差点の改良とか、あとは西九州自動車道の4車線化等、国とも協議を進めながら、こういった対応が可能なのかというところを、この間に調整を進めてきたところでございます。

【田中委員】西九州自動車道まで話が及ぶと、ちょっと広範囲になるのでね。本当の地元の地元というところ、そうですね、IRから半径5キロ圏内ぐらいで結構なんですけれどもね。5キロ圏内ぐらいで順調に計画が進んでいるのかどうか。

ハウステンボス線は拡幅するという話は聞いていますけれども、あくまでも針尾橋のところからパールラインの入り口まで程度でね。ハウステンボス線は東明中学校のところまであるわけだからね。パールラインのところから東明中学校、ここら辺の話は全然聞こえてこない。

それから、指方南風崎停車場線にすると、焦点は針尾橋をどうするかと。今、4車線ですけども、針尾橋をどうするかと。

もう近々ですよ、3キロ圏内、そういうところの混雑が一番大変なんですよ。そこら辺は具体的に、ここ3年ぐらいで完成をしないと。

お客さんは7年、8年先かもわからんけれども、工事は始まるわけですね。工事期間中が大変だった、ハウステンボスの場合はね。ハウステンボスの3倍ぐらいを想定して、我々も地元の人には話をしているんだけど、そうなる、どこどこどこを改良しなければという話が、もうそろそろ具体的に出てこないかね。地元の心配ごとは、それが一番なんですよ。

もう一回、わかる範囲でお聞かせください。  
【小宮IR推進課長】田中委員のご指摘のとおり、IR開業後のみならず、建設工事期間中に工事車両の運行が多くなってまいります。そうした地元のご懸念もご意見として承っておりますので、それぞれ国が管理する国道、また県が

管理する県道等、こういった対応が可能か、また、朝夕の子どもたちの通学路の安全をどう確保するか、そういったところも、I R事業者または工事を受注される建設業の皆様とも意見交換しながら、対策がとれるように、各国道、県道、市道も含めたところで、今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】もう相当、検討を煮詰めなきゃいかん段階ですからね。

仮にお客さんを5万人と想定した場合に、乗用車がどのくらいの比率なのか、バスがどういう比率なのか、駅からどのくらいなのか、空港からはどのくらいなのかと、大体想定できるでしょう。県が考えている比率は、大体どのくらいになっていますか。今のハウステンボスの現状から、大体わかってくると思うんだけども。

【小宮I R推進課長】現在のハウステンボスにお越しになっているお客様の動向を見ました時に、県内のお客様、そして佐賀、福岡方面の北部九州のお客様につきましては、マイカーまたはレンタカーでの来訪が多いとお聞きしております。

今後、I Rが整備されることによってマイカーやレンタカーでの来訪が多くなれば、田中委員ご指摘のとおり、地域の皆さんの生活の状況に影響を及ぼしかねないような交通渋滞が発生するものと予想されますことから、こういったマイカーやレンタカーをいかに減らしていくかというのが今後のテーマとなってまいりますので、公共交通機関、J R、高速バスの誘致または整備、こういったところを今後I R事業者、交通事業者とともに具体的に検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】今後という話が出てくるけれども、もうそろそろ想定した具体的な県の対策を、地

元にもある程度は話をしないと。それが地元は一番関心があるというかね。

そっちの方は全然、具体的な話がなければ、今のままで地元はいいんだと、別にI Rができれば何がしようが、あまり関係ないから、極端に言うと反対に回るぞなんていう話も地元には出てくるわけ。

だから、I Rができるものと想定して、国のオーケーがとれば、具体的にこういう対策はちゃんととりますよという具体的なものを、もうそろそろ地元には話をしなければ。

今までは、企業が本音を言わなかったところもあったと思う。しかし、もう最終段階だから、企業のいろいろな話は全部出てきているだろう。それを県が受け取って、5万人なら5万人として、極端に言うと乗用車が半分とすれば2万5,000人ですからね。そうすると、朝夕に1万台ぐらいの車が入り出すんですよ。ハウステンボスにプラスだからね。

だから、そこら辺を具体的に、地元が納得できるような話をもうそろそろしなければと、もうそういう段階に来ていると私は判断しているんだけどもね。どうですか。

【吉田企画部政策監】ただいま田中委員のご指摘のとおり、地元の渋滞をいかにして防ぐかには、その基となるデータが必要でございます。

今現在、3つの事業者が第一次審査の結果残っていますが、それぞれの事業者ごとに、インバウンドと国内客の割合等も異なっていますので、私どもも幾つかパターン分けしながら想定をして検討を進めているところでございます。

最終的には、この夏にも事業者が1者に決定をいたしますので、その事業者の考えに沿って、どれぐらいの割合が国内客で、どれぐらいの割合がインバウンドで、インバウンドの方は長崎空港からできるだけ海路を使って、地域の交通

に影響しないような方向で調整するとか、その辺が必要になってまいります。もうじき事業者が1者に絞られますので、そうしますと地域の皆様にも、具体的な検討の結果、パターンがお示しできるんじゃないかなと思っております。

【田中委員】もうしばらく、しばらくですずっと来たんだけど、私の記憶では2年近い月日があるので、業者のいろいろな話が出始めてから2年ぐらいあるわけだから、そういう流れの中で、交通量がどうなるというような分析あたりはもうちょっと早く。あくまでも想定、外れることもあるだろうけれども、そんなに無茶には外れないと思う。何パーセントかは外れるにしてもね。

ハウステンボスの動きを見ていると、半分は多分、乗用車、バス。当初、バスも300台ぐらい来ていたから、1日に。300台というと大変ですよ、行き帰りに300台が並ぶとね。だから、そういうものを早く地元、道路渋滞をなくすためにここはこうする、あそこはこうするというような話を進めてほしい。そうしないと、本当に地元が。

今、皆さん方は秘密にして、あまり話をしないからね、我々にも話をしないぐらいにね。だから、地元はもう、どうなるのかというのが一番心配なのよ。極端なことを言うと、うまくいかないのが一番いいなと言う人もいるわけだよ、「IRは、もう来ん方がよかな」と言う人が。反対とまでは言わないけれども、来るか来ないかということ、もう来なくていい、今のままだも十分だと、何も関係ないと言う人たちもいるので、早く地元を納得させるためにも、やらなきゃいかん。

もうちょっと進めますけど、駅。JRからお客さんが来ると考えると、1割にしたって5,000人だ。5,000人が乗降する駅といったら、結構な

駅を想定しなきゃいかん。集中しますからね、そういう駅の想定はどうなっているんですか。

そして、IRが置かれるのは奥の方ですからね。駅から1キロないし2キロ、お客さんは空中の動線で行かざるを得ない。駅があって、ハウステンボスがあって、その奥の方に誘致するわけだからね。

ここら辺は、業者よりも県の考え方はどうなんでしょうか。

【小宮IR推進課長】今、田中委員ご指摘がありましたJRハウステンボス駅からIRの候補地、確かにハウステンボスの一番奥まったところが候補地になりますので、ハウステンボス駅からIR候補地までについては、新たな交通体系を事業者に提案をしていただくように条件をつけまして、この3グループからそれぞれ提案がなされております。

また、今のハウステンボス駅が、ご承知のとおり結構手狭でございますので、あらかじめJR九州とも協議をいたしまして、集客、送客の面で、どの程度駅舎の改修が可能なのか、どういった条件が出されるのか、事前に調整を行いまして、そういった条件を基に現在、IR事業者にはハウステンボス駅の改修のプランについても提案をいただくように調整をしているところでございます。

【田中委員】どうも聞いていると、企業の負担でやってもらおうというのはわかるけれども、基本的には県が主導権をもってやらないと、絵に描いた餅になってしまいますからね。

駅にしたって、スペースはそんなにない。あそこにモノレールの駅を設置するにしたって、どういう形になるかということ、陸の方はあまり余裕がないので、海の方に例えば20~30メートルぐらい張り出すのは可能かもわからん。しかし、物理的には可能かもわからんけれども、漁

協のある程度 of 了解をとらなきゃ進められないだろう。そういうのを先行してやっているのかどうかという話なんですよ。

企業の提案を受けてやるとなると、決定してしまうわけでしょう、1者に。その案がうまくいくかという話は最終的には県が責任とらなきゃいかんという形になるわけだから、いろいろなことを想定して、やっぱり青写真をつくらないと。どうもそこら辺が私は、県に不満を持っているんです、なんで先行してやらないのかと。絵を描かなきゃ。業者はそこまでできないと思う。詳しい業者が来るかどうかわからんけれどもね。

地元のハウステンボスでさえ、神近社長たちは頑張ってくれたけれども、いろいろな問題が残ってきた。今も残っている、漁協との関係なんかはね。

そこら辺をどう考えているのか、この際は聞いておきたいと思うんだけどね。

【小宮IR推進課長】田中委員のご指摘のとおりでして、そもそもIRの区域内、31ヘクタールの中はIR事業者の民設民営によるもので、その周辺の、私ども県、または佐世保市、行政が担うインフラ整備の部分は、着実に国や市町とも連携をしながら整備を進めていくという認識はもっています。

また、JRハウステンボス駅からIRサイトまでの新交通の整備については、それぞれIR事業者の創意工夫によって、さまざまな提案がなされる部分でございます。

田中委員ご指摘のように私どもが先行して青写真を描いて、それをというふうにいたしますと、IR事業者の特徴といいますか創意工夫が限られてまいりますので、ある程度はIR事業者に裁量がある提案を求めるといって進めておりますので、今後、二次審査において、そう

いったところをしっかりと評価しながら、優れた事業者を選定してまいりたいと考えております。

【田中委員】もう一つは空港からの考え方。今の港はどうするのか、業者が改良するのか、ヨットハーバーの関係をどうするのか、これぐらいの基本的なところは、やっぱり県がある程度主導権を持って進めてもらわないと、業者に業者にとっても、業者は地元との対応ができるのかなという感じがするけれどもね。区域内は、業者がもちろんやらなきゃならん。区域の外の方が大変だから、区域の外が。

ぜひ、地元から反対運動が起きないように配慮してほしい。今もってくすぶっていますよ、地元がね。ぜひお願いしておきたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【山本(啓)委員】私からも、IRについて少しだけ質疑をさせていただきたいと思います。一般質問でも幾つかお尋ねをさせていただきましたので、その延長線上にあることを少し掘り下げてお尋ねしたいと思います。

国は2030年、訪日外国人の数を6,000万人と位置付けて、消費額を15兆円という数字があります。先ほどの資料にもありましたね。

現在のコロナ禍を受けて、まさしくこの数字が、景気、経済において、我が国の、またはその地域、地方においても非常にポイントになってくる。

その一翼を担う形で、今回、九州・長崎IRというものが位置付けられることになってますね。先ほど田中委員の質疑の中にもありましたけれども、想定数は年間に690万人から930万人と、資料を見ると経済効果は1年間で3,200億円から4,200億円と、まさしく先ほどの国の目標の一翼を担う形になろうかと思っています。

これらの数字を、九州の組織、協議会を立ち

上げて、九州・長崎IRという形で盛り上げていく、そこは一般質問でも十分わかりました。それらの取組とタイミングについても、協議会の方から九州全体にアナウンスしながら、それぞれの地域の絡みのある事業所や企業体に対して勉強会や研修会を重ねていきながら、積極性を促しながら、主体性をもって取り組んでいただきたいというやりとりをさせていただきました。

今回お尋ねしたいのは、とは言うものの本県に誘致するわけだから、やはり佐世保市周辺の方々や長崎県内の事業者の方々には、もっと積極的にこれらについて飛びついて取り組んでいただきたい。けれども、なかなか内容がわからないというちはですね。

コロナの影響で事業継承や事業の形態を変える事業体もあるかもしれない。そういう方々の判断も、まだまだその一歩が踏み出せない状況もあるかもしれない。

本県のそういった関連するであろう方々に対するアナウンスの強化の部分に特化して、少し答弁をいただきたいと思います。

【小宮IR推進課長】一般質問でも山本(啓)委員からご質問いただきまして、九州の連携については一定、方向性を示して、オール九州での取組ということで答弁をさせていただきましたけれども、県内の各経済団体につきましても、吉田企画部政策監をはじめとして、経済同友会や商工会議所連合会、また商工会の連合会等の皆様に、IRの効果についてお話をする場面をいただいております。

また、知事、副知事にも機会あるたびに、こういったIRの効果等について、講話等において説明をしていただく場面もございます。

さらに、6月4日にWebで九州IRビジネスセミナーを開催いたしました。これは400名を

超える視聴者の方がいらっしゃるって、大変好評だったというふうな評価もいただいております。半数を超える方が県内の事業者ということで、少しずつではありますがありますけれども、県内の皆様へも情報が届いていくと。IRというものがどういった産業なのかということ、まず知っていただくということも今後の私たちの課題というふうに認識をいたしております。

【山本(啓)委員】一般質問では、九州・長崎IRにおいて必要となる物品やサービスの種類、数量等については、IR開業までにIR事業者において段階的に検討が進められていくと、当該事業者とともに区域整備計画を作成する中で一定の方向性が見えてくるというふうな答弁をいただきました。

第一次、二次と選考していく中で、もう既に長崎県内、九州、そして佐世保市において、IR事業者が地域の経済の状況や地域の産業の状況をつぶさに分析しながら、計画策定に資するものを情報収集されていると予想はできます。

どんどん選考が進んでいって、最後はいよいよIR事業者1者となっていく、そして国の選考も本県に設置が決まっていくと。

そういう過程において、それらのIR事業者との関係性は、長崎県、佐世保市、そして九州全体、どこが決まったとしても平等にチャレンジする、平等に経済の影響、波及効果を受ける、そういった関係性というものを今の時点でどのように考えているのでしょうか。

【小宮IR推進課長】先ほどご紹介いただきました九州IR推進協議会、KIRC（カーク）と申しておりますが、こちらが、IR事業者決定後、または区域認定獲得後、私ども行政が外れて民間主導でIR事業者と、そういったビジネスネットワークを展開していくような形を目指しております。

九州IR推進協議会、KIRCGが、福岡経済界を中心にオール九州の取組を模索している状況にありますので、この長崎県版、または佐世保版の取組を県内の事業者、または佐世保の事業者で具体的に主体性をもって取り組んでいただければと考えております。

特に、IRの候補地との距離感というアドバンテージがあることから、農水産物とか、さまざまな人的なサービスについては、佐世保、長崎という地元にもメリットがあるかと思っておりますので、そういったサービスの提供のあり方について、県内の企業の皆様にも具体的にご検討いただければと考えております。

【山本(啓)委員】一つのIR事業者が決まる。その時に長崎県内、佐世保市、九州各県、誰もが平等に、そういったところと経済効果、つながりをもってやっていける状況にあるということを今、確認をさせていただきました。

ただ、先ほどの質疑でもあったように、新たな大きなエリアが、ドカンとそこにできるわけですから、これまでの暮らしの環境や生活というものが変わっていく。既存の暮らしでいらっしゃる方々の生活の変化があるのはわかるわけですね。

区域内についてはIR事業者がしっかりとアイデアを出していくと。区域外の、例えば都市計画の変更とか、佐世保市や県が主体となって行っていく部分もあるかと思っております。人の流れ、車の流れ、そういったものについての検討の進め方について、今の段階で説明できることがあれば、お願いします。

【小宮IR推進課長】ご指摘のとおり、IRが整備されることによって、一つの大きな観光都市が整備されるという認識も持っています。そこは佐世保市が中心の対策になりますけれども、住宅環境の整備とか、人が増えることによって

小学校、中学校のボリュームがどうなのか、また交通の状況がどうなのかと、そういったIR開業後に想定される様々な案件を想像しながら、都市計画の変更につきましては佐世保市が主体となって、県の都市政策課にも相談しながら、現在、協議を進めているところでありますので、そういった地域環境の変化を見据えながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】今は暮らす方の話をさせていただきました。この観点では2つあるわけですね。往来、訪れる方々の変化、そしてそこに移り住むであろう関係者の方々、この2つの観点があるかと思えます

我々は、長崎空港、また新幹線があります。福岡県、佐賀県と隣接している佐世保においては、県外からのアクセスもあるかと思えます。そういった総合的な大きな計画、絵というもの、いつ頃、発表できるでしょうか。

【小宮IR推進課長】この夏にIR事業者が決定いたしまして、概ね11月定例会には、区域整備計画の素案のようなものは説明できるスケジュールを引いております。

区域整備計画の素案に基づいて、この11月定例会終了後にパブリックコメント、公聴会を実施いたしますので、その状況の今後のあり方については、年末または年明けにはお示しすることは可能かと考えております。

【山本(啓)委員】今、往来についてお尋ねしました。

もう一つは、移り住む方々や関係者の方々暮らし環境が、新たにこの区域内に増えていく。現状は何か別のものに使っていたものを切り替えてでも、関係者の方々の住居スペースをつくっていく、そういった部分で今説明できるものがあつたらお願いします。

【小宮IR推進課長】IR区域内に、従業員の

方が住まれる社宅や寮など、そういったものが建設されるかは、それぞれのIR事業者の計画によって異なるものかと認識しております。

また、周辺地域につきましても、市街化調整区域の関係もございますので、佐世保市の都市部、または隣接の市町にも住宅の整備が必要になってくるというふうに認識しておりますので、今後、そういった事業者の計画に基づいて、関係自治体とも連携を図ってまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】まとめていきたいと思えます。そうなるっていくと、ハウステンボス周辺の町が変わっていくことがわかるわけですが、行政区としての管理というか、まとめ方というか、区域というか、そういった事柄や、さらには暮らす方々の通常の暮らしていく時の生活のサービスといったものは佐世保市を主体に考えていかれるとは思っています。

ただ、先ほど課長は、学校や教育の環境についても言及されました。そういったものに影響する規模感がもう既に想定されていけば、お示しいただきたいと思えます。

【小宮IR推進課長】今、具体的にどのくらいの人員の入り込みがあるのか、またどのくらいの人口の規模になるのか、佐世保市のハウステンボスが所在します東部地区自治協議会で、私どもも様々な説明、協議をさせていただいておりますけれども、具体的にそういった人口の規模感というふうな想定は、今現在はできておりません。

【山本(啓)委員】いつ頃、想定できるんですか。

【小宮IR推進課長】事業者の提案を踏まえて、工事に入る作業員の方々が、どこからハウステンボスのIR区域の工事に入って来られるかというところも関係してまいりますので、政府の区域認定が令和4年度中になされるものと想定

いたしますと、それ以降には具体的に住環境をどう整備するかというところは見えてこようかと想定をいたしております。

【山本(啓)委員】ありがとうございました。区域認定、そしてIR事業者の決定をしていけば、そのスケジュールの中でどんどん、大きなものがこの佐世保の地に、そして長崎県、九州に明るいものが訪れていくというところは十分理解できますので、そういったことがしっかりと県民の方々に理解できるように、今後も具体的な発信に努めていただきたいということを申し上げて終わります。

【大場委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

-----  
午後 2時27分 休憩

-----  
午後 2時27分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、7月5日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時28分 散会

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月5日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時 9分  
於 委員会室 1

土地対策室長 兼武 寛 君  
交通政策課長(参事監) 小川 雅純 君  
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君  
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 宮本 法広 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 浅田ますみ 君  
" 山本 啓介 君  
" 近藤 智昭 君  
" 坂本 浩 君  
" 宮島 大典 君  
" 石本 政弘 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 早稲田智仁 君  
地域振興部政策監  
(離島・半島・過疎対策担当) 村山 弘司 君  
地域振興部次長 坂野花菜子 君  
地域振興部参事監  
(県庁舎跡地活用担当) 坂田 昌平 君  
地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
地域づくり推進課企画監  
(離島振興対策担当) 徳永 真一 君  
市町村課長 大塚 英樹 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けるといたします。

【早稲田地域振興部長】おはようございます。

本日出席しております幹部職員のうち、4月1日付で発令がありました職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【大場委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

地域振興部長より予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【早稲田地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎

県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。令和2年度予算の補正を令和3年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計で2億2,476万7,000円の減、歳出予算は、合計で5億4,248万3,000円の減となっております。

次に、歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金2億2,809万8,000円の減であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、跡地活用検討経費1,075万6,000円の減であります。

企画費の主なものは、生活航路改善対策事業費1億6,758万円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費8,906万2,000円の減であります。

市町村振興費の主なものは、長崎縣市町財政資金貸付費2,020万円の減であります。

選挙費の主なものは、県議会議員補欠選挙県分事務費977万9,000円の減であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】今、話をお聞きしましたがけれども、歳出の方で、あまりにも減、残が大きい企画費の4億8,693万円、5億円近い金が使われてないんだけれども、内容をお聞きしておきます。

【小川交通政策課長】まず、交通政策課の方でございますが、一番大きなものとして生活航路改善対策事業費で1億6,700万円ほどの専決減をさせていただいております。この分につきましては、欠損額の補助事業費というのが約3,000万円ほど確定値として減少してございます。

それと、年度末になりまして、国の方が今回の新型コロナ対策事業の状況を受けまして、国費の上乗せというものを約1億4,400万円ほどしていただきました状況がございまして、それを合わせまして航路改善対策事業に係る県の補助金の負担額、この分が約1億6,700万円ほど減少したという状況でございます。

【徳永地域づくり推進課企画監】企画費の中で国境離島創業・事業拡大等支援事業費で8,906万2,000円の減をお願いしております。こちらは、2月補正後の現計予算で約8億3,605万円に対しまして、最終専決補正後で約7億4,699万円となるため、その差引の9,000万円の減額補正となっております。

この事業は、市町が事業主体で、負担割合は国2分の1、県8分の1、市町8分の1、そして事業者の方が4分の1となっております。2月補正時点では、12月末時点の年間所要見込額を基に事業費を計上していたところ、今回、市町からの実績報告に基づき減額を行ったものであります。

このことにつきまして、関係市町に事業費の減について主な理由を確認したところ、大きく2点ございまして、1点目としましては事業計画当初には想定していなかった諸事情の発生により事業自体が取りやめになっているもの、2点

目として、その他事業によりまして雇用開始時期に遅れが生じたり、設備整備に係る経費の実績減などが生じたことによるものであり、今年度は、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったという報告を受けております。

【田中委員】今、報告を聞かせてもらいましたが、数字は4億8,600万円、約5億円近いよね。今の話を聞いた感じでは2億5,000万円だね。1億6,700万円と8,900万円だからね。あまりにも数字が大きいのでね。

この種の予算というのは、せっかく国庫支出金、国から2億3,000万円近くのをいただいて、戻すということはもったいないね。何か利用するような方法はなかったのかな。国庫支出金を2億3,000万円近く返納しているわけだね。そうでしょう。歳入予算で国庫支出金2億2,900万円、歳出では企画費が一番大きいので4億8,700万円近くね。今の報告では、数字が2億円ばかりどこに飛んでいっているのかなという感じなんだけれどもね。そうでしょう、数字的には。

【小川交通政策課長】申し訳ございません。主なものということで答弁をさせていただきましたが、交通政策課の方で、あと大きなものとして1点ございますのが、離島の航路・航空路、こちらの運賃軽減事業でございます。この分につきまして、航路の方で約6,400万円、航空路の方で約3,800万円、合わせて1億円ほどの専決減を今回させていただいております。これにつきましては、11月時点の利用者数を引っ張って、年間通しの所要額の確保を2月補正でさせていただいておりますが、その後の新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、利用者が見込みより大きく落ち込んだということございまして、その分の実績によりまして、県と

国の負担部分、この部分でトータルとして1億円ほどの減が生じてございます。

この分につきましては、歳入の方でいきますと、国境離島交付金の歳入の減が国庫の部分については入っているという状況でございます。

【徳永地域づくり推進課企画監】先ほどは運賃低廉化の事業でございましたが、こちらは特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を充当したものでございます。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金全体につきましては、今回、2億2,809万8,000円の減額補正をしております。こちらにつきましては、2月補正の現計予算は17億8,625万7,000円であり、最終予算で15億5,815万9,000円となっているため、差引の2億3,000万円余りを減額しているものでございます。

減額補正の理由は、交付金を充当する歳出予算の減額に伴うもので、主に3つの課の事業にまたがっております。

1つ目は先ほど説明しました国境離島創業・事業拡大等支援事業費の充当分として約7,000万円の減額、2つ目は先ほど交通政策課長から話がありました国境離島航路・航空路運賃軽減事業費の充当分として約7,000万円の減額、3つ目は観光振興課でございますが、しま旅滞在事業費等への充当分として約8,000万円の減額となっております。

国境離島の創業・事業拡大支援事業費につきましては、先ほどご説明いたしました、12月末の所要見込みを基に事業費を計上していたところ、今回、実績報告に合わせて減額をするものでございます。

航路・航空路の運賃低廉化事業につきましては、先ほど交通政策課長から説明があったとおりでございます。

3つ目の滞在型観光促進事業については、観光振興課の関連歳出予算の減額に伴うもので、年間所要額の確定に伴う減となっております。

この国境離島の地域社会維持推進交付金と申しますのは、令和2年度の実績は出てないんですけども、令和元年度の実績では全国44億円のうち、県で予算を計上する以外の市町で予算計上する分も含めまして本県の実績が25億円でしたので、割合としては全国の56%を本県で活用させていただいております。

令和2年度の実績については、まだ国の方から数値とかは示されておりませんが、全国的には運賃低廉化の影響が大きいとお聞きしております。

この交付金につきましては、国境離島の地域社会の維持、特に社会減の改善に非常に効果があると思いますので、なるだけ執行残が出ないような工夫を、今後、市町とともに検討していきたいと思います。

【田中委員】終わりにしますけれども、要は国庫支出金、国からもらうのは大変だと思う。そこで2億3,000万円ぐらい国に戻しているわけね、国庫支出金の減で。

もう一つは、企画費で4億8,600万円の減となっているけれど、説明で半分ぐらいしか説明しないで、2億3,000万円ぐらい、ちょうど国庫支出金の減分ぐらいが何の説明もないものだから、どういう内容だったんだろうかな、何か別に使えなかったのかなと、もったいないなということで聞いているわけです。コロナのこういう時代だから、いろいろな事情はあるだろうけれども、できるだけ国からもらうお金は大事に長崎県としては使わなきゃね。終わります。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

【近藤委員】今、田中委員が言われたように、

全部減になっています。これは枠の中でのものの考え方でやって、これだけしか使えなかったということじゃないかなと思うんですよ。

例えばこれを、今、コロナ禍の中のお金ですから、これを違う形で、国としっかり話した中で、例えば運賃軽減事業の利用者が少なかった、それで減したということは、当然そこに泊まる人たちが少ないから旅館の人たちも困っている。それならばその運賃分を、これは私の考えですが、運賃で余った分をほかに回すような仕組みというか、そういうことは考えられないものなんでしょうか。

【徳永地域づくり推進課企画監】国境離島の交付金につきましては、令和2年度についてはコロナの関係で大きな執行残、不用額が出るような見込みがありましたので、内閣府とも協議しまして、早めの執行額の状況確認などを国の方に報告をして、委員おっしゃったようにどういう有効活用ができるのかということについて、国の方と協議は重ねてまいりました。

その結果として、令和3年度については、観光の施策においてクーポンが使えるようになったというようなものはございましたが、令和2年度の結果としてはご覧のとおりとなっております。

今年度、令和3年度につきましても、状況としては同じような状況が当然考えられますので、早めの執行状況を管理いたしまして、どういう活用ができるのかというところは、所管である内閣府とともに協議をしてまいりたいと考えております。

【近藤委員】ぜひ使いやすい、使える、そういうお金にしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項について説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、地域振興部長より、所管事項の説明をお願いいたします。

【早稲田地域振興部長】 地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計108万1,593円を支払うため、去る6月14日付で専決処

分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（UIターンの促進について）

UIターン促進については、「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携しながら取り組んできた結果、令和2年度までの5年間の移住者数の累計で、目標2,640人に対して実績5,288人と大きく目標を上回ることができました。

その中で、令和2年度の県・市町の相談窓口を介した移住者数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度の1,479人をわずかに下回る1,452人の実績となりました。

一方、相談件数については、年間では、前年度比97%の8,560件となったものの、四半期毎に見ると、年度後半は増加傾向となっており、第4四半期は前年度比110%を超える実績となりました。

今後は、地方回帰の流れを着実に取り込んでいくため、AI技術等の導入による移住施策全体のデジタル化を図り、幅広い移住希望者の掘り起こしやデータに基づく効率的な相談支援、効果的な情報発信など、より一層戦略的な移住施策を展開するとともに、地域間競争が厳しくなる中で、コロナ禍においても増加傾向にあるUIターン者の確保に力を注いでまいりたいと考えております。

さらに、リモートワーク等の受入促進については、都市部での仕事を継続しながら、地方へ移住する「転職なき移住」等の拡大が期待されることも踏まえて、一元的な相談窓口やコーディネート機能の整備、都市部企業を対象としたマッチングイベントやマッチングツアーの開催等に積極的に取り組んでまいります。

（地域おこし協力隊ネットワークについて）

地域おこし協力隊は、地域の担い手としても重要な役割を担っており、県内においては、17市町で74人の隊員が様々な地域活動を行っております。

人口減少など多くの地域課題を抱える本県においては、任期満了後も県内に定住し、地域の活性化に貢献していただくことが重要であり、隊員に近い立場でのサポートを求める声が高まっております。

こうした中、移住・交流推進機構の支援を受けながら、元地域おこし協力隊員が中心となり、支援組織の立ち上げに向けた検討を進め、「一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワーク」が設立されたところであります。

今後は、経験者のノウハウ等を活かし、隊員や市町職員向けの相談窓口のほか、研修、アドバイザー事業等の支援業務を当団体に担っていただき、隊員の定住促進を図るとともに、県としても、当団体と連携しながら、より多くの協力隊の確保に結びつけてまいりたいと考えております。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、市町と一体となって、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進等に積極的に取り組んでまいりました。

法施行から4年が経過し、人口の社会減については、計画を上回る実績で推移しているところであり、五島市においては2年連続で社会増が実現されるなど、有人国境離島法関連施策の成果が着実に現れてきているものと考えております。

特に、人口減少対策として重要な雇用機会拡充事業については、これまでに1,000人を超える

新たな雇用の場が創出されるとともに、本年度も各市町による第1回目の事業採択において、159人の雇用が見込まれております。

今後も、雇用の継続的な拡大を図るため、市町の事業者の掘り起こしなどに係る先進的な取組を促進するとともに、島外からの人材確保策の強化を図ってまいります。

また、航路・航空路の運賃低廉化について、令和2年度の国境離島割引利用者数は、航路が前年度と比べて38.6%減の約60万6,000人、航空路が46.7%減の約10万人となっており、利用者が減少した主な要因については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による移動制限等によるものであります。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と一体となって、国境離島地域の更なる活性化に向けた施策を推進してまいります。

（離島振興法の改正・延長について）

現行の離島振興法においては、人・物資等の輸送に要する費用の低廉化や産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正のほか、離島活性化交付金の創設など、離島振興施策の充実・強化が図られてまいりました。

一方で、離島地域においては、依然として本土との格差や不利条件が存在することに加え、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、雇用の創出や移住・定住施策のさらなる充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな日常の実現や2040年問題など、新しい課題に対応していくことが重要であると認識しております。

こうしたことから、離島振興法の改正・延長に向けて、新たな法整備が実現できるよう、今後の離島振興のあり方について議論を重ね、県議会のご意見も十分にお聞きしながら、「新た

な離島振興法に関する意見書」をとりまとめ、秋頃を目途に、国に要望してまいりたいと考えております。

（過疎地域の振興について）

過疎地域の振興については、新たな過疎対策法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が10年間の時限立法として本年3月に成立し、4月1日から施行されました。

新法においては、過疎地域の持続的発展という新たな理念が掲げられ、過疎対策事業債や国庫補助率の嵩上げなどの支援措置について継続・拡充が図られたところであり、県内過疎地域の振興に向けて、新たな理念を踏まえた取組を推進することが求められるところであります。

そのため、県においては、過疎市町が策定する過疎地域持続的発展計画の指針として、新法に基づく長崎県過疎地域持続的発展方針及び計画（案）の策定を進めており、新たな視点として、移住・定住対策等の地域活性化策などを積極的に推進することとしております。

具体的には、方針（案）において、新法の規定等を踏まえ、産業の振興や交通通信体系の整備、高齢者等の保健・福祉の向上などの従来の項目に加え、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させるため、移住・定住や人材育成、地域における情報化、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用の促進に関する項目を新たに柱立てすることとしております。

今後、県内過疎地域の振興に向けて、関係市町が早期に過疎地域持続的発展計画を策定できるよう、県議会のご意見も賜りながら、パブリックコメントの実施や国との協議等を経て、県方針及び計画のとりまとめを進めてまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをご覧ください。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進について）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備のあり方については、国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が行われているところであり、去る5月31日の第4回目の協議において、佐賀県は、フル規格により整備する場合のアセスルートを含め、3つのルートの整備費等の試算を国土交通省に求めたものの、国土交通省による在来線に関してJR九州を含めた三者での協議参加を求める提案については、フル規格前提の話になるとして応じられないとの考えを示されたところであります。

一方、与党PT九州新幹線（西九州ルート）検討委員会においては、与党PTの細田座長から示された「新鳥栖～武雄温泉間に関する検討の方向性」を踏まえ、フル規格で整備した場合の在来線や地方負担、ルート、地域振興の課題解決に向けた議論が重ねられ、去る6月14日には、与党PTに対して、その検討状況の報告が行われたところであります。

このような中、去る6月9日、知事とJR九州青柳社長が会談を行い、新鳥栖～武雄温泉間に関して、議論が膠着している現在の事態を打開するため、佐賀県が重要な課題とされている在来線について、JR九州としての考え方を発信していただくことなどを要請いたしました。

本県としては、整備のあり方についての議論を前進させるため、関係者に対する働きかけを行うなど、引き続き、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

（西九州新幹線の開業について）

令和4年秋に開業する西九州新幹線（長崎～武雄温泉）については、開業効果を最大限に高め県内各地へ波及・拡大させるため、官民一体

となって取り組むアクションプランを推進しております。

そのため、市町が実施する周遊対策等に対する支援を行うとともに、去る4月に、経済団体青年部等を中心とした九州新幹線西九州ルート開業準備実行委員会を設立し、県内全体での気運醸成やおもてなしの取組等を企画・実践することとしております。

このほか、昨年度実施した、島原半島に向けた二次交通対策についても、実証時期等の課題を踏まえ、予約制乗合タクシーの運行等準備を進めております。

また、JR長崎本線（肥前山口～諫早）の上下分離に向け、鉄道施設の維持管理を行う「一般社団法人 佐賀・長崎鉄道管理センター」を4月に設立したところであり、今後第三種鉄道事業を行う許可申請を国に提出する予定となっております。

なお、これまで上下分離区間の電化区間は、肥前山口～肥前鹿島間としておりましたが、今般、佐賀県、JR九州の三者の実務者協議において、肥前浜までの電化区間の延伸を行うことを確認いたしました。

次に、恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明資料にお戻りいただき、5ページをご覧ください。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、埋蔵文化財調査が完了し、敷地全体の遺構等の状況が確認できたことから、隣接する県警本部跡地を含め、機能の具体的な配置や規模等の整理を進め、県民の皆様幅広くご意見を伺い、今般、県庁舎跡地整備基本構想の骨子案をとりまとめたところであります。

骨子案においては、「歴史が息づく地で、賑

わいと交流による新たな価値を創造する」ことを基本理念とし、賑わいと交流に資する機能を効果的に配置することとしております。

具体的には、人々が憩い、日常的に賑わう「広場」、この地の歴史や世界遺産など本県の魅力を伝える「情報発信機能」、幅広い多様な分野の交流を促進する「交流支援機能」を整備し、交流支援機能のうち県警本部跡地では、オープンイノベーションをはじめ、産学官等の連携を推進するほか、石垣下の第二別館跡地付近に、バスベイや待合所等の設置を検討してまいります。

また、整備にあたっては、出島との連携等に留意のうえ、現存する石垣等を活かし、歴史を感じる佇まいを持つ空間とするとともに、先行して、広場等をオープンスペースとして暫定的に供用し、利用状況等を検証のうえ、その後の整備を検討するなど、「可変性」を確保しながら、段階的に整備することとしております。

このほか、既に更地となっている第二別館跡地等を活用し、早期の賑わいづくりをさらに推進してまいります。

県としましては、今後、県議会をはじめ、関係者の皆様にご意見を伺いながら検討を重ね、今年度中に、基本構想をとりまとめてまいります。

（「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について）

平成28年度から昨年度までの5年間、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました「市町との役割分担と連携の推進」につきましては、知事と全市町長が直接協議を行う「長崎！県市町スクラムミーティング」を実施し、連携が必要な取組の推進につなげてまいりました。

また、県と市町ともに行政サービスを安定的に提供し続けることを目指し、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」を設置し、人口減少社会を見据えた課題の共有などを行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において市町との相互人事交流を実施いたしました。

引き続き、多様化・高度化する行政需要に対応した効果的な政策の企画・推進、人材の育成等のため、市町との連携を一層強化してまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

審査対象は、16番、30番、32番、36番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 16番について少しお尋ねしたいと思いますが、これは、所管は交通政策課でしょうか。

本県は、誰が見ても海洋県というか、海が多いわけですがけれども、本県には非常に多くの内航海運業を営む方がいらっしゃいます。その現状について把握されているものを少しご説明いただけますか。

【小川交通政策課長】 内航海運業の今の実態というご質問でございますけれども、私ども内航海運につきましても、以前から委員の方からも人材育成等々を含めているんなご指摘をいただ

いている中で、なかなか人員の確保ができないとか、高齢化というお話はお聞きしております。

なお、収支等の状況とか、そういう部分については、申し訳ございませんが、補助関係等々がございませんので、その情報については、私どもは把握をしていないという状況でございます。

【山本(啓)委員】 内航海運業を営んでいる方の数とか、本県において活動されている実態というものも含めて把握されてないということによるのでしょうか。

【小川交通政策課長】 申し訳ございません、詳細については、私ども、今手元に資料がございません。

【山本(啓)委員】 陳情審査ということで、そういった角度の質問をするということを事前に言っておりませんので、そこは別途確認させていただければいいんですけども、しかしながら、これは国が許可する産業については、県レベルでは一定把握しないというスタンスにもとれるんですよ。こういった要望が出ていることをきっかけにしても、それらについてもしっかり目を向けていただきたい。

でなければ、本県は人口減少対策として移住施策とか、また、担い手育成とか、地域にしっかりと人を残すという取組をしていますね。これらの取組に、この海運業というのは、離島や半島地域に昔から根付いて産業を営んでいる。そして、軸足をその長崎県内のそれらの地域に置いたうえで国内を回っている。そういったことから言えば、担当所管が国であろうとも、本県としてしっかりとこれらの要望にも向き合っていく必要があると。私は、この陳情審査で少しその辺を問いたいと思っていますけれども、

もう一度コメントいただけますか。この陳情の内容についても含めてご答弁いただけますか。

【小川交通政策課長】今、ご指摘がございましたように、今の実態等々を含めた把握につきまして、私どもも今後、九州運輸局の方とも情報交換をしながら、その状況とか、そういうものについても把握をしてみたいと思っておりますし、また、今回の要望がっております内容につきましても、私どもとして国の方にお伝えをしながら、どういう形であれば委員ご指摘のような環境が整えられるのかという部分についても検討を深めてみたいと思っております。

【山本(啓)委員】陳情審査ですから最後にしますけれども、部長、人口減少対策に所管は関係ないと思うんですね、国であろうが、県であろうが。こういった一つひとつの要望に向き合いながら、人材の確保、また、担い手の育成、それが産業を支えることであれば、我々は地域振興の一つとして、県レベルでもしっかりと向き合っていく必要がある。九州においては、恐らく熊本に次いで2番目に本県が多いんじゃないですか、内航海運とかに限って言えば。であれば、基幹産業ですよ。ぜひともそこを中心に置いて、こういった要望にも向き合っていたきたいと思えます。

部長から答弁いただければありがたいんですが。

【早稲田地域振興部長】海運・船員の政策諸課題に関するということでの申し入れということで今回あっておりますけれども、本県においては、これまで主に離島航路について欠損補助制度ですとか、航路運賃の低廉化などを行ってきたところでありますけれども、今、委員からご指摘がありましたように、内航海運というのも

一つの重要な産業であるということで認識をしております。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、航路におきましても、航空路におきましてもですが、交通面では様々な課題というものが生じておりますので、今後、また改めて九州運輸局やその他の機関などと連携して、実態というものもしっかりと把握しながら、どのような施策が有効かということや、また、地域の産業にとってどのような活力を与えていくことが重要であるかという視点も持ちながら対応をしてみたいと考えております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮島委員】少し確認をさせてください。

陳情番号の30番、佐世保市からの陳情の28ページになります。

JR佐世保線の輸送改善についてであります。その3番に記載をされております複線化の限定による佐世保線に対する悪影響の問題が要望として上がっておりますけれども、この懸念に対する現状の認識と、その対応について確認をさせていただきたいと思えます。

【峰松新幹線対策課長】委員からご質問がございました複線化の件でございます。

複線化の件につきましては、当初、フリーゲージトレインが新幹線に乗り入れまして、新大阪直通運行をするということが前提で計画をされておりましたので、国におきましては在来線区間でのわずかな遅れが新幹線ネットワークの方に支障を及ぼさないように、武雄温泉～高橋間のアプローチ線も含めまして、武雄温泉～肥前山口間の全区間複線化というものが計画されていたところでございます。

しかしながら、フリーゲージトレインの導入が断念されたことによりまして、武雄温泉～博

多間を走行しますリレー特急の方は在来線を走行するということになっておりますので、特急列車の本数増加に対応可能な線路容量を確保するために必要となります高橋～大町間の部分複線化というふうになっております。

この部分複線化につきましては、リレー特急を含めまして、特急列車のダイヤの安定性を一定確保されるということで我々の方も伺っておりますので、ダイヤの安定性につきましては一定確保されるものというふうに認識いたしております。

【宮島委員】わかりました。また、そうした問題が出てまいりましたら、国に対してもしっかりと対応していただくよう要望しておきたいと思っております。

翻りまして1番でありますけれども、佐世保線の高速化についての話が記載をされております。この高速化につきましては、県においてもこれまでいろいろなご努力をいただいておりますことを多としたいと、感謝を申し上げたいと思っておりますが、一方でありますように、令和4年秋の開業に合わせての推進ということがありますが、この進捗につきまして確認をさせていただきたいと思っております。

【峰松新幹線対策課長】佐世保線の高速化の現状ということでございます。

令和2年度までは、ロングレール化、または曲線改良、路盤改良、こういったものを進めさせていただいておりますので、計画全体の大体22%ほど完了しております。

また、総事業費で約14億4,000万円組んでいるんですが、そのうちの9億8,000万円を令和3年度に予算計上させていただいて、令和3年度で今回の計画のほとんどを終わらせようということ考えておりますので、委員からお話がご

ざいましたような令和4年の秋の新幹線開業に向けて着実に工事の方は進めさせていただいているという状況でございます。

【宮島委員】お取組に心から感謝を申し上げますと思います。

この際でありますので、一つお尋ねいたします。佐世保駅の改札ですけれども、ご承知のとおり交通系ICカードには対応できないような状況であります。せっかく来年秋にそうした高速化の事業を完遂し、スタートさせていただくということであれば、併せてこの駅の充実、改札の充実も図っていただきたいと思うわけがありますけれども、そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

【小川交通政策課長】県内のICカードが利用できる駅ということで、特に今、佐世保駅で利用できないということで、今後の整備状況といえますか、予定はというご質問でございますが、現在の県内のJR駅で交通系ICカードが利用できる駅というのは、長崎駅や諫早駅など約20か所でございます。大村線の松原駅から佐世保駅までの区間とか、あと東諫早から小長井駅までの区間、19駅では利用ができない状況となっております。

しかしながら、県内におきましては、松浦鉄道もしくは長崎電気軌道、あと県内のバス事業者等におきまして、全国ICカード、nimocaなどが導入されておりますので、都市間輸送の重要な役割を担いますJRにおいても、新幹線開業とか、IR誘致等により増加する来訪者の利便性向上を図るためには利用エリアの拡大というのが必要になってくると考えております。

県におきましては、利用エリアの拡大というものに向けまして、JR九州や関係自治体と協議を重ねておりましたが、今回の新型コロナウイ

ルス感染症の影響で、JR九州も初期投資を現段階で行うというのは非常に厳しい状況であるというお話も受けておりますので、今後も引き続き、このICカードの導入というものに向けまして早期に着手ができるように、JR九州や関係自治体と協議を進めてまいりたいと思っております。

【宮島委員】 今、20か所でICカードが使えるというお話がありましたが、県内でも県北の中核駅であります佐世保駅で利用できないというのは、大変寂しい状況だなと思います。

今、交通政策課長からコロナ禍の影響でJRの方でもというような話がありましたが、確かにJRもこのコロナ禍によって大変な打撃を受けておって、経営状況も非常に厳しいということを承知いたしておりますので、そういう意味からも関係自治体、特に県が積極的にこの件について応援をする必要があるのではないかと。

これまで、コロナ禍において、様々な交通事業者の皆様方にいろいろな手だてをしていただいておりますことを非常にいいことだというふうに思いますが、そういう意味ではJRも例外ではないと思いますし、佐世保駅が充実をされることは長崎県民にとって非常に利便性の上がることでもありますので、そうした意味で県にも積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ今の交通政策課長の方針のとおり、令和4年の開業時には、こうしたシステムが導入をされることを強く要望しておきたいと思っております。

以上です。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【田中委員】 今、佐世保市からの問題で宮島委員から質問があっていましたが、私も同じような観点から2点ほど、議案外でも通告し

ていますので、その時はその時でまた質問しますけれども。

一つは佐世保線対策、肥前山口～佐世保間の佐世保線対策です。今、佐世保線において、対向車の時間待ちというのはあってないのかな。昔は、時間待ちが結構あったんだけど、肥前山口～佐世保間においてね。単線だから、対向車との時間待ちというのは、現状はどうなんですか。

【峰松新幹線対策課長】 詳細は我々からもJRに確認はいたしておりますので、待合につきましては発生しているのかどうかというところの正式な回答ということではございませんが、私の認識としましては、単線でございますので待合というものは生じているものと思っております。

【田中委員】 昔はそうだったので、今もあっているとすれば残念なだけけれどもね。

そういう中で、肥前山口～佐世保間に従来どおり佐世保線に、今までどおりのハウステンボス線も含めて列車が運行するわけね。プラスして新幹線がオープンすると武雄から乗り継ぎの車両が出るわけでしょう、武雄から肥前山口の間は。今まで長崎本線に来ていた車両がこっちに来るんですよ。大変なプラスになるんですね、本数としてはね。だから、ここは複線化が必要だということで、我々も当時から話をしていたし、これは見返り事業と思っていた。私の勘違いだったかもわからんけれども。佐世保がオーケーした。だから、この単線は複線化しますよと。当然するのが常識ですよ。今でさえ時間待ちしているのに、プラス倍ぐらいの車両が通るんではないかと。今までの佐世保線だけだったのが、長崎本線分と両方通るような形になるわけね、新幹線の乗り継ぎからすると。

そういう中において複線化が完全に行われていないと。佐賀県でさえ反対しているのに、長崎県はなぜオーケーしたのか、確認しておきたいと思う。

【峰松新幹線対策課長】この区間の複線化についてでございます。複線化の経緯につきましては、先ほど宮島委員にご説明をさせていただいているところでございます。

ただ、この区間につきましては、先ほどご説明をさせていただいたように、もともとフリーゲージトレインの導入をするということで、どうしてもフリーゲージトレインの場合は新幹線の方に乗り入れを行いますので、列車の遅れが全国の高速鉄道ネットワークの方に影響するというので、武雄温泉～肥前山口間の全線複線化ということを進められていたところでございますが、フリーゲージトレインが断念されたということで、特急列車のみの増加ということになりますので、委員がおっしゃいますように、確かにリレー特急の乗り入れというものが、今の佐世保線に加わるということになりますので、当然便数としては増加するものというふうに思っております。

しかしながら、鉄道・運輸機構等におきまして、JRと協議をされた中で、確認をされた中で特急列車の本数増加に対応できる線路容量というところはどこまでなのかということで、平成31年に工事実施計画が変更されて、大町～高橋間の部分複線化ということが決定されておりますので、この部分につきましてはそういったことでダイヤの安定性を一定確保できるものということで決定されておりますので、この部分につきましては我々としましては、ダイヤの安定性が一定確保できるものと認識いたしております。

【田中委員】決定していると言うけれども、私への説明にも、佐世保市も了解して決定したということを県は言うけれども、今もって佐世保市は県には要望しなくても国に要望しているのよ、複線化をね。そういう事情があるので、やっぱり完全解決じゃない。

もう一つ、あなたたちはフリーゲージ、フリーゲージと言うけれども、短絡ルートになった時に、おのずから佐世保線に長崎本線がプラスになってくるわけだから、極端に言うと倍になる。今でさえ時間待ちしているのに、倍になるともっと時間待ちになるだろう。だから、複線化は当たり前だという理論で我々は判断してきた。そうでしょう。佐世保線プラスハウステンボス線も入っていますよ、早岐から大村線に乗り入れるからね。これも直通できていますよ、あの路線を使ってね。それでも時間待ちしている。対向車線の関係、単線だからね。それにプラスして長崎本線の新幹線の乗換え特急が走るとすれば、当たり前でしょう、これは複線化するのが。なぜそれを長崎県がオーケーしたのか、理解に苦しむ。これはやっぱり再考しないと。

なぜならば、新幹線予算でやらなければ、あとは佐賀県が国と相談してやるしか方法ないんですよ、JRと佐賀県と。もし複線化するとすれば、だから、佐賀県にも迷惑かけんように、この際は新幹線の予算の範囲内でやれば約1割で済むわけだから、地元負担が。それを長崎県と佐賀県で負担すればいいわけだから。そういう予算の範囲内でなぜ長崎県が主張しなかったのか。なぜ長崎県がそれを安易に受け入れたのか。そこら辺に疑問を持つんですよ。ちょっと聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】複線化の決定につきましては、まず、決定過程といたしましては、鉄

道・運輸機構の方がJR九州の意見を聞いたうえで、国土交通省の方に鉄道建設許可の変更申請をしていただくというふうになります。その際、国土交通省も長崎県の方に意見を尋ねるということになっておりますが、その際は、当時の変更申請というのが部分複線化区間だけを確認をされたというものではございませんで、部分複線化と、その際、当時建設工事費の増嵩部分がございます、5,000億円から6,197億円に増嵩した時の経緯もございます。そういったもろもろを含めて長崎県としましては意見を求められて、そういったところも含めて長崎県としては了解といたしますか、ご確認をさせていただいたところになっております。

実際、先ほどもご説明させていただきましたように、長崎県といたしましては、複線化の部分につきましてはそういった鉄道・運輸機構、JR等から線路の容量というところは一定確保されているというお話を聞いておりますので、それ以上のものというところについては我々も言及できませんし、また、新幹線スキームでございますので、我々の方から、今後、そういった新幹線に関係する部分以外のものについても建設費について変更させていただくところはなかなか難しいことになるのではないかと考えております。

【田中委員】 だから、長崎県から新たな問題提起をするのは難しいから、新幹線予算内でなぜやらなかったのか。国から話があった時に、異議申し立てをしなかったのか。あの時は、新鳥栖のアプローチ線が要らなくなった。それで、大村の車両基地が大きくなった。それで大体とんとんだったんだよ。しかし、工事費が全体的にプラスになったのは仕方ないなという感じだったので。その複線化のところでも半分にカット

されているなんて夢にも思わなかった。あなたたちはちゃんと報告したと言うけれども、ちょうど我々の選挙の時だよ、あなたたちが報告したと言うのは、あの時期だ。言葉は悪いけど、私はいつもどさくさに紛れてやったなと言っているんだけどね。

だから、なぜ長崎県が異議申し立てをしなかったか。佐賀県は異議申し立てしているんでしょう、今もって。佐世保市も国に対して要望しているんでしょう。確認しておきます。

【峰松新幹線対策課長】 佐世保市の要望ということについては、我々の方としましては、佐世保市がそういった要望をされているというところまでは確認をいたしておりませんので、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

【田中委員】 佐賀県は。

【峰松新幹線対策課長】 佐賀県が要望されているのかどうかということについては、我々の方も把握はしておりませんが、以前そういったお話はされていたというところは認識いたしております。

【田中委員】 佐世保市の要望は、正式に私は佐世保市から聞きました。国に対してはちゃんと今もって要望していると。佐賀県の話は、私もあくまでも聞いた話だ。佐賀県の何というかな、あの地域の議員たちが怒っているという話は。彼は前の議長だったんでね、肥前山口の彼が大変怒っているという話は聞いたことがある。怒るのは当たり前だ。我々も怒っている。当然ことだと思った複線化をなぜやらなかったのか。ダイヤに支障がないと言うけど、支障がないダイヤを組むだけだよ。支障がないダイヤを組むだけだ、JRが。ダイヤに支障がないなんて話は、それは簡単に言えないぞ。私は長崎県に再考を

促したいと思う、やるべし。

それから、もう一つだけ、これは聞くだけだけれども、佐世保線対策をやっている予算は、あれは県単の予算でやっているの、十数億円の予算。

【峰松新幹線対策課長】県単独でやらせていただいております。財源といたしましては、起債を使わせていただいております。

【田中委員】これで終わりにしますが、県単でやるのはもったいない、本当は何らかの形で国にね。鹿島から諫早の関係は、いろいろと国に、国にと言うけど、こっちの方もやっぱり国にある程度話をすべきだと思うね。そうせんと、県がそういう負担をしなきゃいかんわけだから。残りは議案外の通告でやりたいと思いますので、終わります。

【饗庭委員】陳情番号30番の佐世保市からの要望でございますけれども、3の地域の足であるバス等に対する支援の拡充についてということで、これは佐世保市の要望ですけれども、県下でも同じようなことがあると思います。

私たち地元の長与、時津でも。

【大場委員長】饗庭委員、あくまでも陳情の中身についての確認でございますので。ご質問の中でこの陳情に対しての内容でしたら聞かれても結構ですが、あくまでも県下の状況を聞くだけの目的だったら、陳情審査からちょっと外れますので、そちらの方はもう一度お考えください。

【饗庭委員】では、この内容だけ聞かせていただいているんですか。申し訳ありません。

この陳情の中で書いてあります1、2、3という要望に対してどのようなお考えなのか教えてください。

【小川交通政策課長】地域の足であるバス等に

対する支援の拡充についてということで佐世保市の方から要望をいただいております。それに対する県の現在の考え方ということでございますので、市町における路線バス等への財政負担の実情は理解しておりますけれども、生活交通路線につきましては、国、県、市町がそれぞれ役割分担をしたうえで、その維持確保のための支援を行うべきと考えております。

現在の厳しい財政状況の中では、県単独補助の要件緩和とか、新たな協調補助を行うことは非常に厳しいと思っておりますが、今現在、国の方で地域公共交通計画の策定、もしくは見直しが求められておりますので、今後の市町における計画策定とか、見直しの状況を踏まえながら、今後の支援のあり方についても検討を深めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】わかりました。

もう一つだけお聞きしたいと思います。

陳情番号36番の長崎県町村会から出ております、7番の九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格による整備等についての中の3番に関して、新幹線開業効果を県内各地に波及させるための取組みの推進を図ることとなっておりますけれども、このあたりで考えておられることを教えてください。

【峰松新幹線対策課長】新幹線開業効果を高めるための取組ということでのお尋ねでございます。今年度につきましては、特に、部長説明でも記載をさせていただいているところですが、二次交通対策とか誘客対策、あと気運醸成対策ということで主に考えておりました、特に、気運醸成対策につきましては、来年の秋が開業になりますので、1年前の開業イベントとか、レールウォークといったものをして県民の気運醸成を図ってまいりたいと考えておりま

す。

また、誘客促進につきましては、観光振興課の方が佐賀とDC（デスティネーションキャンペーン）を計画されておりますので、それもまた1年前にプレイベントということでございますので、そういったところでのPRで誘客促進を図っていきたくと考えております。

また、二次交通対策につきましても、昨年、島原半島の方に乗合の予約制のバスを運行させていただいておりますので、あと島原半島のフリー切符とかを考えておりますので、そういったものをまた今年度もさせていただきたいと考えております。

【饗庭委員】この開業効果を県内各地、いろんなところでというふうに思うんですけども、どの地域でもイベントをする予定なのか、どんな形で各地域に広げていくのか、教えてください。

【峰松新幹線対策課長】イベントにつきましては、県内で既存のイベントというのがございますので、そういったイベントについては県内の市町に我々から、既存イベントに新幹線が開業するというような冠をつけていただいたり、イベントに我々が出向かせていただいて、ブースを設け、例えばパンフレットやノベルティ等を配布させていただく、そういったようなことで県内全体のイベントを活用して新幹線の開業を広めていく。また、開業の実行委員会を設立させていただいておりますので、そういった方々は青年部6団体ということで、6団体の皆様は、例えば長崎市とか、沿線市の方だけにとどまらず、県内全体の青年会議所とか、農協、漁協の青年部、そういった6団体の方々がそこに入って議論をしていただきながら、自分たちで議論して、開業に向けて何かできないかということ

を今検討していただいておりますので、そういったところでまた県内全体に開業の動きというものを波及させていただくということを考えております。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】32番の陳情についてお伺いしたいと思います。

こちらの方からは、多分もう数年にわたって、毎議会、様々な形で陳情が上げられております。

タイトルが養生所となっておりますので、長崎県は関係ないんじゃないかというような形で見受けられるのではないかと感じておりますが、毎度、様々な遺跡に関しての要望等々が掲げられております。その件に関してご協議というか、審議、こういった感じで捉えられているかというのがあれば、まずその点をお伝えいただければと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話にございましたように、この団体の皆様からは平成31年2月以降、毎議会にわたりまして陳情という形で頂戴しているところでございます。

陳情の趣旨といたしましては、お話にございましたように、遺跡等に十分配慮した保存や活用などを求められているような内容ということで、この間、陳情をいただいてきているところでございます。

私どもとしまして、この県庁舎跡地活用の基本的な考え方といたしまして、様々な歴史がある場所でございますので、そうした歴史を十分活かしながら、交流や賑わいの場となるような活用を含めて検討を重ねてきているところでございまして、このような趣旨も含め、これまでも活用策について検討を深めてきているところでございます。

【浅田委員】では、陳情の中身に関してはしっ

かり吟味をなさっているということで受け止めさせていただいて結構かと思うんですが、例えば陳情を31年から何回も受け入れる中で、陳情の書き方というところは何ですけれども、それを皆さんにお伝えするのはどうかと思うんですが、やっぱり県に関わっていることなのか、関わっていないことなのか、毎議会お読みになっていただいているのでいろいろわかっていらっしゃるかと思うんですが、やはりせっかくいただく陳情が、有効的に県の中において活用できるかどうかも含めて、これは市であって、全くもってこちらでは議論できないけれども、受け入れてしまっているというのも団体の方にも申し訳ないかと思しますので、一度そういうところは、もう何年にもわたって何十回も陳情をいただいているわけですので、そういったところも受けられる側として、少しお伝えいただければ幸いかなと思います。

以上です。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がありませんので、陳情につきましては承っておくことといたします。

室内換気のため、しばらく休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

-----  
午前11時 8分 休憩

-----  
午前11時18分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般について、地域づくり推進課企画監、地域づくり推進課長、地域振興部次長、新幹線対策課長及び県庁舎跡地活用室長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【徳永地域づくり推進課企画監】 私の方から、新たな離島振興法に関する意見書関係について説明させていただきます。

資料につきましては、「総務委員会補足説明資料（地域づくり推進課）」資料2-1、2-2、2-3であります。

まず、資料2-1、離島振興法並びにこれまでの変遷でございます。

離島振興法につきましては、離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により10年間の時限立法として制定されており、これまで6回の延長が行われております。

現行法は、平成25年4月1日に施行されており、10年後となる令和5年3月末をもって失効期限を迎えることとなります。

まず、第1条に目的が記載されておりますが、離島は、我が国の領域、排他的経済水域の保全や海洋資源の利用などに加え、多様な文化の継承や自然環境の保全など、国や国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っているとされており、他の地域に比較して、厳しい自然的・社会的条件のもとにある中、特別な措置を講ずることによって、離島の自立的発展の促進や島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的としております。

続いて、離島振興法に係る施策、主な特例措置についてですが、公共事業を中心とした補助率の嵩上げや離島活性化交付金、医療の確保、税の特例などが講じられております。

裏面をご覧ください。

昭和28年の第1次から第7次までの変遷につ

いて、それぞれの時代を背景として、目的条項の変更や具体の措置、施策の主なものを記載しております。

右側の現行法であります第7次の離島振興法では、基本理念及び国の責務が新設されたほか、離島活性化交付金の創設や、法の規則に特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討が明記され、平成28年の有人国境離島法の制定につながったところであります。

続きまして、新たな離島振興法に関する意見書素案の関係の説明に入らせていただきます。

資料2-2をお開きください。

こちらは、新たな離島振興法に関する意見書施策の提案として体系的に整理した資料であります。

構成としましては、3つの大項目をそれぞれ2つの中項目に分類し、6つの柱立てで、その下に小項目という形で整理しております。なお、小項目の先頭に振っております新規・拡充・継続については、前回の離島振興法の延長の際の意見書に対しまして、新たな項目か、要望内容を充実した項目か、引き続きの提案項目かということで整理したものであります。

それでは、1つ目の大項目、離島の特性を活かした「新たな日常」や地方創生の先進モデルの展開として、(1)「新たな日常」の実現に向けた取組では、離島のデジタル化を推進するために必要不可欠な光ファイバーや5G等の情報基盤整備の支援の充実のほか、医療の確保等として、緊急搬送体制の強化や医療従事者の派遣など、広域的な支援体制の整備をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策の強化などを掲げております。

次に、(2)離島の特性を活かした地方創生の先進モデルの推進では、関係人口を生み出す

ような取組の推進や、離島が掲げる課題をICTなどの新たな技術を導入して解決を図るスマートアイランドの実現のほか、再生可能エネルギーの推進として、新たな海底ケーブルの敷設や基幹送電網の強化、潮流発電の固定価格買取制度への追加などを掲げております。

2つ目の大項目、持続可能な地域社会維持の推進と離島の不利条件の克服として、(1)持続可能な地域社会維持の推進では、日常生活に必要な生活インフラの維持のための公共事業予算の確保や補助率の引き上げのほか、島民が安心して暮らしていくために必要な医療・介護・保育サービスの確保、小・中学校の教員の加配制度の創設などの教育の充実、小規模離島に対する支援の充実などを掲げております。

次ページをお開きください。

(2)地理的・自然的不利条件の克服では、交通の確保として、補助対象外の航路に就航しているフェリー・高速船の更新やジェットfoil更新への補助制度の創設、離島航空路線に対する安定的な維持確保のための補助制度の充実、物資の流通面では、輸送コスト支援のさらなる制度拡充のほか、離島のガソリン価格は是正やメニュー関係の免税、還付措置の堅持などを掲げております。

3つ目の大項目、夢や希望があふれるしまのさらなる活性化を目指した産業振興策等の充実では、(1)産業振興のための基盤整備と担い手確保として、離島活性化交付金の弾力運用、対象拡大や予算額の確保のほか、スマート農林水産業の導入に対する支援や農地の生産基盤整備の推進、観光面ではコロナ収束後のインバウンド事業を見据えたハード・ソフト両面からの支援などを掲げております。

次に、(2)安心・安全な暮らしを支える生

活環境基盤の整備促進では、国土強靱化計画に伴う安定的な予算の確保や、高齢化及び感染症対策に対応した避難所施設整備などの防災対策の推進、マイクロプラスチックごみの早期実態解明と発生抑制対策の推進や、海岸漂着物の回収・処理や、島内では処理できない廃棄物の負担軽減などに対する支援の充実などを掲げております。

続きまして、資料2 - 3につきましては、意見書の素案であります。説明につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略させていただきますが、関連するデータなどを今後記載してまいりたいと考えております。

なお、去る6月11日の離島・半島地域振興特別委員会におきましては、離島の医療・介護サービスの確保、教育の充実、農林水産業の振興等の観点から様々なご意見をいただいたところであります。引き続き、県議会のご意見を賜りながら、さらに内容を充実してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【浦地域づくり推進課長】 それでは、私の方から過疎地域持続的発展方針の案につきまして、お手元の資料3 - 1に沿って説明させていただきます。

1ページには、4月に施行されました新たな過疎対策法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、過疎地域持続的発展方針の目的等をまとめております。

1の目的ですが、法第7条を根拠とする持続的発展方針は、主務大臣の同意を得て都道府県が定めるものであり、市町村におきましては、同方針に基づき、議会の議決を経て持続的発展市町村計画を定める仕組みというふうになってお

ります。

2の方針の期間は、法期間の10年間で前期と後期に分け、市町村計画と同様5年間としております。

3の方針で定める事項は、法第7条に規定があり、記載のとおりとなっております。新法の特徴としては、イの移住及び定住などに関する事項、ハの情報化に関する事項、ルの再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項が新設されたほか、へであります。子育て環境の確保の追加などの見直しが行なわれたところでございます。

次に、2ページをお開きください。

2ページから5ページまでは、今回、県で定めようとする持続的発展方針案につきまして、別冊の少し厚い方の資料3 - 2の主な内容をまとめたものであります。

まず、基本的な事項としまして、県内で14市町となる過疎指定地域の状況と方針案の基本的な方向について記載しております。

基本的な考えとしましては、SDGsを踏まえた持続的発展という新法の理念のもと、新型コロナウイルス感染症を通じて重要性が高まった過疎地域が、様々な付加価値を生み続けられる場となるよう、移住・定住や情報化など、関連施策の強化を図りながら、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の向上を目指すこととしております。

続いて、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、都市部からの「田園回帰」の機運が高まる中、移住・定住やリモートワーク、関係人口等施策を進めるとともに、地域おこし協力隊や、昨年度創設された特定地域づくり事業などの制度も活用し、地域社会を担う人材の確保・育成に取り組むほか、学校の

重要性を踏まえ、学校・家庭・地域連携による人材育成やふるさと教育を推進することとしております。

3ページをご覧ください。

3の産業の振興については、雇用創出により、若年層の就業促進等を図る必要があることから、1から7に掲げる各分野で雇用の場と所得の確保・向上を図ることとしております。このうち、例えば農林水産業の振興では、スマート農林業の導入や農山漁村を担う人材の確保など、また、地場産業の振興では、食料品製造業の振興などを進めるほか、観光関連産業では、滞在型観光や観光まちづくりの推進などに取り組むこととしております。

続いて、4の地域の情報化につきましては、2040年問題をはじめとする過疎地域の課題に対して、ICT利活用による課題解決等に取り組むこととし、医療・福祉、防災などの分野でのICT化推進による豊かな生活の実現、新産業の創出や製造業、農林水産業などの分野でのDXの推進、光ファイバーなどの情報基盤強化や人材育成等の環境整備を進め、Society5.0の実現を目指すこととしております。

続いて5の交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、地理的に不利条件にある過疎地域において、交通体系は生活・産業の重要な基盤でありますことから、様々な道路網の整備を推進するとともに、航路・航空路の維持・存続、バス路線の確保や地域鉄道の整備のほか、地域の多様な移動ニーズへの対応を進めることとしております。

4ページをお開きください。

6の生活環境の整備につきましては、地域への定住のためには、受け皿となる生活環境の整備が不可欠であり、水道や污水处理施設等の整

備を進めるとともに、災害が頻発・激甚化している中、消防・救急施設や防災体制の整備など、安全・安心なまちづくりを目指した取組を推進することとしております。

続いて、7の子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進につきましては、持続可能な地域社会の形成のためには、住民福祉の向上が重要であり、子どもや子育て世帯を支えるための子育て環境の確保のほか、地域包括ケアシステムの推進や障害者の社会参加など、高齢者や障害者等の保健・福祉の向上増進を図ることとしております。

続いて、8の医療確保につきましては、過疎地域においては、依然として多くの課題を抱えていることから、救急搬送体制の充実や離島地域での遠隔医療の推進など、地域の医療等のサービス確保のほか、医師・看護師等の確保や小児科や産科など、特定診療科に係る医療確保、健康長寿対策の推進に取り組むこととしております。

続いて、9の教育の振興につきましては、地域社会と一体となった学校活動の推進、地域住民の社会教育の充実など、地域を支える人材育成を目指すこととし、老朽化への対応など学校施設の整備推進や、廃校舎等の有効活用のほか、文化施設や体育施設、図書館、公民館等の社会教育施設等の整備を推進することとしております。

5ページをご覧ください。

また、学校・家庭教育連携による人材育成やふるさと教育、ICTを活用した教育の推進に取り組むこととしております。

続いて、10の集落の整備につきましては、住民自ら現状を捉え、地域課題解決に取り組むなど、地域組織が行う活動を支援する仕組みや地

域づくり活動を担う人材の育成、基幹集落の機能強化等を進めながら、集落・地域コミュニティの維持・活性化、農山漁村の賑わい創出や地域で稼ぐ取組の促進などを図ることとしております。

続いて、11の地域文化の振興等については、地域に残る文化資源の保存と利活用の促進に努めることとし、過疎地域に散在する世界遺産や日本遺産の保存や活用のほか、令和7年の本県開催を目指す国民文化祭等に向けて、地域文化の発掘や人材育成などにも取り組むこととしております。

続いて、最後の12の再生可能エネルギーの利用促進につきましては、自然環境の保全と活用を図ることを基本に、洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入・活用を支援するとともに、住まいや地域交通など、地域課題の解決にもつなげる視点で脱炭素社会の実現を目指したまちづくりを進めることとしております。

なお、資料の6ページには、参考までに新法の概要に関する資料を添付させていただいております。

以上で過疎地域持続的発展方針案についての説明を終わります。

県議会のご意見も賜り、今後、パブリックコメントの結果も踏まえながら、国との協議等に向けた手続を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【坂野地域振興部次長】私からは、九州新幹線西九州ルートに係る最近の主な動きをご説明いたします。

資料につきましては、委員会補足説明資料のうち、「九州新幹線西九州ルートにかかる最近

の主な動き」と書かれた資料をご覧ください。

まず、資料の1ページをご覧ください。

4月6日に、地域振興部早稻田部長が着任挨拶として佐賀県を訪問し、佐賀県の山下地域交流部長と面談いたしました。その際、山下部長と事務方同士の協議のチャンネルとして、引き続き、協議を継続していくことを確認いたしました。

また、来年秋の武雄温泉～長崎間の開業に向けてしっかりと取り組んでいくということを確認いたしました。

4月11日には、佐賀県内の動きといたしまして、佐賀県内の武雄市や嬉野市の商工会や観光協会、旅館組合など、西九州ルートの新鳥栖から武雄温泉間について、全線フル規格での整備を求める団体を中心となりました「フル規格促進佐賀県民会議」の設立総会が開催され、今後、並行在来線や佐賀県の財政負担軽減などを国などに働きかけていくというふうにされております。

4月28日には、JR九州から、九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）の開業時の路線名称につきまして、「西九州新幹線」とすることが公表されました。

また、同日のJR九州の青柳社長の記者会見におきまして、在来線につきまして、通勤快速などの在来線の維持・充実を求める意見があることについて、「新幹線と在来線の2つの路線を維持するだけの収入があればいいが、『JRが両方持て』というのは整備新幹線の発想からいくとおかしい話」というふうに発言され、また、「整備方式が決まれば、並行在来線の議論になるので、その議論に参加するのはやぶさかではない」というふうにされているところでございます。

2ページをご覧ください。

5月11日には、JR九州の青柳社長と佐賀県の県議会の藤木議長の会談が行われました。

青柳社長は、先ほどご説明いたしました4月28日の自らの発言につきまして、県民関係者の不安につながったことをおわびするとともに、通勤快速という具体的施策を会見の場で議論するつもりはなく、私論を述べたものではないというふうに説明をされているところでございます。

これに対しまして、佐賀県の藤木議長からは、新鳥栖～武雄温泉を鉄路として残すだけでなく、安定的に運行するためにもJR九州が経営を維持すべきだということ。また、先に並行在来線問題について、JR九州が誠意ある回答をした段階で整備方式の議論が前向きに加速していくと思っているというふうに話をされております。

続いて、5月26日には、与党PT九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が開催されました。

資料5ページをお開きください。

与党PTの細田座長から、フル規格による整備にめどをつけるための方向性が示され、これに基づきまして、佐賀県が課題としている在来線、地方負担、ルート、地域振興について議論がなされました。

在来線については、鉄軌道路線として維持することが適当であり、JR九州が関与して現状の利便性が落ち込まないよう、国交省とJR九州で交渉することとされました。

地方負担につきましては、フリーゲージトレイン導入断念等の経緯を踏まえ、国として責任があるので、貸付料の支払い期間の延長や、交付税措置率の引き上げにより、佐賀県の財政負担の軽減を図るとされました。

また、ルートにつきましては、佐賀県が言う

3つのルートにつきまして、建設費を国土交通省に試算させることとなりました。

続いて、資料6ページをご覧ください。

5月31日には、国土交通省と佐賀県の4回目の幅広い協議が行われました。

この協議の中で、佐賀県は、改めて幅広い協議が与党PT検討委員会が求めるフル規格を実現するための協議ではないということを確認したうえで、国土交通省に対してフル規格にかじを切ったわけではないが、「ルートについて、議会からも空港ルートや山側ルートの意見があり、幅広くしっかり議論したいので、3つのルートの利便性なども含めて試算を出してほしい」という考えを示し、国土交通省も整理してみたいというふうにされております。

一方、国土交通省から佐賀県に対しまして、JR九州を含めた三者での協議が提案されましたが、佐賀県は、フル規格前提の話になるとして協議には応じられないという考えを示されております。

また、佐賀県から国土交通省に対しまして、時速200キロで走行するフリーゲージトレインを導入してはどうかという提案があり、国土交通省としては、フリーゲージトレインは断念したものであるが、技術部門に確認するというふうにされております。

資料7ページをご覧ください。

6月4日には、与党PT検討委員会が再び開催されました。

検討委員会での主な議論といたしまして、在来線については、JR九州の考えとして、在来線の利便性の問題は地域の皆様の重要な課題であり、必ずしも経営分離を前提とせず、議論を深めたいというJR九州の考えが報告されましたが、委員会の総意といたしまして、JR九州が責

任を持って在来線を維持し、利便性を損なわないようにすることとされております。

地方負担につきましては、交付税措置率の引き上げに関しまして、総務省から他の地方公共団体との公平性の課題があり、筋が違うという見解が示されておりますが、委員からフリーゲージトレイン断念の経緯を考慮すると、措置率を引き上げる方が公平ではないかという意見がございました。

また、ルートにつきましては、アセスルートを含め、可能性のあるルートについて、佐賀県と詳細を詰めるなど、1か月から2か月かけて、現在価格で試算をするということとなっております。

資料3ページにお戻りください。

6月9日、中村知事とJR九州の青柳社長が会談をいたしました。

青柳社長とは、対面乗換方式は暫定的なものであり、また、このまま議論が硬直することは、西九州地域全体にとって望ましいものではないということをご共有いたしました。

また、知事からは、整備新幹線の議論が膠着している現在の事態を打開するためにも、佐賀県が重要な課題とされている在来線について、JR九州としての考え方を積極的に発信していただくことなどを青柳社長に要請いたしました。

それに対しまして、青柳社長は、今後の協議の中で議論するという回答でございました。

資料、続きまして8ページをご覧ください。

6月14日には、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが開催され、西九州ルート検討委員会をはじめとした各検討委員会から検討状況の報告がなされました。

西九州ルート検討委員会の山本委員長は、前向きに地方負担や在来線について考え、フル規

格で調和のとれた結論を得たいというふうに報告されました。

また、検討状況の報告といたしまして、在来線につきましては、鉄軌道路線として維持することが適当である。また、経営分離を前提とせず、JR九州が運行を維持することが不可欠であるというふうにされたところでございます。

地方負担につきましては、フリーゲージトレイン導入断念等の経緯を踏まえ、貸付料財源の充実等を通じ、佐賀県の財政負担の軽減を図る必要があるとされました。

次に、資料9ページをご覧ください。

6月23日には、与党PT西九州ルート検討委員会の山本委員長と江田委員長代理が長崎県に来県され、中村知事との会談が行われました。

山本委員長からは、先ほどの与党PT検討委員会の検討状況が報告され、在来線についてはJR九州が運行を維持することが不可欠であり、しっかりとJR九州に対して話をしたいというお話がございました。

また、地方負担については、フリーゲージトレイン断念の経緯もあるため、政治的判断としてしっかり対応したいというお話がございました。

これに対しまして、中村知事からは、熱心な議論に対するお礼を申し上げるとともに、今後、議論を活発に進めていただきたいことや、長崎県としても積極的に議論に参加し、役に立てるよう努力したいということなどについて話をしております。

主な動きについては以上となります。

県としましては、今後、国と佐賀県との協議が精力的に積み重ねられ、議論が進展していくことを期待するとともに、長崎県としましても、様々な協議の枠組みを活かして議論を積み重ね

るなど、フル規格による整備の実現を目指していきたいと考えております。

西九州ルートにかかる最近の主な動きについての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

【峰松新幹線対策課長】次に、長崎本線（諫早～肥前山口間）の上下分離についてご説明をさせていただきます。資料の方は、「JR長崎本線（肥前山口～諫早）の上下分離について」でございます。

この区間の電化設備についてご説明をさせていただきます。

これまでの合意・確認事項といたしまして、平成19年12月、JR九州と佐賀県との三者で鉄道施設の維持管理費用を抑制するため、諫早～肥前山口間は非電化とすることで合意されておりました。

また、令和元年10月、JR九州の意向によりまして、博多～肥前鹿島間の特急列車の電車による運行を行うため、肥前山口～肥前鹿島間を電化に変更し、維持経費はJR九州が負担することと決まっておりました。

今回変更といたしまして、JR九州の方から、普通列車の一部の運行について、これまで想定していた気動車、ディーゼル等から電車を活用したいとの提案がございまして、それに伴い列車の待合を考慮して、電化区間を肥前山口～肥前鹿島までとしていたものを、一駅諫早よりの肥前浜までに変更したいということとなりました。

今回の変更理由といたしまして、JR九州は、コロナ感染症の拡大や、去年の豪雨災害を受け、さらなるコスト低減が必要となり、気動車に比べて運行コストの低減につながる電車の運行を一部実施させていただきたいということでござ

います。

それに伴いまして、電化の維持経費につきましては、JR九州が負担いたしまして、非電化とする区間が肥前鹿島～諫早間から肥前浜～諫早間となったことで、距離が若干短くなりました。これに伴いまして、電化設備の撤去に要する費用は9億円を想定いたしておりましたが、8億6,000万円となり、これを三者で等分負担することとしております。

なお、電化の撤去作業は、新幹線が開業し、上下分離が始まる令和4年秋以降となります。

2ページの方は、このことを図示したものととなります。

また、3ページの方の横表をご覧ください。

上下分離の開業に向けたスケジュールとなりますが、上段に組織体制がございまして、本年4月に新法人といたしまして、一般社団法人 佐賀長崎鉄道管理センターを設立しており、その項目の2021年度の欄に第三種鉄道事業許可申請と記載させていただいております。鉄道事業につきましては、第一種はJRのように上の運行と線路や駅舎の下の鉄道施設の維持管理を一体的に行うもの、第二種は今回の上下分離のように上下分かれて上の運行だけを行うもの、第三種は下の鉄道施設の維持管理を行うものとなっております。今回の設立いたしました新法人の方が鉄道施設の維持管理を行うこととなりますので、今年の夏以降に第三種鉄道事業者として許可申請を国土交通省に行くことをあらかじめ報告させていただくものでございます。

以上で、上下分離の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、お配りしております総務委員会補足説明資料の右上に資料1とございます「県庁舎跡地整備基本構想の骨子案について」という1枚紙をお願いしたいと思います。

今般、基本構想の骨子案をとりまとめまして公表をいたしております。

その概要でございますが、まず、基本理念としまして、県庁舎跡地は、様々な歴史が積み重ねられ、息づく場所であり、こうした地で賑わいと交流により、本県の発展につながるような新たな価値を創造する場をつくり上げていきたいと考えております。

導入する機能等につきましては、これまでも様々ご議論いただいている内容でございますが、人々が憩い、日常的に賑わう広場、また、歴史や世界遺産など、本県の魅力を伝える情報発信機能に加えまして、多様な交流を促進する交流支援機能としまして、県庁跡地側には若い人たちなど、県民の皆様が多目的に活用できるスペースなどを整備し、隣接する県警本部跡地では、産学官等の連携によるオープンイノベーションなどを推進してまいりたいと考えております。

また、出島側の第二別館跡地付近に、バスベイや待合所などの交通関係の機能の設置を考えております。

このあたり、資料2といたしまして、A3の整備活用イメージをお付けしておりますので、こちらの方で詳しくご説明させていただきたいと思っております。A3の資料2をお願いいたします。

こちらの資料は、上が北側で、長崎駅や市役所方面でございます。下は南側の出島方面となっております。

まず、左上をご覧ください。石垣の上、県庁の本館が建ってありました中央部の緑に塗った敷地でございますが、こちらにつきましては、

この地の歴史を感じつつ、幅広い賑わいや交流を生み出すため、憩いの場、賑わいの場となります。広場を基本といたしまして、歴史などの情報発信機能や交流支援機能といたしまして多目的の交流スペースや研修・講義、プレゼンスペースなどの設置を考えております。

緑の敷地の中央部に点線で建物の規模感を表現いたしております。こちらは、埋蔵文化財の状況等も配慮しつつ、情報発信ですとか、多目的の交流スペースなどの機能の一般的な広さ等を勘案いたしますと、ワンフロアで1,000～1,500平米ぐらいの建物になることから、現時点の想定として表記をいたしているものでございます。具体の建物の整備のあり方につきましては、今後の利用状況等を検証しながら検討を深めてまいります。

次に、石垣の下のピンク色の部分でございますが、こちらは県庁の別館などがありました敷地でございますが、こちらは出島との連携などにも留意をいたしまして、人々が行きかう賑わいの空間を整備したいと考えております。隣接するガソリンスタンドの敷地なども含め、一体活用を検討いたしております。

ピンクの部分の右側の旧県庁の立体駐車場があった付近につきましては、写真をお付けしておりますが、昨年の埋蔵文化財調査で石垣が出土をしておりますので、こうした石垣を見せる方向で検討し、これにより生まれる石垣の下の空間には、本県の魅力を伝える情報発信機能等を整備することを考えております。

また、ピンクの中央部分になりますが、県庁の第一別館などが建っていた付近につきましては、上と下との敷地をつなぐ階段やスロープなどの整備を、また、左下の第二別館跡地付近につきましては、バスベイや待合所などの整備を

検討いたしております。

また、ピンクの左上になりますが、旧第三別館につきましては、民間の皆様からの利活用ニーズも一定把握しているところがございますが、一方で耐震性がなく、改修費用などにも留意する必要がございますので、これらを踏まえ、今後、最終的な方向性を整理してまいりたいと考えております。

次に、右上の県警本部跡地の青色の敷地をお願いいたします。

こちらにつきましては、産学官等の連携によりますオープンイノベーション等を推進することといたしております。民間開発を基本に、周辺部を含めた活用を検討しております。

具体の機能としましては、交流支援機能のうち、企業や学生をはじめ、県民が気軽に集えるコワーキングスペースのほか、シェアオフィス、共同研究スペースなど、民間開発を基本に、企業向けのオフィスなどの整備と併せ検討してまいりたいと考えております。

今後の進め方としまして、資料の下の方に整理をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今年度、緑の部分でございますが、基本構想をとりまとめさせていただきまして、令和4年度からは整地などと表記しておりますが、まず広場などをオープンスペースとして先行して整備して、暫定的に供用いたしまして、利用状況も検証したうえで、その後の整備を検討したいと考えております。いわゆる可変性を確保しながら、段階的な整備を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、A4の横の資料3と右上に振った基本構想の骨子案の本体をお付けしております。こちらにつきましては、これまでの説明資料に

要点は含まれておりますので、簡潔に部分的に補足をさせていただければと思います。

おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、基本構想の位置づけとして、これまでのご議論の経過を踏まえつつ、時代の大きな変化等も考慮してとりまとめていることなどを記載いたしております。

次に、1ページ飛びまして4ページをお願いいたします。こちらには、この地に求められる役割といたしまして、様々な歴史を有し、海外との交流によりまして新しい価値を創造・発信してきた長崎のまちを象徴する場所であることを踏まえまして、これからも賑わいをもたらす、また新しい価値を創造するとともに、歴史を感じられるたたずまいやデザインを有することなどが求められるといたしております。

これらを踏まえまして、次の5ページでございますが、基本理念といたしまして、「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」ことといたしており、まちや地域の活力、また新たなビジネスやサービスの創出、地域や産業を支える人材の育成などを目指すことといたしております。

次の6ページからの機能や配置の考え方、イメージにつきましては、先ほどご説明した内容でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

少しページが飛んで恐縮ですが、10ページをお願いいたします。

旧第三別館につきましては、本年2月から3月にかけて、サウンディング調査といたしまして、民間の皆様にも事業提案を募り、記載しておりますような学術的な利用やスタートアップ支援、また、カフェ等を備えた企業等の入居ス

ペースのご提案などをいただいたところでございます。

第三別館につきましては、こうした利活用ニーズと、一方で耐震性がなく、コスト面にも留意する必要がございますので、これらを踏まえて最終的な方向性を整理してまいりたいと考えております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

こちらに留意点等を記載いたしております。

まず、ハード面でございますが、歴史ある場所に見合うたたずまいやデザインのほか、新たなニーズなどに対応できるような可変性を持った段階的な整備の推進などを掲げております。

また、下段のソフト面の部分ですが、特定の時代の復元によらず、歴史などを伝える工夫のほか、エリア全体の人の流れなどを意識しながら、市町や関係の皆様と連携した賑わいづくりの推進などを掲げております。

また、次の13ページでございますが、整備や運営手法の重要性の部分に触れておりまして、統一的なマネジメントでございますとか、一貫したコンセプトの下で関係者をつなぎ、プロジェクトを具体化するなど、民間のノウハウなどを活用した効果的な運営のあり方について検討を深めてまいりたいと考えております。

次の14ページにつきましては、今後の進め方を少し詳しく記載をさせていただいております。

令和4年度以降、整地などを行い、広場や第一別館跡地などをオープンスペースとして暫定的に供用のうえ、利用状況などを検証し、その後の具体の整備を検討することといたしております。

一番下に県警本部跡地を記載しておりますが、こちらにつきましては、民間開発による令和4年度以降の早期の着手も含めた想定としている

ところでございます。

最後に15ページでございますが、現在、既に取り組んでおります石垣の下の敷地における先行的な賑わいづくりを長崎市の江戸町公園との一体的な活用にも留意をしながら、推進してまいりたいと考えております。

説明が長くなり恐縮でございますが、続きまして、資料4をお願いいたします。

こちらの資料4につきましては、今回の骨子案の整理に当たりまして、関係者の皆様に広くご意見をお伺いしてまいりましたので、簡単にご紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、経済界の皆様からは、建物などに可変性を持たせることに賛成といったご意見のほか、人を呼び込むための仕掛けづくりが重要であることと、プロデューサーをはじめとする運営体制の重要性などについてご意見をいただいたところでございます。

また、おめくりいただきまして、次の2ページの3つ目でございますように、まち全体の観点で活用策を検討してほしいなどのご意見も頂戴したところでございます。

中ほどからは、地元関係者の方々からのご意見を記載しておりまして、歴史を大事にして、長崎の発展に役立つものを整備してほしいといったご意見や、第三別館の有効活用に係るご意見、また、基本理念をもとにこの地にふさわしい賑わいなどについて具体化してほしいなどのご意見をいただいたところでございます。

続きまして、3ページの有識者の皆様からは、将来の全体像をイメージしたうえで、段階的に整備していくべき、また、出土した石垣の利活用については、もう少し議論が必要といったご意見のほか、次の4ページにいただいていただきまして、歴史等に強みがあるからこそ未来がつく

れるといったご助言でありますとか、しばらくは広場などの空間を大事にしてほしいなどのご意見も頂戴したところでございます。

また、企業や大学の皆様からは、5ページにかけてございますように、県内外の大学等の共同利用、また企業と学生が集まる場やオープンイノベーションの推進の場、都市部の交流拠点とつながる場など、県警本部跡地の交流支援のあり方を中心に様々なご意見、アイデアをいただいたところでございます。

6ページにまいりまして、施設運営の専門事業者等からでございますが、交流の歴史によりまして、新しいものが生まれてきた場所であるので、創発やオープンイノベーションなどの考え方がマッチすることですとか、早い段階からの県民・市民の参画、また、産学官連携の場、学びの歴史を踏まえた遊学の場としての活用など、新たな機能や整備後の運営などに関する有益なご助言等を頂戴したところでございます。

こうした様々なご意見も踏まえてとりまとめた骨子案につきまして、県議会においてご議論いただきますとともに、今後、骨子案を基に関係の皆様のご意見を伺いながら、さらに検討を重ね、基本構想の具体化を進めてまいります。

最後に、恐れ入ります、資料5について説明させていただきます。

まず、基本構想の具体化に向けまして、記載しておりますようなパース図の作成、PFI導入検討、石垣の保存・顕在化、運営面や事業手法等にかかるヒアリング等支援などについて、業務委託を実施、または業者選定中でありまして、民間の専門的知見やノウハウなどを活用しながら検討を進めてまいりたいと存じます。

最後に、裏面の2ページをお願いいたします。

先行的な賑わいづくりといたしまして、第二

別館跡地など、使える箇所を活用し、地域の皆様方と連携した取り組みを進めておりまして、具体的には、地域活動に従事されている方々によるサポーターズミーティングなどにおけるご意見なども踏まえながら、まち歩きですとか、継続的な活動も行っているところでございます。

また、4つ目に記載しておりますように、先行的な賑わいづくりの一環といたしまして、長崎開港450周年イベント等を見据えまして、県庁舎跡地内の通り抜けを一時的に可能にすることなどについて、長崎市とも相談しながら検討を進めているところでございます。

このほか、一番下になりますが、情報発信の充実として、跡地を囲んでいる仮囲いを活用いたしまして、歴史情報のほか、新幹線など、県政に関する情報を発信するとともに、跡地の歴史などをわかりやすくお伝えする動画の制作に向け、業者の選考作業を進めているところでございます。

基本構想の策定作業とともに、早期の賑わい創出に向け、先行的な利活用についても引き続き、力を注いでまいりたいと存じます。

説明が長くなり、申し訳ございません。説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

-----  
午後 零時 3分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これより、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前報告をされた委員の方で、ご質問はあり

ませんか。

【下条委員】 お疲れさまでございます。

午前中の課長の補足説明資料ですけれども、過疎地域持続的発展方針についてご質問をしたいと思います。

ご説明をいただきましたが、10年の施行期間の中を前期・後期と分けて、前期の5年間の方針をとということでした。まず、お尋ねしたいのは、これは県が定める方針をつくって、市町が実際に具体的に取り組むということだと思えますが、まず、3番に書いてあります方針で定める事項の新しいです。過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項について、県が方針を定め、具体的に市町がどのように取組をされるのか、現状のところをお聞きしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 今回、お示ししておりますのは県の方針案でありまして、これに基づきまして、ただいまお話がありましたとおり、関係市町において持続的発展計画というものの策定を進めていく仕組みになっております。

過疎地域の市町の具体的事業については、この持続的発展計画の中で整理されることとなりますが、ただいまの件において、各市町に対するヒアリングを順次実施中でございまして、法の関係規定とか、国からの通知、あるいは県の方針案を踏まえた内容となっているか等について確認作業を進めているところでございます。

今お尋ねのありました、今回、新しい事項として定められております移住・定住等に関して、現在、市町においてどのような取組を考えられているかにつきましては、まず、例えば子育て世帯など若い世代をターゲットとした移住支援というのが、やはり過疎地域については重要だろうということでありまして、特に、市町村

が力を入れておりますのは空き家対策、こういったものに取り組んでいく動きでありますとか、あるいは地域間交流ということで、今回、関係人口の拡大についても触れるような形になっておりますけれども、それぞれ過疎地域におきましては、リモートワーク等の受入れ推進でありますとか、あるいはそれぞれの市町の方で過去から行っている姉妹都市等との交流について、いま一度力を入れていく動きでありますとか、あるいは文化やスポーツのイベントを通じた交流促進を図るといった話があります。

また、移住・定住にあわせまして、人材の育成というものも今回の特徴として挙げております。法律の名称にもつけられておりますけれども、持続可能な地域社会の形成を図るといった意味では、地域住民を巻き込みながら人材の育成に力を入れていくということは重要でございまして、各市町におきましては、地域おこし協力隊でありますとか、集落支援員の活用のほか、学校の重要性がうたわれていて、高校の魅力化でありますとか、大学との連携、市町によっては住民の対話力というのが必要だということによって対話によるまちづくり、こういったことによって人材の育成に力を入れていこうというふうな、今そういう事業をお聞きしている状況でございます。

【下条委員】 続いて、同じ趣旨の質問になりますが、市町の実施についてなんですけれども、この新しい八と新しいルというところですが、この2項目について、まず、八が過疎地域における情報化に関する事項、そして、新設されているルの過疎地域における再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項、この2項目についても同じような質問になりますが、市町の実施はいかがでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】今お尋ねがありました地域における情報化につきましては、従来、その下の2と書いてありますところに含まれていた形だったのが、今回、あえて外出しをしまして柱を一本立てるということで、法律の中でも特に重要な位置づけがなされております。

過疎地域における地理的不利条件を克服するためには、人口減少に対応する社会形成でありますとか、地域産業の育成を図るうえで情報化というのは非常に大事な観点であります。

そこで、各市町が現在考えております取組が、まずは基盤となる光ファイバーでありますとか、5Gの推進を図ろうという動きでございます。

光ファイバーの整備につきましては、一部離島等を除きまして、多くの市町で今年度末には国の補正予算等を活用して整備完了見込みということになっておりますので、こういった取組をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、各市町ということで住民に近いという観点から、例えば行政サービスでのAI等のデジタル技術の活用でありますとか、あるいは対住民というサービスの面では格差が生じないような情報リテラシーの向上に関する取組、こういったことに取り組みたいという市町が多々ございます。

また、最後に、様々な分野のICT化ということで、これにつきましても市町が住民に近いという観点で、例えば防災・減災の観点でありますとか、医療・福祉、こういった観点で特にICT化を進めてデジタル化を図っていこうと、こういう取組を考えているとお聞きしております。

【下条委員】同じように新設のルの再生可能エネルギーはいかがでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】再生可能エネルギー

の利用の推進につきましては、今回、これについても追加ということではあります、特に過疎地域につきましては水資源や森林資源など、再生可能エネルギーを生み出す地域資源の宝庫だということで、国においてもこれをしっかり地域振興に活用していく視点が重要だということと考えていると聞いております。

各市町の方では、これまで過疎計画の中でこういった位置づけというのはほとんどされてなかった、ヒアリングをしている中では記載内容をどうしようかということで非常に苦慮している面もあると聞いておりますけれども、ただいまお伺いしている中では、例えば再生可能エネルギーを推進するうえで、一方で安定電力を確保していくということも必要だということで蓄電機等の取組とか、あるいは電気自動車の普及ということで、急速充電機の整備促進を図りたいという話。あと行政面でいきますと、庁舎・避難所への太陽光発電の導入でありますとか、その他バイオマス発電、潮流発電等の検討を行っていききたいということでお聞きしております。

【下条委員】今、私がお聞きしたのは、今回の方針案の新設された名目ということでお聞きしました。それ以外も、この過疎対策というのは人口減少の観点から見て、離島・半島であったり、そういった地域に非常に必要になってくると思います。

今、移住、それから情報化、再生可能エネルギーの3つの側面からお聞きしましたが、この移住についてもうちょっと掘り下げてお話を聞きしたいと思います。

まず、次のページに過疎地域の指定地域として14市町が書いてあります。ここに長崎市も旧野母崎町、また旧外海町等が入っております。

これはもう前期の5か年ということですから、今後、どういった人口の推移をたどるのかということのを慎重に議論されて、この指定地域というのは変わっていくと思いますが、報道や現地の方からお聞きしているのが、長崎市内は他県に比べて家賃というんでしょうか、地価といったものが非常に割高感があると。これに非常に問題意識を持たれている方が多くおられるとお聞きしております。

今、地域づくり推進課長からご説明がありました子育て世代であったり空き家対策、関係人口の拡大、リモートワーク、また人材の育成等、非常にすばらしい取組ですけれども、こういった家賃の問題であったり、住みやすさとかを考えると、この市内間で移住があったり、いろいろなケースがあると思うんですけれども、そういったものを含めてもう少しこの取組の方で、今のような観点からお答えできるようなことはないでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】過疎地域についての様々な問題があるというお話でございます。

今回、新しい過疎法を制定するに当たりまして、民間の有識者で構成する過疎問題懇談会というのが開かれておりまして、今回の新法では、過疎の価値をどう位置づけるかというのが非常に重要で、法律の中では過疎地域の価値をうたうような前文が新しくついております。こういった法律を国会で全会一致で可決したということは、非常に重みがあると認識しております。

ただいまご質問がありました、地価が高い、こういった問題はありますけれども、それ以上に住みやすさ、歴史文化、景観、こういったところの過疎地域が有する価値を改めて見つめ直す機会として私どもは捉えておりまして、そういった過疎地域の魅力を発信していくというこ

とがまず一つ大事だと思っています。

その中で、今お話がありました、地域内でも移住等で都市部から過疎地域に移っていくような動きがあったりするというお話でしたけれども、移住・定住に限らず、現在、関係人口という形で二地域居住というのも様々な地域で動きが出つつあります。リモートワーク等で仕事をもちながら、住むところを移せるというふうな新しい働き方も拡大しておりますので、家賃等の負担は課題ではありますけれども、例えば都市部と、今申し上げた過疎地域間で二地域居住を行うような取組なんかについても、事例等の発信に努めていきたいと思っておりますし、従来の二地域居住とは違いまして、いわゆる都市部を軸として過疎地域にたまに行くというのではなくて、過疎地域に軸足を置きながら、たまに都市地域に行って仕事に従事する、こういった動きも全国的には出ていると聞いておりますので、こういった動きも踏まえまして、ますます過疎地域の中に移住・定住でありますとか、あるいは関係人口の動きが活性化するような促し、働きかけを市町の方にも取り組んでいきたいと思っております。

【下条委員】これからは要望になりますけれども、私も、コロナの前でしたけれども、実際に琴海の尾戸半島というところに都市部から移住をご夫婦でされたということで、少しお話を伺いに行きました。

まず、私の最初の印象は景色がすばらしいんですね。崖があって、そこにずっと広大な農地を持たれておりまして、その一番上に居住空間があると。周り全てが海ですので、景色はきれいだ。その時に抱いた感情が、私は市内に住んでおりますけれども、私もこういうところに可能であれば移住を考えたいというのが実際感

じた感情なんですね。

様々な施策があると思います。このような形で今日も資料の中にIターンとか、UIターンとか、福岡からの取り込みとか、そういったものは非常に実績も上がっておりますが、こういう様々なケースがあると思いますので、いきなり家賃の問題に入っていくたり、土地の問題というのは非常に難しいかもしれませんが、いろいろな角度から支援をしていただいで促せるような、そういった思いを持っている方たちを受け入れることができるような施策、そして、それを広域に周知していただきたい。市町の皆さんと取り組んで、使い勝手がよくするなど過疎対策をいろんな角度から取り組み、包括的に解決の方に向かっていただきたいという要望で私の質問にいたします。

ありがとうございました。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【饗庭委員】では、通告していた分を質問させていただきたいと思います。

九州新幹線西九州ルートについてということの二次交通対策についてお伺いしたいと思います。

これまでもご説明がありましたように、実証をして、その後、交通対策をするということだったかと思いますが、この実証の結果と、その課題を踏まえて、今後どのようにしてこの二次交通をよりスムーズにしていくのか教えてください。

【峰松新幹線対策課長】二次交通対策の実証結果と今後の方針についてお答えをさせていただきます。

二次交通対策につきましては、昨年度は島原半島地域方面に予約制の乗合バスを運行させていただきました。期間といたしましては、令和

2年11月21日から令和3年3月13日でございます。その間、コロナの感染拡大に伴いまして、1月16日から2月7日は運休をさせていただいている状況でございます。

この間の運行状況といたしましては、土日、祝日に予約が入った時のみ運行をさせていただくということで、ルートといたしましては長崎駅から原城跡の真砂、口之津港までの直通と諫早駅から原城跡、口之津港の直行の2ルートを往復運行させていただいております。

実際の乗車人数といたしましては、そういったコロナの感染状況もございましたので、42名ということでした。

また、フリー切符の販売ということで、島原半島の方で、島原鉄道が鉄道とバスとフェリーを一日乗り放題のフリー切符を販売しております。そちらの方とJR九州の方にご協力いただきまして、長崎～諫早間のフリー乗車券をセットにしたフリー切符を販売させていただきまして、この販売期間といたしましては、令和2年12月26日から令和3年3月14日で、こちらの方も土日に切符の販売をさせていただいていて、1日券が2,500円、2日券が3,500円という形でございます。

実際の販売状況といたしましては、こちらの方もコロナの影響があり、1日券としましては157枚、2日券で22枚、合計179枚を販売いたしております。

そういったことを踏まえまして、今年度の計画でございます。昨年度は島原半島方面にさせていただいて、今年度はどうするのかということですが、コロナによりまして十分な実証結果が出ておりませんでしたので、今年度も島原半島地域に同様なルートで実施させていただきたいと考えておりまして、昨年度はマイクロバ

スの運行ということで直行の乗合バスを運行したんですが、今年度はコロナの感染症対策を十分に行ったうえで、ジャンボタクシーにおいて運行すると決めております。

また、運賃につきましては、昨年度は南島原方面の口之津まで行く分では4,000円、また、諫早駅から南島原の口之津までは3,500円だったということで、少し高額というアンケート結果もございましたので、そこを500円ずつ下げさせていただいて、長崎駅からは3,500円、諫早駅からは3,000円と見直しをさせていただいているところでございます。

運行時間等につきましても、少しアンケート等を踏まえて発車時間を遅くするとか、そういったことを考えております。

また、フリー切符の実証販売につきましては、販売期間は先ほど申しましたように昨年は12月下旬でした。今年度はデスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンが10月から始まりますので、フリー切符につきましては10月頃販売をすることで相乗効果で販売ができるのではないかということで、PRの方はデスティネーションキャンペーンでやりながら、我々もPRして、相乗効果を生むような期間で販売できないかと考えております。

また、実証運行、実証販売、両方で利用していただいた方に対しては特典を付けさせていただいております。そういった特典についても昨年よりも多くの店舗の方に協力いただくよう現在調整させていただいており、昨年よりもそういった特典については多く参加したいというお声をいただいておりますので、そういったところを増やして、より周知をして活用していただくようにしたいと考えております。

【饗庭委員】 ご説明ありがとうございました。

その中で何を課題と捉えられたのか、そこに課題を捉えたけれども、今回、また島原半島という同じところでやる理由を教えてください。

【峰松新幹線対策課長】何が課題かというところで一番考えたところでございますが、一番の課題というのが、昨年はコロナウイルス感染症の感染拡大時期に実証運行をやったということで十分な実証結果が得られなかったところがございます。そういったことで、今回は昨年のコロナウイルス感染状況を踏まえまして、比較的夏のあたりは実証がしやすいのかなというところで、先ほど答弁が漏れていたんですが、ジャンボタクシーにつきましては、できれば今年は8月中、暑い時期から実施させていただき、少しコロナ感染の時期と重ならないようにやりたいと考えております。

あと、周知不足という部分もありましたので、先ほど申しましたように、デスティネーションキャンペーンと一緒に周知することによりまして、より県外の方に対しても周知ができるのではないかと考えております。

【饗庭委員】 コロナ禍だけが課題なのかなと、ちょっと疑問なところがございますけれども、この二次交通に関しては島原半島に向けて行い、今後はほかのところでもやっていかれるのか。この実証実験をもう一度して、このコロナ禍では、次は第5波もこようかということもあろうかと思うんですが、同じ時期にしても効果があるのかちょっとわからないところですが、そのあたりをお伺いします。

【峰松新幹線対策課長】コロナの時期については、できるだけ時期を見ながらさせていただきたいと考えておって、そういうふうになると昨年度の状況が一番重要になるかなというところを考えておりますので、昨年度のコロナの感染

状況がひどかった時期をできるだけ外しながら運行をしたいと考えております。

また、島原半島地域以外の地域につきましては、まずは島原半島地域につきましては十分な実証ができませんでしたので、そこについて実証させていただいて、来年以降は、また新幹線駅から二次交通というところにいるんな、例えば県北地域とか、その他の地域がございますので、そういったところのニーズを見ながら検討させていただきたいと考えております。

【饗庭委員】二次交通も、来られた方が利用しやすいようにぜひしていただいて、島原半島だけではなくて、ほかのところにも広めていただき、本当に必要な交通対策をしていただければと思います。

以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】まず、県庁跡地についてお伺いをさせていただければと思います。

いろいろとご説明をいただきました。資料等々も見ている中で、先日来から、元懇話会の方々のご意見を聞く会ですとか、いろいろ地域の方々の声を聞いていただいているということは十分に承知をしておりますし、何よりも常日頃から、担当部署の方々が地域の江戸町に出向いて、一緒に声を聞きながら活動していただいていることは、本当に私も感謝をしているところです。

しかし、やっぱり地域の方々の声を聞きながらというのは大事なんですけども、一方で、地域の方々も実態としてはここがどうなるのかというのが本当に心配なところでありまして、皆様方が声を聞いてくださっているサポーターズミーティングクラブとか、そういうところでも「今後どうすればいいですか」という意見は

聞いてくれるけど、それが果たして懇話会みたいな提言にはならないということを常々、私も一般質問などでも伝えさせていただいているところです。

いろんな方たちの意見を伺っていますというのが、ある一定、意見伺いましたで終わられてしまっただけのところ、この説明を見ても、結局、時代がこんなに変わっても、6年前の懇話会の3つの提言の中から、たまたまホールがなくなってしまった。それ以外のところはあまり大きく変わってないんじゃないかなという気がするというお声もいただいているんですが、そのあたりをまずいかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話がございましたように、今回、この骨子案をまとめるに当たりますには、地域の皆様、また、元懇話会の委員の皆様をはじめとする有識者の方々、そのほか関係者の皆様、広くご意見を頂戴しながら検討を重ねてとりまとめをしてきたところでございます。

お話がございましたように、我々も決して伺いましたで終わらせようというつもりはありませんで、いただいたご意見をどういう形でこの骨子案に反映させることができるかという視点を持って検討を重ね、また、そうした重ねた検討結果を、改めてまた専門家や有識者の方々を含めご意見を伺いながらという作業を繰り返しながら、今回、詰めてきたという経過もあるところでございます。

お話がございましたように、いわゆる提言のような形でまとめるわけではないのでというお話がございましたが、サポーターズミーティングの皆様方のご意見につきましても、現在もホームページ等で議論の状況は公開をさせていただいておりますし、私どももそういった形で、

オープンな形で共有することで、今後の検討に活かしていく、つなげていくという形をとらせているところでございますけれども、そういった部分をより効果的に反映させるような形で残していくやり方等も含めて、今後、検討を進めていければと思っているところでございます。

引き続き、様々なご意見を頂戴しながら検討を進めていければと考えております。

【浅田委員】聞いていただいているところはありがたいんですが、前も三菱総研とかには2,000万円以上かけて多くの有識者の声を聞いたというのがありました。あれを見ても、地域の方にとっては、同じような、それが長崎なのか、富山なのか、石川なのか、そこが変わるだけであんまり変わらないような内容がお示しされたということが、非常に残念だという声も併せていただいていますし、先日の元懇話会の人をお呼びいただいていた意見聴取の時に私もおりましたが、7年たっても変わってないよねというような厳しいご意見もあったと思うんですね。

この中には5Gになったとか、これからを見据えて百年の大計とかというのは書かれておりますけれども、確かに何ら変わってないんじゃないかなという気がしております。

今、サポーターズミーティングと、あともう一つアドバイザリーボードか何か専門家の方たちのグループというのもあるんですね。これはどういった位置づけですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話がございましたアドバイザーの皆様につきましては、昨年度も埋蔵文化財調査を行うに当たりまして、このアドバイザーという形で委嘱をしてご意見を聞いたりしていたんですけれども、今回は、埋蔵文化財調査は終了しましたけれども、歴史を活かした活用といったところをどういう形で検討

していくべきかといったところは、より議論が必要だと考えておりました、そういった歴史を活かした活用に当たりまして有識者の皆様方にご意見を聞く場としてアドバイザーとして委嘱を行わせていただいているものでございます。

【浅田委員】委嘱を行ったということは、ある一定の責任性とそれなりの声を聞いていただけるものだと思うんですが、例えば、その方たちからお話を伺った中で、機能や配置のイメージ図というのがありますよね、こういう感じの。

説明の中でも情報発信機能や交流支援機能というのを入れるという流れの中で、ここは今、点線になっていますよね。前は実線だったんですよ。資料によってはそれが示されていないというのもあるというお話で、果たしてこの場所にそういう建物を造ることが既定路線なのか。あくまで、この点線にはなっているけれどもということなのか。資料によって若干違うんじゃないんですかというご指摘を受けたんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】今回の骨子案、お配りしております資料2とかに記載しておりますところは、お話ございましたように、緑色の敷地の中央部に点線で建物の規模感といったところを表示をさせていただいているところでございます。

今、お話がございました部分につきましては、私どももこうした骨子案をとりまとめるに当たりまして、様々ご意見を頂戴する時におきましては、その時点の検討状況ということでご説明を差し上げてまいりましたので、当然こうした今の骨子案にあるような具体の表記までではないような資料を用いてご意見を頂戴してきた経過がございます。そうした中でご意見等を頂戴いたしまして、今回、骨子案において、より具体

的なイメージを持っていただく形で、現時点でのあくまでも想定ということで、ここの表記を入れさせていただいたという経過がございます。

【浅田委員】であるとするならば、この点線のあたりに、前ちょっと2階建てぐらいのみたいな話もあったんですけども、その建物を建てるということは決定ではなく、あくまでそういうことも想定できるということですか。

中には、なんでこの真ん中にこういうのを建てるんですかとか、もっと広場のあり方も含めて、ホールがなくなったので使い方をこれから検討すべきではないかというご意見もありまして、そのあたりがアドバイザーの中に入っている方たちにとっても、お示しされている資料が変わればどういうことかなと、数か月間の間に何があったのかなという疑義があったということはお伝えをしたいと思います。

時間がないので質問させていただきませんが、江戸町公園のところも、ここもずっとこれまで市と話し合っ、市と話し合っというのがあるんですが、都市公園の問題もあると思うんですけども、ここも市の管轄であれば、旧第三別館からの境界線、第二別館の境界線、あのあたりすごく複雑ですよ。私は地元なのでいつも見ておりますが、その複雑な境界線のところをもっとクリアにするには、この公園自体を移してはどうかという話もしたんですけども、その時も市と検討していくというようなお答えでしたが、そのあたりはどうなんですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】江戸町公園につきましては、お話ございましたように長崎市の所有でございます。隣接いたします第二別館跡地、旧第三別館の敷地については県の持ち物でございます。現在は確かに旧第三別館と江戸町公園の間にはフェンスなどもある状況でございます。

す。

そうした中で、現在、長崎市の方と話を進めさせていただいておりますのは、まずはそういった中とはいえ、第二別館跡地は既に更地となり、一般の貸し付けなども開始しておりますし、また、地域の皆様方と一緒に活用なども進めているところでございます。

そうした中で、隣接する江戸町公園も含めて、利用者の利便性を第一に、一体的に活用できる方向で検討していこうということで、県・市で相談しながら進めているところでございます。

まずはそういった形で、実態として、より使いやすい形に、一体として活用できるようなどを第一の念頭におきまして、県・市の方で協議しながら進めておるところでございます。

長崎市の方からも、江戸町公園の一体的な活用につきましては、今後も協議の場を引き続き持たせてもらいたいといった要望なども頂戴しておりますので、引き続き、県・市で相談していきたいと考えております。

【浅田委員】もう随分長いこと県・市ではご協議をいただいているかと思っております。こちらにしましては、前、ホールができる時にも、私はこの江戸町公園のあり方をもうちょっと考えないと。先ほど地域の方とおっしゃいましたが、地域の方からの声なんですよ。やっぱりここが、市です、県ですという区割りのところが非常にやりづらくて、今後もやっぱり問題になるんじゃないかと。検討しますと言われて、もう数年たっている流れの中で、どのように検討をし、例えばここから都市公園というあり方を移して、県の所有地にして、ほかのところを公園にするとか、踏み込んだ検討をとということも前々からお伝えをしているんですが、そのあたりも見えてこない。

例えば、この横の旧第三別館にいたしましても、これも何年も前からコストの面とかも含めて検討するとおっしゃり続けて、もう数年たっているわけですね。検討、検討、検討というのではなくて、検討して、今どうなのかということをお伝えいただければとも思いますし、確かに地域の方も前のように、何が何でも建物を造りましょう、どうしましょうという感じでは、いろんな石垣で出てきたり、歴史性のあるものが出てきたので、随分と変容しているかとは思いますが、旧第三別館に関しては使いたいという声は前々からありましたし、保存したいという声もあり、ここのコストの話も随分前からあるので、だったらコストの算定をいつやるのか。結局、何年も同じことを言っているんですよ、ここはコストもかかるからと。そういったことも含め、進んだ答弁を次回は期待をしたいと思います。時間があんまりないので、次の質問にいきたいと思いますが、そのあたりを最後に一言答弁いただければと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】江戸町公園につきましては、先ほど申し上げましたけれども、一体で活用するに当たって、県が所有しているから、市が所有しているからといったようなことがないように、県・市の方でそうした利用者の方々の利便性というのを第一にということで検討を進めているところでございまして、まさに第二別館跡地につきましても、県の所有の土地が実際に自由に活用できる状況になってまいりましたので、そうした環境の変化も捉えて、市の方とも、より密な協議をさせていただいているところでございまして、地域の活動などにも市の方からも参加をいただきながら一緒に検討を進めているところでございます。

旧第三別館につきましては、本年の2月から3

月にかけて、サウンディング調査ということで民間の皆様方の活用に関する提案などもお聞きしながら検討を進めているところでございます。そうした調査や検証などを行うのと併せて、このコスト面についても併せて検討を重ねていきたいと考えておりますので、順序だてて、今後は、より詳細なコスト精査を実施しつつ、最終的な方向性を整理してまいりたいと考えております。

【浅田委員】ここは本当に大事な場所だと私も思っています。これからの長崎をどう変えていくのか、すごく大きな問題だと思うんですね。県が、市がというところを一体となっておっしゃいますが、やっぱり住民の方が心配しているのは、この地域のまちづくりの道路問題とかを聞いても、そこは市ですから、県ですからという言葉が非常に多いんです。そうやって区分けをされているというイメージがこれまで強かったというところも否めないと思いますので、具体的な市との協議というあり方を、次には、いま一度お示しいただければと思います。よろしくをお願いします。

続いてもう一つ、UIターン促進についてのご質問を挙げておりましたのでさせていただきますが、この定住促進の中において、前、定着率をお調べいただいた時に88.1%が定着していると。母数が556人であるというふうにお伺いをしていました。併せて、今回の資料の中でも、Iターンの方たち、非常にこのコロナ禍においても頑張っているなど、いろいろな形でしっかりと声を上げてくださっているなど、私は逆に、減りはしてでも、このコロナ禍の中で他地域との激しい競争の中でやられているなどというところは一定評価をしているんですが、この推移との、この定着率の母数とかが若干わから

ないんですが、そこからまず教えていただけますか。

【浦地域づくり推進課長】移住者の地域への定着についてのお尋ねですが、こちらについては5年に一度の頻度で調査をさせていただいております。今お話があった調査は、直近で平成28年11月に実施した調査でございます。調査内容は、平成23年度から27年度までの5年間の間に本県に移住してきた方のうち、調査時点で県内に在住している者について調査を行っております。確認可能な移住者556人のうちに、県内在住者が490人ということで、定着率は今お話があった約88%ということで理解しております。

【浅田委員】ただ、去年はUIターン1,452人、その前は1,479人と、ものすごい数いるじゃないですか、この10年を足すと何千人も。この何千人のうちの556人しか現状がわからないということですか。

【浦地域づくり推進課長】ただいまお答えしましたとおり、5年に一度の頻度で調査を行っております。直近では平成28年11月に実施したということで、ここ数年はお話のあった調査というのは行ってないのが実情でございます。

【浅田委員】平成28年からの5年間の中でも、概算5,000人ぐらいいて、5,000人ぐらいUIターンしたと言われていますが、そのうちわかっているのが556人という形なんですね、調査のという形になると。

いずれにしても、細かく見ていくと、例えば長崎市、佐世保市がダントツ多く、その後、五島市、上五島町などが頑張っていて、長崎の中でも都市型の部分と離島の部分がすごく人気が高いなと思うんですけども、このあたりは職業的にも、例えば年齢的にもどういった感じで

分析はなさっていますか。

【浦地域づくり推進課長】まず、職業的なところでございますけれども、職業であるとか、年齢については毎年調査を行っております。令和元年度に移住した方を対象としたアンケート調査の結果を申し上げますと、移住後の職業として最も多かったのがサービス関係の事業、次に多かったのが医療・福祉、あるいは官庁・団体等というふうになっております。

また、Iターンで見ますと、農林水産業が多いという実態も把握しております。

また、地域別でございますけれども、福岡からのUIターンが一番多いという状況でございますけれども、福岡からのUターンについては長崎県内の地域では、一番多いのが長崎、次に多いのが対馬、次が佐世保という順に福岡県からのUターンが多い状況。一方で、Iターンも近年増えておりまして、福岡からのIターンについては一番多いのが対馬、次に五島、次に壱岐ということで、福岡からのIターンにつきましては、離島地域の方に多く移住されているというふうに把握しております。

【浅田委員】もう時間がきましたので、質問はやめますけれども、いろんな形でご苦労と工夫もなさっていただいていると思うんですが、これだけ人口が減っている、高齢化している長崎ですので、いま一度ここに力を入れていただきますようお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】3項目通告をしておりましたので、質問させていただきます。

まず、今、浅田委員からあったUIターンの関係、私は定住促進という項目で挙げております。

これは県の総合戦略第2期の分に、県全体で移住を推進して、地域への定住を支えていくための環境づくりということが書かれてありますので、いわゆるUターン、Iターンで移住されてきた方々をいかに定着させていくかという観点で質問させていただきます。

今、数字的なものはほとんどやりとりがありました。ただ、1点気になったのが、確かに前回の調査で定着率約88%、母数が少ないなというのは私も聞いた時に感じました。

地域づくり推進課長の答弁の中で、定着した方の職業の選択もありましたけれども、これは昨年度のアンケートですよね。この時には、アンケートの実施数が656組ということになっていますから、単年度でこれくらいあるのに、5年間の調査で五百何組というのは少ないなという感じがちょっとしていますので、ぜひこうしたアンケートについては、せっかく移住されてきた方の定着をどうするかという話ですので、後追いというのはプライバシーの問題かれこれあるのかもしれないんですけども、ぜひ母数を上げて、より詳細な分析等をしていただくようにお願いいたします。

この2月議会に人口減少・雇用対策特別委員会から出された意見書に対する処理状況のところにも、「データに基づく効率的・効果的な情報発信、移住相談、就職支援など新たなUIターン戦略を推進します」ということも書かれていますので、ぜひそこら辺は大変と思いますが、よろしく願います。

今回、UIターン者数の推移ということで、平成18年度から令和2年度までの一覧表が出されていて、いわゆるワンストップ窓口を通した移住者数ということでは、先ほど浅田委員からあったとおりなんですけど、特徴的に長崎、佐

世保がこの1～2年、どんと伸びてきているという状況があります。特に、長崎市については、よく人口動態調査で、社会減が市町村で全国トップとか、今回は3位ですかね。大体そこら辺にあって、それが足を引っ張っているという表現はおかしいかもしれませんが、長崎県全体の社会減が全国でも悪い方から5位とか6位という状況になっていますので、長崎市は特にこれを見ると、平成30年、令和元年が292とか、令和2年が344というふうにぼんと伸びてきておりますので、そこら辺を先ほどありましたデータに基づく分析ということであると、どういふふうに分析されているのか、そこら辺をちょっと教えてください。

【浦地域づくり推進課長】移住者の実績につきましては、今お話があったとおり年々伸びております。特に、今、長崎市、佐世保市の話がありましたけれども、令和元年に、例えば長崎市であれば「ながさき移住ウエルカムプラザ」を開設したり、あるいは同じく令和元年度に県北全体の窓口となる「西九州させぼ移住サポートプラザ」を佐世保市が開設した。こういうそれぞれの市町の移住体制の充実が県全体の移住の後押しになっていると考えております。

こうした中、これから新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域間競争が非常に激化していくことが予測されております。そうした中にありましては、これまで同様のUIターンの推進策では、やはりなかなか地域間競争に勝つことができないということで、近年のデジタル化の流れも踏まえまして、令和3年度予算の中で移住施策全体のデジタル化というのに取り組むようにしております。

その中では、AI技術等を活用した自動会話プログラムでありますとか、あるいは移住希望者

の基礎的なデータの収集と併せて、データに基づく情報発信を効果的に行っていく仕組み、こういったものを今年度の取組の重点として進めていきたいと考えております。

ちなみに、こういった施策を行うことで、これまでなかなか難しかった、例えば24時間、365日の対応ができるようになりますし、あるいは近年、対人相談が苦手で、デジタルであれば気軽に相談しやすいという方もおられますので、そういった方への対応でありますとか、近年、デジタル化の中で情報が非常に増えていく中で、自分のニーズに合った情報だけほしいという方も中にはいらっしゃいますので、そういった方には少し相手のニーズに絞る形での情報発信が有効ではないかと考えておりました、デジタル化の中ではそういう取組に努めていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】今言われたデジタルを活用したものは、多分LINEを活用したAI移住相談システムの構築等で、今年度3,000万円当初予算で計上されておりますので、この辺をきちんと充実させていただくと、先ほど言いましたアンケート調査といいますか、そこら辺も登録していただければわかると思いますので、ぜひそういったものを組み合わせながらしていただきたいと思います。

先ほどありました長崎市とか佐世保市とか、職業は先ほどありましたようにサービス業だとか、医療関係というふうにありましたけれども、両方とも十数%程度ということですから、これがどんと突出しているような職業はないんだろうと思うんですね。

年代的にはどういった、一言で言うと、中年とか若年とか高齢者とか、そういう括りがいいのかわかりませんが、その辺はど

ういうふうに分析されていますか。

【浦地域づくり推進課長】令和2年度の長崎県全体に対する移住者の状況で申し上げますと、40代以下の方が1,197名おりました、全体に占める割合としては82.4%となっております。

一方で、これは前年度、令和元年度でいきますと、同じ比率が79.3%ということでございましたので、やはりコロナ禍を受けまして、若い世代の移住の意欲というのが高まっていっていると数字上も確認できております。

また、今回、最も増えておりますのが、市町別でいくと長崎市ですけれども、長崎市に移住増の要因を伺ったところ、長崎市としても今回増えた要因は、子育て世帯のUターンが特徴的だというふうに捉えておりました、例えば実家の近くで子育てしたい等の理由でUターンされる方が多く見受けられるということですので、私どもとしても、今後、アフターコロナに向けて、こういう子育て世帯の、特に若い世代のUターン、特にUターン等を増やしていくような取組に力を入れていく必要があるものと考えております。

【坂本(浩)委員】今言われた40代以下が7割、8割を占めているという中で、長崎市についてはその中でも子育て世代が多いということです。これは2年ぐらい前になるんですけども、総務省が人口動態調査というのをやりまして、多分これは毎年やっているのかな、直近の数字は持たないんですが、それによると長崎県の社会減がワースト5位、長崎市がワースト1位というふうに当時なっていたわけですね。

これは全国的に人口減少、社会減が続いて、東京一極集中というのが進んでいるんですけども、その一方で、全自治体の1割の176、約180ぐらいの市区町村で3年連続増えているという

ことも言われています。その原因というか、因果関係ははっきりわからないんですけれども、そういう自治体が医療費の無償化だとか、あるいは待機児童対策とか、そういった子育て支援にかなり自治体として力を入れているということも同時に報告をされておりましたので、県も、ぜひ各市町と連携をとっていただいて、この数字をさらに伸ばしていただきたいということを要望として申し上げさせていただきます。

次に、2点目が県庁舎の跡地活用についてです。これも浅田委員からありました。やっとこさ機能や配置、具体的なものが出されているんですけれども、様々な意見もあって、県もそれをどうとりまとめていくかというご苦労があるんじゃないかと思います。

「新たな価値を創造する」と、この骨子案に書かれていますけれども、この新たな価値は何かかなと思って見たら3つあって、先ほど室長から説明があったとおりで、新しい価値じゃないかなというふうには率直に思いました。ただ、この価値をどうつくり上げていくかというのは非常に重要だと思いますので、そのための仕掛けづくりが必要じゃないかと思います。

それで、この骨子案の整備運営方法というのが13ページにありますけれども、これがいわゆるそういう仕掛けづくりの一つなのかなという感じもしているんですけれども、12ページにソフト面でありますよね、「エリア全体の人の流れや日常の賑わいづくりを意識した仕掛けづくり」と。この仕掛けづくりというのがこの整備運営方法なのかなとちょっと思いましたが、その辺はどう認識されていますか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話ございましたように、整備した後の運営と申しますか、この辺の仕掛けづくりをどうしていくかといったと

ころが、賑わいや交流を生み出していくうえでは大変重要だと考えております。その仕組みとして、この13ページの整備・運営手法の中にありますように、全体的な考え方を一貫して持ちつつ、そうした中で関係者間をつないでプロジェクトなどを具体化させていく、こうした仕組みですとか、人材の確保といったところが、先ほどありましたこのエリア全体の人の流れや日常の賑わいづくり、こういったところの仕掛けをつくっていく面でも大変重要だと考えているところでございます。

そうした意味で、このあたりは民間のノウハウというのが非常に重要になってくると考えておまして、他県でのこうした成功事例も幾つか視察などもさせていただいている状況でございますので、こうした体制、仕組みづくりについても併せて留意いたしまして、整備後の効果的な運営というのを心がけていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】整備・運営手法と13ページに書いているんですけれども、これはイメージかなど。イメージ例というふうに書いているんですが、これは誰がするんですか。例えば官民連携だとか、あるいは純粋に民間主体のところ委託をするのか。例えば共同企業体みたいなものをつくってするのか。あるいは県がつくって、指定管理ということでどこかにするのか。その辺が全くわからないものですから、これは誰が主体になってするのか教えてください。

【苑田県庁舎跡地活用室長】このあたりの具体のところは、今年度、先ほどの補足説明資料の一部にもございましたけれども、具体化支援業務ということで、業務委託を行いながら、企業等へのヒアリングも実施しつつ、一番効果的なやり方というのを整理していければと考えてい

るところでございます、イメージとしては、お話しございましたように民間が中心となって、運営事業者となって、そうした方々がここに書いておりますような関係者を束ねるような形で運営をやっていくようなパターンもあれば、先ほどありましたように複数の民間事業者とかが運営主体になって、関係者と一緒に取り組んでいく形ですとか、様々他県でも事例というのはあるようでございます。

今後、そうした実際の企業等へのヒアリング等を行いながら、この地に一番ふさわしいやり方というのを具体化の中で検討していければと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】先ほど県と市の連携というのは必要だという指摘がありましたけれども、その場合の長崎県と長崎市の関わり方というか、その辺はどういうふうを考えればいいんですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】他県の事例の中でも、民間が中心となりつつ運営の協議体のようなものをつくりまして、その中に行政や地元の市町が参画するような形で、いわゆる運営協議会みたいな形で実際の運営を回していくような仕組みを取り入れているような状況もございません。

私どもも、当然、県・市含めて、そうした賑わいづくりを含めた今後の運営にはしっかり参画をしていきたいと考えておりまして、そうした参画の仕方を含めた仕組みづくりについて、企業ヒアリングなども行いながら、一番効果的なやり方というのを今年度整理していければと考えております。

【坂本(浩)委員】これは基本構想の骨子ですから、今からまたさらに具体化されると思いますので、ぜひ整備・運営手法の主体となるあり方、それから、それに対しての長崎県、長崎市はも

ちろんでありますけれども、あとサポーターズミーティングですか、それと先ほどありましたアドバイザーの皆さんとか、そういった方々も含めてきちんと包含できるようなことをぜひお願いしたいと思っておりますし、また、今後、具体化されるとお思いますので、また後で議論させていただきたいと思っております。

それから、旧第三別館です。旧第三別館については、利活用ニーズ、それから耐震改修のためのコスト面、最終的に方向性を整理するというところで、これは基本構想のとおりまとめると同時に、最終的な方向性はそこで収められて整理するという理解でいいんですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】旧第三別館につきましては、先ほどご説明させていただいた中にありましたとおり、利活用ニーズというのを一定把握しているところもございますけれども、一方で耐震性がないというコスト面の課題などもございますので、そうした両面から精査をしていく必要があると考えておりまして、今後、さらにコスト面等もより精査を行いまして、基本構想検討の中で最終的な方向性というのを整理していければと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。私は、この旧第三別館はきちんと残すべき価値があると思っておりますし、それから、サウンディング以外の様々な市民・県民の皆さんの声も取り入れていただきたいと思っております。サウンディングではある程度いろいろ出されておりますけれども、これが県警本部の跡地の部分とかなり似通ったところもあるんじゃないかと思っておりますので、そういう整理を含めて、ぜひ市民・県民の皆さんの利活用の声も今後聞いていただきたいと思っております。

それから、最後ですけれども、会計年度任用

職員についてです。これは県の職員の部分については総務部になるんですが、市町の部分については市町村課ということになりますのでお尋ねいたします。

これは昨年度から会計年度任用職員を導入されて、昨年の期末手当も含めて労働環境の改善ということで制度が始まりました。昨年の12月に「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」という通知が総務省から各都道府県あてに出されております。それに基づいて、各都道府県内の各市町村も状況についてきちんと把握をとということになっておりますけれども、その辺については、この制度の適正な運用について県として把握されているのかどうか、その辺いかがですか。

【大塚市町村課長】県内市町における会計年度任用職員のことについてのお尋ねでございますけれども、制度の導入による給与等の労働条件の改善の状況につきましては、現時点では、令和2年度における会計年度任用職員に支給された給与額のデータがないため把握できておりませんが、令和2年度の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の速報値が本年9月末頃に公表される予定となっておりますので、この調査結果を分析して状況を把握してまいりたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】1番の給与の適正化については今答弁があったとおりなんですけれども、それ以外に、いわゆる任用のあり方、大体1年毎に更新ということになりますので、そういった問題を含めて、この総務省の通知では、「おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られていたが、まだ対応が十分でない団体もありました」という指摘もありますので、ぜひ給与面、それから先ほど申し上げました募集や任用の実施に

当たっても、この制度ができた趣旨をしっかりと踏まえていただいて、県としての把握、それからきちんとできていない市町についてはそれなりの指導ということをやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

【大場委員長】時間がまいりましたので、答弁で終わりとさせていただきます。

【大塚市町村課長】これから、市町とのヒアリングの場もございますので、状況を把握させていただいたうえで必要な助言を適切に行ってまいりたいと考えております。

【大場委員長】室内換気のため、しばらく休憩いたします。

午後2時45分より再開いたします。

-----  
午後 2時35分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【石本委員】脱炭素社会の実現に関連する事項として質問したいと思います。

国は、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減するということを目標にしています。第6次エネルギー基本計画では2050年までに脱炭素社会の実現を目指すということを出しております。

これを受けまして、県としましては、第2次長崎県地域温暖化対策実行計画を踏まえて、県も脱炭素、資源循環型への社会づくりを推進するとしておりますけれども、今後、県としては、地域振興及び過疎地域振興の立場から、脱炭素化について具体的にどのように進めようとしているのか、考えを伺いたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】脱炭素社会の実現ということで、基本的な考え方としては、今後、

地球環境も含めまして、いかに持続可能な社会をつくっていくかというところがポイントだというふうに考えております。

そうした中で、先ほど下条委員からのご質問でもありました、今回、新しい過疎対策法が施行されていまして、名称も持続・発展ということで、いかに持続可能な地域社会をつくるかという観点で、そういった意味から主なポイントとしては3つ挙げられております。

一つは、持続可能な地域をつくるうえで、人材の育成確保を図っていくという人材面の取組を強化すること。もう一つは、人口減少が進む中で、やはりデジタル化、DXといった最新技術を活用して地域社会を維持・活性化していくというのが一つ。最後、3点目としまして、まさに今ご質問がありました再生可能エネルギーの利用の推進ということで捉えております。

加えまして、次代を担っていく子どもたちをしっかりと地域に根ざしていただくということで子育て環境の確保ということも新しい過疎法の中では一つポイントとして挙げられておりますので、こういった様々な観点から過疎地域、あるいは県下全体の地域振興について、脱炭素社会の実現に向けて関連する施策の強化推進というのは非常に重要になってくるものというふうに考えております。

【石本委員】なぜこういった質問をするかというと、もう一点、火力発電所の問題で、県下には松浦市、それから西海市に2つの火力発電所がありますけれども、西海市につきましては先に電源開発等の新たな取組として発表がされておりますけれども、松浦については370万キロという日本でも大規模な火電になっておりますが、これについては松浦市の経済に対するメリットといたしますか、効果、それから雇用対策、

地域振興も含めてかなり重要な要素になっております。

また、これにつきましては、県の方もご承知のとおり、電源等交付金で毎年数億円の財源確保ができていたということもありまして、これが完全になくなるということになれば、大きな影響を受けるという状況であります。

そうは言っても、こういった国の方針、県の方針もありますので、ゼロにすることはかなりというか、厳しい面がありまして、火電についても脱炭素化を目指すことはやぶさかではないけれども、いわゆる今の施設を活かした脱炭素化というか、再生可能エネルギーの確保というか、そういった太陽光発電、風力発電も出てきていますけれども、バランスあるエネルギーの確保というのも一方で重要であると考えています。そういったことから、いわゆる火力発電所を有する自治体に対する今後の県としての対応というか、対策というか、そういったものをどのように考えているかお伺いします。

【浦地域づくり推進課長】火力発電所の所在地域のご質問でございますけれども、松浦地域についての考え方を述べさせていただきますが、言うまでもなく、松浦市は、かつて産業の中心というのは農業、水産業及び工業ということでありましたけれども、平成47年に炭坑が閉山された後は、地域経済が低迷する中で、火力発電所の誘致など、まさにエネルギーのまちとして発展したという歴史を有しておりまして、今話がありましたように電力の安定供給という観点で重要な役割を担ってきたものと考えております。

こういった地域の今後の地域振興という観点でございますけれども、特に松浦地域につきましては、伊万里湾はじめ地域に多くの優れた資

源を有しておりますので、まずはこういった優れた資源を積極的に活用するということが必要だろうと考えております。

参考までに松浦市の総合戦略においても、仕事創出の面でも、まずは他地域に誇る魅力的な産業があるので、こういった産業を育てて就業機会の創出につなげるということのが柱の一つに掲げられておりますので、地域が有する資源を積極的に活用するという観点が非常に重要であると思っています。

具体的には、これも言うまでもないことなんですけれども、松浦市は日本有数の水揚げを誇る松浦魚市場を核とした加工・物流の拠点化も進んでおりますし、あるいは日本有数の生産量を誇る縫製企業でありますとか、高い技術力を持った自動車産業、自動車企業も立地しておりますし、あるいは産業ロボット関連企業など、優れた技術を有した企業も多数立地しております。

また、加えまして体験型観光については、もうご承知のように全国的にも先進地となっております。交流人口の拡大にも大きく貢献してきておりますので、こうした様々な魅力ある資源をしっかりと活用しながら、地域の振興を図っていくということがますます大事になってくるものと考えております。

【石本委員】陳情でも松浦からの要望事項で火力発電所の存続についても上がってきているわけですが、やはりこれだけ市の経済に対する影響も大きい火力発電所でもありますので、西海市で出ておりますように、県としても新たなリース、または高効率化に向けた対応も併せて強力に進めていただきたいと思います。そこら辺について現段階での考えはどうか。

【浦地域づくり推進課長】火力発電所の安定電

源としての効果というのは今申し上げたとおりでございますけれども、万が一、地域におけるこうした火力発電所が休・廃止の対象に仮になったとすれば、雇用の場の消失でありますとか、消費等の低迷により地域経済に及ぼす影響は計り知れず、さらに再生可能エネルギーの重要な調整電源の存在も失うということで認識しております。

今後、脱炭素社会に対応した形で、こうした火力発電所を存続していくということは、電力需給の調整力の観点からも一定必要だと考えておりますので、関係部局とも思いを一つにししながら、継続的に操業できるよう、発電施設の高効率化等への支援などにつきまして、国において要望活動をしていくことが重要だと考えております。

【石本委員】国の方も、2030年度計画に向けては、火力発電所については、当初、比率を全体の40%ということで目標を変えていますので、ここら辺も含めて、今言ったような国に対する要望活動、それから九電と電源開発といったところへの要望なり、今後の対応、取組についてもしっかりと自治体と一緒に、ぜひとも強力に交渉をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【山本(啓)委員】離島振興について通告しておりましたので質問をしたいと思っております。

先ほど部長からの議案外説明においても、離島振興法の延長ということで、延長・改正に向けて取組をしていくということで、計画についてお話がありました。昭和28年から10年毎に進めていく中で、様々なテーマを持って、その時代に即した内容に変化させていくと。近年にお

いては、やはり人口減少対策という部分に重きが置かれるんだけれども、離島における生活基盤やインフラの整備というものが果たされてきても、なかなか人口減少に歯止めがかからない状況があると。しかしながら、ソフトの部分などのアイデア等を出しながらやっていく中で、国境離島新法が平成29年に施行されてからは、少し県内においても人口の部分で目に見える変化が生まれてきているとは承知しています。

しかしながら、平成27年にあった国勢調査から5年後の令和2年で、その結果を見れば、離島に限らずではあるんですけども、本土は120万人、離島は10万人と。大体5万人と1万人の減というところがある。そういうのを見ると、なかなか難しいところがあるなど。

今回、離島振興法の延長・改正を目指すところにあって、その取組の中でこの国境離島新法という新たな法律もまみえながら、こういった方向性、そういった法に基づいて現在の成果も踏まえて、まず見解としてこういったものをお持ちなのか、そのあたりを答弁いただけますか。

【徳永地域づくり推進課企画監】離島地域の人口減少対策についての見解でございますが、離島振興は県政の最重要課題の一つであり、島の人口減少に歯止めをかけることを目的に、総合計画におきましても政策横断プロジェクトに掲げるなど、離島地域の産業、交通基盤や生活基盤の整備を図るとともに、基幹産業であります農林水産業の振興や交流人口の拡大による観光産業の振興など、各種施策に積極的に取り組んでまいったところでございます。

一方、委員のご説明にもありましたが、離島地域の人口については先に国勢調査の速報値が公表されたところでありますが、5年前と比べて約1万人、率にして8.9%の減少となっております。

まして、人口減少に歯止めがかかっているとは言い難い状況でございます。

そのような中ではありますが、人口の社会増減の状況に着目しますと、令和2年は国境離島の5市町、計で543人の減でありまして、5年前となります平成27年は約1,000人の減少でありましたので、約5割の改善が図られているところであり、こちらは平成29年度に施行された有人国境離島法に基づく、例えば雇用機会拡充事業により4年間で約1,000人を超える雇用の場が創出されたほか、県外からの移住者については過去5年間で約5倍の実績となったことなど、現在のところ有人国境離島法関連施策の成果が着実に現れてきているものと考えております。

【山本(啓)委員】長年にわたって、なかなか解決ができなかった人口減少という課題において、社会減について5割の改善が果たされた。これはとんでもないことかなとは思いますが、そういった新たな国の法律によって、強力に物事の改善を進めていこうとしている、その地元との連携もありながら、国のリーダーシップでやっているところにこんな変化があるんだけれども、ただ、最近、このコロナウイルスの感染拡大で、我々島に暮らしている人間として一番つらいのが、島にぜひ来てみてくださいと、一度食べてみてください、一度飲んでみてください、一度暮らしてみてくださいとか、「来てみてください」というフレーズが今使えないんですね。これがコロナウイルスの影響で一番大きいのかなと。

島にとってマイナスの話であるけれども、逆に少しプラスの話でいけば、島にいながら都市部の仕事ができますよと、リモートとかですね。だから、ちょっとネガティブなこととポジティブなことと2つある状況で、今、コロナの感染

拡大についての影響を分析しているんですけども、このマイナスの部分は当然人が動かないというところであるんですけども、プラスの部分、ちょっとそういったポジティブな事柄を我々は積極的に捉えて施策の中に落とし込んでいただきたい。そして、これまで順調だった部分が失われつつあるのであれば、そこを補うような形で変化していただきたいと。

要は、暮らしの変化や世界の情勢とか、そういったものも国の人の流れとかを捉えて、現状変更しながら、新たな離島振興法の改正も、また国境離島新法の中身も変えていくと。

さっき予算の審査の時にありましたね。人が動くことを前提とした大規模な予算が使えなくなるのであれば、そこを柔軟に変えていこうと、それを国に申し出ていこうと。そういった発想がやっぱり必要なんだと思うんですけども、そのプラスの部分をどういうふうに今捉えて取り組もうとされているのか、答弁を求めたいと思います。

【徳永地域づくり推進課企画監】新型コロナウイルス感染症でマイナスの影響は委員おっしゃったとおりでございますが、一方としまして人との接触や移動が制限される中、テレワークやオンライン教育などが急速に普及したことで、国民の意識や行動に変化が生まれまして、多様で柔軟な働き方の導入や自然豊かな環境での暮らしを前向きに検討する機運というのが高まってきていると考えております。

そうしたことから、リモートワークの受入れを促進するため、一元的な相談窓口の設置や効果的な情報発信、市町の受入れ体制整備の支援を行うとともに、新たな離島振興法に関する意見書におきましても、離島の特性を活かした新たな日常や地方創生の先進モデルの展開など、

次の時代に合った離島振興策の展開が図られるよう施策の充実強化というところを求めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】新たなそういった取組を、現状を島の中の振興に活かしていくということで、予算の措置と施策を一体化して、島の方々と連携してという流れは理解します。

ただ、この議論をすると、いつもその中にあるのが既存の、もともと島に暮らして1次産業や基幹産業を営みながら必死に島の産業の振興を担ってこられた方々、そして、そういったことを次世代に継承しながら、担い手を育成しながら、その後の跡継ぎもしっかりとやっている。そういう1次産業の方々が、やはりなかなかこの新たな取組においても難しい部分があります。

1次産業、例えば農業の方々であれば、吉岐であれば畜産業とか、非常にそこに関わっている方々が収益を上げる目標がある部分があるんですけども、漁業においては非常に厳しい状況にあると。先般の県の水産基本計画においても、収益の部分は150万円から180万円という位置づけだったと私は見ていたんですけども、通常であれば、稼ぎ頭がその収益というのは、ビジネスとしてどうなんだというところもあるし、それは産業としてどうなんだと。やはりその所得を上げていくというところは、そもそもこの県政の命題でもあったと思うんです。だから、やはり基幹産業のそういったところをしっかりと、新しいものも取り入れながら、しかしながらこれまで行ってこられた1次産業、基幹産業の方々もしっかりと支援していく。やはり農業や漁業というのは、子や孫へ今取り組んでいる方が引き継いでいくというのが一番スムーズですよ、そこに土地も船もあるわけですから。それをやろうとされる方をしっかりと支援

していくという観点も必要であろうかと思いません。

国境離島新法の中には、雇用拡充事業というのがあります。これはしっかりと1次産業が使えるように、もしくは先般、前議会でしたか、やりとりした時のように、なかなかその一步を踏み出せない、体力の部分がない。やりたいんだけど、今時点が厳しい状況にある。そういう人たちにもやはり支援を、そしてその人たちが活用しやすい状況を、入り口をつくってあげる必要があるかと思うんですけれども、長く話しすぎましたけれども、すみませんが、一つひとつご答弁いただけますか。

【徳永地域づくり推進課企画監】離島地域の基幹産業であります1次産業の担い手対策については、農林部、水産部の方で担い手対策の方をやられていると承知しております。

また、国境離島で言いますと、雇用機会拡充事業がありまして、こちらにつきましては市町や振興局と連携いたしまして、業界団体を通じました周知徹底、あるいは島内の説明会などで積極的に制度の周知に努めてきたところであります。皆様のご利用というところは一定進んだものと理解しておりますが、最近の傾向を見ますと、島内で規模の大きい事業者である本事業の活用が一定進んだと。

あと、人手不足も生じまして、雇用の確保が困難になってきていると。既に制度を利用された事業者の再度の活用、島外企業の島での新たな事業展開というところを促していくような取組の方に力を注いでいるところであります。

また、意欲があるものの、現状で精いっぱいという方についても、この制度を活用するレベルまで引き上げていく必要があるものと考えております。

そのため、令和3年度におきましては、島外からの人材確保を強化することに加えて、市町が行う雇用機会拡充の活用事業者の掘り起こしや先進的な取組の後押しをすることとしております。こちらについては、やはり市町毎のきめ細かい対応が必要と考えておまして、現在、市町の方で計画をしているところは、例えば事業構想段階でのアドバイザーの派遣、専門家によるセミナーの開催、あるいは島内事業者の掘り起こしなどを、活用意向の確認とか、課題の調査を外部に委託して実施するとか、あるいは現地調査、島外企業の離島での現地調査、モニターツアーを支援するというようなものが計画されておりまして、そういった取組の結果を関係市町と情報共有を行い、さらなる優良事例の横展開などを丁寧に行ってまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】雇用拡充事業の展開については十分理解いたしました。

ただ、私が前半、時間を割いて話した1次産業の部分は、農林、水産の担当部の方ですということではっきり切られたんですよ。

午前中、陳情審査でも交通政策課長とやりとりしましたが、内航海運の許可は国であるから、補助対象でもないので我々は把握してないという話がありました。しかしながら、そこは長崎県内に暮らしているわけですから。そして、離島や半島という地域に暮らしている。その産業がしっかりと振興することは、まさしく皆様方と我々が共有する人口減少対策の一つじゃないですかというやりとりをしました。人口減少対策では、恐らく県庁内は横断的につながっている、共有しているんだと思うんですよ。今日でも一つひとつの担当はということでは、すぐ縦割りなんですよ。

農家の方だって雇用拡充事業は使われるでしょうし、漁業の方だって、今、魚がなかなか流通しない状況にあったり、資源が枯渇している状況であれば雇用拡充事業は使われるんですよ。

もう少し島に暮らしている方々の暮らしをどうするかとか、収益をどう上げるかとか、そういった部分に特化してみたならば、私はこの地域づくり推進課も地域振興部も、そういった職種の方々の情報をとるべきだと思いますけれども、いかがですか。

【村山地域振興部政策監】今後の社会増の達成に向けては、今まで平成29年からこの法律に基づいて各種の施策を展開してまいりまして、社会増については一定成果が出てきているところでございますけれども、今後5年間、これがマイナス500人というラインまでできていますが、これを社会増減ゼロにしていくという高い目標でございます。これまでの取組を単に継続するだけでは、この目標の達成については非常に難しいと思っております。今後、ますますこの目標達成が難しくなる中では、やっぱり島毎の成長分野がどういったものなのかというのをしっかり我々は見極める必要があると思っております。

そのために、委員ご指摘のとおり、離島やはり1次産業が基幹産業でございますので、例えば農業の分野で法人化であったり、あとは加工分野の取組であったり、農業の規模を拡大する取組であったり、そういった分野もしっかり我々はその島毎の戦略的な取組として捉える必要があると思っております。

また、観光分野につきましても、これまで旅行商品の造成であったり、おもてなしについての取組をやっておりますけれども、もう一歩進めて、観光まちづくりの分野についてもしっか

り市町と連携をする必要があると思えますし、午前中の今までの議論の中でも出てきていますとおり、成長産業になり得る再生エネルギーの取組であったり、IT人材の育成というものもしっかり離島の中で育成することで、委員ご指摘のとおり、島にいながらにして、島外の需要を取り込むということも可能になってこようかというふうに思っております。

こういったところで、しっかり島の強みを我々活かして、今後の取組につなげる必要があると思っておりますので、これは我々地域振興部だけではなくて、農林部、水産部も含めて、あるいは産業労働部を含めて、しっかりそれぞれの所管所管、つかさつかさに我々がアプローチすることによって、島の振興をしっかりと図ってまいりたいと思っております。

【山本(啓)委員】十分な答弁をいただいたというふうに理解をしたいと思います。

そのうえで最後に少し申し上げたいのが、例えば島の中の小さなまちが元気な地区というのは、往々にして、あるものを利用するんですね。そこに今まであったもの、新しく何かつくるんじゃなくて、あるものをみんなで活用するんですよ。何かを購入するとか、何かをつくるとか、人を連れてくる、持ってくる、配置するというのは今非常に難しく、先ほども雇用拡充で人が足りていないという話もあったと思います。そのとおりです。ただ、その小さな元気なまちに限れば、いつもあるものを活用すると、そこに存在していたものを活用して、存在する人たちに協力していただくと、そういうところは大体うまくいっています。

だから、そういった土地もあれば、田畑もあれば、船もあれば、海もあればと、そういった資産があって、それを活用していくと。ただ、

それは県レベルの高さから見るのは難しいです。振興局に配置していただいた担当の方とか、非常に県は積極的に離島に対するものを取り組んでいただいていることは理解します。しかしながら、県が常にそういった細かいところまでは無理です。だからこそ、市町の担当課とより密接な関係性をつくって、同じ目的意識を持っていくと。目的意識の高いところは一緒だと思うんです、人口減少と。しかし、もっと手前に本当はおかないと、今回の法律の改正案も新しい国境離島法の持続性の部分もなかなか果たせない。そういったしっかりとした人と人のつながりを、いま一度、官だけじゃなくて民も入れて取り組んでいただきたいということを申し上げて、答弁いただけるなら再度いただきたいと思いますけれども。

【大場委員長】時間がきておりますので、答弁で終わりいたします。

【村山地域振興部政策監】委員ご指摘のとおり、有人国境離島法の施行によりまして、県と地元の振興局、あるいは市町村がしっかりこの人口減少に歯止めをかけるという目的に沿って目的意識が生まれたものと思っております。それぞれの立場でこの人口減少をしっかり捉えて、こういった取組が現場でなされているのかというのをしっかり見ながら、今後の社会増に向けて、それぞれの取組を引き上げていくようなしっかりした考え方を持って取組を進めてまいりたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮島委員】 通告いたしておりましたJR佐世保線につきましては、陳情審査の方で質問させていただきましたので割愛をさせていただき、その他の項で追加で通告をいたしておりますので、1点お聞きしたいと思います。

いただきました資料の政策等決定過程の提出資料の中で。

【大場委員長】 宮島委員、ちょっと待ってください。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時17分 休憩

-----  
午後 3時17分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【宮島委員】 そうしましたら、JR佐世保線につきまして、少しお尋ねをいたしたいと思いません。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時18分 休憩

-----  
午後 3時21分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【宮島委員】 委員長、ご配慮いただきましてありがとうございます。

JR佐世保線につきましては、午前中も質問させていただきましたが、佐世保駅の交通系のICカードの導入につきまして前向きなご答弁をいただきましたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

ただ、アフターコロナを見据えて、来年度のいわゆる新幹線の開業、そして、佐世保線の高速化、こうしたものが実現をされるということになれば、その際に、やはり都市部の方から多く長崎県に乗客を誘致したいという思いがそこに存在をしたいと思いますので、でき得れば一日も早く、この導入につきまして実現をさせていただきたいと思いますが、改めて課長のお考えをお聞きしたいと思います。

【小川交通政策課長】 ICカードの一日も早い供用開始ができるようにと、利用ができるよう

にということの質問でございますが、まずは、午前中も答弁いたしましたように、投資的環境がJR九州自体に整うということであれば、今のコロナ禍からの利用客の増と、それによる業績の回復というのがまず1点ございます。それと併せまして、県内でバス事業者、鉄軌道事業者等々に既にICカードの導入が進んでおりますが、基本的には国の補助に県もしくは関係市町の支援も入れてその導入を図ってきているという経緯もございます。そういうもの等考えれば、今後、JR九州の業績の回復、投資環境の整備というのに併せまして、国の補助金の活用とか、それに併せまして県、関係市町の協議というのが当然必要となつてまいりますので、できれば新幹線開業までにと言いたいところでございますが、現時点の状況としては、新幹線開業までに供用開始ができるような導入というのは非常に難しいと考えております。

今後、一日も早いICカード事業への着手ということを目指しまして、JR九州、もしくは関係市町の方と情報共有、意見交換を進めながら、着実に進めてまいりたいと思っております。

【宮島委員】状況については理解をいたしますけれども、反転攻勢、V字回復というものを考えれば、そうした県内の鉄道網がしっかりと一日も早く整備されることが重要かと思っておりますので、引き続き積極的にお取組をいただきたいというふうに要望申し上げたいと思っております。

それでは、その他の項として認めていただきました点につきまして、政策等決定過程の提出資料の中の補助金内示の一覧、この1ページにあります公共交通機関の環境整備等支援事業補助金、いわゆるタクシー事業に対する補助金についてお尋ねをいたしたいと思っております。

ここに事業の概要にも書いてありますとおり

でございますが、コロナ禍に大変苦慮なさっておりますタクシー事業者に対しまして利用者、あるいは事業者、そうした皆様方が安心、快適に運行をしていただこうと、そのような趣旨でこの補助金がつくられたと承知をいたしております。

この利用につきまして、タクシー会社に積極的に利用をしてもらいたいという思いもあったわけでありましてけれども、見ておりますと、その件数についていかなものか。

もう一つ申し上げれば、事業者的に言った時に、あるいは地域的に見た時に、果たして偏りが無いものかどうか、そうしたことについて見解を求めたいと思っております。

【小川交通政策課長】内示を受けたタクシー事業者を見ると、地域的に偏りがあるんじゃないのかと、県下全域の事業者への周知というものについてのお尋ねだと思っております。

長崎県公共交通機関環境整備等支援事業につきましては、県の広報誌で広くお知らせするとともに、長崎県タクシー協会、長崎県個人タクシー協会へ周知及び要望調査のとりまとめを依頼しております。

その結果、県内のタクシー事業者20社から要望をいただきまして、全ての事業者に対して、今回、内示の通知を行ったところでございます。

内示を行った事業者を所在地別に見ますと、長崎市14社、佐世保市3社、諫早市1社、島原市1社、南島原市1社となっております。

また、補助事業の内容といたしましては、空気清浄機やモニターの設置、低濃度オゾン発生機や抗菌シート及びユニバーサルデザインタクシーの購入費補助でございます。今後、二次募集も予定してございますので、再度、タクシー協会等を通じまして、実際に内示を行った事例

等も紹介をしながら、県内の対象事業者へ幅広く周知を図って、補助事業の活用を促してまいりたいと考えております。

【宮島委員】今後、さらに募集をかけていきたいという前向きなご答弁もいただきましたので、事業の中身のお話もありましたので、しっかりと周知徹底をさらに図っていただいて、事業者が積極的に活用をいただくように、ぜひ誘導していただきたいをお願いを申し上げたいと思います。

そこで、こうした補助金制度というのは庁内にたくさん存在をしたいと思いますし、私もその制度の全てを把握しているわけではありませんけれども、この2年間、所管の委員会の中でこの補助金の内示等をずっと拝見いたしておりますと、やはりそこに地域的な偏在があるんじゃないかなと。もう一つ率直に申し上げれば、県北地域、佐世保地域の利用というのが非常に少ないんじゃないかと感じておりました。

ある補助金の担当者とお話をした時に、そうした状況を把握しているという認識があるということを確認されたうえで、その理由といたしまして「佐世保地域、県北地域の皆さん方は自立性が非常に高いので、そうした補助金には頼らないで頑張っておられるんでしょう」というようなお話がありました。一応前向きにお褒めをいただいたと捉えておりましたけれども、一方で何となく釈然としない部分もあります。要は、こうしたところにも県の南高北低という状況が見受けられるんじゃないかという気がいたします。

そこで、部長にお尋ねをいたしたいと思いませんけれども、これは釈迦に説法でありますけれども、こういう補助金の制度というのは、制度自体をつくるということが目的ではなくて、制

度をしっかりと県民の皆様方に利活用していただいて、そして事業所や、あるいは団体というものを活性化していただく、そして県勢を浮揚していくという大きな目的があるところと考えるところであります。

そうした意味からは、やはりこうした補助金制度を皆さんがつくられる時に、一生懸命ご苦労されてつくられて、そしてご苦労されて予算を獲得してそうした事業をつくられると思うわけではありますが、やはり県内で多くの皆様方に利用していただく、特に地域の偏りがなくて、県内満遍なくそうしたものが利用されるということが大きな望むべき方針ではないかと考えます。

そこで、部長にそうした補助金制度の今後の利活用につきまして、普及につきまして、またさらなる創意工夫というものが必要であるのではないかと思うわけではありますが、ぜひ佐世保ご出身の早稲田部長にお尋ねいたしたいと思えます。

【早稲田地域振興部長】県におきます様々な補助制度については、それぞれの所管部局、または県全体の方で予算の発表、それから制度の周知などの際に、各所管部局などにおいて、各市町、それから関係団体などについて周知を行っているところであります。

また、コロナ対策におきましては、県の方でも工夫をしまして、県のホームページ等を通じてわかりやすく、県全体の制度として周知できるようにということで努めてきたところであります。

今、委員がおっしゃいました地域の偏在性などについてもあるのではないかとということでありまして、例えば地域振興部で所管しております離島航路の欠損補助ですとか、地方バス対策

の補助制度につきましては、離島航路で例えば佐世保～有川間、それからバス事業者が持っております欠損補助などについては非常に県北地域においても手厚い補助額というものになっているところであります。

今後におきましては、また様々な補助制度というものが出来まいりましたので、先ほど交通政策課長から答弁申し上げましたけれども、事例紹介なども含めて各団体、それから関係の市町などを通じて、広く周知できるような方策なども、また、別途県と市町の様々な会議体がありますので、そういった場を通じて周知できるような形で広く周知に努めてまいりたいと考えております。

【宮島委員】ありがとうございます。補助金は申請主義でありますので、そうした事業主体が申請をしないとスタートをしないわけでありませけれども、やっぱり積極的にこうした補助金制度を利用するような、そうした工夫をもっともっていただきたいと思いますし、今、部長からは所管のお話がありましたけれども、地域振興部の中では所管の補助金は少ないのかもしれないかもしれませんが、やはり地域振興という観点から言えば、全ての部の補助金制度について、そうしたものを使ってもらうことが、ひいては地域の振興につながっていくんだということを、あらゆる会議を通じて皆さん方に申し上げておいていただきたいと思います、これを要望申し上げまして終わりたいと思います。ありがとうございます。

【田中委員】新幹線整備に関連して、数点確認をしたいと思いますので、よろしく。

まず、一つは、長崎県が国に要望している要望書の中の九州新幹線西九州ルート of 整備促進についての1の4です。「西九州ルートへの直通

運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援を行う」と。「直通運行に向けた」という項目があるわけけれども、どうも私はイメージがわからないただけれども、直通運行できるのかな、佐世保線が。

【峰松新幹線対策課長】政府施策要望で「直通運行」という表現をさせていただいている件につきましてですが、新幹線整備に当たりまして平成4年に基本的考え方を示させていただいている中で、佐世保線につきましては、「将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるようその実現に努める」というふうに基本的考え方で示させていただいておりますので、この件を捉まえまして、直通運行を視野に入れた形で要望をさせていただいているところでございます。

【田中委員】30年前の話が出てきたような感じもするんだけれどもね。直通運行というのは、フリーゲージならともかく、今のフル規格でやる時に、佐世保線から直通、入れるわけない。そういう玉虫色のなやつをずうっと引きずって、我々はそれに向かって頑張らなきゃいかんと言ったって、それは無理な話でね。当時、西岡総務会長がひげ論、ひげ論と言って、長崎にまずつくって、あと佐世保にもやるからという話があったけれども、無理なことをずっと引きずっていくのはいかなものかな。

【峰松新幹線対策課長】この件については、委員おっしゃいますように、過去、平成4年の話ということでございますけれども、まず、基本的考え方につきましては、先ほど申しました内容は、現在も佐世保市との間で基本的考え方として両者認知しているものでございますので、その考えについて変更するというところ

はなかなか難しいものがございますので、実際長崎県として要望させていただく部分については、そういった直通運行も視野に入れたというところは要望させていただき、ただ、今ご検討をさせていただいております新鳥栖～武雄温泉間について、整備方式を決定していただくというところがまずは先になって、そこを決定した後、どういう形でこの直通運行というところについて検討されていくのかという話になりますので、そういったところは一体的に要望させていただくという形になると思いますので、今回も要望させていただいております。

【田中委員】期待だけ持たせて、全国の新幹線網の整備において、武雄から佐世保までをプラスするというのは至難の業だと思うね。だから、できもしないことをずっと40年引きずっていかれても、我々は佐世保市から頼まれているいる県に話をするけれども、佐世保市からもずっとその項目で県には、西九州ルートへの直通運行、直通運行という話になるんですよね。無理なことは無理だという断りをした方がいいというような気も私はするんだけどね。それはそれでおきます。

2番目に、西九州新幹線における在来線問題というのは、いろいろ言われるけれども、どのようなものがあるのかね。在来線問題と並行在来線問題は別だからね、並行在来線問題はね。これは当時、肥前山口～諫早間が並行在来線だったんだ。これは一件落着しているのよ。在来線問題と並行在来線問題は、私は別と。

だから、佐賀駅を通る、通らんという話は、これはむちゃな話で、もしそれが並行在来線とすれば、佐世保線としては、もう大変なことになる。あそこを分離されたって、武雄から先分離されたって話にならない。そういう玉虫色の

なものをずっと引きずっていつているというのが、どうも私は納得できない。

だから、今、佐賀県が言っている在来線問題というのは、並行在来線問題じゃないんでしょう。佐賀駅と関係の話なんでしょう。在来線問題なんでしょう。どうなんですか。

【坂野地域振興部次長】新鳥栖～武雄温泉間がフル規格で整備されることによる課題の一つということで、在来線というふうに言っておりますが、こちら、私どもとしては並行在来線の問題というふうに認識をしております、ただ、並行在来線につきましては、並行在来線というものが法律上、法令上何らか定義があるものではないというふうになっておりまして、一般的には整備新幹線の開業によって旅客需要が一定程度新幹線に移転することが見込まれる区間というものが並行在来線ということで政府の方から国会での答弁などで言われているという問題になっております。

ただ、こちらの並行在来線区間について、どの区間が該当するのかということについては、今、明示されているものはございません。そういったところも含めまして、並行在来線として経営分離されるという課題が新幹線整備にはついているというところはございますけれども、そういった定義のないものも含めて在来線というような格好で、課題というような言い方をしているものと認識をしております。

【田中委員】だから、ケース・バイ・ケースなんだろうけどね、いい加減な感じで使ってもらうとおかしいので。当時もね、並行在来線と言えば大村線じゃないかと。佐世保をカットする時に、並行在来線は大村線じゃないかと。大村線をカットしなくて、なんで諫早から肥前山口だけ長崎本線カットするんだと。これは並行在

来線じゃないよ、本当言うよね。しかし、長崎～博多間で言う並行在来線という位置づけと、現実と一緒に新幹線と今のJR線をやるのを並行在来線というのか。そこら辺はやっぱり一緒にはっきりしたことを示しておかなきゃ。

佐賀県が言っている並行在来線というのは、私はおかしいと思うしね。それをやってもらうと佐世保線が切られるわけだから。そんなことをしてもらっては困るよ。佐世保線が第三者機関に移る、そういうことはもうあり得ない話だと我々は思っているんだけど、どうですか。

【坂野地域振興部次長】九州新幹線西九州ルートにつきましては、整備計画では福岡市から長崎市間が整備区間ということになっておりまして、整備区間としては博多から長崎までの長崎本線というところが、まずは、現在特急かもめが走っているという路線になります。ですので、武雄温泉から長崎が整備される際にも、特急の旅客需要が移る区間ということで、肥前山口から諫早間というものが並行在来線として検討がされ、上下分離というふうになったというような経緯をたどっているというところでございます。

そうしますと、現時点で並行在来線、新鳥栖～武雄温泉間が整備された場合に、並行在来線としては特急が移る区間ということになってきますが、どの区間が並行在来線に該当するかというところにつきましても、定義はないというところでございますが、JR九州としてはどの区間が並行在来線に該当するかについても、地域の皆様と協議をしていきたいというふうに考えを示されているところでございます。

そして、この新鳥栖～武雄温泉間の在来線につきましても、長崎県にとりましても、佐世保線、それから長崎本線につながる非常に重要な

区間であると考えておりまして、これまで与党の検討委員会におきましても、JR九州による経営を維持していただきたいということで要望をしてきたところでございます。

引き続き、長崎県としては、JR九州に経営を維持していただく必要がある区間というふうに考えておりますので、機会を捉えて国への要望であったり、JR九州との協議の中で、長崎県としての考えを示していきたいと考えております。

【田中委員】だから、そこら辺は、在来線という問題と並行在来線の問題は、これは別なんだよね。並行在来線となると、ちゃんと法的な問題が出てくるし、あと運営するやつもある程度国が援助するような形になっていたと思う、当時はね。

だから、そういうことで、ぜひ佐世保線に影響がないようにしてもらわないと。もう踏んだり蹴ったりでね、新幹線は外されるし、それから今の佐世保線に影響が出るということになると、これは大変な問題だ。ぜひ頭に入れておいてほしいと思います。

もう少し時間があるので、3番目に開業効果、開業効果という話が出てきているけれども、佐世保線は便利になるのかな。新幹線ができると、佐世保線は。武雄駅で乗り換えというのは関係ないんでね。あそこからフル規格でできていればまだしも、先が鹿児島ルートにつながっていればまだしも。だから、佐世保線というのは、開業したって関係なく、今までどおりやっているだけの話で。だから、どうなのかな、むしろ、複線化があんな感じになっていて、かえってマイナスになるんじゃないかなというイメージがわくんだけどね。

もう一つは、我々は当時話したのが、長崎行きも便利になるということで、大村からの乗り

入れを期待していた、大村からの乗り入れ。だから、これはできるんだよね、大村線で佐世保から行って、新大村駅で乗り換えて長崎に行くことはできるので、どのくらい時間短縮になるのか、ちょっとイメージを聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】佐世保線は、開業効果があるのかというご質問だと思います。

新幹線の開業効果というところにつきましては、佐世保線につきましては開業に合わせて高速化という形をさせていただいておりますので、博多～佐世保間の特急時間の短縮が8分間短縮されるということになっておりますので、その分について佐世保線の効果ということで、我々の方は期待しているところでございます。

また、大村線の乗り換えというところがございます。大村線の乗り換えについては、すみません、所要時間の方、私の手元に在来線の分の時間がございませんが、新大村から長崎までの新幹線は16分になりますので、その分、在来線に比べればその区間の時間短縮効果というのはあるものと思っております。

【田中委員】大村線に関してはわかりました。時間短縮効果はあると。私もぜひ使わせてもらおうと思う、来年、新幹線になるとね。

ただ、佐世保から博多に行くのに8分間の効果があるの。乗り換えも何もなくて、ただ佐世保からの特急に乗っているだけで効果が出てくるの。もう少し具体的に教えて。

【峰松新幹線対策課長】佐世保線の高速化によりまして約2分間の高速の効果と、部分複線化の効果といたしまして3分間、あと振り子型の車両の導入をされますので3分間、合計8分間の短縮の効果が期待されております。

【田中委員】それはわかるけど、それはありがたいけれども、新幹線効果ということとはちよ

っと違うんだよね。それは佐世保線の改良という効果であってね。新幹線効果というのは、武雄行き駅に関係ないんだ、うちは。博多に行くのはもう行くだけの話でね。新幹線効果にちょっと入らないと思うよ。それは佐世保線の改良ということの効果であってね。議論はそこでおこう、それ以上やっても仕方ないので。

もう一つ確認したいのは、フル規格の要望書の中に肥前山口駅が入っているんだけど、肥前山口駅はフル規格になった時には駅はなかったと思うんだよね。なかったからこそ、江北町はあれだけ大々的に反対運動をやったんだから。肥前山口駅がなくなるもんだから。鹿島と江北町が反対運動をやったんだよ、それは肥前山口駅がなくなるから。不便になると、新幹線ができるよね。しかし、国に対する要望書の中には、何となく肥前山口駅が仮定みたいにして入っているね。佐賀駅は仕方ないけれども。これは確認しておきたいと思う。

【坂野地域振興部次長】すみません、今手元に要望書を持っていないんですけれども、肥前山口駅の方は在来線駅ということで、現在あるということで記載をさせていただいておまして、委員ご指摘のとおり、昭和の時代に環境アセスがあったアセスルートでは、昭和のアセスルートにおきましては肥前山口駅というのは駅が設置される予定とはなっておらず、新鳥栖と武雄温泉の間は佐賀駅のみというふうにあセスではなっているところでございます。

要望書の地図上は、在来線の線を示させていただいておりますので、佐賀駅ですとか、肥前山口駅というものを記載させていただいているところになります。

【田中委員】いろいろな問題があって前途多難なんだけれども、次長、いい、長崎県のスタン

スとして、今後とも、今までどおりで国に要望し、佐賀県が悪いんだ、悪いんだというような形で要望を続けていくのがいいのか。

もう一つは、新たな問題として、これだけ佐賀県の問題が出てくると、まず、佐賀県と長崎県が協調して国に当たる。佐賀県にできるだけ寄り添った形で国に要望を持っていくというスタンスをちょっと変える必要があるんじゃないかと私は最近つくづく思うんですよ。私個人的に言わせてもらおうと、私は空港ルートだからそんなことを言うのかもわからんけれどもね。

だから、今度、佐賀県が正式な形でしょ、国が3ルートを試算するというのは。だから、長崎県も勉強する必要があるんじゃないの、3ルートを。だから、回答だけもらって終わりたいと思います。

【坂野地域振興部次長】委員から今ご指摘がありましたルートにつきましては、これまでも佐賀県内でいろいろなご意見が、ご議論があったというところで、先日の国交省と佐賀県の幅広い協議の中で、佐賀県の方から3つのルートの試算について国土交通省に求められたというところと考えておまして、長崎県としてもその議論の状況をしっかりと注視していきたいと考えております。

そして、もう一点、しっかりと佐賀県と協力して当たっていくべきではないかという点でございますけれども、長崎県と佐賀県では知事同士ではなかなかお会いする機会を持っていないところでございますが、部長レベルなど、事務方ではお話の方もさせていただいております。

こういった中で、先ほどの佐世保線につながる在来線の関係もそうですけれども、長崎県と佐賀県が同じ課題認識で、共通で行動できるものもあると思っております。そして、佐賀県と

長崎県が一緒に行動することで解決できる課題というものもあると考えておりますので、まずは佐賀県の課題意識というものをしっかりと把握、お聞きしたいと考えておりますので、今後も佐賀県とは様々なチャンネル、それから佐賀県が参加する協議の状況なども注視しながら、具体的な課題の内容の把握に努めて、一緒に活動できるものについては取り組んでいくということをしていきたいと考えております。

【宮本副委員長】私の方からも質問させていただきます。端的に質問させていただきます。

まず、1点目は西九州新幹線の開業イベントについて質問いたします。部長説明資料の追加1の方にも開業イベントについて記載がありました。今現在、来年の秋頃に開業する西九州新幹線については、開業効果を高めるために様々な取組がなされているという現状も確認をさせていただきました。いろいろな観光商品づくりであったり、青年部等を中心とした委員会なども設置されているという状況も把握させていただきました。

これは一大イベントです。もう次にはありません。こういった機会を利用して一つ提案をさせていただければと思います。

たしか鹿児島で新幹線が開業した際に、あれはちょうど東日本大震災だったんですかね、各駅に人が集まって盛り上げたというような、視覚的に訴えるようなイベントがあったと思います。それをCMではすることができなかったの、たしかYouTubeか何かで発信したというのを記憶しております。

そういった視覚に訴えるようなイベント、取組が、式典はたしか中止になりましたので、そういう視覚に訴えるようなイベントということで、長崎には地方の鉄道として島原鉄道、松浦

鉄道（MR）があるんですね。「つなぐ長崎プロジェクト」という題でJRの車両、連結してMRの車両、連結して島原鉄道の車両で長崎県内を縦に縦断する、横でもいいんですけれども、縦断する。そういった盛り上がる、もうちょっと、さらに一步踏み込んだ、視覚的に見てすごいなと、これが新幹線なんだと、長崎はつながるんだと、佐賀とつながるんだというようなものを、意識を醸成させるような取組、そういったものができるか考えるんですが、そういうイベントについての県の見解をお尋ねいたします。

【峰松新幹線対策課長】開業イベントにつきましてのご質問でございます。

ご提案がございましたJR、島原鉄道、MRの車両を連結するという点につきまして、JR等に簡単に確認をさせていただきましたところ、まず、車両を連結させるというところでは連結器がございますので、その型が合うのかどうかというところでの問題がございましたので、そこにつきまして確認いたしましたところ、現在、JRが大村線の方を運行している車両はYC1という、先日ディーゼルの運行が終了しましたので、YC1というハイブリット型の車両が運行いたしております、そちらが車両の連結器と島原鉄道とMRの車両との連結の形状が異なっているというところでございます。

また、線路の整備というところで考えますと、諫早駅において、JR九州の方と島原鉄道のレールというのはつながっておりますので、物理的に乗り入れるのは可能でございます。

そういったところなんです、列車の進路を決定するポイントがございますが、そのポイントは実際手動で行わないといけないというものがございますので、安全性の確保をしたうえでやらないといけない等々の問題がございます。

そういったところとか、ブレーキの操作とか、自動制御装置、そういったもろもろの確認をやっていかないといけないというところがございますので、なかなか簡単には、物理的な問題として発生するものがございます。

副委員長からご提案がございましたように、いろんなイベントで盛り上げていくというところは必要でございますので、そういったことが可能なかというところにつきましては、これもJR等々に今後も確認をさせていただいて検討させていただきたいと思っております。

ただ、ほかの手法として、ラッピングトレインというものもあると思っておりますので、そういったところも各社の方に、こういった形でかラッピングしたりできないものかというところも併せて検討をさせていただきたいと思っております。

【宮本副委員長】大きな課題があるのは当然だなと思っております。非常にハードルは高いのだらうと思っておりますけれども、こういった取組でJRと地方の鉄道が一緒になるという非常にすばらしい取組であると考えておりますので、すみません、どうか諦めることなく、連結部分、具体的な手法とか工法は私もわかりませんが、たしか列車が乗り入れることはできたので、連結部分、そしてまた、運行上の問題というのはあるかと思っております。私が考えるに、JR、MR、島鉄、それぞれラッピングを施すわけですよ。それぞれの地域のラッピングを施す。例えばMRだったらアジフライを乗せたり、島原鉄道だったら「しまばらん」とか、そういったものを乗せて走ると、これは子どもさんにも非常に喜ばれると思うし、今、インスタとかありますので、そういった視覚に訴えてそれを全国に発信するという取組にもなると考えておりますので、非常にハードルが高いのは承知であります

し、安全性の問題があるというのも承知しておりますけれども、どうか進めていただいて、可能な限り協議をしていただきたいと思います。

先ほど来、田中委員も宮島委員からもありますけれども、佐世保というのは新幹線に対して非常に苦渋の決断があるわけです。私もいただくのは、「イベントはもうやってくるんな」と、「派手にやってくるんな」という意見を佐世保の方からいただくんですね。まさに、田中委員なんか苦渋の決断をされた、ちょうど真ん中におられたので、それは非常にわかっていらっしゃると思いますけれども、そういった中においても、いやいや、こういうことが新幹線開業なのかというので、ちょっと県北地域も非常に気運も醸成する取組になるんじゃないかと思ったものですから、一つ提案をさせていただきました。

なおかつ運行上の費用とかも恐らくかかってくるかと思えます。そこも県がイベントの費用ということで補助をしていただくということを取り組んでいただければと思います。

このようなイベントについて、部長、いかがですか。非常に視覚的に、壁は高く、問題・課題はたくさんあるかと思えますけれども、新しい取組じゃないかと思えますが、見解だけお聞かせください。

【早稲田地域振興部長】九州新幹線西九州ルートの中崎～武雄温泉間の来年秋の開業に向けての効果を最大限高めていくという取組は非常に重要であると考えております。

先ほど副委員長からご紹介ありましたように、地域鉄道とJRが協力しての様々なイベントというものも新たな視点として取り入れていくということについては、県としても検討をいろいろしながら考えていく必要があるものと考えて

おります。そのうえで物理的になかなか難しい面でありますとか、車両の運用面、乗客を乗せる部分で難しい面とか、様々な課題等はあると思いますけれども、例えばキャラクターですとか、ラッピング、それから周遊に関しての対策の周遊切符など、様々な取組というものがほかにも考えられると思いますので、総合的に副委員長ご提案の部分も含めながら、様々な課題についても検証したうえで、今後、周遊対策、それから開業効果を最大限に高めていく取組というものについて検討してまいりたいと思います。

【宮本副委員長】どうか前向きに検討いただければと思います。また、次回の委員会でも追って確認をさせていただきます。

2点目ですけれども、地域おこし協力隊のネットワークについてお尋ねいたします。

地域おこし協力隊につきましては、一般質問、そしてまた、委員会等でも確認をさせていただいたところでもありますし、非常に私としても興味を持っております。

説明資料の中にも、2ページに書いてあるんですが、一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワークについて、この背景と概要、そしてまた、具体的な取組についてお聞かせください。

【浦地域づくり推進課長】地域おこし協力隊制度の状況についてのお尋ねです。

国においては、平成21年度からこの制度を開始しておりまして、もう10年余りが経過しております。県内でも、これまで累計で250名を超える協力隊員を採用しておりまして、地域活性化の担い手として重要な役割を担う一方で、これまで長い年を経過する中で、任期途中での退任であるとか、地域への定着、それと市町の受入れ体制、また採用面など、様々な課題も見

受けられるようになってきたと考えております。

国の方では、今後、さらに地域おこし協力隊を現在の1.5倍にするという目標を掲げておりまして、こうした中で県内に多くの協力隊を呼び込むためには、これまでどおり行政主体のやり方では限界があると考えネットワークづくりというものに取り組んできた状況であります。

今回、設立されたネットワークは、本県の協力隊のOB、OG、5名の方を中心に構成されておりまして、関係団体の支援も受けながら、これまで主に県が担ってきた協力隊向けの各種支援を担って、充実して取り組んでいただくという内容になっております。

具体的な業務内容としましては、県内の協力隊員でありますとか、市町職員を対象とした相談窓口の設置・運営でありますとか、研修会の開催、それと隊員向けのアドバイザーの派遣、あるいは協力隊員募集の際の情報発信でありますとか、採用する市町への募集計画立案等の支援、こういったものをこのネットワークの主な事業概要ということで考えております。

【宮本副委員長】より具体的に、地域おこし協力隊の方々が今までの課題を洗い出して、新たな取組ということでなっていくのは非常にすばらしいことであると思っています。

ちなみに、今年度予定されている県内の地域おこし協力隊の方々の人数というのがわかれば教えていただけますか。

【浦地域づくり推進課長】今年度の地域おこし協力隊の募集・採用の予定でございますけれども、現時点で把握しておりますのは13市町で計29名を予定しておりまして、そのうち既に採用が決定したものは8名ということでお聞きしております。

【宮本副委員長】さらに、地域おこし協力隊の

方々が活躍されて、そしてまた、県内にそのまま残っていただくことができるように、県としてもバックアップをしていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

最後に1点だけ、その他のところで、先週になりますけれども、三菱電機の不正検査問題が明るみになりました。要は三菱電機が鉄道向けにつくっていた空調機器で架空のデータを用いるという不正な検査が明るみになりました。

これで先週の土曜日の地方紙に「JR九州車両、在来線に12台、検査不正の空気圧縮機」ということで記事がありまして、JR九州は検査不正が判明した三菱電機製の空気圧縮機12台を車両に設置しているということで発表がございまして、対象は全て在来線であるという報道がありました。この空気圧縮機は、ブレーキやドアの開閉に使うということでありまして、この12台がJR九州の車両12台ということなのでありますけれども、これが長崎にとって、実際長崎も影響があるのかないのか、今の時点でわかっていることがあったら確認させていただきます。

【小川交通政策課長】副委員長ご指摘のように、先月末の報道で三菱電機製の鉄道車両用の空調装置及び空気圧縮機についての不正検査が報じられており、また、7月2日にJR九州が、検査不正が判明した三菱電機製の空気圧縮機を12台、車両に設置しているという発表をされております。

JR九州に確認いたしましたところ、当該12両の車両につきましては、長崎県内で使用されているものはないということでお聞きしております。

なお、7月1日付で九州運輸局の鉄道部長より、各鉄軌道事業者に対しまして、より入念な点検

を実施し、不具合が確認された場合には、速やかに報告するようとの文書通知がなされておりますので、私どもとしても今後、九州運輸局や県内の鉄軌道事業者と情報共有や意見交換を図ってまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】 ありがとうございます。

これについては、おっしゃるとおり追って確認をしていただきたいと思います。不正が組織的に行われていたということもありましょうし、製品は長崎製作所、時津町で製造されたということもあって、ここは長崎県としては避けては通れない問題であろうかなと考えているところですので、こういった問題が出てくることは非常に厳しいですので、また、検査、確認等をしっかりとしていただいて、県民の方々の不安にならないような対策を講じていただければと思います。

以上です。

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時 8分 休憩

-----  
午後 4時 8分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の委員会は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時 9分 散会  
-----



# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月6日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時41分  
於 委員会室 1

秘書課長	石田 智久 君
広報課長	椿谷 博文 君
人事課長	今富 洋祐 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	浦田 浩次 君
財政課長	小林 純 君
財政課企画監	松尾 由美 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	犬塚 尚志 君
税務課長	原 清二 君
税務課企画監	山口 俊也 君
債権管理室長（参事監）	田尾 康浩 君
情報システム課長	吉村 邦裕 君
情報システム課企画監	井手 潤也 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	大場 博文 君
副委員長（副会長）	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
〃	浅田ますみ 君
〃	山本 啓介 君
〃	近藤 智昭 君
〃	坂本 浩 君
〃	宮島 大典 君
〃	石本 政弘 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	下条 博文 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	多田 浩之 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長（参事監）	宮崎 良一 君

-----

総務部長	大田 圭 君
総務部次長	伊達 良弘 君
総務文書課長	鳥谷 寿彦 君
県民センター長	和田木詳広 君

【大場委員長】 おはようございます。  
委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後のこれまでの委員会に出席していなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けるといたします。

【大田総務部長】 4月1日の人事異動に伴い、交代がありました職員につきまして、今回、初めて総務委員会に出席する幹部職員をご紹介します。

【各新任幹部職員紹介】

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【大場委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

危機管理監より予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【多田危機管理監】危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

先の2月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております令和2年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

歳出予算は、合計で9,512万2,000円の減で、内訳は、主なものといたしましては、防災指導費9,465万4,000円の減であります。これらは歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費3,971万3,000円の減及び防災ヘリコプター運航費2,325万7,000円の減であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、総務部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分、報告第12号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第15号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」であります。

初めに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明申し上げます。

歳入予算は、繰入金1億1,010万円の増、諸収入5,120万円の増。歳出予算は、企画費1億2,530万円の増となっております。

この歳出予算の内容は、次期情報セキュリティクラウドへの移行に要する経費の計上によるものであります。

次に、報告議案について、ご説明申し上げます。

先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和2年度予算の補正を令和3年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

報告第4号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分については、これらは年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は85億331万6,000円の減、歳出予算は7億7,837万7,000円の減となっております。

歳出予算の補正の主な内容は、県税の過誤納還付金及び還付加算金の減、公債発行手数料等の減であります。

次に、報告第12号「令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」については、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額が確定したことに伴い、歳入予算、歳出予算ともに2,285万1,000円の減となっております。この主な内容は、文書集中收受発送費等の減であります。

次に、報告第15号「令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」については、歳入予算の繰入金が増減によるものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【浅田委員】危機管理監にお尋ねをしたいのですが、すみません、確認不足なのですが、減額している流れの防災指導費の中で、消防学校の運営費というのが1,000万円近く減額となっているのですが、これはどういった理由なのでしょう。

【宮崎消防保安室長】消防学校の予算の減額でございますけれども、消防学校にございます体育館の照明工事、それからトイレの洋式化の工事に関する工事の執行残を減額したものでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症のため訓練ができなかったものがございまして、年度末まで訓練の可能性等検討したわけですが、その結果、訓練ができなかったものについて減

額しているものでございます。

【浅田委員】ある意味、ある一定の工事が終わったということの減額と、このコロナ禍においてということで、本来であれば、この教育訓練費というのは通常どおり使われるべきものが、このコロナの状況だったので使われていないということで大丈夫ですよ。

今も災害等が頻発している中で、消防学校の方たちの指導、教育訓練というのは、非常に大切だと思う中で、また、全体的な防災指導費というのが重要な中で、今回、結構下がっているなと思ったので気になった次第です。ありがとうございます。

【大場分科会長】ほか、ありませんか。

【坂本(浩)委員】危機管理課にお尋ねいたします。

一つは、原子力防災対策整備事業費が3,900万円減額ということですが、これは防災訓練もあるのかなと思うんですけど、整備事業費ですから、いわゆる30キロ圏内かれこれの避難所といった整備に関わるものなのか、そこら辺を教えてください。

【近藤危機管理課長】原子力災害対策整備事業費の3,970万円の減でございますけれども、内容としましては、令和2年度の原子力発電施設の緊急時安全対策交付金、全て国の交付金の事業でございますけれども、それが減額されたものでございます。

その主な内訳としましては、避難円滑化モデル事業という、これは松浦市の、玄海原発から概ね10キロ圏内の避難の円滑化をするためにヘリポートの整備をするため、その設計等をしたわけですが、その執行額の確定による減。あと、原子力防災訓練が、このコロナ禍の中で非常に規模を縮小して行いましたので、そ

れに伴う減が主なものでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。このヘリポートについては、きちんとできた上での執行残という理解でよろしいですね。

【近藤危機管理課長】設計が終わったというところで、今年度それを施工することになっております。

【坂本(浩)委員】了解しました。

2つ目の防災訓練のコロナ禍での縮小ということがありまして、やむを得ない部分もあるのかなと思います。2点について了解いたしました。

それからあと一点、防災ヘリコプターの運航費ということで2,325万7,000円の減額ということです。防災ヘリは、昨年はいわゆる自然災害の激甚化ということが県内でも、台風の部分もありましたし、あと、コロナの関係で、長崎県が所有するドクターヘリもありますけれども、防災ヘリも離島からの救急出動というのかな、ということでコロナ患者の救急搬送にも使われたんじゃないかなと思うんですけれども、その運航に関わるのが減額ということは、回数がそう多くなかったのかどうか、そこら辺はどう理解すればよろしいですか。

【近藤危機管理課長】この減額の主なものとしては、2,700時間点検、300時間ごとに、いわゆる車でいう車検と申しますか、ヘリでいう耐空検査というものがございます。その整備費の減、あと、ORCに運航管理委託をしておりますけれども、その決算確定に基づく減というものが主な原因でございます。運航そのもののコロナ禍による減というものは、特にございません。実際、通常の訓練も行いますし、災害での派遣も昨年度は熊本の方にも、ちょうど1年前、球磨村の災害でもヘリを出しており、また、

離島からの急患搬送も常時やっているところでございます。回数的には、さほどの変更はございません。

【坂本(浩)委員】わかりました。この2,700時間の点検とORCの委託の分の確定ということで、これは予算が3億1,200万円で減額補正が2,300万円ということで、約8%弱、7%ぐらいという減額。そうすると、今の理由からいうと、例年それぐらい大体減額しているという理解でよろしいですか。

【近藤危機管理課長】ヘリの場合は、修理等で大きく変更になったりするわけでございますけれども、それ以外のところについては、さほど変更はないというふうに理解しております。

【坂本(浩)委員】了解いたしました。

ちなみに、防災ヘリの出動回数ですね、令和2年度と令和元年度ということで回数だけでも教えてもらえませんか。そこがきちんと、例えば救急搬送の出動だとか、あるいは県外への防災の支援、あるいは県内でも火災とかいろいろな救助とか、いろいろあるんじゃないかなと思いますけど、わからなかったら後で教えていただければと思います。

【近藤危機管理課長】件数でございますけれども、令和2年度で218件、出動しております。災害対策は1件の2時間。そして、急患搬送は41件出動しており、救助関係が21件、消防活動が1件となっております。

【大場分科会長】ほか、ありませんか。

【石本委員】先ほどの原子力災害対策整備事業に絡みまして、ヘリポート設置の執行減ということでお伺いしたいんですが、これについては松浦の2件だと思います。そのほかにも、これは多分、国のモデル事業で10キロ圏内の離島についてだったかなと思うんですけれども、もう

1件、地元からも、離島で10キロは離れているんですけども、人口的には一番多い島でヘリポートの設置について要望が上がっております。

それは今からですが、そういった対応について県としてどうなのか、予算的に事業として可能性があるのか、伺いたいと思います。

【近藤危機管理課長】今、黒島、飛島のヘリポートの整備をしているところでございます。委員のご指摘があったのは青島だと理解をしているところでございます。

国と整理をいたしまして、できるだけ原発から近い島ということで一定のラインが引かれてしまっております。その範囲内の離島を整備することで、青島は対象外になっているところでございます。

ここについては同じ市の中で差があってはならないということで、県としても粘り強く国へ働きかけはしたところでありますけれども、一定のラインが引かれたという部分でございまして、現状、そののところについての追加は、なかなか難しいかという認識ではありますけれども、これがモデル事業の状況でございます。今後、モデル事業を見据えて次の本事業といたしますか、円滑化事業というのが実際制度化されておりますので、そのモデル事業の成果によって円滑化事業に乗れるのか、乗れないかというのは、少し研究をさせていただければと思っております。

【石本委員】ぜひそれは強くお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、青島については、人口も飛島、黒島に比べて数倍もあるし、現時点でも医師の常駐がなくて、あそこの島は県北で民泊を盛んにやっているんですけども、年間を通してかなりの生徒が来るんですね。この1～2年はコロナで止まっているんですけども、

そういった時に島に訪れた方が急病等になった時の心配を島の方がかなりされてまして、当然、島の住民の方も同じなんですけれども、ぜひヘリポートの設置をという要望が上がってきております。

これにつきましては、先ほど課長からお話がありましたとおり、モデル事業では無理でしたけれども、今後、本格的に円滑化事業という話が今ございましたけれども、それにのれるようであれば、是非のせていただきたい。というのも、黒島から数キロも離れてないんですよ、直線。あそこは海上ですから、一旦、原発の影響が出てくると、黒島も青島もほとんど変わらず被害の到達というのが、時間的には殆ど差はないというふうに考えています。今後、私の方も強く要望していきたいと考えておりますので、是非よろしくお願いします。

【大場分科会長】ほか、ありませんか。

【浅田委員】先ほど消防学校の運営について伺いましたんですが、防災指導費の中に防災業務指導費というのがありまして、若干ではあります。消防団の活動充実強化事業費というのが減額になっています。

この後も質問したいと思っているんですが、消防団の人数等がかなり減少している状況とかを受けると、活動費というのは逆に充実させていただきたいなと思っているんですが、このあたりはどのような状況なんでしょうか。

【宮崎消防保安室長】消防団の活動充実強化のために、消防団員の約7割が非雇用者ということで、令和2年度におきまして、事業者との連携強化を目的といたしまして、事業所を対象とした講演会事業を行うことといたしておりました。しかしながら、新型コロナウイルス等ございまして、こうした講演会事業を一部中止し、

また、大学生向けの地域防災セミナーなども大学の方からこういうコロナ禍の中でということでご要望がございましたので、中止せざるを得なくなったものもがございます。

結果として、そういう講演会事業ができなかった部分はあるんですけども、総務省消防庁が作成したDVDなどを事業所、それから大学などにお送りしまして、会議の間、幕間などに放映していただくようにして、できるだけ周知啓発を図ろうとしたところでございます。

予算の減額につきましては、そのようなことで中止した部分でございます。

【浅田委員】これもコロナの影響によって中止せざるを得なかった内容なのかと思うんですが、今ではズームセミナーとか、いろんなものが行われてますし、実態として、消防団自体の日々の活動とか、いろんなものが密接になるものですから、私も団員なので練習があれば行くんですけども、そういうことも実態として減っているんですね。

しかし、おっしゃったDVDでの事業とか、改めてそういうものを見て勉強し直したりとか、専門的な方々からのご意見を聞いてとか、また、大学生、若い方々、いろんなところに広めていただかないと、議案外でも聞きますけれども、減っていつているという歯止めがどんどんきかなくなるのではないかなと思っております。

そういう意味では、今回できなかったということさら角度を変えて、いろいろでき得ることをもう少し考えていただければありがたいなというふうに思います。

【宮崎消防保安室長】今年に入りまして、例えば、消防協会の会議などもリモートで行うようにいたしまして、できる限り活用していきたいと思っております。

【大場分科会長】ほか、ありませんか。

【田中委員】報告第4号、一般会計補正予算の第17号、これで前年度の関係は終結というか、確定したような感じなんですね。

それでいうと、歳出予算の7億7,800万円の減というのは、これは総務関係の執行残ということとわかるけれども、歳入で85億円、減になっている。内容を見ると県債が減で繰入金が減だから、これは傾向としては大変いいことなので、長崎県としては財政、残るわけですから。そして、県税の増、地方交付税の増、諸収入の増、この辺もう少し詳しくお聞かせ願えませんか。

【小林財政課長】歳入の増についてのご質問でございます。

県税の増や交付税の増でございます。県税の増につきましては、見込みよりも増えたというところでございまして、実績増という形になります。交付税の増についてですけども、特別交付税が増えております。主に離島航路の欠損金に関する特別交付税の増でしたり、災害関係の特別交付税の増がっております。

【田中委員】細目をちょっと聞かせてもらったので、もう少し詳しく聞きますが、地方交付税は2,249億円で、これは前年度比、どんな感じですか。

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時25分 休憩

-----  
午前10時26分 再開  
-----

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

【小林財政課長】令和元年度ですけども、2,207億円でございました。それが2,249億円ということで42億円程度増えているところでございます。

【田中委員】増えることはいいことなので、42億円ほど増えてると。

それから、繰入金31億円、大きく減になっているけれども、これで助かるよね、長崎県は、繰入金の残高が増えるわけだから。うち財政調整基金がかれこれ14億5,000万円ほど減額になっているから、それだけ増えるわけね。調整基金の残高はどのぐらいになっているの、3月、前年度。

【小林財政課長】当初、取崩額46億円というのを2月補正で考えておりましたけれども、最終それが30億円戻ってまいりまして、取崩額が昨年度末の段階で16億円という形になっております。

【田中委員】そのほか県債管理基金の8億円とか退職基金の8億円が減額になっているから、それだけ長崎県としては楽になるわけだね。金額は後で聞こう、何かの資料でね。

それはそれでいいんですが、あと県債で72億円、これは助かるね、長崎県の借金が72億円、減額になったわけだから、予算に比べて。その中で、農林水産とか土木が落ちているのかなと思ったら、総務が落ちているんだね、総務債が、28億円ほど減額になっている。これはどういうことなのかな。

【小林財政課長】退職手当債で16億円程度の減がっております。県としては有利な県債をしっかり活用していく方針がございしますが、総務債のそういったところは活用できないため減額となっております。

【田中委員】例年で総務債がこんなに減額になることはないような気もするんだけどね、農林水産が1億8,000万円、土木は11億7,000万円ぐらいの減額になっている。教育債も減っているけれども、これはどういうことだったのかな。例年の関係ですか。

【小林財政課長】教育債につきましては、高等学校債や特別支援学校債、社会教育債、保健体

育債等々が減る中でそういう結果が出ておりますけれども、基本的には実績減に対応する形になりますので、特段、例年より大きな増減があったということは承知していません。

【田中委員】例年の執行残ということで理解しましょう。

減収補填債が16億円ほど減っている、これは。

【小林財政課長】減収補填債につきましては、本県は67億円程度いただいております。もともと2月補正の段階では八十数億円見込んでいたものにつきまして、当初の想定より減収が少なかったため、その分、調整をしているところでございます。

【田中委員】最後に県税について聞きたいと思うんだけど、国はもうびっくりするほど税収が上がったんだな、60兆8千数百億円ね。こういう時世だから減収すると思ったら上がってるんだね、税金収入はね、60兆8,000億円。長崎県も6億7,600万円ほど上がっている。これは県民税よりも事業税の12億円、この事業税の12億円というのは、やっぱりコロナ禍でも、年度は1年ずれるけれども、結構いい数字になっているので、内容を聞かせてください。

【原税務課長】法人の事業税ですけれども、補正予算の時期に県内に申告されている本店・支店法人に業況調査を行ったところ、やはりコロナ禍というところで、皆さん、減額で出ておったものですから、それを踏まえて補正予算を組んだんですけれども、結果的に県内でも製造業、卸売業等が少し増額に回ったものですから専決で12億円増ということになっています。国の増の業種も製造業ということがありましたので、その辺でリンクしているのかなと思っております。

【田中委員】長崎県もリンクしているといいんだけどね、うまく税収も上がっていくからね。

ただ、ちょっと違うのは、地方消費税が9億円ほど減っているんだね。国の消費税がぐっと上がっているのよ。前年度課税の関係で、こういう結果が出ているのかな。

【原税務課長】地方消費税ですけれども、国税の消費税より2か月遅れて国から払い込まれることとなりますので、その辺のずれもごさいますし、国の方で好調の法人というのが、例えば大手の通販とか家電とか、そういったところが中央に集中していた場合、中央の方に消費税がいつてしまいますので、精算金という形で後々バックにはなるんですけれども、県内に振り込まれる、県内の、長崎の税務署に申告納付される法人が、そこまで売上げが上がってなかったら消費税自体は増にはならないものと思っております。

【田中委員】最後にしますが、消費税の方はリンクしないような感じなのかな、遅れてくるのは遅れてくるだけけれどもね。国の方は、ある程度、消費税は増収的には大きな幅になっているみたいだね。東京都なんかはいいんだろうね、消費地は、長崎県はそうもいかないということで理解して、終わります。

【大場分科会長】ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第12号及び報告第15号につい

ては、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案及び報告議案を議題といたします。

まず、危機管理監より所管事項の説明をお願いいたします。

【多田危機管理監】危機管理監関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症への対応について、感染症対策に伴う各種行事等の対応について、消防団員の報酬等の基準の策定等について、陸上自衛隊水陸機動団の本県への誘致でございます。

「総務委員会関係議案説明資料」の1ページをご覧ください。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございますが、離島地区におけるコロナ患者の搬送について、重篤患者を本土医療機関で治療するため、新上五島町及び壱岐市で発症した患者を海上自衛隊第22航空群に要請し、急患搬送を行ったほか、壱岐市の二次離島において発熱した濃厚接触者を壱岐市の医療機関で治療するため、壱岐海上保安署に要請し、急患搬送を行いました。

一方で、市町消防においても、感染症患者の搬送にご協力いただいておりますが、県内の入院医療提供体制の確保のため、医療圏域を超えた感染症患者等の搬送の協力要請を行ったところであります。

また、避難所における感染症対策については、

避難所開設運営チェックリストの改定を行ったほか、避難所の混雑状況をウェブ上で配信するサービスを提供する株式会社バカンと協定を締結し、各市町へ周知と参加の働きかけを行っております。

今後とも、県民の生命や財産を守るため、新型コロナウイルス感染症対策に力を注いでまいります。

次に、感染症対策に伴う各種行事等の対応についてでございますが、6月7日に開催予定であった長崎県防災会議は書面開催を行い、避難勧告と避難指示の2種類の避難情報を避難指示に一本化するなどの長崎県地域防災計画の改定についてご承認いただきました。

なお、5月30日に開催予定であった長崎県総合防災訓練、6月12日に開催予定であった長崎県消防団大会及び8月1日に開催予定であった長崎県消防ポンプ操法大会につきましては、中止することといたしました。

今後、予定されている訓練や会議等につきましては、国や県の対処方針に基づき、関係機関と協議を行いながら、感染防止対策を講じた上で実施してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の報酬等の基準の策定等でございますが、消防団員の負担増加を踏まえまして、消防庁に設置された検討会において、適切な処遇の在り方についての議論が行われ、去る4月に中間報告が行われました。この中間報告では、出勤に応じた報酬制度の創設や報酬の標準的な額の設定等、十分な検討などを行うべきとされ、これを受けて消防庁長官通知が発出され、団員の報酬の種類と標準額等の基準が示されるとともに、令和4年4月1日適用に向けて必要な条例改正と予算措置を行うよう、助言されているところであります。

県におきましては、当該通知を受け、市町担

当職員を対象に説明会と意見交換を行うとともに、消防団長に対して説明を行ったところであります。

本県の令和3年4月1日現在の消防団員数は、1万8,868人で、平成20年以降では最も大きい減少となりました。

県といたしましては、事業所のインセンティブ向上に向けた対策やPR動画の制作などによる市町の支援などの勧誘対策を進めるとともに、消防団員の処遇の改善に向けた市町の取組についても円滑な検討に向け、支援してまいります。

最後に、「総務委員会関係議案説明資料（追加）」をご覧ください。

陸上自衛隊水陸機動団については、「中期防衛力整備計画」において、1個連隊の新編成が明記されたことを踏まえまして、新たな連隊の本県への配備を国へ要望してまいりました。

令和4年度政府施策要望において、新たに重点項目として盛り込んだほか、今月2日には、知事が防衛大臣に対し、直接本県の優位性を説明するとともに、本県への配備を要望いたしました。

大臣からは、「効率性、訓練環境、施設整備の観点から総合的に検討中であり、さらにしっかりと精査してまいりたい」というお言葉をいただいたところであり、引き続き、本県への誘致を目指してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」を

お聞きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第100号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」、第101号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、第107号議案「権利の放棄について」、報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

初めに、条例議案について、ご説明申し上げます。

第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、行政のデジタル化に向け押印等の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

第100号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」。

この条例は、知事の事務部局等で100人の職員削減目標を掲げた長崎県行財政改革推進プランが令和2年度で終了したことに伴いまして、定数条例の適正化を図るとともに、港湾事業会計が令和2年度限りで廃止されたことから企業会計職員の定数を見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

第101号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」。

この条例は、過疎地区における県税の課税免除について、過疎地域自立促進特別措置法の失効等に伴い、県税条例にて対象事業の追加と規定の見直しを行い、地方税法施行規則の改正を受けて、軽油引取税の免税軽油の取扱いにおいて、使用者の押印義務を廃止するなど、本県税条例につき所要の改正をするものであります。

次に、事件議案について、ご説明申し上げます。

第107号議案「権利の放棄について」。

この議案は、長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金について、債務者が死亡し、相続放棄により相続人がなく、また、連帯保証人の相続人は消滅時効を援用しており、債権の回収が不能であることから権利を放棄しようとするものであります。

なお、この議案につきましては、後ほど債権管理室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、報告議案について、ご説明申し上げます。

報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」。

この条例は、令和3年度税制改正の内容のうち、住宅等土地に対する不動産取得税の税率特例と、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策として設けられた自動車税環境性能割の税率特例の延長及び自動車税種別割のグリーン化税制の見直しなど令和3年4月1日から施行すべきものについて、本県税条例につき所要の改正をしたものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは、令和2年9月に発生した交通事故による損害賠償金を支払うため、去る3月22日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項について、ご説明申し上げます。

行財政改革の取組についてであります。平成28年度から昨年度までの5年間、長崎県行財政改革推進プランに基づき、全庁一丸となって

取り組んでまいりました。その結果、プランに掲げた全63の個別項目のうち、当初の目標を達成した項目は30項目、目標を概ね達成した項目を含めると、全体の8割を超える54項目となり、一定の成果を上げることができました。

特に、数値目標を掲げて取り組んでまいりました収支改善と職員数削減については、収支改善効果額が5年間の目標約338億円に対し約459億円、知事部局等の職員削減数が目標の100人に対し129人となり、それぞれ目標を大きく上回る結果となりました。

本プランに掲げる総務部関係の具体的項目に関しては、事業群評価制度の導入など、成果還元を目指す事業構築の仕組みづくり、RPAやAI会議録音声システムの導入などICTの活用、人事評価の人材育成等への有効活用、総務事務のさらなる集約化、県税の徴収率の向上やふるさと納税の推進など、積極的な取組を進めてまいりました。

なお、本年3月には、「長崎県行財政運営プラン2025」を新たに策定し、今年度からその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をちもまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、債権管理室長より補足説明をお願いいたします。

【田尾債権管理室長】それでは、私から権利の放棄について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております横長の「総務委員会説明資料」の4ページをご覧くださいと存じます。

第107号議案は、こども家庭課所管の母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金であり、昭和59年度に168万円貸し付けた分の未納額である130万8,212円及び利子分の未納額である10万6,028円でございます。債務者は平成16年に死亡し、兄弟姉妹等6名が直ちに相続放棄を行い、相続人がない状態で、平成26年に消滅時効期間が経過しております。

また、連帯保証人は、債務者よりも早く平成8年に死亡していましたが、相続人への接触が途絶えた状態で、昨年、債権管理室に移管されたものでございます。

当室におきまして、9名の相続人に文書を送付し、保証債務を相続していることなどをお知らせしたところ、昨年12月から本年3月までの間に全員が消滅時効を援用し、債権の回収が不能となっております。

そのため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をいただいた上で権利の放棄を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

委員各位のご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】定数条例の一部改正をする条例について質問いたします。

これは行革プランが終了したことに伴い、100人の職員の定数を減らすということですが、実質的には100人ちょっと減ったというふうにお伺いしておりますけれども、主にどういったところがこの100人、全体的に満遍なく減ったのか、あるいはこういうところを減らしましたよということがあるのか、そこら辺教えてください。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま、坂本(浩)委員から定数条例100名の主な要因はというご質問でございました。

これにつきましては、組織の改廃等によるものが結構ございます。具体的に申し上げますと、例えば、佐世保看護学校を閉校したのが平成27年度、これが9名。そのほか、ねんりんピックの業務関係で23名、これは平成28年度でございます。それから、新県庁舎の建設のための組織で19名。その他新幹線関係で諫早に用地事務所がございましたけれども、買収等が一定済んだことに伴う用地事務所の廃止で20名程度といったようなもの。それから、全庁的にも個別の業務等を見ながら減したところがございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。今、それぞれありましたように、看護学校とか、ねんりんピック、庁舎の移転に伴う対応業務ということでありました。

ただ、こういうところを廃止して業務がなくなって減ったということですが、これにもともと要員を配置する時には、各部署からそれぞれ、引き抜きというのはおかしいですね、少し減らして増やしているんじゃないかなと。減った部署をつくる時には、多分定数はそのままでしょうから、各部署のところを少し調整しながらということだったんでしょう。そうすると、結果的に各部署で減ったところは、そのままということになるわけですか。10人いたところから1人、例えば、ねんりんピックの業務に回したと。その分が今回の5年間の100人ということになれば、10人で1人、ねんりんピック業務に行くと9人になったところは、9人のままということになるわけですか。

【大瀬良新行政推進室長】 人員を全庁的に配置するに当たりましては、各部局からヒアリング

等を実施いたします。その際に次年度の配置をしていくに当たりまして、個別個別の事業の増減等を見せていただきます。

したがって、坂本(浩)委員からご質問がございましたけれども、例えば、一旦減らしたところでも、次年度とか、近いうちに大きい業務が出てくるということになれば、そういうところに対しても人員配置をしているところがございますので、単純に減したところをずっと減のままということでは必ずしもございません。それは状況に応じながら適切に配置をしております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。そういう意味でいくと、逆にこの5年間で増やさなければいけなかった部門と申しますか、そういうところもあるかと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに調整したんですか。

【大瀬良新行政推進室長】 増したところがございます。先ほど、減したところの主なものをご説明したところがございますが、例えば、この5年間に組織を新しくつくったところでいきますと、デジタル化を進めるに当たって次世代情報化推進室をつくりました。そういったところでデジタル改革に4名。そのほか、特に昨年度、今年度では新型コロナウイルス対策に県としても注力をしてますので、ここに対して28人、増員をしたということがございます。そのほかIRの推進に対しても13名程度、増員をしてきたということがございます。

したがって、全体のバランスを取るに当たりまして、先ほどの組織を改廃したところの分の人員を活用しながらとか、各部局での業務の見直し、それから事業量を見ながら調整しバランスを取りつつ、人員配置等も増すべきところには増するという形でさせていただいてお

ります。

【坂本(浩)委員】わかりました。今答弁にありました新型コロナウイルスの対応と、これは去年度、今年度、増員ということで理解はいたします。これはどういう部門に増員したのか、28名と言われましたけれども。総務部に置いている新型コロナウイルス対策の戦略チームですか、そのことなのか、あるいは福祉保健部の医療政策課とか、あるいは管轄する保健所だとか、現場はなかなか増えてないと思うんですけど、そこを管轄する部署だとか、そういうところに振り分けたという理解でいいんですか。

【大瀬良新行政推進室長】主なものにつきましては、今、坂本(浩)委員が申されたとおりでございます。大きくは福祉保健部、ここが新型コロナウイルス対策本部としての最前線でございますので、医療政策課でありましたり、福祉保健課でありましたり、それから、現場サイドの保健所にも一部配置を増やしております。さらに、総務部におきましては、委員が先ほど申し上げられましたとおり、戦略チームといったようなことも含めまして、全体で現在では28名ということで、全庁的に増やした部分の合計では、そういうふうになっております。

【坂本(浩)委員】了解いたしました。また後ほど議案外でも働き方改革のことで通告をしておりますので質問させていただきます。定数が減って、職場もきつくなっているという声をよく聞いています。定数は5年間で100人以上減ったけれども、業務量がなかなか減ってないというふうな率直な声がありますので、今後、こういう定数の関係だとか人員配置については、是非それぞれ職場の方ときちんと調整をした上で対応方をよろしくお願いいたします。

【大場委員長】ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第99号議案のうち関係部分、第100号議案、第101号議案、第107号議案及び報告第20号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

換気のためにしばらく休憩いたします。

11時10分より再開いたします。

-----  
午前10時59分 休憩

-----  
午前11時 9分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

次に、諮問第1号を議題といたします。

総務部長より、議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】諮問第1号について、ご説明申し上げます。

「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」と付したのものについてお開きをいただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、諮問第1号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について」であります。

この議案は、長崎県教育委員会が行った退職

手当支給制限処分について、行政不服審査法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、長崎県知事に審査請求があったことから、地方自治法第206条第2項の規定により、諮問するものであります。

なお、この件につきましては、人事課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、諮問についてのご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、人事課長より補足説明をお願いいたします。

【今富人事課長】お手元に横長の「令和3年6月定例会県議会 総務委員会説明資料〔退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について〕」と、「令和3年6月定例会県議会 総務委員会課長補足説明資料」の2つの資料をお配りしております。これらの資料に基づき、制度の概要及び審査請求の内容等について、補足してご説明いたします。

まず、横長の「令和3年6月定例会県議会 総務委員会説明資料」の1ページをお開きください。

ここには、この制度の概要について記載しております。

1. 趣旨については、長崎県教育委員会が行いました退職手当の全部を支給しないこととする処分につきまして、行政不服審査法の規定に基づく審査請求がありましたので、地方自治法の規定に基づき、今回、議会へ諮問するものでございます。

2. 議会への諮問についてでございますが、「地方自治法の規定により審査請求がなされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会へ諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない」とさ

れており、また、議会は諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないとされております。

次に、3. 諮問事案についてですが、(1) 審査請求人及び(2) 事案の概要については、元公立高等学校教諭である審査請求人が平成27年3月から平成29年12月にかけて、当時在学中の女子生徒1名及び卒業生の女性2名に対しまして、学校や自家用車内などにおいて、わいせつな行為を行ったものであります。

また、(3) 審査請求の趣旨については、審査請求人に対し行いました退職手当の全部を支給しないこととする処分の取消しを求めるものであります。

2ページをお開きください。

ここには懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、退職手当の支給を制限する処分を行うに当たっての条例等の根拠規定を記載しております。表の左側には退職手当に関する条例第12条第1項を要約して記載しております。これは、懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、退職手当管理機関、今回の案件では長崎県教育委員会が処分するに当たって、 から に掲げている事案を勘案して一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができるという規定になっております。

表の右側には、職員の退職手当に関する条例の運用について、第12条関係を記載しておりますが、これは条例を運用するに当たっての人事委員会委員長通知であり、国の運用方針に準じた内容となっております。

第1項においては、「非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とする」と規定されております。

次に、第2項において、一部を支給しないこ

ととする処分にとどめることを検討する場合は、「当該退職者が行った非違の内容及び程度」が、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合など、ここに列挙しております から に該当する場合に限定すると規定されているものであります。

退職手当管理機関は、これらの規定に基づき、懲戒免職を受けて退職した者に対する退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うということが制度上の基本的な考え方があります。

3ページをご覧ください。

ここには審査請求から裁決までの流れと、その根拠法令を記載しております。審査請求を受理した知事は、議会からのご意見をいただき、このご意見を踏まえた上で審査請求に対して裁決を行うこととなります。

以上が制度の概要の説明となります。

次に、今回の事案の概要について、ご説明いたします。

資料は、「令和3年6月定例会県議会 総務委員会 課長補足説明資料」の1ページをお開きください。

1 審査請求人、2 処分庁、3 事案の概要、4 審査庁での審査経過については、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

ここには審査請求人の主張、処分庁の弁明及び審理員の意見について記載しております。

審査請求人の主張は、大きく2つに分けられ、1つ目は、退職手当支給制限処分の前提となる懲戒免職等処分が違法であること。2つ目は、懲戒免職等処分が違法であり、退職手当支給制限処分も取り消されるべきと主張しております。

この2つに分けて審査請求人の主張と処分庁

の弁明について、ご説明いたします。

1 懲戒免職処分についてでございます。

審査請求人の主張につきましては、本件行為は、女子生徒らを励ますために行っていたいわゆるハグ行為であり、「わいせつ目的」を一切有していなかったこと。また、その行為によって身体的被害は生じていないこと。また、わいせつ目的を有していなかった本件行為は、「教職員の懲戒処分基準について」において懲戒免職の標準例とされる「わいせつ行為」には該当せず、より軽い処分が選択されるべきであり、懲戒免職処分は厳格に過ぎ、著しく妥当性を欠き違法であることなどを主張しております。

これに対します処分庁の主な弁明につきましては、女子生徒らは励ます意味とは受け取っておらず、自己中心的な理解の下に故意に複数人に対し、うち1人には複数回継続的に行ったもの。女子生徒らは精神的な苦痛を感じ後遺症に悩まされており、結果は重大であること。

また、「わいせつ目的」は、行為者の内心の意思であり、主観的要素を犯罪の成否に持ち込むことは一般的に妥当でないとされており、処分庁としては、慎重な事実認定に基づき、審査請求人の行為は、「わいせつ行為」に該当すると認定したものであること。

「非違行為の動機、態様及び結果」などを総合的に考慮し、審査請求人の功績を考慮しても停職にとどめることはできず、免職が相当であると判断したものであるから、本件懲戒免職処分は適法妥当なものであり、裁量の逸脱や濫用もないと弁明しております。

次に、「2 退職手当支給制限処分」についてでございます。審査請求人の主張につきましては、退職手当支給制限処分の前提である懲戒免職処分が違法であり、支給制限処分も取り消されるべきであること。審査請求人は、長年に

わたくし県文化・教育の発展に多大なる貢献をしたこと。わいせつ目的はなく、わいせつ行為の中では比較的軽易な行為であることを考慮すると、全部不支給処分は厳格に過ぎ、著しく妥当性を欠き違法であることなどを主張しております。

これに対する処分庁の主な弁明につきましては、審査請求人の行為は、女子生徒らを傷つけるもので、その内容及び程度は、悪質かつ重大であること。また、公務に対する信用を大きく傷つけるものであることから、退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合に、該当する事情は認められないことなどと弁明しております。

「3 審理員の意見」につきましては、以上の主張を踏まえた審理員の意見を記載しております。

審理員とは、行政不服審査法に基づき、審査庁が現職に関与していないなどの要件を満たす者から指名した者であり、審理員は、審査請求人と処分庁の双方の主張を十分聞いた上で審査庁がすべき裁決に関する意見書を審査庁へ提出することとなっております。

お示しさせていただいておりますように、審理員としては、「本件審査請求には理由がないから行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである」との意見でございます。その主な理由については、記載のとおりでございます。

以上の審査請求人の主張や処分庁の弁明、審理員の意見の詳細については、3ページ以降に記載しております。

これをもちまして、退職手当支給制限処分に係る制度の概要及び審査請求の内容等についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【浅田委員】課長には申し訳ないんですが、説明を聞いているだけでいらいらが止まらないという感じで怒りに満ちているわけですけれども、説明がある中で、請求人に関しましては、自分は、要はわいせつ目的を一切してなかったと。しかし、「おでこや鼻に唇を当てるにとどまり」とありますが、親にだって、鼻とか、そんなおでこに唇を当てられたら、ある一定の年齢でしたら、いい加減にしろよという話だと思うんですよね。

それをこんなに当たり前のように請求しているというのはどうなのかと思うのですが、ここで私がすごく思うのは、私は、14年前に県議会議員になって最初の一般質問で取り上げたのが、校長先生が児童の給食費を横領したにもかかわらず、その校長先生に対して、全額、退職金を支給したというのがあったんですね。

やっぱりこれまでの経緯の中で、そういう事案があったにしても退職金をもらえたからとか、多少のものであれば、「自分はわいせつ目的ではなかった」であれば、一定の、何というんでしょう、そういうのをもらえてしまったりすると、再犯というか、ご本人じゃなくても、ほかの方々にも同じような影響を及ぼしてしまうのではないかなと思うんですが、過去にこのような事案で、一部であっても支払われたような件数というのがどの程度あるんでしょうか。わいせつであったり、さっきの校長先生が給食費を横領したにもかかわらずというような問題であったり、その時も裁判資料も全部読ませていただいて、余りにも納得のいくものではなかった

んですけれども、それぞれの市の教育委員会、県の教育委員会の中での問題があってということで、それはどうにもできなかったんですが、今回みたいな、このようなわいせつ行為、まして、女生徒たちはトラウマになっているということがしっかりあるわけで、今後の生徒の未来にも大きく関わるようなものに対して非常に疑義を持っておりますし、許せないなという思いでいっぱいなんです。今までの状況をまず教えてください。

【今富人事課長】 条例改正がございました平成21年12月以降の懲戒免職や失職となった者に対して、退職手当の支給制限処分を行った件数は、全部局合計で50件ございます。そのうち48件について全額不支給としております。残りの2件につきましては、全額不支給にもともととしておりましたけれども、全額不支給は違法という訴訟等の結果を受けまして3割支給をしているという状況でございます。

【浅田委員】 その3割支給をしたというのは、一定認められた方たち、請求人の主張を認められたということだと思うんですが、それはどういったものだったのでしょうか。こういった、今回の事案にも類似するような中身だったのかどうかだけ教えていただけますか。

【今富人事課長】 1件につきましては、わいせつに関係するような事案でございます。教職員の事案でございます。遊戯場におきまして女性の店員さんを盗撮したという案件であり、通常の公務員、一般職であれば停職程度の処分もあり得るという基準がございますけれども、教職員につきましては、そこが少し高めの処分ということで懲戒免職になっております。ただ、そういう通常であれば停職の可能性のあるような場合に厳しい処分をしている場合には、そう

いう退職手当を一部支給するという訴訟の結果が出ております。

もう1件につきましては、飲酒の事案でございます。これにつきましては、飲酒は当然公務員でございますので懲戒免職、これは仕方のないということで適法とされておりますけれども、ただ、その事案としましては、赤信号で寝てしまい、事故等を起こさず、寝ている状態の中で通報されて処分を受けたものでございまして、そういう場合には公務員だから少し重い処分であった事案ということで、退職手当を一部支給するという訴訟結果が出ております。

【浅田委員】 私からすれば、わいせつを、盗撮をして3割程度もらえて停職ということ自体も、改めて、それぐらいで、それが教職員だったらという厳しい判断ということなんですけれども、わいせつは、わいせつであり、その人たちが一度の過ちを見直したから、それで済むものなのかどうなのかというのは、非常に、今後しっかり考えなきゃいけないことなのではないかなと思います。

今回のことに関しましては、どう考えても、慰めて、ハグまでは百歩譲って、嫌な人にされたら、それもどう考えても許されない行為ですけど、鼻やおでこに唇を当てるって、もうわいせつ以外の何ものでもないとしたら私はやっぱり思えなくて、これが世の中的にまかり通ってしまうと、今後の教育行政としても大きな問題になるのではないかなというふうに思います。

ほかに質問がある方もいらっしゃるかもしれませんが、とりあえずここにとどめます。

【大場委員長】 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時27分 休憩

-----  
午前11時30分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

諮問第1号に対する質疑・討論を終了しましたので、採決を行います。

諮問第1号は、棄却すべきとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、棄却すべきとすることに決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

審査対象の番号は、24、30、34、36番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【田中委員】 佐世保市からの陳情で基地問題に絡んで。前畑弾薬庫の移転返還、それから幾つか出てるんですが、崎辺地区における防衛施設の整備、前畑崎辺道路の整備促進ということが佐世保市から上がっております。総論的に当局の見解を聞いて、ぜひ理解していただきたいというようなことで質問をさせていただきます。

佐世保市は、この基地問題、本当に大変なんです。県と共有できるのが一番いいんですけど、私の県議会議員の期間の感想で言うと、県の認識が余りない、佐世保市の基地問題について、そこら辺でちょっと話をさせていただきます

す。

戦後の懸案事項なのよ、佐世保市の基地問題は、もう七十数年たっているけれどもね。最初は占領政策みたいな形で、市民の皆さん方も仕方ないというような感じだったけれども、昭和46年に「返還6項目」とか佐世保市議会で決定されて、平成10年には「新返還6項目」というような形になって、今ずっと陳情を続けているわけなんだけれどもね。

昭和46年、日米合同委員会の合意で佐世保市は基地を認めているわけ、基地をね。今は占領じゃないから、昔は占領だったけれどもね。だから、もの申してほしいと思うんだけど、50年以上の期間が経過している。

特に、その中でも「新返還6項目」を基調とした佐世保港のすみ分けの早期実現ということについて、県は佐世保市の基地問題について、どういう実態把握をしているのか、見解を総論的に聞かせていただきたい。

【近藤危機管理課長】 総論的な県と佐世保市との共有と申しますか、認識でございますけれども、これは確かに佐世保市が管理している港の返還の部分ということではございますけれども、県の重要な課題の一つということで位置づけておりまして、毎年、これについては政府施策要望、国への要望の重点項目の中で取り上げてやっているところでございます。佐世保市とも十分共有をしながら、県としては、一刻も早く実施すべきものは国でやっていただかないといけないということで、あらゆる機会を通じて国の方に要望、働きかけをしており、また、佐世保市と連携を取っているという認識でございますし、今後とも、さらに密になって連携体制を取ってまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】 そんなに長く議論するつもりはな

い、議案外で質問をするのでね。「新返還6項目」を基調としたすみ分けの早期実現ということで県も理解してもらって国に陳情、要望を重ねていただいているものと思うけれども、余りにも期間が長過ぎる。昭和46年の「返還6項目」を決めてからでも、もう50年。その間、全然進んでないとは言わない、進んでいるものもある。あるけれども、特に「新返還6項目」として今要請している中でも、佐世保弾薬補給所、前畑弾薬庫の移転・返還、これは平成23年の日米合同委員会で合意はできているんですよ、アメリカもオーケーしている。あとは日本の国が予算さえつけてくれればいいわけけれども、10年経過して具体的な進展はない。10年ですよ。その前の歴史はずっとあるけれども、戦後の歴史があるけれども、日米合同委員会で合意されてから10年、何の動きもない、具体的な動きはね、水面下であっていることは知っているけれどもね。

それから、制限水域、これは本当、異常ですよ。これは本当に占領されているような感覚さえ受ける、港を使えないわけだから、80%近くが制限水域。

この2点について、もう一回見解を聞かせてください。

【近藤危機管理課長】前畑弾薬庫の移転につきましては、委員のご指摘のとおり、日米合意から10年以上経過しているところでございますが、本当に目に見える具体的な動きというところには、まだ至っていないということが正直なところでございます。

建物の配置検討が長引いて、そこがまだ決まってないと、それが決まっていないため、安久ノ浦湾という海を埋め立てるということになるのですが、そこもまだどれくらい埋めるのが決まってない。まずは、その工事用道路を今年

度から設計していくというような形になっているところでございます。少しでも早く、早急に着工を実現できるように、私どもも精いっぱい国へ要望してまいりたいと思っております。

制限水域の関係でございますが、これについても非常に厳しい状況で、合意はしているものの、なかなか返還というのは現実問題として、解決策がないような難しい状況であろうかと思っております。確かに、委員がおっしゃるように異常なものと言わざるを得ないところもあろうかと思っております。そのところについてはもう一度、市とも共有しながら、こういった働きかけができるのか、国に十分説明をしてみたいと考えております。

【田中委員】最後にしますが、戦後は占領されてたんですよ、これは仕方ない、占領だからね。しかし、今は日米合同委員会で合意の下に提供しているような形になっているわけだから、あとは政治的な問題で解決できる内容ですよ。だから、はっきり言うと佐世保市が力がないから全然進まないけれども。佐世保市が力がないということは、県も認識を共有してもらわないと。知事も全国のこの種の渉外委員会か協議会かあって約束してるんでしょう。もう少し強力に佐世保市の基地問題については認識をしていただきたい。

あとは議案外でまたやりますので、ひとまず終わります。

【大場委員長】ほか、ありませんか。

【坂本(浩)委員】陳情番号24番についてお尋ねします。これは松浦市から出されております。その中の7番目の原子力防災対策についてということで3点出されております。この1番目と2番目に関わってです。

1番目は、長崎県と松浦市周辺自治体と九電で「原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関

する協定書」ということでしておりますけれども、これがいわゆる事前説明ということになっているんじゃないかと思うんですが、これ、立地自治体並みの、いわば佐賀県並みのということになると思いますが、事前了解に改めるようにということで九州電力との協議を行う、これについての認識が1点目です。

それから、地元同意の要件とする法整備ですね。これはいわゆる30キロ、UPZ圏内の自治体ということで、本県でいうと松浦市はじめ4市ということになりますので、その点についての認識と働きかけ等を行っているのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【近藤危機管理課長】まず、原子力防災の九州電力との安全協定の中で、事前説明という形で本県と九電とを結んでおりますが、佐賀県と玄海町については事前了解というような協定を結んでいます。それと同じような並びにできないかということ。

そして、次の2番目については、30キロ圏内は、地元同意の要件という形にはなっていないというところを、佐賀県玄海町と同様、地元同意が要件となるようにできないかというようなご要望を受けているところでございます。

事前説明から事前了解というところについては、確かに、電力会社とそれぞれの自治体の関係ではございますけれども、全国同じような並びでやっており、また、次の地元同意も同じような考え方で、そもそも国が法整備の中でしっかり規定してもらえれば、それに基づいたやり方になると考えます。国がそれぞれ地元の関係だということで、そういう地元の範囲というようなものをしっかり規定づけてないところが原因であろうかと思っておりますので、国に働きかけをしているところでございます。現状とし

ましては、九電と十分話し合いを通じて事前に説明をいただいているというような対応をされており、何か県からものを申す必要があれば、事前説明の中で県としてしっかりものを申して対応をお願いしていると、そういうような状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。1番目の事前了解の分の答弁がちょっと、従来の県の姿勢からするとちょっと後退しているのかなと思って、多分、今までの県の説明では、長崎県との協定では事前説明となっているけれども、実質的には事前了解なんだと、同等なんだというふうなことで理解を求めてきたのではないかなと思うわけですが、そこは別にそういう認識でいいんですよね、姿勢が後退したとかそういうことじゃなくてですね。

【近藤危機管理課長】説明が少し言葉足らずでございましたけれども、事前説明の後、県がものを申すことで九電にしっかりその対応を求めるとことでありますので、いわゆる事前了解と同じような内容だということで理解はしているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。ただ、実際、玄海原発から一番近い松浦市の鷹島町は8.3キロという立地点でありますので、そういう意味でいくと、県境は関係なく、10キロ圏というのはPAZという位置づけになっておりますので、ぜひ九電ともしっかり話をさせていただいた上で、事前了解というふうに文言修正を含めて、引き続きよろしく申し上げます。

特に、今、原発をめぐる福島原発以降、住民の皆さん方の不安というのはずっと高まったままで、政府も「新しいエネルギー基本計画」を今年の夏に策定するはずですが、今、新設、増設を含めてできないという状況もあり

ます。原発を巡ってはいろいろ意見があるうかと思えますけれども、安全対策というのは、間違いなく一致するところじゃないかと思えますので、是非そういう立場は今後も堅持していただきたいと思えます。

それから、地元同意の法整備については、国に要請しているということですが、これは今年も、先般申し入れた施策要望ですね、予算要求ですか、この中には入ってないですね。ずっと入ってなかったですかね。私の知るところでは、多分、平成29年に1回、国に、この地元同意の手續の明確化ということで申入れをしているはずなんですけれども、何か理由があったんですかね、毎年行っている国への施策要望に今年入ってないというのは。

【近藤危機管理課長】一度入れておりましたが、より重点化する意味で、ここの部分については落として別に国に対して要望していると、文書ではなく口頭で要望しているところがございます。もともと再稼働のための地元同意というのが非常に大きかったものですから、再稼働した現状で、これを要望するところの位置づけというのが、やっぱり低くなったのではなかろうかという意味で、今回、ここのところについては口頭での要望というような形でやっているところがございます。

【坂本(浩)委員】再稼働の時に併せて多分されて、それ以降は口頭でということですが、これ、再稼働する、せんにかかわらず、いわゆる原子力施設の重要な変更です。それは再稼働も含めて、そういうふうに位置づけられていると思うんですけれども、それからいうと、今は止まっているみたいですが、玄海原子力発電所の3号機には、プルサーマル計画で、いわゆる通常のウラン燃料にプルトニウムを加えて

というふうな、これも重要な変更じゃないかと思っておりますし、そういうことを含めて是非きちんと毎回といいますか、申入れの中には入れていただきたいということを要望させていただきます。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時49分 休憩

-----  
午前11時49分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【石本委員】坂本(浩)委員から松浦の件について本当にありがたい意見をいただきました。私も質問しようと思っていたんですが、その中身で、今、県からの回答がありましたけれども、地元同意については口頭でというお話がありましたけど、実質、口頭でというのは、もうしないにも等しいというふうに思いますね。やはり先ほど坂本(浩)委員がご指摘のとおり、やはり大事なことは文面でしっかりと要望していただきたいということ。

それから3点目、それぞれ4項目ありますけれども、これについては現実からすれば、こちらの個別的な、例えば避難道路の整備、または海上避難のための港湾整備とか大型船の確保等については、いざ災害が起きた時には、協定というよりも、実質、人の命を守るというためには、こちらの現実的な対応が重要になってきますので、この3の項目についても、今後、しっかりと国または九電に対しても要望をしていただきたいというふうに要望しておきます。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時50分 休憩

-----  
午前11時51分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後1時30分より再開いたします。

-----  
午前 1 1 時 5 2 分 休憩  
-----

午後 1 時 3 0 分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【下条委員】 お疲れさまです。通告に従いまして災害対応についてご質問いたします。私からは、大きく分類しますと、避難所の対応、それとDX、デジタルトランスフォーメーションを用いた災害対応について、この大きく2項目についてご質問いたします。

まず一つ目が、先日も熱海で本当に凄惨な土砂崩れ、集中豪雨が起っております。こういった避難所の対応について、昨年の2020年、9月6日、台風10号における避難所の運営についてご質問いたします。

メディアでも早くから注意喚起を求めていたり、また、気象庁でも早期記者会見で避難所の重要性を発信した成果が出まして、皆さんの避難に対する意識が高まり、たくさんの方が避難をされたというふうに記憶しております。

長崎市では、9月5日、前日になりますが、県立総合体育館が避難所になるというように発表

されております。ここで実際に長崎市の発表に基づいて避難をされた方から、少し現場の対応について苦言をいただいておりますのでお伝えいたします。

まず、長崎市が発表した開設時刻が午前10時だったにもかかわらず、実際に避難所が開設されたのが11時30分、1時間半遅れていたということ。さらに、前日決定していた避難場所とは違う敷地内の別の場所に開設されたというふうに聞いております。

こういった状況を長崎市の方がやっておりますが、県立総合体育館ということで設備が県の管轄になっております。避難所のこういった運用について、市町との連携についてどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

【近藤危機管理課長】 避難所の開設、運営につきましては、市町の所管でございますけれども、ご指摘がありました県立総合体育館については、県の施設でもございますので、県としては、所管の部局が鍵を開錠したり、当然、それを貸す時には了解を取ったりとか、そういったことがあったかと思っているところですが、今のご指摘につきましては、委員からお話がありまして初めて私どもも承知したというようなところでございます。

台風10号につきましては、本当に大きな台風で、これまでにない甚大な被害が予想され、しかも、コロナ禍というようなところもありましたものですから、市町におきましては、これまで以上に多くの避難所を開設した。その結果が少し混乱を招いたというようなところで、その後、市町との意見交換もさせていただいたところもありますが、停電があったり、満員で別のところに避難をしていただいたとか、そういったいろんな反省点はあったとのことですが、今

のご指摘のお話については、初めてお聞きしたところでございます。

今後、こういったことがないように市町ともよく協議をしながら適切な運営について、県としても十分助言等をしてまいりたいと思っております。

【下条委員】やはり時間が1時間半ずれているということは、例えば、台風10号は、思ったよりも、以前の予測よりも勢力が若干弱くなったということで実際の被害が出ておりませんが、万が一、この遅れが大変な状況になるということになりますと大変問題になりますので、ぜひこういった開設時間、あと場所ですね。場所は、これ、未確認ですが、一部では、もともと本格的な避難所、メインの避難所としていたところで、県立総合体育館ですから、別の方々が何か運動のようなことをされていたというようなご意見も聞いております。これは明らかに運営側の意思疎通であったり連絡網、こういったものに抜けがあるという状況だと思いますので、是非こういったことも対応していただきたいと思っております。

また、様々、現場からお聞きしておりますが、私が一番これはよくないなと思ったのが一つあります。それはコロナ対策です。2020年の9月6日ですので、いわゆる第2波が迫っている状況で、既に3月の段階、4月の段階で緊急事態宣言を経験している状況で、この方からいただいたのが、「検温等のコロナ対策がなかった」というふうにお聞きしております。こういったコロナ対策が実施されてない現状の把握と、それについて県のご見解をお聞きいたします。

【近藤危機管理課長】コロナ対策につきましては、昨年度、感染症対策のチェックリストを県で作りまして、それを十分対応していただくよ

うにかなり強くお願いをしていたところでありましたが、今ご指摘のような検温の対策がなかったというご指摘については、ちょっと意外に思えるような、あってはならないことではなかったのかなというふうに思っております。

実際は、コロナの中でも災害に対する避難というのが重要ではありますが、ただ、避難所が安全・安心であってこそ、初めて避難できると。コロナ禍であっても安心して避難ができるよう、避難所では最低限といいますか、十分な感染症対策をとるべきだというふうに思っております。

ですので、いま一度、検温、入り口での健康観察、そして手指消毒等の確認あたりについては、これからの時期、再度確認をして、マニュアルに基づき対応していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

【下条委員】午前中、危機管理監の方から説明がありましたとおり、課長も言われましたが、避難所開設・運営チェックリスト、こういったところにコロナ対策をしっかりとっていくというふうに書いております。是非、こういうことが今後起きないように、安全・安心をしっかりとつくっていただきたいと思っております。

最後に要望ですが、この県立総合体育館では空調設備があります。夏場は熱中症が非常に危惧されますので、この時は空調が入ってなかったらしいんですね、現場に着いた時に。ですので、そういったところも含めて、できるのであれば熱中症対策も気を配っていただきたいというふうをお願いいたします。

もう一つの項目で、DX、デジタルトランスフォーメーションを用いた災害対策についてご質問いたします。

教育、行政、金融、そして災害、この4つの

項目がデジタルトランスフォーメーションによって大きな変化、そして、ユーザー側が大きく恩恵を受けるのではないかとされている4つの項目に災害が入っております。先日の北村貴寿議員の一般質問でも、災害総合ポータルサイトのスマートフォンを用いた情報を通達ということで、スマートフォン対応にするためには非常に高額な費用がかかるというようなご答弁をお聞きしております。

一方、避難所の状況確認として、午前中もご説明がありましたけれども、株式会社バカが無料で避難所の混雑状況をウェブで配信するサービス等、こういった形で行われております。これは私も地域の、長崎市の危機管理の皆様が来ていただいて、自治会長さんと一緒に地域防災という観点で周知、また、状況を説明いただきました。大変いい、すばらしい取組だと思えますが、やはりデジタルを使った災害対策は非常に重要だと思えます。

まず、スマートフォンに対応するというのは、私も必須と思うんですが、どうしても高額な費用がかかってしまうんでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

【近藤危機管理課長】現在、ホームページで表示しております県の総合防災ポータルサイトでございますけれども、今、スマホで見ようとすると、ホームページの画面がそのまま見る形になっているものですから、非常に小さく映ってしまう、いわゆるスマホ対応とはなっていないというような状況でございます。これをスマホ対応にするにはどうしたらいいかと業者さんにお尋ねすると、やはり安価でなくある一定の金額がかかるお話がっております。

一方、県の総合防災システムについて、今、各市町から被害状況、避難状況、そして、気象

の状況みたいなものを集計して、いち早く報道機関等へ流すアラートに出したり、内部集計をしたりとか、そういうシステムがございます。そういったものが今インターネットと完全に切り離されて、一方、それはセキュリティー上、安全ではあるんですけども、今の情報化の中で、やはりインターネットを通じていろんな形で情報を収集して、外に出すという方がメリットが大きいということで、その改修を検討しているところです。一方、そこにはかなり高額な予算等もかかるものですから、今、他県の事例あたりを見ながら研究をしている段階でございます。

防災システムの改修により、それがそのままホームページに表され、それがいわゆるスマホ版のポータルサイトとして県民の皆様にお知らせできるようなシステムができるのではないかと、そういったところを含めて研究をしているという段階でございます。

【下条委員】私も、今、課長がご説明になった総合ポータルサイトの、今、インターネットにつながってない状況ということですけども、これを改修すると、これ自体は私は全く反対ではないですし、賛成しております。何より、こういった災害は、情報を入手するスピードが、直接、その方の安心・安全につながる、また、危険につながるという側面がありますから、是非やっていただきたいんですが、一方で、こういったシステムの問題は、標準化と呼ばれるものがございます。標準化自体は、システムの中では、ごくごく当たり前というか、わかりやすいんですが、問題は、そういったシステムを使った時の行政の皆さんの組織の対応になってくるわけなんですね。

恐らく、今、私がお話をしているのは、国が

デジタル庁というものをういまして進めていくのではないのかなと。これは防災から外れて行政デジタル化の話になってしまいますけれども、こういった防災の観点でも、国の防災システムというものが今後考えられるのではないかなというふうに思っております。

私も内外で確認をしましたが、なかなかまだそこまでの議論が行き着いておりませんが、DXの性質を考えると、必ず私が今話をしているような標準化ができます。結局、標準化ができますとコストが限りなく安く使える、そして、ビッグデータであったり、今までにない使い勝手がいい仮想空間の、リアルではない仮想空間が求められるということがあります。

私が何を訴えているかといいますと、是非、間もなく来るようなもの、そして、改修しなければいけないこと、こういったことを是非国等も含めてコミュニケーションをとっていただきたいんですね、他の地域等含めて。こういったことのコミュニケーションを取られているのか、お尋ねをいたします。

【近藤危機管理課長】今の総合防災システムの整備に当たりましての検討状況でございますけれども、いろんな形で研究段階で、国の動き、そして他県の状況、そして、いろんなベンダーからお話を聞いている状況でございます。

その中で、今、委員ご指摘のように、各機関と連携できるようなところは非常に大事だろうと思っております。今、国に報告するのも、一旦出てきたものを全部集計して、電卓で計算をして、再度入力して、そしてそれを報告するという、非常に手間取っているところでございますので、システムから自動で国への報告ができるべきだというふうに、できるだけ手入力を少なくするような形で、情報を収集し、そういう

対応ができるようなところを目指しておりますが、国もそのような流れを今やっているというふうに聞いております。

一方、災害につきましても、広域的な災害がかなり大きいものですから、長崎県だけの被害で、ほかの県の状況がわからなければ、いろんなところから支援をいただくにしても、どこから、どう、長崎県に入っていただくか、長崎県の状況はわかって、隣の佐賀県の状況がわからないと何の手当てもできないというようなこともありますので、九州でそういう連携ができないかというような動きも協議中でございます。そうしたものをシステムに反映させるような形で地図上にもうまくそこを表示させるようなもの、そういったものを目掛けて整備をしてまいりたいというふうに考えております。

【下条委員】最後になりますが、課長、是非そのような連携を取っていただいて、今まさに本当にDXは過渡期だと思います。この過渡期をいかにスムーズに乗り切るかということは重要です。いろんな意味で先行投資をしないといけない部分は一定仕方ないと思いますが、是非先々の共通化、標準化というのも見据えて防災システムを構築していただきたい。

そして、現在の過渡期では、やはり腰の重い何かをつくっていくということでは、やはり今年の災害対策、秋の災害対策、来年の災害対策というのが手遅れになってしまいますので、2月の総務委員会でも質問させていただきましたが、既存のアプリを用いた、少し軽めの、ユーザーの皆さん、市民の皆さんにも納得をしていただきながら、早くて安い、そういったものも使いながら、いわゆるツートラック戦略になりますけれども、こういったのも柔軟に考えていただいて対応していただきたいということを要

望したいと思います。危機管理課長、いかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】今のご指摘を踏まえて検討してまいりたいと思いますけれども、少なくともシステムを導入するまでには数年かかると思っております。現在あるものを使いながらやっていく中で、今、ヤフーと協定を結びまして、ヤフーの防災アプリについては無償でこちらからの情報を提供できるようになっております。プッシュ式でそのアプリを入れている方については、それを送ることができますので、そういったものを活用しながら対応してまいりたいと思います。

【大場委員長】ほか、ありませんか。

【浅田委員】今の下条委員の部分ともかぶる部分があるんですが、まずは消防団員の減少についてお伺いしたいと思います。

消防団の皆様には、日頃より様々な負担もかかりながらというようなことを含めて、いろんな形での環境整備等のお願いもしたところではございますが、これだけ県とかも力を入れて消防団を増やそうとしている中で、今までの中でも大幅に減少しているということがありますが、まず、そのあたりをどのように分析なさっているのでしょうか。

【宮崎消防保安室長】令和3年4月1日現在、県内で1万8,868人の消防団員数ということで、昨年より325人という大きな減少になっているところでございます。このうち退団者が1,020人ございまして、この退団者数につきましては、ここ数年では最も少ない数になっております。

この退団の理由といたしましては、「仕事が多忙になる」、「仕事上の転勤」というふうな仕事に影響される原因というのが21市町中15市町が一番大きいというふうに挙げておりまし

て、その次に例えば団長でございますとか分団長が任期満了に伴って辞められると、それに伴って、例えば同期生の方が一緒に辞めるというような、そういう幹部の任期満了に伴う退団ということを挙げている市町もございます。

これに対しまして、実は、入団者数が695人ということで、過去5年間の平均が約1,000人であったので、約300人以上下回っているところでございます。

この原因について市町にお聞きしますと、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、自治会から勧誘のためのいろいろな名簿ですとか情報などをいただいても、いわゆる分団の幹部が各家を訪問して個別勧誘をすることができなかったというお話、それから、消防関連のイベント、出初式などが中止、規模縮小になりました。啓発勧誘活動などのイベントができなかったというような新型コロナウイルスに関連する理由を一番多くお聞きしました。

さらに、年々、地域で勧誘できる若者が少なくなってきたいて、さらにそれが進んだということと言われる市町もあるところでございます。

その結果として、325人という減少につながったと分析しているところでございます。

【浅田委員】辞められた方は、仕事や任期満了の方が多いいということで、あとはコロナがあることが影響して、なかなか新しい方を増やせなかったというお話です。今、平均年齢的なことを考えても、上の団が非常に多いように感じられますね。やっぱりここをいかに若い世代にということで、大学生とか、いろんなところでご努力していただいているところではあります。増やす勧誘の仕方という、自治会に行って回らなければ駄目ではなくて、今の若い世代に対してSNSでの勧誘だったりとか、そのあたりは

しっかりなさっているんですか。

【宮崎消防保安室長】個別の勧誘方法についての詳細まで分析しておりませんが、各市町では基本的に勧誘活動が中心というふうになっております。

ただ、県といたしましても、このような状況下で様々な勧誘対策を強化すべきということを考えておきまして、令和3年度におきましては、全国の成功事例などについての研修会を開催するべく考えておりますので、そうした研修会などを通じて様々な勧誘対策、市町の勧誘対策を支援していきたいと考えております。

【浅田委員】また勧誘のセミナーがコロナで延びるとなると、またどんどんいろんなことができなくなることはないかなと。うちの分団においても、同世代で入っている、ある一定の学年が5～6人というような流れで、友達の連鎖で入っているというような人たちもすぐいるなど。

そういったところを考えると、本当に若い時期から、一時、そういう映画で啓発とか、動画で啓発活動とかもなさっていたと思うんですけども、若い世代から、こうやって災害が頻発している時期の中で、自分たちで自分たちの命を守るんだという、教育分野ともしっかり連携をしていただいて、情報発信の在り方も含め、いま一度精査し直していただければなと思います。

多分、このままいくと、どんどん、どんどん減少していってしまうような形にもなり、私も、この年に入っているのもどうかなと思うんですけども、やっぱりそれなりにお役目もあったりしながら努力をしているところでありまして、いろんな方々にどんどん入っていただけたらありがたいなと思いますし、これだけ人口が減っ

ている中では、地域の中で地域を守っていくというのは、非常に重要なことではないかなというふうに感じています。

それに併せて引き続き避難所の話になりますが、地域の中でということろで、先ほどもお話がありました地域の様々なところに避難所があるんですが、前回の夏の時にも、同じなんです、ね、県立高校を借りて、県立高校は県の所管だけれども、その後のことはわかりませんと、鍵は貸したけどみたいな、そんな答えを前にいただいたことがあって、しかしながら、その連携をしてしっかり指導していくのが県のお仕事でもあらうと思います。

あと、今回の土石流の流れなどを見ていると、長崎の中では避難所が傾斜地にあるところも多々あるんですね。そういったところの調査・分析はどのような状況になっているか、まず教えてください。

【近藤危機管理課長】今回、熱海では、土砂災害警戒区域の中で災害が起こったということで、そういうリスクがハザードマップ上に表示されている区域というのは、十分やはり注意すべきところであらうかと思います。

そこに対する避難所の数でございますけれども、今、正直申しまして、現時点での把握はできていないところでございます。ただ、2年ほど前に一度調査したものがございまして、その時には全体的に約27%ほど、そういう警戒区域内に立地しているところがございました。再度、そこについては急いで調査をしないといけないと考えているところでございます。

【浅田委員】特に今回の熱海におきましては、新聞、テレビなどでも報道されておりますけれども、結局、民間業者との在り方があって、行政がどこまで把握し、どこまでそこを管理でき

ていたかというような問題がまだまだ上がっている最中だと思うんですけども、やっぱり指定している場所に関して、実際、去年も台風の時にも私も消防車に乗って回りながら、「早く避難してください」という広報活動とかをやる中で、明るいうちに避難を促すわけですけども、これぐらいの雨の中で、ここからまたあの避難場所に行くということの方が困難だなと思いつつも、それを言葉を変えながら、いろいろお伝えしながら広報をするんですけども、そもそも論の在り方として、これは各市町になるかと思いますが、今一度、そういうところも精査をしっかりとさせていただきたいですし、去年みたいな大型だから早く逃げたいという人たちがあふれかえって、市町が抱えている避難所じゃないところも開けていく、その流れとかの在り方を、さっき、アプリの開発の話も出ておりましたけれども、いかに住民に早期に的確な状態をお伝えするか。

今回の熱海の方でも、友達に聞いたら、テレビとかでは全然わからなくて、ツイッターが一番最初に入ってきたと。ツイッターの情報で何とか周りを把握することができたというようなこともありますので、様々なところを分析調査をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

続いて、足早になります、行財政改革というタイトルで質問させていただいておりますが、これは県の職員の人数のことについてですが、この間、人事委員会でもご質問させていただいたんですけども、今回、新しい採用の仕方等、いろいろ工夫されて県庁の中にも多様化というところで求められていることだと思うんですけども、そんな中で一方では行財政改革で職員さんの人数を大幅に減らしている状況ですというような

話があります。そのあたりのバランスをいま一度教えていただければよろしいでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま、浅田委員から採用をどうするか、職員数のバランスをどう取っているのかというご質問でございました。

午前中、ちょっと話したところもございませうけれども、職員採用に当たりまして、我々は行政需要がどうなのかというのを毎年見ているところがあるということでございます。

そうした中におきまして、實際上、採用数をどう決めていくかということでございます。一つは、スタートでは退職者数の見込みが何名程度あるかということがあります。さらに、そこで先ほど申し上げましたような行政需要として今後増やすべきところとか、何人ぐらい置かんといかんかといったようなことも検討しまして、そのバランスの中で採用数を決めているところでございます。

その際に勘案しておりますのが、やっぱり限られた財源の中で人件費もございませう。その中におきまして、より効率的にできることはないかという業務の見直し等も勘案しまして削減等もやってきていると。そこで、午前中も話しましたが、そういった削減の中には、組織の改廃等も勘案しながらということではやっております。

結論でございませうが、退職者数、それから行政ニーズ、それから業務の状況等を勘案して、そこで退職、それから採用、それと職員の全体の数のバランスを取っているということでございます。

【浅田委員】それぞれの時代背景ですとか、ニーズですとか、特にここ最近というか、これからデジタル化していく中で、省略化できる部分等を併せながらいろいろ考えられているかと思ひます。

この間、人事委員会に質問した中にも、今は中途採用の枠が大幅に増えたりとか、年齢層もある一定、昔よりは高いところで採用がかなうようになったりとか、海外経験者とか、いろんな方々がいらっしゃると思うんですね。

私は、過去に何度も質問させていただいてるんですが、例えば、県費を使って韓国へ行った、中国へ行った、学校に1年間留学させましたと。最初のうちは国際課に行くんですけど、その後はやっぱり職員さんなので、いろんな経験をさせなきゃいけないので、いろんな部署に行きますというような形で。でも県費を使って語学を学んでいただいた方々の在り方というのは、もっと専門性を持たせてもいいのではないとか、例えば、この数年ですけれども、海外に住んでいた人たちをわざわざ採られていると。最初は国際課かもしれないけど、その後を含めて、どのような形で、せっかくそれだけの得意分野をもって、わざわざ途中で採用するのであれば、2~3年だけではなくて、それ以降のビジョンというのもしっかりあってしかりかなと思っているんですが、そのあたりいかがでしょうか。

【今富人事課長】民間企業の経験でありますとか海外経験者の採用、もしくは県職員で外国への留学制度を活用した職員のその後の活用の仕方といたしますか、人材育成の仕方についてのご質問だと思います。

まず、民間企業、海外経験者の採用については、地域の活性化でありますとか国際化への対応、複雑・多様化する県民ニーズ、そういうものにしっかり対応していくために、今、実際にやっているところです。

その方々の配置については、民間企業でありますとか、海外活動における経験やスキル、こ

ういった即戦力として発揮しやすい、例えば、産業振興でありますとか、企業誘致、文化・観光、国際・物産、情報政策などの分野に配置しております。

その後の人材育成についても、そういったところの部門を中心としながら、そうは言いつつも、ある時期には他部門にて幅広い行政全般の経験を積んでいただきながら、ただ、将来的には先ほど申しあげましたような産業振興でありますとか国際部門、こういったところのリーダーとして活躍できるように育成、配置を行ってまいりたいと思っております。

また、同様に、そういう留学制度を活用して海外に行った職員につきましては、先ほど、委員がご指摘されたとおり、まずは国際部門に戻します。その後も、そういった国際部門での配置を中心に人材育成を行って、同様に他部門も経験しながら、また国際部門でのリーダーになるように育成していきたいと考えております。

【浅田委員】県の職員さんというのは、本当に大変で、いろんな部署を経験して、行ったところでまたそのプロにならなければいけないというのは、非常にすばらしいし、大変だなと私は常日頃から思っています。

最初からの採用ではなくて、本当に得意性をもって採られたところの人たち、そして、採られた側の人たちの声も聞きながら、こちら側の思いだけじゃなくて、実態として通常の公務員ではないと思いついてきた人も聞いておりますので、そちら側の様々な声というものもしっかり聞きながら今後進めていって、全く聞いてないとは思いませんが、そういったこともある意味必要ではないかなと、いろんなことが大きく動いている時期でありますので、いま一度、そういったところも考えていただけれ

ば、せっかく適材適所ということで業務内容の見直しなどもなさっているということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、県の広報番組についてお伺ひしたいと思ひます。

県の広報番組が今年度から新しく変わりました。10年くらい前には全局でそれぞれ県政番組があったんですが、もっと競争性を求めた方がいいということで、私の方からも議会で質問させていただいて、今では全局で同じものを流して、同じ感覚で県民に県政を知っていただくというような形態に変わりました。

新しい番組になっているんですけども、これまでとの違いですとか、今後にかける思いですとか、視聴率とかも当然必要な部分になるかと思ひますので、そういったところをどう工夫し、どのような選定をし、今後につなげたいと思ひているか、教えてください。

【椿谷広報課長】今、浅田委員がご指摘のとおり、新しく広報番組が、今年度4月14日から、番組名を「みじかなナガサキ」と称しまして始まっております。概要につきましては、タレントのDJマークさん、塩田みうさん、そして動物のアニメーションCG、そういったレポーター陣をそろえまして、県政の話題をわかりやすく県民の皆さんにお伝えするといったことで進めております。

まず、視聴率から申し上げますと、まだ4月から6月ということで3か月間の視聴率しか出ておりませんが、平均の視聴率で10.4%、番組改編前の昨年度、「こちら県庁広報2課」が同時期で10.6%となっておりますので、現状を見ますところ、遜色のない視聴率となっております。

それからもう一点、今の番組のスタイルが制

作と放送、それから放送のみという形で、同じ番組を全局で流しているという形になっております。委員ご指摘のとおり、県議会からのご指摘もありましてこういった形になっております。それは一方としてございますけれども、ただ、広報番組等については、こういった形で定着をさせて、番組の認知度を上げながら、それが県政情報の発信につながっていくのかといったところも当然ながら考えていかないとはいけないと思ひております。

現在は総合評価方式の指名競争入札で毎年番組を決定しておりますけれども、一定の期間、同じ番組の継続が必要といった声もございまして、こういった状況も踏まえまして今後新しい番組の定着について検討していくといったことで考えております。

【浅田委員】どうしても若い世代はテレビを見なくて、SNSとかで情報をどんどん発信しないといけないと思ひますが、そういったものを使えない方々にとっては、テレビからの情報というのは大きな部分であるかと思ひますが、そこには制作費と費用対効果というのは、非常に大きいところだと思ひますし、ある一定の費用は使われているかと思ひますので、そういったところも考えながら、もちろん、今すぐ視聴率が上がるというわけではないと思ひますし、見られるだけではなくて、県政の状況を知ってもらうのが本来の目的であろうかと思ひますので、そういったところをしっかりと見ていただければと思ひます。

時間と思ひますので、結構です。

【大場委員長】ほか、ありませんか。

【饗庭委員】皆さん、お疲れさまです。通告をしておりましたので、3つほど質問させていただきたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症の中の災害発生時の避難についてということで、先ほどから避難所のお話とかたくさん出ておりますが、その中でコロナ患者さんで自宅療養されている方が避難される時の避難方法と、その場合に市町との連携がどのようになっているのか、お伺いします。

【近藤危機管理課長】自宅療養者、コロナの陽性患者で自宅にいらっしゃる方につきましては、宿泊療養所を一時避難場所という形で整理しております。万一、自宅療養者が一般の避難所へ避難されてきた場合は、市町において、専用スペースへの誘導というような形で適切な対応を取られると思っております。

いずれにしても、保健所がその状況を把握しておりますので、保健所と市町の保健部局、そしてそこと防災部局が連携をとりまして、そういった対応をしていくようにしております。

【饗庭委員】もし間違っただけの場合は専用スペースをとということですが、各避難所には専用スペースが必ずあるというふうに思うんですけども、その確認ができていますということ。

昨年、満員のところがあって、あちこちほかのところに避難したというお話もありましたけれども、そういう場合の対応策を教えてください。

【近藤危機管理課長】やはりコロナの陽性の患者、疑いの患者、濃厚接触者もそうだと思いますけれども、とにかく一般の方とは動線を切り離して、別のところで避難をするというのが原則でありますので、それぞれの避難所におきましては、今、コロナ感染症のチェックリストにも書かせていただいておりますけれども、別の専用スペースを設けるようお願いをして、各

市町もその対応を取っていただいていると考えております。

そうしたところで、その対象の方を別枠でしっかり対応されていると考えております。そういったところについても市町と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

【大場委員長】もう一つ、県として、それを確認しているかということなので。

【近藤危機管理課長】その確認につきましては、一つ一つまでなかなか確認はできておりませんが、まず、コロナ陽性患者につきましては、保健所が確認を十分されていると思いますので、その中で状況の確認を取っていただき、対応をとるようお願いしてまいりたいと思います。

【饗庭委員】避難所に関しまして確認できていないということですが、平時の間に確認をしておいて、災害が起きた場合に、すぐ対応することが必要かと思えます。

では、市町で避難所が全部で何か所あるのか、お伺いします。

【近藤危機管理課長】市町の方で指定避難所を設定するわけですが、避難所そのものにつきましては、現在、1,387か所ございます。

【饗庭委員】1,387か所だったら確認できるのかなというふうに思うんですけども、今後、そこも検討していただければと思います。

もう一つ、その避難所の状況を確認するのに、先ほどもありました株式会社バカンと協定をされるということですが、具体的にどんな情報を配信する予定なのか教えてください。

【近藤危機管理課長】株式会社バカンとの協定につきましては、バカンのシステムをそのまま利用するという形にしております。実際、イン

ターネットの、ウェブ上で避難所の開設状況があり、開設された避難所の混雑状況がわかり、空いていれば「空いています」と、そして、混雑していれば「混雑」、満員だったら「満」というような形でマップ上に表示されるというふうになっております。

【饗庭委員】これが何年ぐらいに使えるようになるのか。先ほど質問の中で答えておられたかと思うんですけれども、何年後ぐらいに使えるようになるのか教えてください。

【近藤危機管理課長】このバカンの協定につきましては、既に今でも使えるようになっております。既存のバカンのシステムは、レストランとかのいろんな施設の空席状況をあらわしているシステムを避難所に置き換えたというふうな形で使っておりますので、今現在、17市町でその開設が既にできております。現在は避難所は全部開いておりませんので「close」というような形になっておりますけれども、いざ、そこで実際に災害が起きて避難所を開設すると、そこに新たに表示されるというふうに理解しております。

【饗庭委員】理解しました。

次に、消防団員のことでお尋ねしたいと思います。

先ほどもお話がございましたが、かなり減少しているという中では、やはり消防団員を増やすということでは、県庁の職員さんにもぜひ消防団員になっていただくといいのかなと思うんですけれども、県庁の職員さんは、もちろん、災害がある時にはいろんなところで役割があるということは十分承知しておりますが、そのことを含めて、現在、何人ぐらいいらっしゃるのか、県として消防団員に入会していただくことを進めていかれるのか教えてください。

【宮崎消防保安室長】現在、県の職員として消防団に入っておられる職員の方は77名という報告を市町から受けております。

この状況が数字的に多いか少ないかという基準がございませんけれども、委員おっしゃいましたように、県職員の場合ですと、住んでいる地域から離れて仕事をしていること、それから、定期的な転勤があるということ、それから引越しもございます。それから、災害の場合には警戒本部から災害対策本部の用務等々もあるわけでございます、一定の制約はあるわけでございますけれども、必ずしも消防団に入って活動ができないということではないと考えております。

市町と意見交換をいたしましても、転勤があっても、例えば離島にいる間は入ってほしいというご意見もお聞きするところでございます。

平成29年に県職員にアンケートをとったことがございまして、その際に入らない理由として挙げられているのが、災害対策用務があるとか、転勤があるというようなことでございます。

ただ、全ての消防団員が招集に応じていただけてなくても、できる範囲での協力も可能な市町もあるかと思っておりますので、まずは平成29年にやったアンケートを再度やってみまして、そこでどういった点が、今後、職員さんたちの疑問なり心配になっているのかということをつかんだ上で、特に県職員がたくさん住んでいる市町の消防団とも話をして、そういった懸念とか心配を払拭するような形の勧誘の説明会を行えるように現在考えております。まずはアンケートを実施してみたいと考えております。

【饗庭委員】わかりました。アンケートを実施していただいて、もちろん、県庁職員さんの意向もおありでしょうから、その中で地元で活動

していただくということも踏まえて、ぜひ勧誘の方法を考えていただければと思います。

次に、行政改革の取組については、県庁の職員数についてです。これも朝と先ほども出ておりました、人数が減ったというところでは、各部が必要なくなったということもありますけれども、全体的に減少したというところでは、職員に負荷がかかっているのではないかというふうに危惧するところがありますけれども、これによって長時間労働が増えてきたというようなことがないのか、お伺いします。

【今富人事課長】今年度の時間外勤務の状況についてですが、時間外勤務が月80時間を超えた職員数は、4月から5月の間で延べ54人でありました。この54名の業務内容を確認しましたところ、決算業務など年度当初特有の多忙な時期に国の会計検査対応が加わった場合など、様々な要因がございましたが、一番多かったのが新型コロナウイルス感染症対策に従事している職員で、4月から5月の合計で31名、全体の約57%を占めており、コロナ対応が長時間労働に大きく影響しているものと認識しております。

【饗庭委員】コロナ対応によりということですが、そこを今後緩和するための人員配置を考えておられないのか、お伺いします。

【大瀬良新行政推進室長】コロナ対応等についての人事体制をどう考えているのかということでございます。

午前中もコロナ対応等について若干触れさせていただきましたけれども、現在、コロナ対応のために28人の増員を図ったといったところでございます。そのほか、實際上、人事での人員配置というものに限らず、今、県庁内でやっているのは、例えば、コロナ禍にあって対外的に業務ができないといったようなところからは

応援体制を組みながら、この人数も逆にコロナに充てたりしているところがございます。

いずれにしましても、今、県では、このコロナ対策というのは結構重要な部分でございますので、全庁を挙げて各部の中でも融通をきかせながらコロナ対応について進めているところでございます。

今後の状況等も踏まえながら、県庁全体でのコロナ体制、その他業務の執行体制等については、適切に各部局とも意見を交換しながら対応してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】過重労働にならないようお願いしたいと思います。

次に、事業評価のところですが、事業群評価制度導入などで成果還元を目指す事業構築の仕組みづくり」というところでは、どのような仕組みづくりが行われて評価をされているか。

併せて、その後のRPAやAI会議録を導入されて、どこが適切に使われていて、ここには合わないというか、それを使用するよりも、やはり人の力がいいということもあろうかと思うんですけれども、そのあたりを教えてください。

【松尾財政課企画監】まず、事業群評価制度の事業構築の仕組みづくりについてお答えいたします。

事業群評価制度とは、総合計画の推進に寄与する評価制度とするため、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位で構成する事業を一まとめにして評価し、各事業が事業群の目標達成に対して効果を上げるような事業になっているか、不足している取組はないか等を検証する制度であります。

平成27年度までは個別の事務事業単位で評

価を実施しておりましたが、施策を推進する事業の全体像がわかりにくいという問題認識の下、事業群単位で関連する複数の事業を並べて評価することで、中核となる事業の見極めや類似事業の統合・整理、新規事業の構築に、より活用できる仕組みにしております。

事業群評価においては、事業の廃止、縮小、拡充、統合などの方向性を検討し、その結果を次年度の予算へ反映するよう進めておりますが、今年度から評価調書の提出やヒアリングを新規拡充事業の検討時期に合わせて実施するなど、予算編成と連動させ、事業構築に、より活用できるように見直しを行っております。

また、評価に際しては、既存事業も含め、見直しを進め、より施策効果の高い事業に重点化・集中化を図ってまいりたいと考えております。

【大場委員長】 休憩いたします。

-----  
午後 2時26分 休憩

-----  
午後 2時26分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【井手情報システム課企画監】 RPAやAIをどのような業務に活用されているかというご質問かと思えます。

RPAといいますのは、パソコン上の定型的な作業を自動で行うロボットでございまして、大量の処理を早く正確に休むことなく行うことができるといったようなツールでございまして、ですので、現時点ではエクセルファイルから別のファイルへのデータの転記でありますとか、メール送信を大量に行うといったような業務に活用しているところでございます。

そのように定型的な業務に活用できるものではございますが、企画などの発想力を伴う業務

ですとか、知識、経験に基づくような高度な判断が必要な業務に活用するということは非常に難しく、対象業務は限られてまいるところでございまして。

仮に活用できる業務があったといたしましても、処理件数が年に数件だけありますとか、そういう活用機会が少ない場合には、かえって開発の手間がかかって非効率になるような場合も想定されますので、事前に費用対効果というものをよく検討しながら、活用する業務をしっかりと選定していく必要があると思っております。

AIにつきましても、現在、AI会議録といまして、音声データをAIの技術を活用して自動でテキストに変換するシステムでございまして、これを導入しております。これにつきましても、庁内全体に汎用的に活用するといったようなものではございませんで、個々具体の業務ごとにどう活用するのかということも事前に十分検討する必要があると思っております。導入には相当の経費もかかってまいりますので、費用対効果、導入効果といったところをよく検討しながら進めてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】 費用対効果を見ながら進めていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

【大場委員長】 換気のためにしばらく休憩いたします。

午後2時40分より再開いたします。

-----  
午後 2時28分 休憩

-----  
午後 2時38分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほか、質問はありませんか。

【石本委員】 一昨日の熱海の土石流被害に対し

ましては、亡くなった方にはお悔やみ申し上げたいと思いますし、まだ行方不明の方には、心からお見舞い申し上げたいと思います。

予期したかのように私の心配したことが現実として起こったわけですが、長崎県の地域防災計画改定に伴いまして、今回、避難情報等の内容の一部変更があったということで、その内容について各市町への指導徹底が必要かと思いますが、現状として今どのようになっているか、お伺いします。

【近藤危機管理課長】これは災害対策基本法の法律が変わりまして、そして、それに基づいて避難情報の変更というものが変わったところでございます。今までの避難準備、高齢者等避難開始が高齢者等避難、そして、避難指示、避難勧告が一本化されまして避難指示、災害発生情報が緊急安全確保という形で変更になったわけでございます。

市町に対しましては、この間、4月から5月にかけて担当者会議、そして、法改正の説明会等々、会議等を設けまして、変更内容をお知らせするとともに、それぞれの発令基準をもう一度確認をしていただいて、的確な発令というものを出していただくようお願いをしたというところでございます。

【石本委員】今、会議をして内容の周知をしている、指示をしているという話ですが、この資料では、「感染症対策に伴う各種行事等の対応について」の中では、「避難勧告と避難指示の2種類の避難情報を避難指示に一本化する等の長崎県地域防災計画の改定について承認いただきました」ということですが、これについて「書面開催を行い」と書いてあるんですけど、実際に人を呼んでやったということですか、先ほどの回答については。

【近藤危機管理課長】地域防災計画の改定につきましては、長崎県防災会議というものを開いて、改定を行うという作業をしております。会議には、多くの有識者の方が集まるというようなこともあり、コロナ禍の真っ最中でしたので、書面開催という形で内部の意思決定をさせていただいたところでございます。

市町への周知、依頼につきましては、テレビ会議を利用しまして各市町をお願いをした次第でございます。

【石本委員】私もそこまで認識してなくて、再度こういった、新聞情報では、熱海の件についても行政が気象庁また県から土砂災害警戒情報が発令されたにもかかわらず、新たなレベル4の避難指示を出してなかったと、出すための躊躇をしたというような報道がされております。

そういった同じようなことが本県としても徹底されているかどうかというのがちょっと懸念されるということがあるものですから、再度、この避難情報、また避難指示等についての、気象庁、県、そして市町の情報の共有と、その避難指示の発令に当たっての統一といいますが、そういったことを再度徹底する必要があると思いますけど、そこはどうでしょうか。

【近藤危機管理課長】今回の熱海市の事例につきましては、本県も非常に教訓として今後に活かさないといけない事例ではないかというふうに思っております。

いろいろと報道はございますけれども、実際、土砂災害警戒情報が出された、これは警戒レベル4相当の情報でありますので、この時には、これまでは避難勧告、今回からは避難指示というような発令を市町としては出すタイミングにあるわけですが、熱海市では、雨が小康状態になっていたというようなところで発令するタイ

ミングが非常に遅れたのではないかというようなこともございます。

実際、それぞれの場面、場面で対応が非常に難しいところではあるわけですが、どういふうな時に、どういふうに判断すべきか、ここは气象台の情報を共有しまして、また、市町とも連携を取って、今回の事例がもう少し、改めて教訓的な形ではっきりわかりましたら、市町とまた会議を持つような形で情報を交換して、間もなくであろう出水期に備えて対応を図ってまいりたいと考えております。

【石本委員】 土砂災害も含めてですけれども、災害が起きるといふのは、大雨が降った時じゃなくて、その時間を過ぎて1日か2日というのが災害の発生が多いと、これまでの経験からして思うわけです。だから、現在は降ってないけれどもという話が熱海もあったんですが、積算すると、その前に相当の雨が降っている状況がはっきりしているわけですから、そういったところについても県としては各市町に再度しっかりとした認識をするような指導が必要だなと思っていますので、再度しっかりとそういった会議をウェブなりで開いて徹底していただきたいということ。

それから、行政はわかっているけれども一般市民がわからない。避難指示は出たけれども、これまでは避難勧告、そして避難指示ということでしたけれども、それがもうレベル4で必ず避難しなければならないという避難指示に変わったんですよという認識はまだまだいってないと思うんですね。私個人も、恥ずかしながら、そこまで認識してなかったところなんです。ですから、そこについても各市町から地域住民に対して、そういった避難指示のレベルについても、レベル4では避難しなさいということを徹底す

るように対応してもらわんと、多分そこまで住民の認識はいいないというふうに思いますので、そこら辺の周知も各市町と連携をさせていただきと指示をしていただきたいと思います。

それから、今回、たまたま盛土した部分の崩壊による災害という情報になってますけども、例えば、県内にそういった箇所がどれくらいあるのかというようなことは県として把握されているのでしょうか。

【近藤危機管理課長】 盛土があったということですが、県内でそういった盛土の状況がどうかというようなところについては、今現在、私どもとして数値は把握できておりません。土木部の方で何らかの情報はあるかもしれませんが、その確認はまだ取っておりませんので、しっかりした対応を考えないといけないと思っていますところでございます。今回は、土砂災害の危険箇所と指定された地区で今回災害が起こったというふうに聞いておりまして、県内の土砂災害の危険箇所の指定そのものは、県内で3万2,079か所あると確認をしているところでございます。それぞれで県が指定して、各市町がそれを基にハザードマップをつくっていくというような流れになっているということでございます。

【石本委員】 確かに、1件1件、県で細かいところをまで把握するのは困難だと思いますけれども、これについても各市町ではしっかりと把握というか、確認、点検を再度していただくと。本県についても水害の発生時期というのは、これからが本番です。これまで毎年のように洪水、土砂災害が過去も発生しておりますので、今からでも十分まだ間に合うと思いますので、そういった指示を徹底していただきたい。

それと、先ほども言われたとおり、各市町で

ハザードマップは、全部できていると思うんですけど、全部できているんですか、各市町で。

【近藤危機管理課長】 実際、県が土砂災害の警戒区域、そして、河川の氾濫区域を指定して、それから市町の方でハザードマップを作るといような流れで、少しタイムラグで1年ずつぐらい遅れているということでございます。

ですので、全て出来上がっているかということになると、まだできていないところもあるというふうに伺っておりますが、9割方はできているというふうに理解しているところでございます。

【石本委員】 これについても各市町は必ず整備する必要があると考えますので、その確認も含めて、今後、ハザードマップを作成して、さらにそれを住民までおろしているのかどうかまで念入りに確認をしていただきたいというふうに思います。

この災害は起きてからしか認識されないというのが残念なところですけども、例えば、避難指示にしても、災害が起きなかったらという判断の下に発令しないという話も書いてありますので、なければいいですから、そこら辺の発令の基準といいますか、そこら辺についてもしっかりと県、市町との連携、また情報共有と同じレベルでの住民に対する避難指示の発令、時期とかタイミングとか、そういったものも統一しておく必要があるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後にその辺の県としての対応をお伺いいたします。

【近藤危機管理課長】 発令基準そのものは市町の方で今まで使ってきたものがあるかと思っております。それを含めてもう一度、今回の対応

を見据えてブラッシュアップしていただいているものと思いますが、そこのところは私どもとしても十分支援はしてまいりたいと思っております。

これまでも土砂災害警戒情報というレベル4相当の情報が出されると、必ず私もしくは参事の管理職が各市町に電話をして、避難の情報の発信はどうするのかということを確認をしております。こういったこともずっと行いながら、とにかく早め早めの発令、併せて、ご指摘がありましたように、住民の方が理解して初めて避難行動に結びつくと思いますので、そこら辺のところの周知を図りながらしっかりした対応を図ってまいりたいと考えております。

【石本委員】 よろしく願います。

【大場委員長】 ほか、ありませんか。

【坂本(浩)委員】 それでは、質問通告に基づいて質問させていただきます。

災害対策関係で私も通告を上げておまして、やり取りを聞いて大方理解できたんですけども、若干補足的な質問をさせていただきます。

避難所の問題でコロナ対策で密があって、昨年9月の台風第10号の時は県内で750か所ぐらい避難所を開設して百三十何か所が満員になったと。かなり親戚の家だとか知人宅だとか、あるいはホテルを活用して避難したということもあるみたいですけども、約5万人ぐらいが避難所に行ったというふうな報道がありました。

それで、一つは広域避難ということも言われているようです、1自治体に限らず。避難所開設は市町がやりますので、市町の責任で運営かれこれやるというふうに思いますけれども、広域避難になった場合に受入れを含めて、そこら辺は県として調整というか、そういうのがあるのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【近藤危機管理課長】広域避難につきましては、調整する主体としては、県で広域避難の調整をすべきだというふうに思っているところではございますが、ただ、今の状況といたしまして、まず警報なり災害の状況のような一時的な災害の難を避けるための避難所というような形になると、直ちには広域避難というのは現状難しいかなというふうに思っております。

例えば、地震とかで、ここの避難所が使えない、この一帯は使えないぞというような形になれば、そういう広域避難の調整は必要かと思えます。ある一定のところの災害で、ここの地区がトータル的にかなり甚大な被害を受けたと、避難所を受け入れるスペースが、この市町には難しいぞというような場合の避難の受け入れ先というところについては、それはやはり県の方でやらないといけないというふうに思っております。他市町もしくは県外までという形の中で、そこは他県にお願いする場合でも、今、九州各県で協定を結んでおりますので、そういった中で対応してまいりたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。基本はそれでいいと思うんですけども、例えば、昨年、今ちょっと言いましたように、報道でもそういうふうに載ってました、百三十数か所が満員になったと。その時に、広域避難を考えなければいけないような事例とございますか、そういうのがあったのかどうか。準備をしておかなければいけないんじゃないかなと思うんですよね。そこら辺が昨年の、例えば7月豪雨だとか、9月の台風9号、10号あたりで、そういう事例が散見されたのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【近藤危機管理課長】各市町にお聞きしますと、昨年の台風10号では、これまでにない多くの避

難所を開設したと聞いております。ただ、統計的に見ますと、開設した避難所が742か所で、うち満員になったところが139か所、避難された方がトータルで5万444名ということでございます。全体の避難所の数の1,387か所からすると、まだまだ開設できる避難所があったということになるかとは思いますが。

ただ、災害種別ごとに使える避難所、使えない避難所がありますので、全て対応可能というふうにはいきませんが、少なくともまだまだ開設できる避難所はあったというふうに思っていますので、直ちに台風の今の状況の中で広域避難というところについては、その状況を一つ一つ確認させていただきながら対応してまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。それと、避難所開設運営におけるチェックリストというのが今年の6月17日に改定されています。これは去年の6月5日に作って、去年の災害の状況を見て、特に中を見せていただくと、コロナ感染の関係で自宅療養者だとか、あるいは濃厚接触者を含めて追加的に随分と書き加えられているようです。中を見ると大体、私も一から十まではわかりませんが、大方こんな状況なのかなというふうに思います。

問題は、先ほどもちょっとあったように、これを各市町でどう周知徹底をしていただくかということに係るんだろうと思います。ただ、先ほどのやり取りを聞いていると、県庁内の横の連携がちょっと不足しているんじゃないかなということを感じました。このチェックリストが危機管理監と、それから福祉保健部で発行されていますけれども、これを全庁的にどういうふうに周知とございますか、意思統一をされているのか、そこら辺はいかがですか。

【近藤危機管理課長】 全庁的にと申しますと、ちょっと私も、どの部とどういうふうな連携が必要なのかというところが直ちに思い浮かばないところではあるわけですが、もともと避難所の開設、運営というようなものは市町でございまして、その一定のガイドライン的な、それをマニュアルとして各市町がそれに基づいて対応していただくというような趣旨で作ったものでございまして、関連する私ども、そして福祉保健部局と連携しながら、保健所なり、福祉保健部関係の横の連携をとりながら作ったという次第でございまして。

【坂本(浩)委員】 防災会議とかあるじゃないですか、そういう場できちんと徹底するということも可能でしょうし、各部局でこれ、きちんと認識をしておいていただかないと、「はじめに」のところにも、全庁的にちゃんとせんばいかんということを書いてありましたので、ぜひお願いいたします。

それをなぜ言うかということ、先ほど、県立体育館の話が出ました。あそこは指定管理ですよ。指定管理にしている施設が避難所に指定されることもあり得るわけです。私がほかの部局に尋ねたところ、要するに、指定管理されている施設が市の避難所に指定された場合に、指定管理者に対してきちんとそのことを、例えば、チェックリストを含めて、それをきちんと、運営するのは市町かもしれませんが、それを管理しているところにも一定周知をしっかりともらわないと、先ほどの冷暖房の関係だとか、あるいは場所の問題、具体的にこの施設のどこを避難場所にするかとか、あるいは鍵の受渡しだとか、そこら辺で齟齬があったんじゃないかなという感じがしたんですよ。ですから、そこら辺の担当は危機管理課ということになるで

しょうから、是非危機管理課の方で音頭を取っていただいて、もしこれが周知できてないんだったら、是非周知をお願いしたいと思います。

それから、財政の関係でバカンのシステムや総合ポータルサイトの充実みたいなのが、今、スマホとかでも、ぱっと見て、ぱっと情報が入るような、それには数年かかるということで、財政の問題も若干あるようでありました。

あと、避難所の開設でホテルの活用というのが去年もあったと思うんですけど、これは市町になるんですが、市町で全国的にもホテルに避難した方の宿泊代を補助するというのが幾つかあるようです。多分、それだけじゃないでしょうけれども、そのことは入ってないかもしれないけれども、長崎県の市町村会のところで避難所増設に伴う財政支援というのを県、国に求めているというふうなことも報道で見ましたので、そこら辺の財政的な問題になると、危機管理監の枠を飛び越えるというふうに思いますが、そこは総務部でいうと財政課になるかというふうに思いますけれども、そこら辺の財政的な問題というのは、これは国に要望するという方法しかないんでしょうか、どうでしょうか。

【近藤危機管理課長】 コロナ禍におきましては、分散避難というのが一つの避難の選択といたしますか、取組になるかと思えます。この中に旅館・ホテルの活用というのが当然入っておりまして、そういうことを含めて昨年度に旅館・ホテル組合と協定を結んで避難所としての活用というようなところもお願いをしているところでございまして。

ただ、一方、ホテル等の宿泊そのものは、宿泊料金というものが発生しますので、避難所というような形で扱うとなると、その支払先は市

町の方で行っていただく必要があると。

国は、こういうコロナ禍の中においては、コロナの臨時交付金というものがございまして、その交付金の活用もできますよというような通知も出されております。その情報につきましては、私どもから市町にも情報はお伝えしております、ぜひ積極的な活用をお願いしたいと伝えているところでございます。

しかしながら、どの方をホテルに入れて、どの方は避難所なのかといった、実際取り扱うには非常に難しい問題がありますので、検討という形で具体的にホテル・旅館を使うという動きは、現在のところは、まだ見えてないところでございますが、そうしたところも少し活用を含めながら働きかけてまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】それから、避難指示の警報の周知ということですが、先ほど石本委員からも質問がありました。警戒レベル4で避難指示ということで変更されまして、これをどう周知するかということで、県民、市民の皆さんに周知しなければいけないと思えます。

私、たまたま県の総合防災ポータルを見てたんですけれども、そこにバカンとかバナーがあるんですけれども、「災害情報の収集について」ということでページがありまして、そこでは5月20日から避難勧告が廃止ですと、避難指示レベル4で必ず避難してくださいというチラシが、内閣府の防災担当と消防庁のチラシがそのまま載っているんですが、そこからいくと、避難行動フローとか、4ページぐらいのPDF版に行き着くんですけれども、これがまだ前のままになっておりますので、もういつ防災があっても不思議じゃないような時期になってますので、ぜひ改定版に変えて、少なくともそれぐらいは、

財政は全然かからんでできると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、働き方改革です。

働き方改革について、先ほどもちょっとありました長時間労働ですね、いわゆる時間外勤務の話がありました。今年の4月から5月で80時間超ですか、五十何人ということでありましたけれども、これも事前に令和元年度と令和2年度と調べていただきました。令和元年度から時間外規制ということで、一定、月の時間、それから年間の時間ということで規制が入ったわけです。令和2年度はコロナの関係もあって、時間外が相当増えたというのは、この数字でも、通常なら驚くべき数字というふうに思いました。令和元年度に比べて約2倍から4倍、45時間超、それから80時間超、それから100時間超、増えているというふうなことです。病気休職者数も調べていただいたんですが、令和2年度で44名、そのうち精神疾患が34名ということで約8割、この数年は8割前後で推移をしているというふうな状況です。

過労死ラインが、今、80時間と言われておりますが、これは80時間を2か月から半年した場合とか、100時間超も本庁でいうと令和2年度で90人いらっしゃるんですね。100時間というのは、1か月やったら過労死ラインですよというふうな話なんです。

この病気休職者数、それから時間外勤務がこれだけ増えている状況の中で、産業医へ相談とかしていると思うんですけれども、この縮減に向けて具体的にどういった対策をやっていくのか。今の、そういう時間が多いということに対する対応と、今後、縮減に向けた対策についてお伺いします。

【今富人事課長】時間外の縮減につきましては、

大変重要な課題であり、職員の健康管理の観点からも積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

働き方改革をさらに進めるため、また、上限設定に適切に対応するために、管理職による勤務時間の把握・管理を徹底しますとともに、さらなる業務の見直し、効率化のほか、ミーティングにより業務内容や優先度、業務の進捗状況などを所属内、班内で共有し、業務の共有化、平準化、さらにワークシェアのための会計年度任用職員の活用など、縮減に向けて実効性のある取組を進めていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、先ほども少し答弁がございましたけれども、上限時間の特殊業務として対応しなければならない場合というのは、どうしてもあるというふうに思っておりますけれども、それでも長時間労働となる職員をできるだけ出さないように、関係部局とも十分協議しながら、全庁からの応援職員の配置やチーム制により柔軟な体制整備など、迅速かつ的確な対応等を行ってまいりたいと考えております。

また、メンタルへの対応につきましては、けれども、精神疾患で長期病気休暇あるいは休職となった職員への対応につきましては、職員厚生課が設置しております健康相談窓口におきまして、診療内科医師であります産業医、公認心理士などにより個別面談を行いながらケアを実施していきたいと。

あと、各職場において、本人の状況や経緯等を踏まえ、関係所属と連携して業務上の配慮や職場環境の改善等、必要に応じ実施しながら、継続的なフォローを行っているところでございます。

また、精神疾患による休職者が職場復帰する

際には、職員厚生課と連携しながら、本人や関係所属等による会議の開催や職場復帰支援プログラムを作成し、関係所属でサポート体制を整えるなどして、確実な職場復帰と再発防止に努めているところでございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。令和2年度の分が突出して多かったというのは、コロナの関係もあろうかと思っておりますけれども、この年はコロナがあったからというふうなことじゃなくて、今、課長が言われたことをきちんとやってもらって、職員の皆さんの健康管理、安心して働き続けられる県庁という職場を目指してやっていただきたいと思っております。

それから、会計年度任用職員についてですけれども、昨年度から導入されまして、県庁でも知事部局で約900人の会計年度任用職員の方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、全国的に様々なことが指摘をされています。例えば、退職手当の不支給のためのパート化だとか、あるいは期末手当が創設されておりますけれども、その相当分の月給を減額するとか、あるいは期末手当支給のため地方交付税をほかに流用するとか、地方財政措置されているにもかかわらず、ほかに流用するとか、あるいは公募試験を口実にした雇い止めとか、そういったことが指摘をされております。

総務省からも昨年12月に「適正な運用」ということで通達がっておりますけれども、県庁内の会計年度任用職員の皆さんについて、そういう事例があったのかどうなのか、なかったらいいんですけど、あったら、そこをどう是正していくのか、お尋ねいたします。

【今富人事課長】 会計年度任用職員につきましては、従来の非常勤職員や臨時職員の適正な任用、勤務条件を確保するために地方公務員法の

改正等により新たに創設された制度でございます。委員ご指摘のとおり、昨年4月から運用を開始しているところでございます。

制度運用に当たりましては、国からの通知や事務処理マニュアルを基に、「会計年度任用職員関係事務の手引」を作成し、適正な運用に努めているところでございます。

先ほどお話がありましたような退職手当の不支給でありますとか、採用についての不利でありますとか、そういったことは決してないように、この事務の手引に沿ってしっかりとやってまいりたいと考えております。

【大場委員長】 ほか、ありませんか。

【山本(啓)委員】 消防団と防災について2つ通告しておりましたが、概ね質問も出尽くしたということで簡単に少しだけ質問させていただきたいと思います。

消防団については、国が新たに報酬と費用弁償の額や支払い方法などを改正したり定めたりということで動きが 있습니다。ただ、これらについては、国の財源措置についての部分がまだ確定していないと。そのあたりの現状についてご答弁いただきたい。あと、その場合の県の役割について明確にさせていただきたいと思えます。

【宮崎消防保安室長】 消防団員の処遇の見直しにつきましては、4月13日に消防庁で基準を定めまして、県におきまして市町説明会、それから、市町との意見交換会を行ってまいりました。さらに、7月1日に消防団の団長さん、副団長さんたちとの意見交換も行っているところでございます。

現在、今、委員がご指摘のとおり、国が消防団員の処遇の見直しのための国の財政支援措置を検討している段階でございます。この財政

支援措置がまだ示されておられませんので、市町の検討がなかなか進んでいないという状況でございます。

県におきましては、この財政支援措置につきまして、できるだけ早く出してくれるよう消防庁の担当課にもお願いをしているところでございます。

今後、この財政支援措置が出てまいりましたら、県の市町の担当部局とも相談しながら、この財政支援措置が生かされるように市町に助言をしてまいりたいと考えております。

また、先日、7月1日に消防団長さんたちとの意見交換会を行いました中でも、金額の引上げに加えまして基準の中に書いてございますのが、団員個人への直接支給を行うようにということございまして、この直接支給の仕方、それから直接支給に当たって、団、分団の運営費をどうするのかというような不安、懸念も団長、副団長さんから示されたところでございます。

こういう直接支給を既に全国で、例えば、報酬については42%、出勤手当については36%の市町が既に直接支給をしているわけでございますが、今回の基準が示されたことで、さらにこの率も上がってまいりますが、こうしたところで、どういう形でそういう不安を払拭しているのか、いい事例がないか、県の方でもいろいろ情報収集しまして市町に情報を提供し、市町の方で適切な判断が円滑に進むよう、助言してまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 国が進めていく中で、現場の声として県としては各市町の消防団の状況を把握して、そして、出勤の内容も災害、火災や風水害といった場合とか、手入れ、また訓練、様々な形があるかと思えます。さらには、実態に伴う団員の数、そういったものもあろうかと思

いますので、しっかりとしたものを長崎県が揃えて国に伝える、そういう取組をぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、災害ですけれども、災害対策基本法の改正で、先ほどもやりとりされていましたが避難勧告の廃止というものもあって、それぞれの自治体との連携が必要になってくるし、県民の方々にも理解していただくことが重要だと。

この場合、もう一点、災害情報の発信の仕方です。「顕著な大雨に関する気象情報」というふうには気象庁で新たなものが設けられています。これについて少し説明いただきたいと思いますのと、県内においては、このことについてどのようなアナウンスや取り決めがあるのか、ご説明をいただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】「顕著な大雨に関する気象情報」につきましては、いわゆる線状降水帯と申しますか、そのピンポイントに当たっている部分がずっと継続的に、いわゆる集中豪雨が降り続くというような時に出される気象台の情報でございます。それが事前に線状降水帯の情報が出されれば対応ももっとしやすいところがあるかと思うんですけれども、結果的に今の状況だとなかなか事前にそういう情報を予測することができないということで、今年度はその確認ができてから、情報が発されることになっております。

気象台とは、私ども、そして市町とテレビ会議をつなぎまして、これまで数回、そういう説明会があって、具体的な担当者レベルの勉強会というものもあっております。非常に難しい単語でありますので、あとはテレビ局等にもお知らせしながら、テレビ局の方がわかりやすくかみ砕いて視聴者の方、住民の方に説明をしていただくというようなことをお願いしております。

県としては、少しでも避難に結びつけられるような対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

【山本(啓)委員】今の課長の説明であれば、ひょっとすると、この情報が発令された際には、もう既に遅い状況があり得るということを説明いただいたということで理解しました。そうであれば、そういった用語の理解度を深めることを県民の方々に進めるということも非常に重要なことであろうかと思っておりますので、早急な対応を求めたいと思います。避難、避難と言いますが、頑丈な家に住んでいる方が、わざわざ危険を冒して避難所に行く必要もないということもあろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえて徹底が必要かなと。

最後に、熱海市の状況を私もニュースで映像を見せていただく時に率直に思ったのが、あんな市街地で、そんな土砂災害が起きるのかというのが一番の感想でした。なんてひどいんだらうと思うと同時に、市街地がああいう状況になることであれば、本県の長崎市は同じような状況なのかなというように思っています。

端的に質問しますので、端的にお答えいただきたいんですが、今回、こういう状況を踏まえて、同じような地形である長崎市を中心とした長崎県の状況で、地質学とかそういったことに詳しい専門家の方々に分析を求めて本県の対応を新たに検討する、そういったことを今なされているのか、また、今後しようとしてされているのか、ご答弁を求めたいと思います。

【近藤危機管理課長】熱海の事例につきましては、はっきりした原因、盛土とか、そんなお話もあっておりますけれども、まだ正確な原因分析というのが、これからだというふうに思いますので、そういったものも含めて、県として、

この教訓を同じようなことは長崎では繰り返さないというような強い決意をもって、できる限りの対応はしてまいりたいと思っております。

直ちに専門家のご意見を伺うかどうかにつきましては、土木部と少し協議をさせていただきたいと思っております。特に斜面地が多い長崎市、一部それ以外の佐世保市等もあろうかと思うんですけれども、そういったところについては現状の把握というものも市町と共有しながら対応を図ってまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】最後にしますけれども、国交省は、既に盛土の総点検の指示を全国に出すという話も出ています。一部、与党の議員の中には、太陽光発電とか新たな山の上、丘の方の開発にも影響があるんじゃないかという懸念の情報も発信しています。

専門家にお尋ねするかどうかを協議するんじゃないくて、尋ねる内容を早急に協議していただいて動いていただきたいというふうに思いますので、最後にもう一度答弁をいただいて終わりたいと思います。

【近藤危機管理課長】専門家といいますが、今の状況、そして盛土の状況というようなものにつきましては、早急に所管課と協議をして、しかるべき対応をしてまいりたいと思います。

【大場委員長】ほか、ありませんか。

【宮島委員】通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、新行政推進室長に基本的なことをお尋ねいたしたいと思います。

庁内の組織につきましては、内部組織の設置に関する条例及び長崎県組織規則に基づいて設置されていると承知をいたしております。この中に危機管理監を含めた各部、あるいは各課・室の分掌事務も明記されているところでありま

す。各課や各室の組織は、それぞれ班を有しているところが多いと思うわけでありますけれども、この班についての規定というものがあればお聞かせいただきたいと思えます。

【大場委員長】しばらく休憩します。

-----  
午後 3時25分 休憩

-----  
午後 3時25分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま宮島委員から組織についてのご質問で、特に班についてということでご質問がございました。

先ほど宮島委員、申し上げていただきましたとおり、大きくは県の組織の中で内部組織の設置に関する条例、それから細かいところになりますと長崎県組織規則というものがございまして、その中で班についての規定につきましては、組織規則の方にございまして、具体的に課名、それから班名というものを記載させていただいております。

いずれにしても、どういった班を置くということは、組織規則の中で規定しているということでございます。

【宮島委員】ただいまお話のとおり、班につきましては、今、室長がお話のとおりのごことで設置しておると。

もう一つお聞きいたしますが、各課あるいは各室の規模、いわゆる人数などについての規定はございますか。

【大瀬良新行政推進室長】課、室の規模についての規定があるかということでございますが、結論としては、具体的に何人、何人という規定はございません。

【宮島委員】今のご答弁を踏まえて本論の基地政策の機能強化についてお尋ねをいたしたいと

思います。

これまで同僚の議員、あるいは私も本会議などで質問をさせていただきましたが、この基地機能の強化といたしまして、庁内に基地対策室、あるいは基地対策課を設置したらどうかというような提言をさせていただいたところでありました。

しかしながら、危機管理監の答弁とされましては、常時の業務量の観点から、なかなか難しいというような否定的なご答弁がこれまで示されてきたところであります。

このような認識については、いまだにお変わりがないのか、まずお尋ねをいたしたいと思いません。

【近藤危機管理課長】現在、本県におきましては、危機管理課の中で基地対策・企画班の中で業務を担っているところでございます。

基地対策というのは、国、市、県、それぞれ担うべき責務の中で、現状において、県としましては、国や市との調整、市と連携した米軍関係の事件、事故の対応、他の基地所在の都道府県と連携した要請の活動、佐世保市と連携した基地内大学の入学支援、自衛官募集事務あたりを今の班の中で適切に対応しているというような状況でございます。

【宮島委員】先ほど申し上げました条例の中身を見ますと、危機管理監の分掌事務の中に、「危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項」と、こう記されております。まさに、ここに記載されておるとおりに、危機管理監は有事のことに対応することが専らの仕事になっているのではないかというふうに、この2年間、私は外から見ておりました。

一方で、県の組織規則を見ますと、危機管理課の中には、有事に関する以外に、7番に

「基地対策に関する事」、9番として「自衛官募集に関する事」、また、「自衛隊との連絡調整に関する事」と記載されております。

自衛隊との連絡調整はありますけれども、先ほど課長がおっしゃった米軍との連絡調整については、ここには記載はございません。

また、自衛官の募集に関することにつきましても、いわゆる自衛隊の入りの部分については、いろいろと仕事をしていくけれども、要は出の部分、これまで県内でも話題になりましたけれども、今、自衛隊の方が県内に1万1,000人から1万2,000人くらいおられるわけでありまして、毎年、退職する方がいらっしゃいます。その再就職を促進しようということで県は積極的に取り組んでこられました。また、自衛官の中にも、ぜひ長崎県、特に部隊のあった地域に引き続き住みたいという方が多くいらっしゃって、そして、引き続き居住されている方も多くいらっしゃるわけでありまして。

そうしたところにつきましては、各自治体が、例えば佐世保市においては、官民一体となって、そうした一つの協議会をつくって、そこには自衛隊の皆さん方も入っていただいて、そして再就職をしっかりとあっせんをしていただいているというわけでありまして、ここはあくまでも佐世保市だけの話。例えば、佐世保市ではなくて、県内のほかの地域に住みたいという時に、やっぱり自治体を越えたところの定住のあっせんなどを県がやるべきではないかなというふうに私は思います。

また、基地経済につきましては、一説によれば1,200億円くらいあるんじゃないかというような話もあるとおり、この基地経済というものは、本県にとりましても非常に大きな経済効果をこれまでも発揮しており、欠かすことのでき

ない経済の一つであります。そうしたこの基地経済をしっかりと地元に取り込んでいこうということ、これもやはり県の中で積極的に取り組んでいただきたい。

現在は、この2つの事項につきましては、産業労働部が担当しておられるわけですが、申すとおりに、これだけの自衛隊の方がいらっしゃる。県の人口の約1%ぐらいが自衛隊の方なんです。そういう特別な枠があるわけですから、その窓口というものは、やっぱり県の危機管理監がしっかりとイニシアチブをとってやっていただきたい。要は、有事については、これまでもしっかりやってこられたけれども、平時の部分について、やはりしっかりやることが必要ではないかというふうに強く感じているところであります。

もう一つ、昨今の自衛隊の中で一つの大きな平時の仕事といたしまして、訓練基盤を整備することが非常に重要になってきております。せんだって、知事も3つ目の水陸機動団の連隊の誘致を防衛省に働きかけをされましたけれども、この既存の部隊を含めて、どこで訓練を行っていくかというのは、これは各市あるいは町だけでは、なかなか難しい問題ではないかと。やはり市町を超えたところで連携を取っていかなければならないという意味では、当然、県がその音頭を取っていただきたいなというふうに思うところであります。

そうした新たないろいろな仕事も出てきておりますので、もう一度、業務につきましては見直すことが必要ではないかなと考えるところでありますけれども、危機管理監の見解をお聞きしたいと思います。

【近藤危機管理課長】いろいろご指摘をいただきました。平時の仕事というような中身で再就

職支援とか、基地があることによる県内発注と申しますか、経済面のことについても大事な業務でございます。

ただ、現状としましては、そういったものを全て一つの課で、例えば、そこを私どもの危機管理監で担うというよりも、それぞれ一番適した、その業務に見合うといえますか、その業務が一番効果的にやれるそれぞれの所管部局で行っているものと認識しておりますので、再就職、そして経済的なものにつきましては産業労働部が担う、そして、例えば、佐世保港のまちづくりに係るところにつきましては県北振興局が担うとか、そういった今ある部局の中での確に対応することによって、私どもは、そこを横串を刺しながら、佐世保市と各部局の連携を十分取りながら、最終的に国の窓口というような形で国への要望というのは私どもが責任を持って強く要望していくというような対応を取っているところでございます。

また、訓練基盤の部分につきましては、やはり国防に関わることであろうかと思っておりますので、県で訓練先というようなものをあっせんするというよりも、国が、ここというようなことの候補があって、そこが県有地であれば、協力をしていくと、そういうような立場であろうかと認識をしているところでございます。

【宮島委員】少し認識が違ふようでありますけれども、まず、危機管理監の方で受けてもらって、それを適切な必要なところと連携をしていくというならわかるんですけども、それぞれの部署があって、それを横で、横でという言い方は失礼かもしれませんが、見ながら横串を刺すというような話ではなくて、やっぱり積極的に、まずは一義的に話をして、その中で仕事を分けていくというのが通常の話ではない

かというふうに私は思います。

それと、午前中、田中委員もご指摘をされたとおり、佐世保の港のすみ分けの問題も、何十年も放置されている問題についても、本来は県も積極的にこの問題に当事者として佐世保市と一緒に取り組んでもらいたいというような思いもありますので、そうした意味から、業務内容については、もう一回しっかりと精査をしていただきたいと思いますし、それに伴う室、あるいは課の設置というものを要望したいと思います。

このことにつきましては、組織論でありますので、危機管理監に申し上げるのは少し酷なことかと思っておりますので、総務部長にお尋ねをしたいと思っております。

私は、行政改革にさおを差すつもりはございません。午前中、話がありました行財政改革推進プランを積極的に推進してもらいたいというふうに思います。

したがって、仕事のないところに、いたずらに体制を増やせというような考えは、毛頭持っておりません。しかしながら、まず、お考えをいただきたいのは、先ほど来申し上げますとおり、もう一度、業務の内容について見直しを行っていただきたいということが1点。

それと、先ほど申し上げましたけれども、せんだって、知事が防衛大臣にお会いになられて3つ目の水陸機動団の連隊の誘致をお願いされたと、非常にいい感触を得られたということでもあります。誘致をする以上は、それに伴うやっぱり協力もしなければならぬということでもあります。何せ、全国に3つしかない水陸機動団の連隊が全て本県に存在するということになるわけですから、既存の部隊を併せて、そうした協力体制もしっかりつくっていかなければ

ならない。しかし、その体制をつかさどる担当が一つの班であるということであれば、いささか心もとないのではないかなという感じもいたします。

そういう意味では、冒頭、確認をさせていただきましたけれども、いたずらに人数を増やすという話だけではなくて、やっぱりその構え、看板も必要ではないかなというふうに思うんです。そのために基地対策室なり課の設置というものが必要であるというふうに考えますけれども、現時点での総務部長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

【大田総務部長】自衛隊に対する業務の在り方といいますか、組織のことについてのお尋ねでございます。

私自身、今、業務をつぶさに認識しているところではございませんけれども、そもそも組織論としましては、不断の見直しをするべきものだと思っております。

ただ、その中で課という箱をある意味設けるのか、あるいは先ほど委員ご指摘いただきました連携の在り方を考えるのか、あるいは窓口をどこが設けるのか、そういったやり方というのは複数あるんだろうと思っております。

今、ご指摘をいただきましたとおり、今後の業務の内容につきましては、変化も生じると思っておりますので、まずは、そういった事象に対しましてどのような形で県として臨むのがいいのかといったところを原課、原局の方で検討いただきまして、その検討の結果を受けまして総務部としましても、先ほど申し上げました組織の不断の見直しというところがございまして、どういった形がいいか一緒に考えまして、必要があれば、そういった改正をしていきたいと考えております。

【宮島委員】ぜひ前向きにご検討いただきたいと要望したいと思います。

いずれにいたしましても、既に本県は九州では沖縄県に次いで防衛の大きな重要な拠点であるということは、これは論をまたないことだと思います。島嶼防衛や、あるいは第一列島線の防衛、こうした意味で本県が非常に重要な役割を今後も担うということは、間違いがありません。

したがって、それに伴う組織をつくるということは、やはり県の大方針に関わることでありますし、政治判断でもあろうかと思っておりますので、ぜひ上の方にもしっかりとそのことをお伝えいただきたいと重ねて要望を申し上げまして、質問を終わります。

【大場委員長】室内換気のため、しばらく休憩いたします。

午後3時55分より再開いたします。

-----  
午後 3時41分 休憩

-----  
午後 3時54分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【田中委員】通告しておりましたすみ分けの早期実現に関連して質問いたします。

先般、佐世保市からいろいろ要望を受けて、再確認をしながら相当ハツパをかけられましたのでね、佐世保市から。今日は厳しい質疑になると思うので、よろしくお願ひします。

まず、具体的にいいますと、すみ分けの最たるもので、前畑から針尾への移転、平成23年1月に日米合同委員会で合意された。これは大変なことだったんです。それまで全然、米国さんは話ののってこなかったから。合意してくれた後、ようやくこれで進むと思ったら10年経過し

て、何も具体的な進展はない。なぜ進展しないのか。県はもう少し前面に立つべきだと思うので、見解を聞かせてください。なぜ進展しないのか、10年間。

【近藤危機管理課長】確かに、平成23年の合意以降、国の方も少しずつ動きをされているということではございますが、目に見えた具体的な動きには、至っていないという現状でございます。まず施設の現況の調査、そして安全確保の調査の後、施設配置の検討の調査というようなものを、それぞれ予算をつけながら調査をし、昨年度からは工事用道路の検討を行っているというところでございます。少しでも早く実現するために、私どもも国に要請活動を行っているところではございますけれども、さらに実現に向けて動くように強く要望を重ねてまいりたいと思っております。

【田中委員】日米合同委員会の合意から10年で、その前があるんですよ、50年来。もっと言うと佐世保市における戦後処理みたいな一面もある、6項目の関係でいうとね。なんか長崎県が中に立った実績がありますか、返還に関しての実績が。戦後、ずっとやってきているんですよ、返還6項目ね。昭和46年、それから平成10年には新6項目になったけれどもね。うまくいったこともありますよ、幾つかはね。長崎県が中に入って実績がありますかということを知りたい。

【近藤危機管理課長】県そのものは、表に立ってと申しますか、立場上のことは、実質、私が資料を見る限りはないところでございます。佐世保港そのものは現在は佐世保市で管理をされている関係もあろうかというふうに考えているところでございます。

【田中委員】余りいいかげんなことを言ってもらっては困るね。なんか管轄外みたいな話だも

んね、聞いていると。長崎県の仕事じゃないみたい。佐世保市にとっては大変な問題なのよ、基地問題というのは。長崎市における原爆問題とよく対比されるけれども、原爆はずっと処理的な形でやっているけれども、佐世保市の基地問題は、現在ありながら、どうするかという話なんです。ずっと協力してきてるんだよ、国策に。それに対して県は、50年たっても佐世保市が解決できないことを、解決策を示してください、県でできることを示してください。

【近藤危機管理課長】実際、佐世保港は米海軍も佐世保に基地を持ち、国防上のこともされている。そして、自衛隊もいるというような中で、佐世保市におかれては共存という友好関係の中で国防にも協力しながら対応されているということは十分承知をしており、県としても非常に重要な課題という位置づけでございます。

ただ、事業を行うのは、あくまでも国が事業を行っていただくということになりますので、そこは佐世保市と意思を同じくして連携しながら、国に早急なすみ分けというものの働きかけをしているというような状況でございます。

【田中委員】一緒になってやってきたというような話だけれども、私も議長の時に経験した、国への陳情ね。佐世保市の陳情なんて、そんなに重要視してない、県は。もう6年前、7年前かもわからんけれども、今はどうか知らないけれども、当時は私はそういう考えを持って県にいるいるクレームをつけたことがある、もう少し真剣にやってくれよと。実績がないじゃないの、これは県が中に入ってちゃんと解決しましたというのは。あれば聞かせてほしい。もう戦後75年、46年の問題からしても、もう50年だ。どうですか、県は。

【近藤危機管理課長】県として目に見えて誇れるようなものを申し上げるようなことはできま

せん。ただ、今、でき得る限りあらゆる機会を通じて要望しているところでございます。せんだって、知事が水陸機動団の誘致で上京して自衛隊に対しての配置の要望を行いましたけれども、併せて、その前後には、佐世保港のすみ分けも含めた形での要望を、危機管理監以下、防衛省の所管のところに行って要望をいたしております。

【田中委員】基地問題というと、自衛隊の基地もあるから、それはそれでいいけれども、やっぱり米軍基地ですよ、日米合同委員会、防衛省じゃなくて外務省。そこら辺の問題で、やっぱりもう少し真剣に県は取り組んでくれなければ、永遠に佐世保市の基地問題は解決しない。要望しておきたいと思います。

具体的に言うと、先ほどちょっと出てきたけれども、工事用道路ぐらい早急に造らなければ工事なんかやれない。10年たってもやる気がない、工事用道路もできないんだから。やろうともしない、路線も決まった、用地が進んだとかいう話も聞かない。工事用道路の予算がついたという話も聞かない。どうですか、県の見解は。

【近藤危機管理課長】工事用道路につきましては、令和3年度予算で基本設計の費用という形で1億7,600万円、国が予算化しております。ただ、ルートの方が、今、6案のルートを示しておりますけれども、佐世保市と連携して、今、こちらの方としては早岐射撃場付近を通る案というようなものを国に進めてもらうように、働きかけをしているところでございます。

【田中委員】工事用道路に関して言うなら国有地も関係するだろうから、それはうまくいくかもわかんない。ただ、民有地が大半ですから用地買収から進めなきゃいかん。10年たって工事用道路ができるかなと私は思っている。それが

らでないといふ事はできないよ、本当の工事は。だから、工事用道路が早急に進展するように県としても頑張ってもらわなければ、工事用道路。

それから、もう一つ新たな問題として佐世保市から提案された埋立土砂ですね。近くに国有地、私有地、民有地があるので、ぜひ使ってほしいということの見解については、どうですか。

【近藤危機管理課長】 実際、安久ノ浦湾を埋め立てて前畑弾薬庫の移転ができるということになりますので、早急に安久ノ浦湾を埋め立てる。埋め立てるためには、その土砂をどこから持ってくるかというところで、委員ご指摘の背後地と申しますか、隣接地の国有地、市有地、一部民有地というものを市から提案されて、それが一番効率的で、しかも早くできると。早急に実現するためには、そこが一番理想だということの提案を受けております。

私どもとしても、佐世保市と連携して国に働きかけているところでありますが、国の方からは、まず、どれくらい埋める必要があるのか、その配置の検討結果がまだ日米の合意ができていないということで、土砂をどこからどう持ってくるかということもまだ議論が進められていないということでございますので、そうしたところを早く実現していただくよう、さらに要望を重ねてまいりたいと思っております。

【田中委員】 今の話は、日米の合意ができてないと言うけども、日米合意はできてるんだ。具体的な工事の関係でアメリカの合意を得る必要はないと思うけども。日米合意は、もう返還にちゃんと合意ができて進んでいるわけだから。

時間の関係で先に進みますけども、私も十数年前にも話をした、これが決まった時にね。あそこに早岐射撃場があって、10万坪あるよと。民有地を入れると20万坪の大工業団地ができるよと、土砂はすぐ安久ノ浦湾に持っていける

じゃないかという話をした記憶がある、その時は進まなかったけど。ぜひそういうことで進めてほしいと思います。

2点目は、制限水域の返還緩和。佐世保湾は自由に使えないんですよ、8割以上、365日24時間立入禁止なんだ、そういう制限があるわけだから。だから、どうかしてもらわなきゃいかん。漁業者の人が大変だ、漁業なんかできないわけだから。これについては、もう戦後ずっとのお話なので大変なことであるんだけど、何らかの形で生活補償的なものをしてやらなきゃいかん。一時期あったんですよ、水面下でね。漁協に対して防衛施設庁からお金が回ってるという話はあった、でも表に出てこなかった。現状どうなっているかわかりますか。

【近藤危機管理課長】 制限水域の件につきましては、新返還6項目の最後の項目で、いまだ解決されてない重要な課題という認識はございますけれども、今、委員ご指摘の状況については、大変申し訳ありませんが、承知をしております。

【田中委員】 承知をしてないで済ませられればいいけども、承知をしなきゃいかんよ、県は。佐世保市の基地問題について大きな捉え方をすれば、表に出ないことがいろいろあることは私たちも知っているけれどもね。基地交付金というのがあつた。あれはしかし固定資産税の代替措置だからね、代替措置でも少し率が悪い。100分の1.5かなんかの形でね。だから、基地交付金的な算定基準をつくって、やっぱり何らかのことはしなければ。制限をして、何もしなくて、戦後もう七十数年そのままというのはおかしい。これはもう時間の関係で、聞いても仕方がないので要望だけしておきたいと思うけれども、制限水域の問題。

それから最後に、今、宮島委員から話が出て

た基地問題に対する県の対応です。窓口課の設置、今やっているのは、やってもらっているけれども、どこがやっているかあんまりわからんね、基地問題は、危機管理監の下でやっているのはいいけど、室か何か、課とまでは言わないけれどもね。調べてくださいよ、過去において、平成7年、私が県に来て一般質問をしたら、当時の知事は国際課というのをすぐつくってくれた。初代課長はわかるでしょう、中村法道氏だよ。国際課というのをつくって、そこで基地問題をやる。姉妹都市との交流窓口で基地問題をやってたんだ、県は。そんな、姉妹都市の交流と基地問題と一緒にしたらおかしな話だぞと言ったら、国際課というのをつくってね、聞いてくださいよ、知事に、初代課長だから。しかし、いつの間にかなくなってしまった。基地問題は解決はしてない、ほとんどね。国際課はなくなった。そういう歴史があるのでね、やっぱりもう少し県は佐世保市の最重要課題である基地問題について、もう少し頑張ってもらわないと先に進まない。ぜひ、先ほどもあったけれども、課とはいわなくても室でもいいから対応してほしいという感じがします。

なぜかという、米軍問題なんですよ、自衛隊の問題だけじゃない、基地でもね。米軍基地の対応については、先ほども総務部長に見解を求めていたみたいだけれども、総務部長、調べてみてください、過去の経緯を、なんで国際課がなくなったのか、せっかくつくってくれて基地問題を扱っていたのに。基地問題は解決しない、国際課はなくなる。私も27年、県の経験があるけれども、ほとんど進んでない、この佐世保市の懸案の基地問題は、佐世保市の要望からすると、どうだろうか、2割もいかないだろうね、1割ぐらいだろうね、幾つかあります、返還してもらったのがね。しかし、最たるものは、

今は前畑の針尾移転だから。これがもう日米合同委員会で決まってから10年たって一步も進まない、具体的にはね。私は県の責任を追究したいぐらいだ。それは佐世保市のことですから、私たちはという対応はしてほしくない。佐世保市も比較的、県に頼らんで独自でやってる。それに甘えてやってもらっては困るのでね。佐世保市の懸案事項は長崎県の懸案事項だ。50年来の未解決ということをぜひ解決してほしい。せっかく私も総務委員会に来たので、あと何回か委員会があるので、この問題はいろいろと話をさせていただこうと思います。

総務部長に課か室の基地対策の県の対応については再考をお願いしたいと思ってます。先ほど答弁があったから答弁は要りません。終わります。

【宮本副委員長】お疲れさまです。私からも通告をさせていただいておりましたので、議案外の質問をさせていただきます。端的に行いますので、よろしく願いいたします。

1点目が新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、救急搬送についてです。

新型コロナウイルス感染症が続く中で、報道等でよく見るのが、全国においては病床が満床になっていると。コロナ対象のため病床が満床になっており、通常の救急受入れ、救急搬送を拒否される事例があるという報告が全国であります。

この救急搬送困難な事例が、ここ長崎県においても実際にあっているのか、あっているとすればどれぐらいの規模あっているのか。まず、そういったことをお聞きしたいと思います。

【宮崎消防保安室長】新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、医療機関における救急患者の受入れが困難な事案が昨年から増えてき

ているということで、総務省消防庁におきまして、1人の傷病者につきまして4回以上の受入れの照会かつ現場滞在時間、救急車が現場で滞在して照会するわけですけど、この時間が30分以上になる事案について、救急搬送困難事案と位置づけまして、昨年度から県庁所在地など52の市町の消防に調査を依頼して行っております。

それによりまして、長崎市消防局管内におきましては、今年3月29日から6月27日の間に63件、発生いたしております、これは昨年同時期の37件に対して1.7倍に増加しているところでございます。

また、総務省消防庁の調査対象ではございませんけど、佐世保市も独自に調査いたしております、こちらはこの時期に107件ございまして、昨年同時期の82件に対して1.3倍に増加しているところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。救急搬送困難事案ということでご説明いただきまして、受入れ照会回数とか滞在時間、そういった要件があるということも確認をさせていただきましたと同時に、長崎市と佐世保市においては、事案が発生している。昨年同時期に比べて長崎で1.7倍、佐世保市消防局では1.3倍ということでした。

この事例の中において、どう言いますか、死亡とかそういったことはなかったと思いますが、非常に危険な状態になったというような事例の報告があてれば教えてください。

【宮崎消防保安室長】具体的な報告は受けておりません。

【宮本副委員長】ありがとうございます。こういったことが起こらないような形で対策を取っていただきたいと思っております。

本来の救急業務について、このようなコロナ

禍の中における救急搬送、救急業務についての取組があれば教えていただければと思います。

【宮崎消防保安室長】こうした救急搬送困難事案が増えますと、当然、救急車の出動中の時間が長くなるわけでございますので、傷病者の健康状態の悪化が懸念されますとともに、次の搬送要請に応えるのがなかなか難しくなってくるという問題もございます。

市町消防におきましては、搬送要請があった時に対応可能な医療機関がどこなのかという情報を知るための、これは県が実施しております長崎県救急医療情報システムなど、こうした情報共有のシステムを活用しながら、速やかな医療機関の決定に努めているところでございます。

また、佐世保市では、搬送要請の多い地域に救急車の配置を変えるなどの工夫をしたり、また、長崎市におきましては、もともと救急需要というのは、ずっと増加してまいりましたので、この救急需要増加に対応するために救急車の増隊を考えていたわけですが、ちょうどその時期がコロナの拡大にぶつかりまして、そうした救急車の増隊したものをコロナ対応に活用したという話も聞いております。

部長説明にも書いておりますように、県におきましても、新型コロナウイルス感染症患者の病床を確保するための広域搬送のための搬送手段の調整なども私ども消防保安室で行ってきたところでございます。今後もこうした要請があれば迅速・的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。本県においては、病床逼迫というのは、今の段階では見受けられないと思えますけど、先ほどおっしゃったような対応というのは必要であろうと思っておりますので、今後も注視していただきたい

と思っております。

2点目です。災害発生時の避難所における感染症対策について。これ、先ほどからずっと出ておりまして重複する部分もあるんですけども、1点だけ、確認の意味でお伺いいたします。

今から災害があって避難所開設というのが出てくるかと考えております。感染症対策について、いま一度確認の意味を込めて質問させていただきます。

【近藤危機管理課長】避難所の開設・運営につきましては、市町の所管になるものでありますが、これまでも市町は避難所の定数の見直し、受付時の健康管理、避難所の衛生管理、発熱者の専用スペースの確保など、感染予防対策を行っておりますので、チェックリスト等に基づき、今後も感染症対策を取っていただくようお願いをしているところです。

併せて、昨年度のコロナの臨時交付金を県も活用しまして、段ボールベッド、間仕切りのほか、空調設備、換気のための資機材を県で購入しましたので、各市町に必要な数を調査し、貸与しておりまして、そういった対応策というものも進めていただいているところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。各市町と連携を取って対応していただければと思います。

3点目、防災道の駅について確認いたしますが、先般、「させぼっくす99」、佐世保市内にあります道の駅が防災拠点、災害時活動拠点の防災道の駅になったという報道がありました。県内で唯一の選定ということであって、うれしいこと、すごいなと思って見ておりましたが、ここは地域の相浦の方々の避難所でもあります。しかしながら、狭いんですね、入る方がですね。

この災害時活動拠点になって、逆に地域の方々が入れなくなるんじゃないかなということをおっしゃっているんですが、収容については可能なかどうかを危機管理課長にお伺いいたします。

【近藤危機管理課長】指定避難所の指定につきましては、市が指定いたしますので、今回、道の駅に選定されたということで市に確認いたしました。指定避難所の指定は、そのまま継続して避難所として取扱うということでございます。

この国交省で創設された防災道の駅につきましては、趣旨としては、災害が非常に激甚化といたしますか、被害が多く及ぼされ、警察、消防、自衛隊が拠点的に活動する場所のスペースで利用するため選定されているところであります。ですので、駐車場がかなり広いところ、それに伴う施設整備ができているところを選定したというところでございます。

そういった時には、実際、避難所との併用というところについては、別のところに移転していただくことはあるのかもしれませんが、直ちに、その場の台風なり大雨なりをしのぐ、難を避けるための避難所というのは、そのまま継続して使用可能かと考えているところでございます。

【宮本副委員長】具体的にご説明いただきまして、ありがとうございます。確かに、駐車場は広く取っておりますけど、常時止まっているという懸念もありますので、今後も課題かなと思っています。

ちなみに、今後、こういった形の道の駅というのは、県でも追加指定が考えられるのかどうか、他部局との連携にもよるんでしょうけど、考えられているのかどうかだけ確認させていただきます。

【近藤危機管理課長】この防災道の駅というのは、国交省が最終的に選定をしたところでございますが、その前段では、県の土木部で推薦をしたというふうに聞いております。土木部にも確認いたしましたけれども、今後の追加指定というのは、今はまだわからないというところで、現在、36道府県で39か所、初めて選定された。そのうち長崎県で唯一、「させぼっくす99」が選定されたということでございます。今後の状況については、土木部等と連携しながら注視してまいりたいと思っております。

【宮本副委員長】ありがとうございます。こういった形で災害拠点の活動の場になるということで、地域貢献という思いもあるのでしょうかから、また土木部と連携を取っていただければと思います。

最後に1点だけ、その他になりますけれども、総務部局内に新型コロナウイルス感染症の対策戦略チームがあるということから、ちょっと質問いたします。

本日の感染者数はゼロで少なくなっているんですが、先週まで佐世保市において、ちょっと出ていたという状況があります。知事会見等もあって、ちょっと佐世保が多いということがありました。対応について戦略チームとして佐世保市に対する、増え続けている一報があったんですが、県として何らかの対策を市の方にやっていたのかどうか、連携が取れていたのかどうか、それをまず確認をさせてください。

【伊達総務部次長】我々、戦略チームといたしましては、日々の感染状況を分析しながら、必要な対策を講じておるわけでございます。もうご承知のとおりであろうかと思いますが、4月20日頃から本県の感染状況が非常に拡大いたしまして、特に長崎市におきましては、1日50

人を超えるような感染者が発生し、病床使用率も100%を超えるというような状況の中で、我々といたしましても、飲食店への時短要請でございますとか、連休明けには国に対してまん延防止等重点措置の要請でございますとか、そういうふうなところまで対応を講じてきたわけでございます。

一方、佐世保市の状況でございますが、佐世保市は、5月までは感染者が比較的落ち着いた状況が続いておりました。しかし、6月に入って飲食店を中心に感染が拡大してきたわけでございまして、一番多かったのが6月5日時点でございます。この時点では、新規感染者数も1週間に65名、病床使用率も約40%というような状況でございました。それ以降は徐々に落ち着きを取り戻しておりまして、直近では、7月5日時点でございますが、新規感染者数も週32人で、週10万人当たり9人、病床使用率も22%程度というところまで回復しております。

こうしたことから、我々といたしましては、佐世保市は長崎市のように急激な感染拡大というような状況ではありませんでしたけれども、ただ、飲食を中心に感染事例がどうしても継続して発生して、なかなか収束に至っていないというような状況でありましたので、これは先般、佐世保市民の皆様に対しまして、より一層の危機感を持っていただくというようなことで、改めて感染リスクの高い飲食の場における注意喚起を行ったということでございます。

ですので、これまで佐世保市に対しては、県下に出しておりましたような基本的な感染防止対策をはじめとした様々な感染防止対策を講じていただくよう要請しておりましたし、その都度、佐世保市に対しても、そういった情報を共有してきたところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。様々、対応をされておられたんでしょう。昨日、5日に佐世保観光飲料組合の方々が、佐世保市に対して、「新型コロナウイルスの影響により甚大な被害を受けている飲食事業者への支援に係る要望書」を手渡されています。新聞報道にもありましたが、この中で7項目の要望がっております。

要は、先般、知事会見が開かれました。その時の知事のご意見、そしてまた、県の対応について様々な感情が出てきているというのも事実であります。私のところにも、いろいろなお声をいただきました。「飲食店を見放すのか」とか、「佐世保市は長崎県ではないのか」とか、いろいろなご意見をいただいたんですね。

その中において、飲食業の方々が非常に苦しいと。もちろん、飲食店以外の方々ももちろんそうなんでしょうけど、人は出るな、人流を止めるという割には何の支援もないと、県からも何も無いという中で市の方に出されたという状況がある。これにおいて、今、感染者数は非常に少ない状況でありますし、病床も逼迫はしてないですけども、何らかの検討をしていただけないかというふうに考えております。

総務部長にお尋ねいたします。昨日の市への要望書はご覧になっていらっしゃるかもしれませんが、財政的支援というのは、非常に難しいのかもしれませんが、何らかの連携を取っていただきたいと思っております。市に対して財政支援というのが一番なんでしょうが、市もいろいろ考えてはおるんですが、県としても何か手助けできないか、最後に質問して終わりたいと思いますが、総務部長、いかがでしょうか。

【大田総務部長】先ほどご答弁申し上げましたとおり、佐世保市におきましては、主に飲食店

界限、あるいは海上自衛隊も含めてのところ、我々としても、経済を止めるということは、なかなかしたくないものですから、幾つかの会見におきまして、累次にわたりまして、そこに対する注意喚起を申し上げていたという状況でございました。

ただ、なかなかそれが下げ止まらないということにおきまして、ただ、一方で時間営業短縮という観点におきまして、やはり疫学上の対策として打つものでございますので、その基準には至っていないと。我々としても非常にむずがゆいといえますが、手の届かない状況だったと認識しております。そういう中で、先日、報道でも拝見いたしましたけれども、佐世保市に組合からご要望があったという状況、非常に苦しい状況ということをお伺いしております。

そういったところに関しまして、これまで県としましても、融資の拡大ですとか、あるいは第三者認証制度、これはお店を安心してご利用いただけるようにということでありまして、あるいは佐世保市では包括検査、あるいはそれに引き続くワクチンの接種の推進という対策に取り組んでいただいております。これはいずれも我々ともしっかり議論をさせていただきながら、保健所設置市としての役割の中で打ち出しているという状況でございます。

加えまして、今後の話としましても、Go To Eatキャンペーン、こちらはまだまだ余分がございますので、こういったところを何とか佐世保市界限におきましてもしっかりと使っていただけるような工夫をしていくといったところもあると思っております。

財政的支援につきましては、さっきおっしゃっていただいたとおり、区分けといえますが、線引き論と、あと財源論という面で厳しいとこ

ろはございますけれども、佐世保市としっかり協調しながら、国の施策なんかも動いてくると思いますので、そういったところもしっかり見据えまして適切な対策を打っていきたいと思っております。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、議案外所管事務一般についての質問を終わります。

次に、意見書審査を行います。

今回、「自由民主党・県民会議、自由民主党及び改革21」会派から、「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をいたします。

〔意見書文案配付〕

【大場委員長】それでは、浅田委員より意見書提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【浅田委員】ただいま、皆様のお手元にお配りいたしました意見書（案）について、説明をさせていただきます。

本意見書は、県が国に対し、政府施策要望を行っていることを踏まえ、地方財政の充実、強化が県政推進のためには大変重要であることから、毎年、この時期に提出をしております。

令和4年度の政府施策に関する提案要望における地方創生、人口減少対策に必要な財源措置の充実についてや、昨年の意見書をベースにしつつ、現在の動きを踏まえた構成としております。

内容を簡単に説明いたします。

1番から3番の項目は、基本的な事項として従前どおりの意見とさせていただきます。

4番と5番については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた十分な対策を求めるものであり、特に4番においては、政府施策要望と同様に、国に対して新たな財政措置を求めるなど、今回、追記をいたしております。

6番については、政府施策要望と同様に、地方創生の推進に必要な財源措置や地方創生推進交付金などの十分な予算確保を求めるものであります。7番については、会計年度任用職員制度に伴う財政措置を、また、8番については、地方の基金残高が増加しているとの理由だけをもって、地方交付税の削減を行わないよう、それぞれ継続して要請を行いたいと思っております。

以上、委員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】ただいま説明がありました「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】意見、質問等もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時36分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

「自由民主党・県民会議、自由民主党及び改革21」会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「自由民主党・県民会議、自由民主党及び改革21」会派提案の「地方財政の充実・

強化を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長一任でよろしく願いいたします。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時37分 休憩

-----  
午後 4時37分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時38分 休憩

-----  
午後 4時38分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時39分 休憩

-----  
午後 4時40分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見等はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員にご一任をお願いしたいと思います。

これをもちまして、総務委員会を及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 4時41分 閉会  
-----



# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月6日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 瀬川 光之 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 99 号 議 案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分	原案可決
第 100 号 議 案	長崎県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 101 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 102 号 議 案	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 107 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
報 告 第 20 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認
諮 問 第 1 号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	棄 却

計 7 件（原案可決 5 件、承認 1 件、棄却 1 件）

委 員 長 大 場 博 文

副 委 員 長 宮 本 法 広

署 名 委 員 浅 田 ますみ

署 名 委 員 坂 本 浩

---

書 記 坂 井 文 孝

書 記 原 口 佑 樹

速 記 (有)長崎速記センター